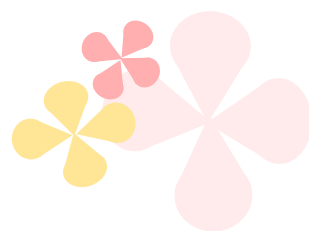


東大阪市
子どもの未来応援プラン
～未来への道しるべ～



平成30年3月

東大阪市



ごあいさつ

子どもたちは社会の希望であり、未来の力でもあり、また、成長過程を通じてさまざまなことを学び、一人ひとりが個性や能力を伸ばし発揮することができる、かけがえのない存在です。私たちは、本市で暮らす全ての子どもたちが、子ども時代の豊かな経験を糧に自分の可能性を信じて将来の夢や希望の実現に向かって前向きに挑戦し、未来を切り開いていけるように、さまざまな子ども・子育て支援施策を展開してきました。



しかし、今、生まれ育った家庭の事情等により進学を諦めたり、学習の継続が困難になるなど、いわゆる「子どもの貧困」問題がクローズアップされています。十分な教育の機会を得られず、一般的な経験もできないことから、大人になっても貧困の状態から抜け出せず、また、親から子どもへと世代間で貧困が続く「貧困の連鎖」も大きな社会問題となっています。

本市では、この問題に取り組むため、子どもたちの生活実態や置かれている状況を把握することを目的とした調査を行い、その結果をもとに「東大阪市子どもの未来応援プラン」を策定いたしました。

この計画は、「すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できるまち」を基本理念とし、子どもたちの生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に応じた切れ目のない施策の実施や、子どものみならず、その保護者の生活や就労を応援していくことにも視点を置き、全庁的な支援体制の構築を目指すものです。

これらの施策を実現するためには、庁内の関係部局が横断的・総合的に連携することはもとより、地域のボランティアや関係諸団体の方々にもご協力いただき、全市的な取り組みとして実施することが必要であると考えております。

結びに、この計画の策定にあたり、アンケートにご協力賜りました多くの市民のみなさん及び、東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の委員の方々に、心から感謝を申し上げますとともに、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 30 年 3 月

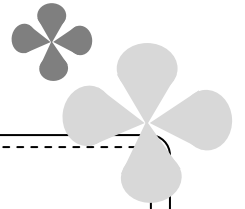
東大阪市長 野田 義和

目 次

第1章 計画策定にあたって	2
1. 計画策定の趣旨と背景	2
(1) 計画策定の趣旨	2
(2) 「子どもの貧困対策」をめぐる国の動向	3
2. 計画の位置づけ	4
(1) 法的位置づけ	4
(2) 関連計画との関係	4
3. 計画の対象	5
4. 計画の期間	5
5. 計画策定の体制	5
(1) 東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会	5
(2) 東大阪市子どもの貧困対策推進委員会	5
(3) 東大阪市子どもの貧困対策推進委員会ワーキングチーム	5
(4) 子どもの生活に関する実態調査の実施	5
(5) パブリックコメントの実施	5
第2章 子どもの生活に関する現状と課題	8
1. 子どもをめぐる現状	8
(1) 人口及び世帯の状況	8
(2) ひとり親家庭の状況	12
(3) 各種手当の受給数	14
2. 子どもの生活に関する実態調査概要	15
(1) 調査の実施概要	15
(2) 調査の結果概要	19
①世帯の状況（家計、収入、貯蓄等）	19
②子どもの学習、進路について	39
③子どもの生活面	60
④保護者の生活面（就労、つながり）	87
⑤子どもの居場所づくりについて	113
第3章 計画の考え方	134
1. 計画の基本理念	134
2. 基本的な姿勢	135
3. 施策体系（具体的な取組）	136
4. 指標の設定	138

第4章 具体的な取組	140
【施策の方向1】教育の支援 ～まなびを応援～	140
【施策の方向2】生活の支援 ～くらしを応援～	144
【施策の方向3】保護者に対する就労の支援 ～家族の応援～	151
【施策の方向4】経済的支援	152
第5章 計画の推進に向けて	154
1. 本市各部局の連携	154
2. 関係機関・団体等との連携	154
3. 「支援の見える化」と「つなぐ支援の強化」	154
4. 子どもの成長に応じた支援の提供	155
5. 計画の普及・啓発活動	156
6. 子どもの生活実態に関する調査研究等	156
7. 子どもの居場所づくり	156
8. 計画の進行管理	157
9. 計画の効果的な運用	157
東大阪市子どもの未来応援プラン策定について（意見具申）	159
資料編	162
1. 計画に関する条例、要綱	162
2. 東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿	168
3. 計画の策定過程	168
4. 子どもに関する制度・相談窓口一覧（平成30年3月現在）	169

第1章 計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と背景

(1) 計画策定の趣旨

今、「子どもの貧困」という言葉が社会の中でクローズアップされています。子どもの貧困とは、相対的貧困の状態です。暮らし 17 歳以下の子どもの生活状況を指しています。相対的貧困とは、国民をそれぞれの可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いた、いわゆる手取り収入）で順に並べたときに、真ん中（中央値）になる人の半分以下しか所得がない状態で生活している状況のことであり、この可処分所得の中央値の半分に当たる額を貧困線と言います。そして、子どもだけの等価可処分所得※を並べたときに、貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない子どもの状況を、「子どもの貧困」と呼んでいます。

厚生労働省「国民生活基礎調査」によると子どもの相対的貧困率は 1990 年代半ば頃からおおむね上昇傾向で、平成 24（2012）年には 16.3% となっており、日本の子どもの約 6 人に 1 人が貧困状態にあります。平成 28（2016）年の国民生活基礎調査では相対的貧困率は 15.6%、子どもの貧困率は 13.9% に改善しましたが、この時点においても OECD（経済協力開発機構）が 2010 年にまとめた子どもの貧困率の平均（13.3%）を上回っており、わが国の子どもの貧困は依然として深刻です。

子どもの生まれ育った家庭や環境は、子どもの生活や成長にさまざまな影響を及ぼします。子どもの学力や、特技、趣味や嗜好は一人ひとり異なりますが、それらが個性として尊重され、一人ひとりの将来の夢や希望の実現に向けて自分の可能性を信じ、前向きに未来を切り開いていく力を身につけるために、すべての子どもに等しく教育の機会が開かれていることが大切です。しかし、現実には生まれ育った家庭の事情等により進学を諦めたり、学習の継続が困難になる子どもがいます。そして、十分な教育の機会を得られなかったことにより、希望どおりの就職ができず、大人になってからも少ない所得で生計を立てざるをえなくなる場合があります。このように、子どもが生まれ育った家庭の経済状況を背景として、大人になってからも子どもにその貧困状況が続いていくことを「貧困の連鎖」と呼んでいます。

本市の将来都市像「夢と活力あふれる元気都市・東大阪」の実現を図るため、「子どもの貧困」をめぐる諸課題に真摯に向き合い、子どもたちが安全に安心して健やかに成長していけるように、子どもの生育環境の整備や教育を受ける機会の均等、保護者への就労支援等の総合的な推進を図る「東大阪市子どもの未来応援プラン」を策定します。

※等価可処分所得とは、世帯の可処分所得を世帯人員数の平方根で割った額のことです。

（２）「子どもの貧困対策」をめぐる国の動向

子どもの貧困対策を推進していく必要性を受けて、国は平成 26 年（2014 年）1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年 8 月には子どもの貧困対策を総合的に推進するために「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。

表：「子どもの貧困対策」をめぐる国の動向

年月	動向
平成 22 年（2010 年）	OECD が、OECD 加盟国の子どもの貧困率の平均を 13.3% と報告
平成 24 年（2012 年）	子どもの相対的貧困率 16.3%（国民生活基礎調査）
平成 26 年（2014 年）1 月	子どもの貧困対策の推進に関する法律施行
平成 26 年（2014 年）8 月	子供の貧困対策の推進に関する大綱閣議決定
平成 28 年（2016 年）	子どもの相対的貧困率 13.9%（国民生活基礎調査）

2. 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

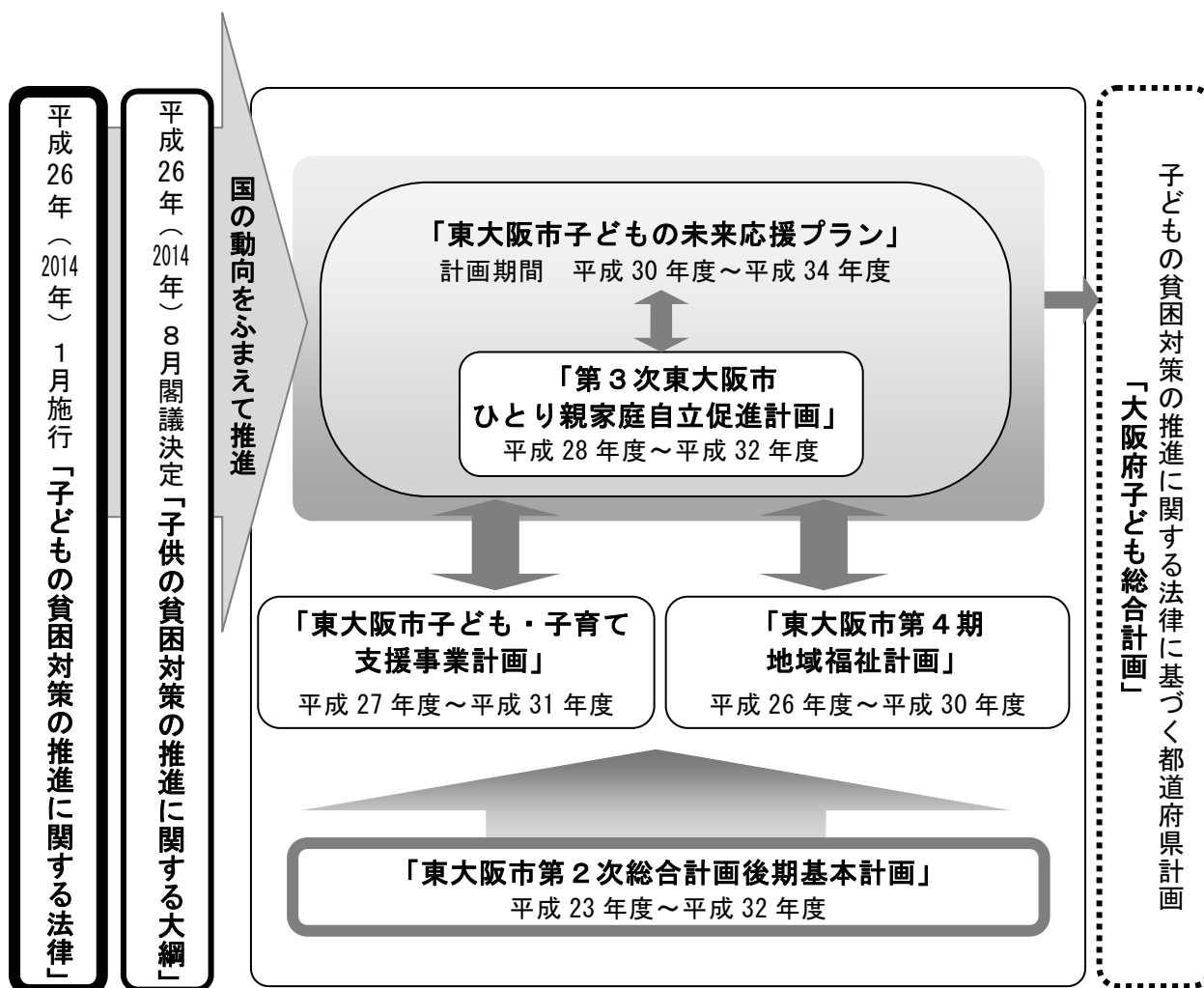
○この計画は、東大阪市における子どもの貧困対策を総合的、計画的に推進するための指針となるものです。

○この計画は、平成 26 年 1 月に施行した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき策定するものです。

(2) 関連計画との関係

この計画は「東大阪市第 2 次総合計画後期基本計画」を実現するための分野別計画のひとつであり、「東大阪市子ども・子育て支援事業計画」「東大阪市第 4 期地域福祉計画」「第 3 次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」等の各計画と整合性を図りながら策定するものです。今後、計画の推進にあたっても、これらの関連計画との連携を図って推進していきます。

図：関連計画との関係



3. 計画の対象

この計画は、18歳未満の子どもとその保護者を対象としています。

4. 計画の期間

この計画は、平成30年度を初年度とし、平成34年度を目標年度とする5年間の計画です。

ただし、子どもの貧困対策に係る国の方針や社会経済状況等の変動により、必要に応じて見直しを行う場合があります。

※この計画の策定時点（平成30年3月）で平成31年以降の元号が定まっていないため、平成31年度以降も便宜上「平成」と表記しています。

5. 計画策定の体制

（1）東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

この計画の策定にあたって、子どもや子育て家庭の貧困対策について検討し幅広い意見を求めるために、「東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」において、審議を行いました。

（2）東大阪市子どもの貧困対策推進委員会

この計画を策定するにあたり、子どもや子育て家庭の貧困対策について、保健・医療・福祉・教育・雇用等の庁内関係機関の担当者の相互連携を図るために東大阪市子どもの貧困対策推進委員会を行いました。

（3）東大阪市子どもの貧困対策推進委員会ワーキングチーム

子どもや子育て家庭の貧困対策について、庁内関係機関の担当者の相互の連携を図るため、東大阪市子どもの貧困対策推進委員会ワーキングチームで会議・検討を行いました。

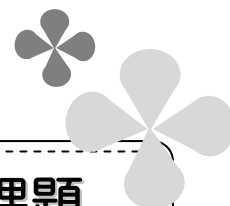
（4）子どもの生活に関する実態調査の実施

すべての子どもたちの将来が生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現を目指して、子どもたちの現状を把握し、支援を必要とする子どもやその家庭に必要な施策の方向性を導き出す基礎資料とするため、小学校5年生、中学校2年生、16・17歳とその保護者を対象に、生活実態やニーズを把握するためのアンケート調査を平成29年8月に実施しました。

（5）パブリックコメントの実施

この計画の策定にかかる情報を市民に提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、反映させるため、平成30年2月19日から平成30年3月19日までの期間、パブリックコメントを実施しました。

第2章 子どもの生活に関する現状と課題



第2章 子どもの生活に関する現状と課題

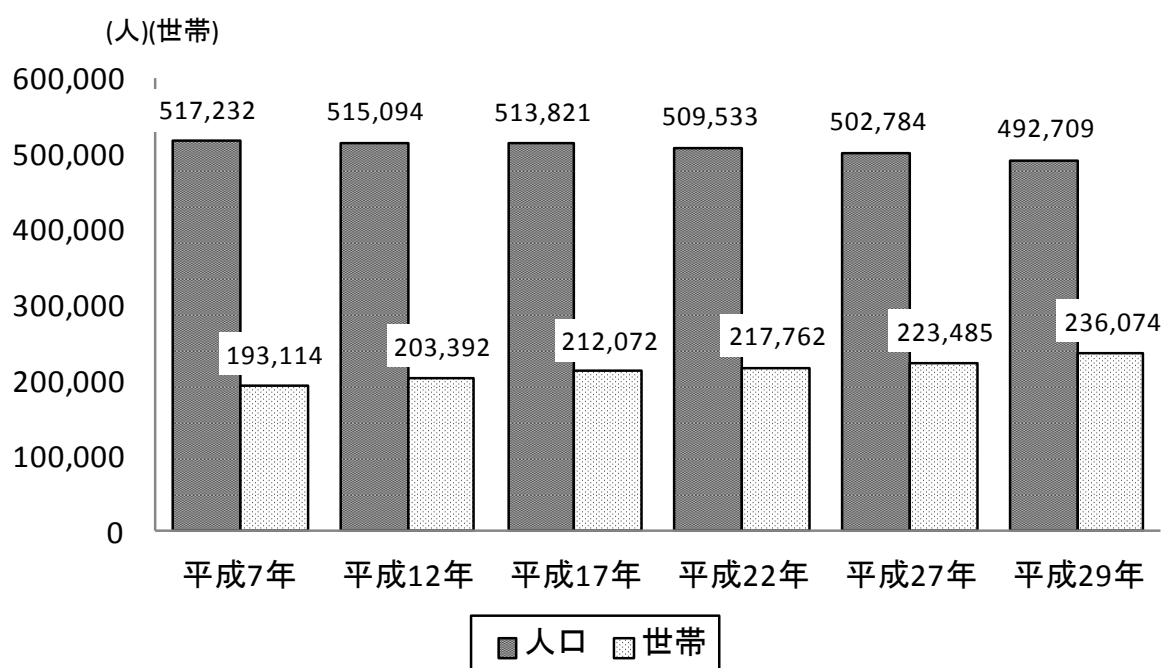
1. 子どもをめぐる現状

(1) 人口及び世帯の状況

①人口及び世帯等の推移

平成 29 年の本市の人口は 492,709 人、世帯数は 236,074 世帯となっており、人口は減少していますが、世帯数は増加傾向にあります。

図：人口及び世帯等の推移（東大阪市）

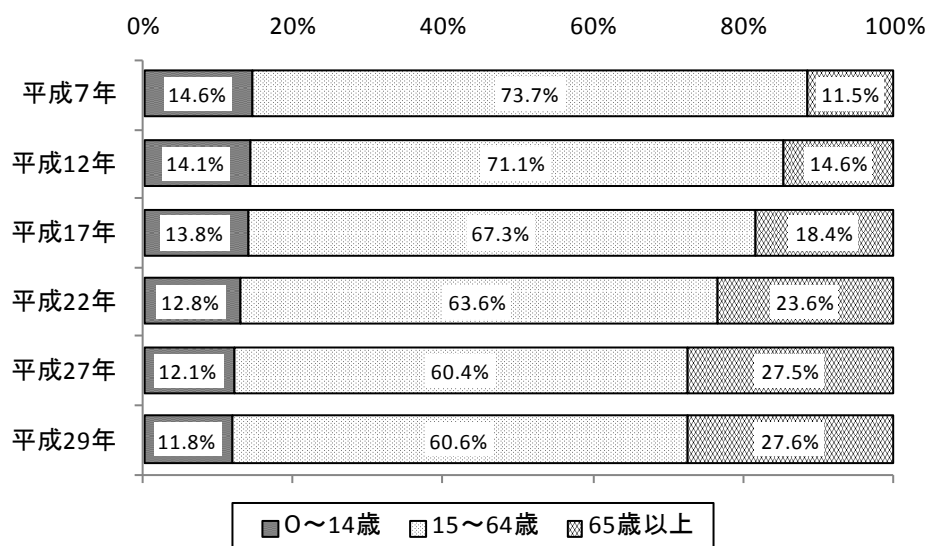


資料：平成 7 年～平成 27 年は国勢調査（各年 10 月 1 日現在）、平成 29 年は東大阪市行政管理部情報化推進室（平成 29 年 8 月 1 日現在）

②年齢区分別人口構成の推移

本市の年齢区分の割合をみると、「0～14歳」の割合が減少し、平成29年には11.8%となっています。一方「65歳以上」は増加を続け、平成29年には27.6%となっています。

図：年齢区分別人口構成の推移（東大阪市）

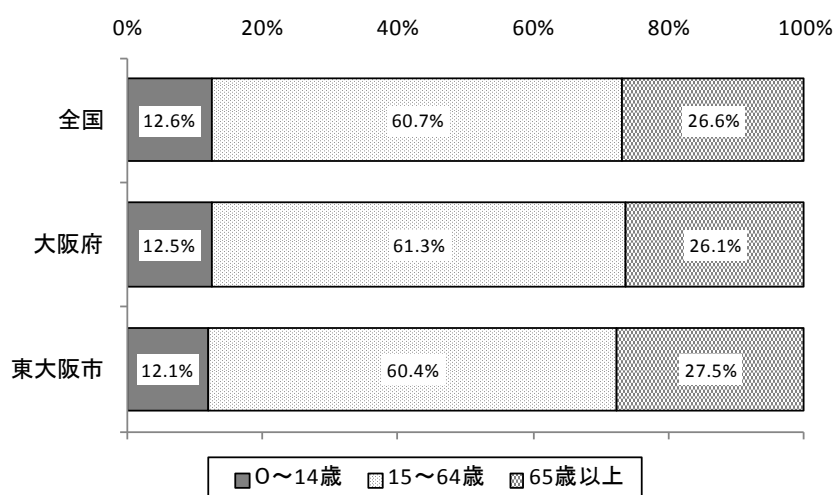


資料：平成7年～平成27年は国勢調査（各年10月1日現在）、平成29年は住民基本台帳（平成29年6月末現在）

③年齢区分別人口構成の推移（国、大阪府、東大阪市の比較（平成27年））

本市は全国や大阪府に比べ「65歳以上」の割合がやや高く、「0～14歳」と「15～64歳」の割合が低くなっています。

図：年齢区分別人口構成（国、大阪府、東大阪市の比較）

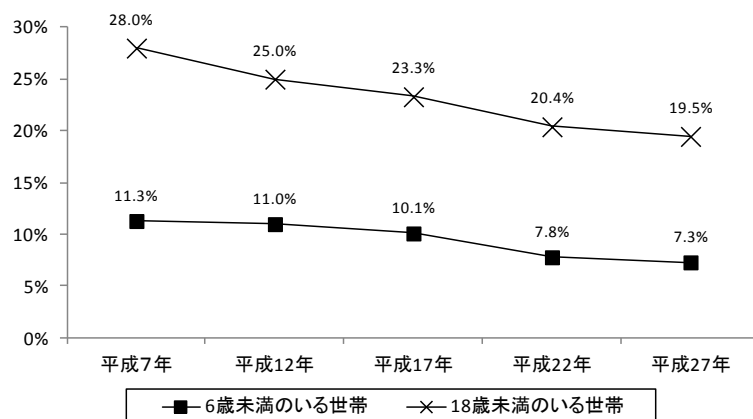


資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）

④ 6 歳未満及び 18 歳未満の子どものいる世帯の割合の推移

子どものいる世帯の割合は 6 歳未満のいる世帯も 18 歳未満のいる世帯も減少傾向にあります。

図：6 歳未満及び 18 歳未満の子どものいる世帯の割合の推移（東大阪市）



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

⑤ 6 歳未満及び 18 歳未満の子どものいる世帯の割合の推移（国、大阪府、東大阪市の比較（平成 27 年））

本市の 6 歳未満及び 18 歳未満の子どものいる世帯の割合を全国、大阪府と比較すると、平成 27 年の「6 歳未満の子どもがいる世帯」の一般世帯に対する割合は 7.3%となっており、全国に比べ 1.4 ポイント、大阪府に比べ 0.8 ポイント少なくなっています。本市の「18 歳未満の子どもがいる世帯」の一般世帯に対する割合は 19.5%となっており、全国に比べ 2 ポイント、大阪府に比べ 0.9 ポイント少なくなっており、東大阪市は全国、大阪府に比べ 6 歳未満及び 18 歳未満の子どものいる世帯が少なくなっています。

表：6 歳未満及び 18 歳未満の子どものいる世帯の割合の推移（国、大阪府、東大阪市の比較）

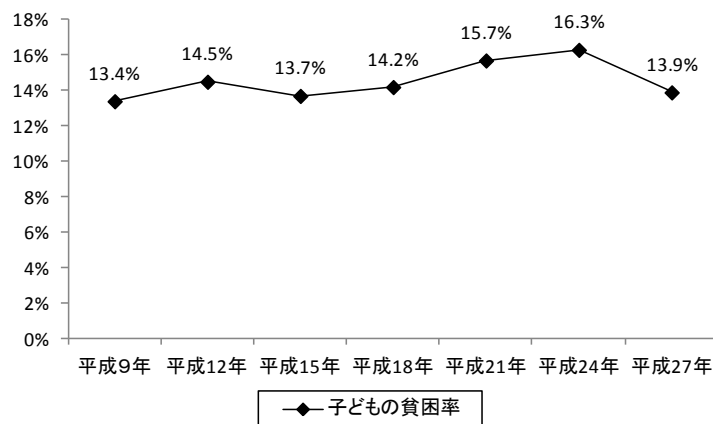
区分	東大阪市		大阪府		全国	
	平成 22 年	平成 27 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 22 年	平成 27 年
一般世帯数	217,564	223,227	3,823,279	3,918,441	51,842,307	53,331,797
6 歳未満の子ども のいる世帯	17,073	16,313	336,831	318,386	4,877,321	4,617,373
一般世帯に 対する割合	7.8%	7.3%	8.8%	8.1%	9.4%	8.7%
18 歳未満の子ども のいる世帯	44,410	43,464	826,999	799,568	11,989,891	11,471,850
一般世帯に 対する割合	20.4%	19.5%	21.6%	20.4%	23.1%	21.5%

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

⑥子どもの貧困率

国民生活基礎調査から、全国の傾向として、子どもの貧困率は平成 24 年までは増加傾向ですが、平成 27 年には 12 年ぶりに減少し、13.9%となっています。

図：子どもの貧困率（国）



注 1：貧困率は、OECD の作成基準に基づいて算出している。

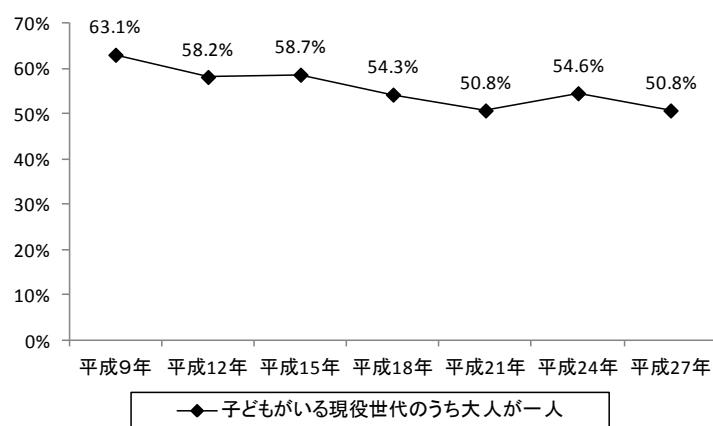
注 2：等価可処分所得金額不明の世帯は除く。

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

⑦子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率（国）

国民生活基礎調査から、全国の傾向として、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率は平成 24 年には一度増加していますが、減少傾向にあります。しかし、平成 27 年は 50.8% となっており、依然として半数を超えています。

図：子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率



注 1：貧困率は、OECD の作成基準に基づいて算出している。

注 2：大人とは 18 歳以上の者、子どもとは 17 歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯をいう。

注 3：等価可処分所得金額不明の世帯は除く。

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

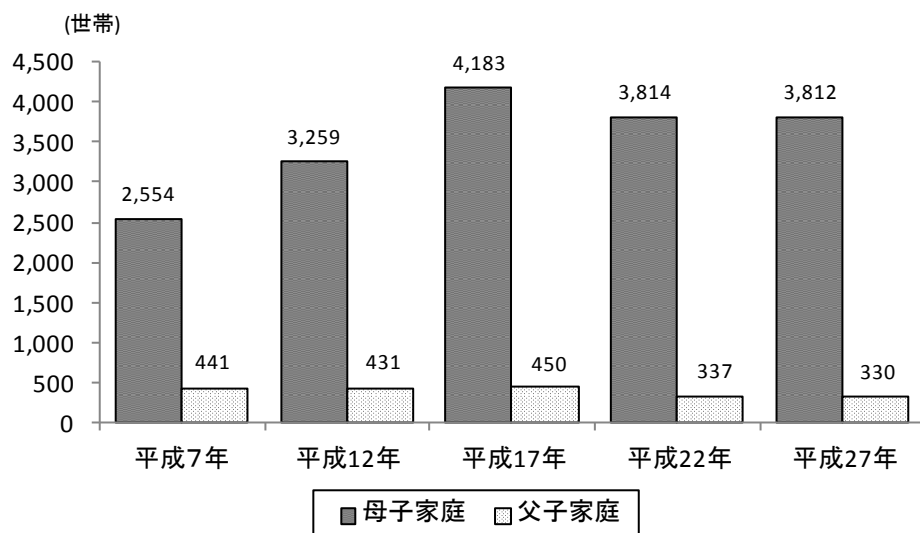
（２）ひとり親家庭の状況

①ひとり親世帯数の推移

ア．母子家庭・父子家庭の推移

本市の母子家庭数は平成 7 年から平成 17 年まで増加傾向にありましたが、平成 22 年には減少し、その後横ばいで推移しています。また、父子家庭は平成 17 年に増加がみられましたが平成 22 年以降は減少傾向にあります。

図：母子家庭・父子家庭の推移（東大阪市）

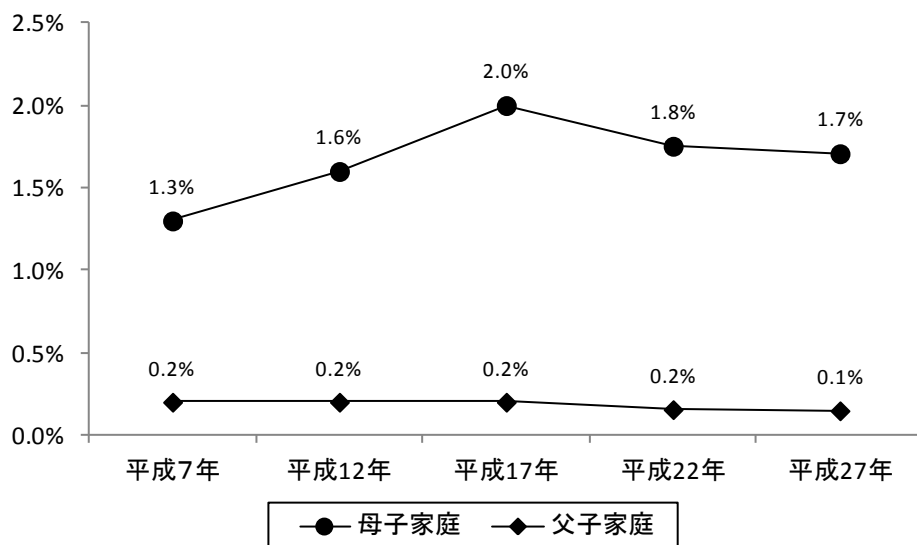


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

イ．全世帯に占める母子・父子家庭の割合の推移

本市のひとり親世帯は、母子家庭は平成 17 年をピークに平成 22 年は減少し、その後横ばいで推移しています。父子家庭は平成 7 年以降横ばいで推移しています。

表：全世帯に占める母子・父子家庭の割合の推移（東大阪市）



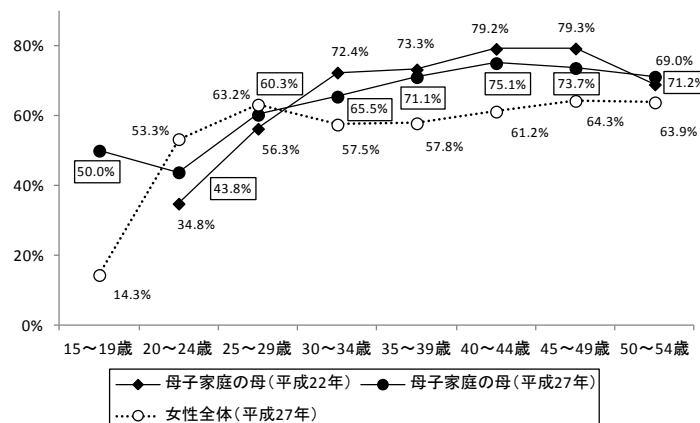
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

②ひとり親家庭の就業率

ア. 母子家庭の母と女性全体の就業率

本市の平成 27 年の母子家庭の母と女性全体の就業率を比較すると、母数の少ない 15～19 歳を除いて「25～29 歳」までは母子家庭の母の就業率が女性全体の就業率に比べ低くなっています。30 歳以降になると母子家庭の母の就業率が女性全体を上回り、女性全体の就業率がいわゆる「M字の谷」となる 30 代から 40～44 歳でも母子家庭の母の就業率は 6 割以上を占めており、35 歳以降は 7 割以上で推移しています。また、母子家庭の母の平成 22 年と平成 27 年を比較すると「25 歳～29 歳」までは平成 27 年の方が高くなっていますが、「30～34 歳」から「45～49 歳」までは平成 27 年が下回っています。

図：母子家庭の母と女性全体の就業率（東大阪市）



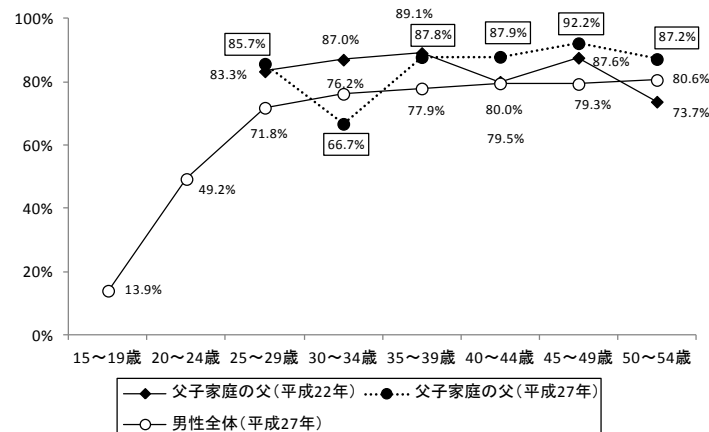
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

イ. 父子家庭の父と男性全体の就業率

本市の平成 27 年の父子家庭の父と男性全体の就業率を比較すると、「30～34 歳」を除いて父子家庭の父の就業率が男性の就業率を上回り、8 割以上となっています。

男性全体の就業率は 25 歳以降も緩やかに増え続けているのに対し、父子家庭の父の就業率は平成 22 年は 40～44 歳、平成 27 年は 30～34 歳で一度落ち込み、M字カーブのような特徴がみられます。平成 27 年の父子家庭の父の就業率は 66.7%となっており、平成 22 年の同年齢と比べて大きく低下しています。

図：父子家庭の父と男性全体の就業率（東大阪市）



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

（３）各種手当の受給数

①児童扶養手当受給資格者数

本市は児童扶養手当受給資格者数の合計は平成 22 年までは減少傾向にありましたが、平成 22 年 8 月より父子家庭に対しても児童扶養手当が支給対象となったことから、平成 23 年から平成 25 年にかけて増加しました。平成 26 年以降は毎年減少しており、平成 29 年は 5,764 件となっています。

表：児童扶養手当受給資格者数の推移（東大阪市）

単位（件）

		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
支 給	全額	4,163	4,205	4,235	4,127	3,946	3,749	3,427
	一部	1,785	1,763	1,724	1,738	1,793	1,789	1,901
	小計	5,948	5,968	5,959	5,865	5,739	5,538	5,328
支給停止		295	311	324	358	343	449	436
合計		6,243	6,279	6,283	6,223	6,082	5,987	5,764
対前年増減率		105.1%	100.6%	100.1%	99.0%	97.7%	98.4%	96.3%

資料：東大阪市（毎年 4 月時点）

②生活保護受給母子世帯数

本市で生活保護を受けている母子世帯数は平成 20 年から平成 24 年までは増加傾向でしたが、平成 25 年以降は減少傾向となっています。この傾向は大阪府、全国にもみられます。

表：生活保護受給母子世帯数の推移（東大阪市）

単位（世帯）

		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
東大阪市		1,874	1,921	1,835	1,737	1,656	1,460	1,314
	東福祉事務所管内	370	386	357	347	330	311	268
	中福祉事務所管内	613	621	583	554	554	457	403
	西福祉事務所管内	891	914	895	836	772	692	643
大阪府		7,404	7,389	6,576	6,332	5,564	5,224	4,797
全国		110,096	112,728	111,776	108,399	105,438	100,929	95,489

※大阪府の数字は政令市・中核市を除きます。

資料：東大阪市（毎年 3 月時点）

2. 子どもの生活に関する実態調査概要

(1) 調査の実施概要

①調査の目的

本市では、「東大阪市子どもの未来応援プラン」策定のために、子どもの生活実態と子どもたちが置かれている状況を把握するため、小学校5年生、中学校2年生、16・17歳とその保護者の方を対象にアンケート調査を実施しました。

②調査の概要

調査対象者：本市に住んでいる小学5年生、中学2年生、16・17歳とその保護者。

抽出方法：住民基本台帳を基に無作為抽出。

調査方法：郵送による配布、回収。

表 配布数及び回収数（回収率）

種類	配布数	回収数	回収率（％）
子ども（※1）	2,000 件	637 件	31.9％
小学5年生	1,000 件	347 件	34.7％
中学2年生	1,000 件	281 件	28.1％
16・17歳	1,000 件	222 件	22.2％
保護者（※2）	3,000 件	874 件	29.1％
小学5年生の保護者	1,000 件	346 件	34.6％
中学2年生の保護者	1,000 件	280 件	28.0％
16・17歳の保護者	1,000 件	221 件	22.1％

※1：子どもの学年無回答分を含みます。

※2：子どもの学年・年齢不明分を含みます。

③報告書の見方

ア. 報告書の留意点

- 集計結果は、すべて小数点以下第2位を四捨五入しており、比率の合計が100%とならないことがあります。
- 複数回答の質問では比率の合計が100%とならない場合があります。
- グラフの中の「N=***」は、集計母数を表しています。
- 回答比率（％）は、その質問の回答者数を基数（N=Number of case）として算出しています。
- 本文中の表等において、選択肢が長い文章となる際に簡略化している場合があります。
- 記載の中で「小・中学生」とあるものは本市に住んでいる小学校5年生と中学校2年生

を対象としたアンケートの結果、「16・17歳」とあるものは本市に住んでいる16・17歳を対象としたアンケート結果を表しています。「保護者」とあるものは調査対象者である小・中学生、16・17歳の保護者を対象としたアンケートの結果を表しています。

イ. 困窮度によるクロス集計分析

本市では「子どもの生活に関する実態調査」より、保護者の調査項目の世帯所得額から等価可処分所得を算出し、困窮の程度を4つの層に分類したうえで、調査項目について考察しました。

子どもと保護者からの回答内容に対する、困窮度や世帯状況によるクロス集計から分析した結果、子どもの生活や学習、保護者の生活や経済状況、社会とのつながり、子どもの居場所についての考え等について、さまざまな現状が見えてきました。

図：等価可処分所得による困窮度

		等価可処分所得最大値	
低い 困窮度 高い	中央値以上		50.75%
		234.78万円	
	困窮度Ⅲ	中央値（端から数えて真ん中に位置する値）のライン	29.33%
		140.87万円	
	困窮度Ⅱ	中央値の60%のライン	6.96%
		117.39万円	
	困窮度Ⅰ (OECD作成基準)	(= 貧困線)	12.96%
		等価可処分所得最小値	

実際の生活上の体験や困りごと等を把握し、多面的に情報を分析するための指標として、「等価可処分所得」を基に区分した「困窮度」を用います。

厚生労働省が実施する国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合を示しています。このときの貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいい、この算出方法は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づくものとなっています（なお、ユニセフの報告書では、等価可処分所得の60%を採用しています）。

国民生活基礎調査は所得額について、詳細な記述を求め、算出しています。本市で実施した「子どもの生活に関する実態調査」は世帯の所得額については、回答者の負担感等を考慮し、平成28年中の手取り収入を50万～100万円の幅を持たせた選択肢で回答を求めました。そのため、国の貧困線の算出方法で用いる「等価可処分所得」の中央値には、選択肢の上限値と下限値の平均値を世帯人員の平方根で割って調整した値を当てはめています。

（例）世帯所得が「500～550万円」で世帯人員が5人の場合、世帯所得を525万円として算出します。 $525 \div \sqrt{5} \div 234.8$ 万円

このように算出した等価可処分所得の中央値（234.78万円）の50%未満の層を「困窮度Ⅰ」、50%以上60%未満の層を「困窮度Ⅱ」、60%以上中央値未満の層を「困窮度Ⅲ」、中央値以上を「中央値以上」の4つの層に分類しています。

なお、大阪府内全自治体における相対的貧困率は14.9%（127.5万円）、本市の相対的貧困率は12.96%（117.39万円＝貧困線）でした。

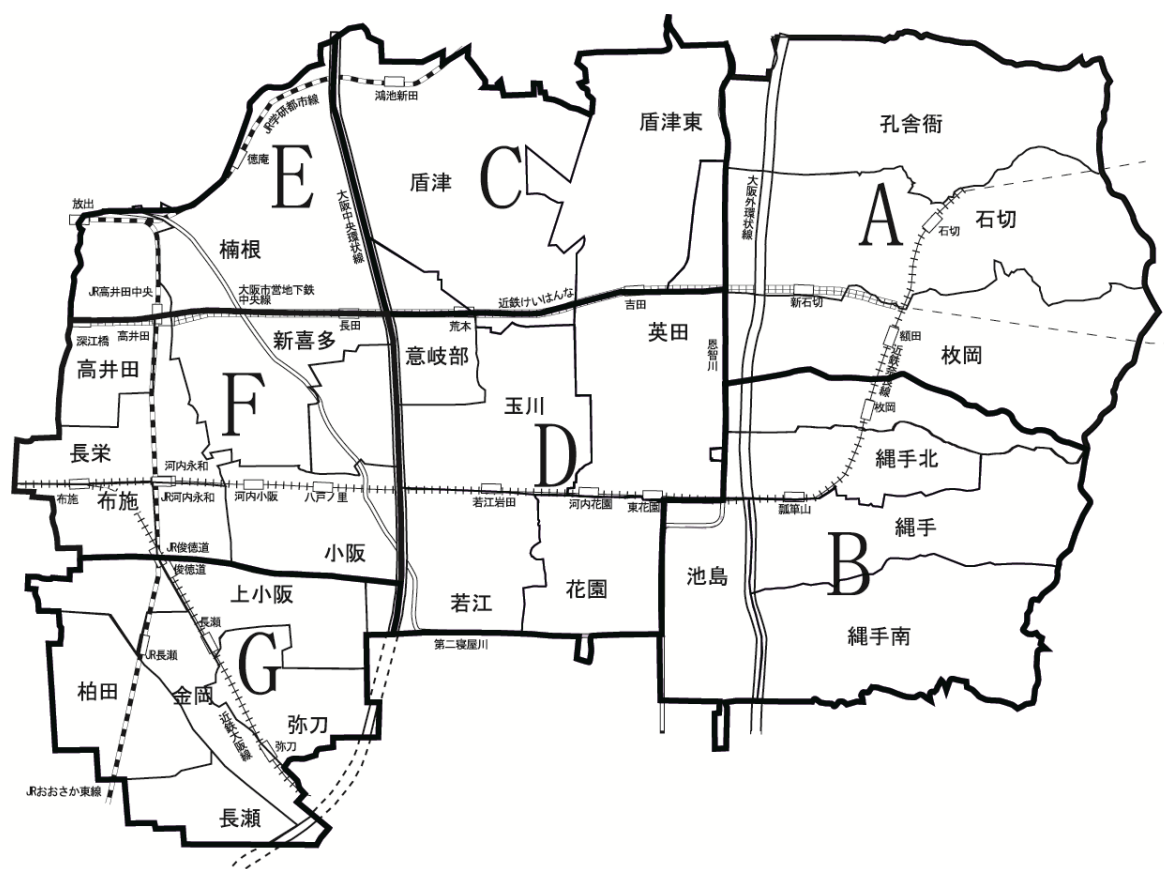
ウ. 福祉事務所単位によるクロス集計分析

また、本市の状況を詳細に分析するために、生活相談の窓口である福祉事務所単位での分析を行いました。

なお、福祉事務所単位の調査対象者抽出には本市の行政区域であるリージョン地域※で対象者を抽出し、A・B地域を東福祉事務所管内、C・D地域を中福祉事務所管内、E・F・G地域を西福祉事務所管内とし、分析を行いました。ただし、対象者の抽出手法上、対象者の居住地域が実際の福祉事務所管内地域と異なることがあります。

※本市では、総合計画の地域別計画の中でまちづくりを考える目安としている範囲をリージョンとして設定しています。リージョンはいくつかの中学校区の集まりに近い範囲となっており、A～Gの7つの地域に分類しています。

図 リージョン（A～G）



（２）調査の結果概要

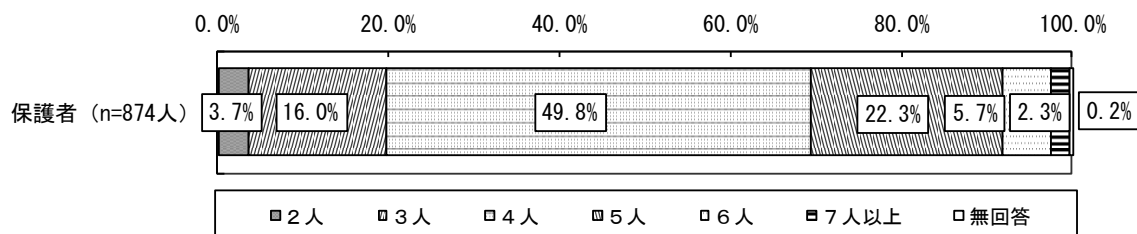
①世帯の状況（家計、収入、貯蓄等）

保護者３－１．世帯人数

問３（１）．あなたの家族は、何人ですか。（あなたとこの調査票を受け取ったお子さんを含め、あてはまる人数の番号１つだけに○）

世帯人数をみると、「４人」が 49.8%、「５人」が 22.3%、「３人」が 16.0%となっています。

図：世帯人数（保護者）

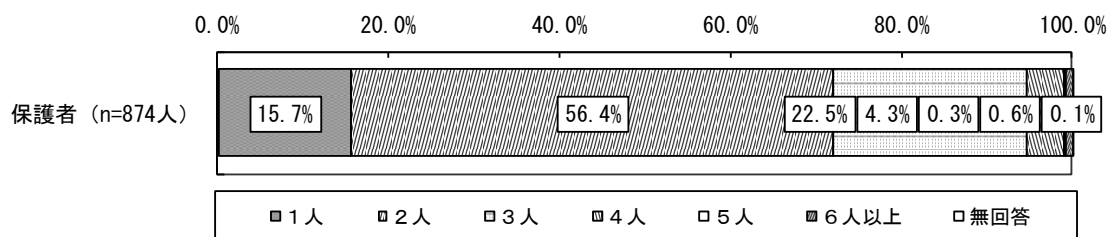


保護者３－３．子どもの人数

問３（３）．家族のなかの子ども的人数は何人ですか。（あてはまるもの１つだけに○）

子どもの人数をみると、「２人」が 56.4%、「３人」が 22.5%、「１人」が 15.7%となっています。

図：子どもの人数（保護者）

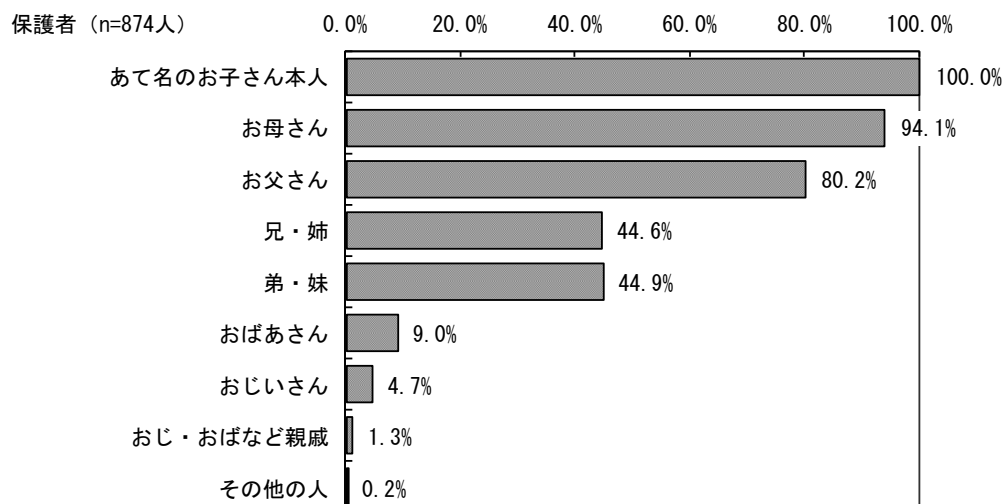


保護者３－７．家族構成

問３（７）．家族をすべて選んでください。（お子さんからみたあなたの続柄で、あてはまるものすべてに○）

家族構成をみると、「あて名のお子さん本人」が 100.0%、「お母さん」が 94.1%、「お父さん」が 80.2%となっています。

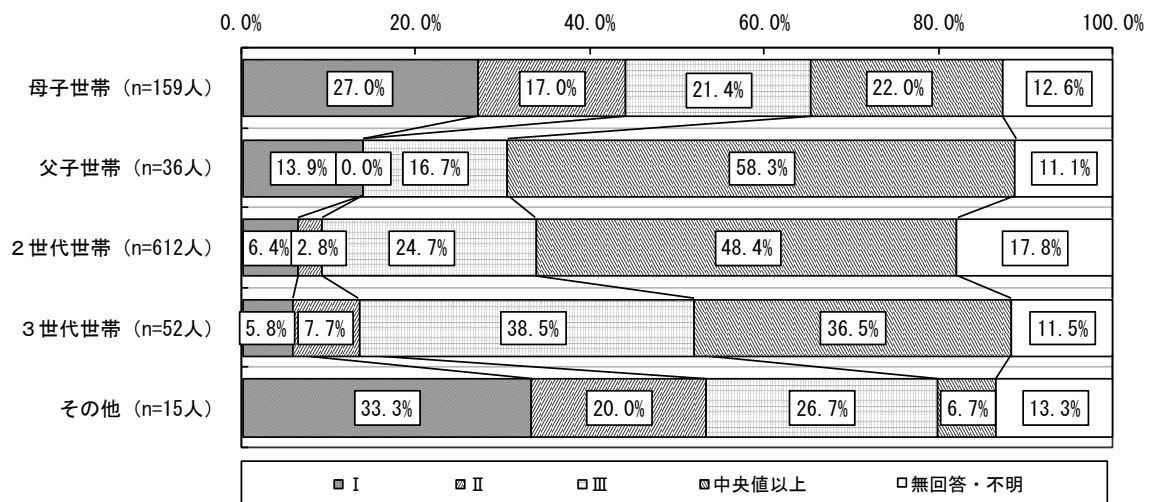
図：家族構成（保護者）



家族構成を基に世帯を分類したところ、母子世帯が 18.1%、父子世帯が 4.1%、2 世代世帯が 70.0%、3 世代世帯が 5.9%となっています。

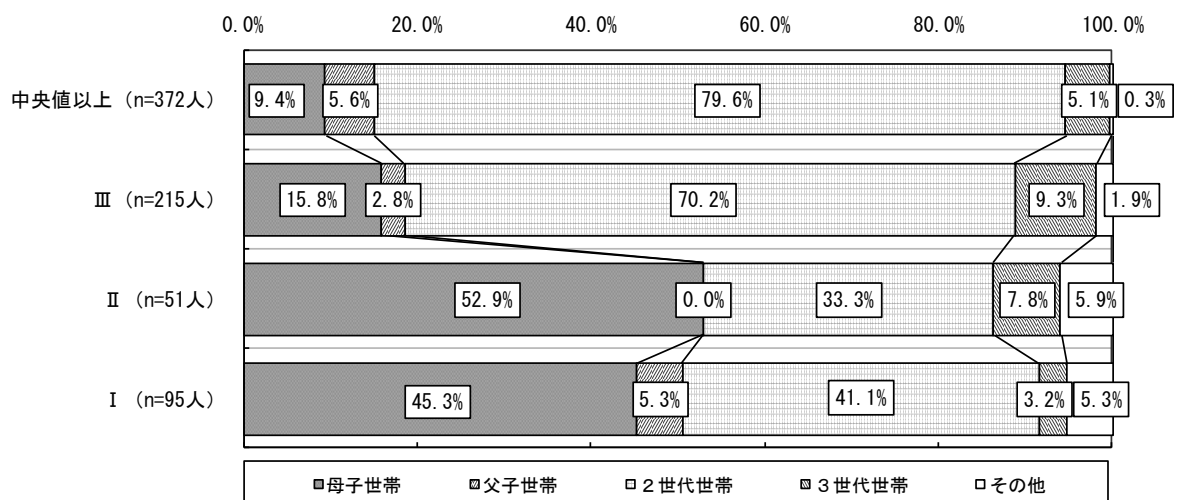
世帯類型別に困窮度をみると、母子世帯は困窮度Ⅰが 27.0%と最も多くなっています。父子世帯、2 世代世帯では中央値以上が最も多く、3 世代世帯では困窮度Ⅲが中央値以上をやや上回っています。

図：世帯類型別・困窮度



困窮度別に世帯類型をみると、困窮度Ⅱの世帯は母子世帯が 52.9%と最も多く、次いで2 世代世帯が 33.3%となっています。困窮度Ⅰの世帯は母子世帯が 45.3%と最も多く、次いで2 世代世帯が 41.1%となっています。

図：困窮度別・世帯類型

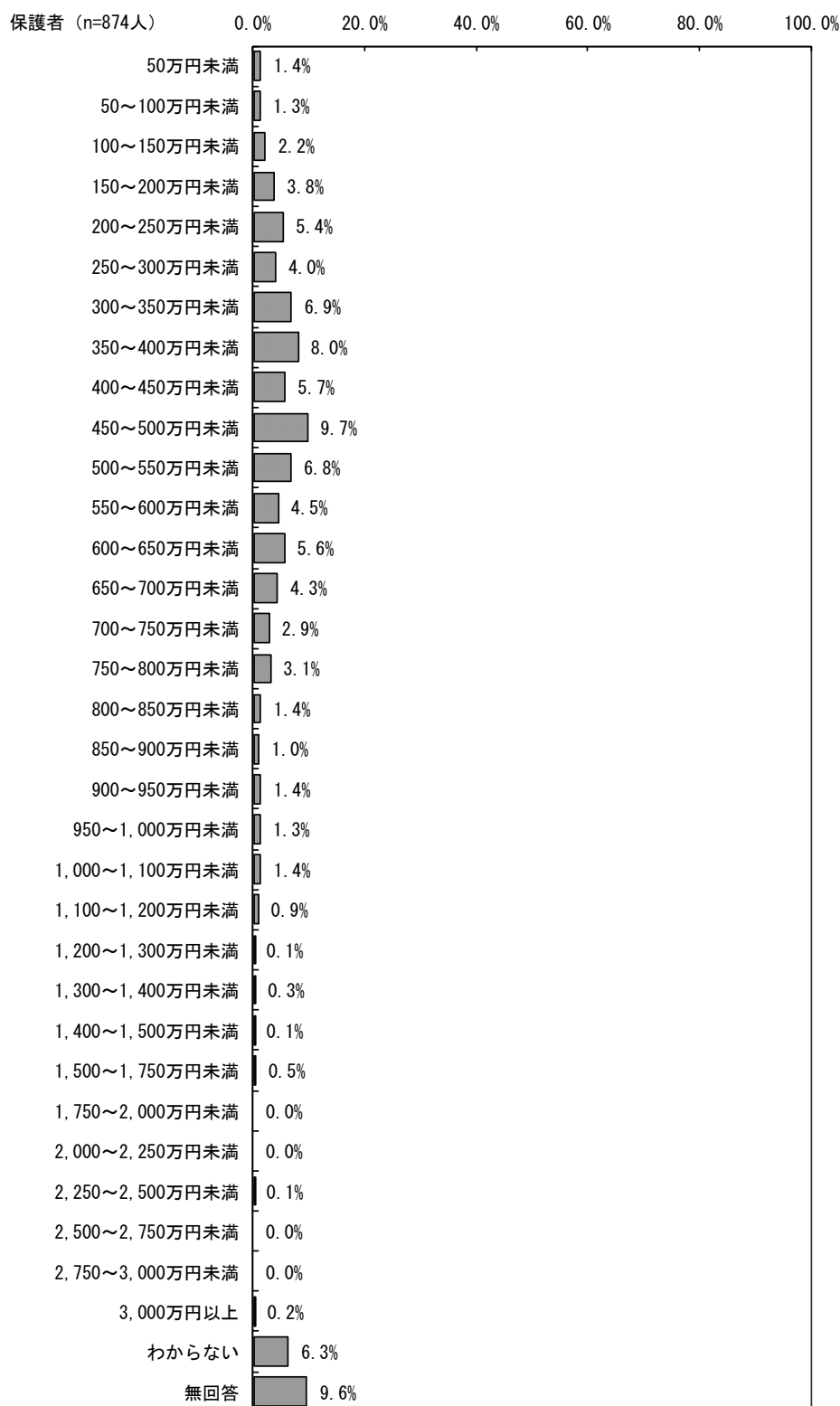


保護者 38-4. (4) 世帯収入額

問 38 (4). 前年 (2016 年) のあなたの世帯の収入の合計額は、およそいくらでしたか。
(あてはまるもの 1 つだけに○)

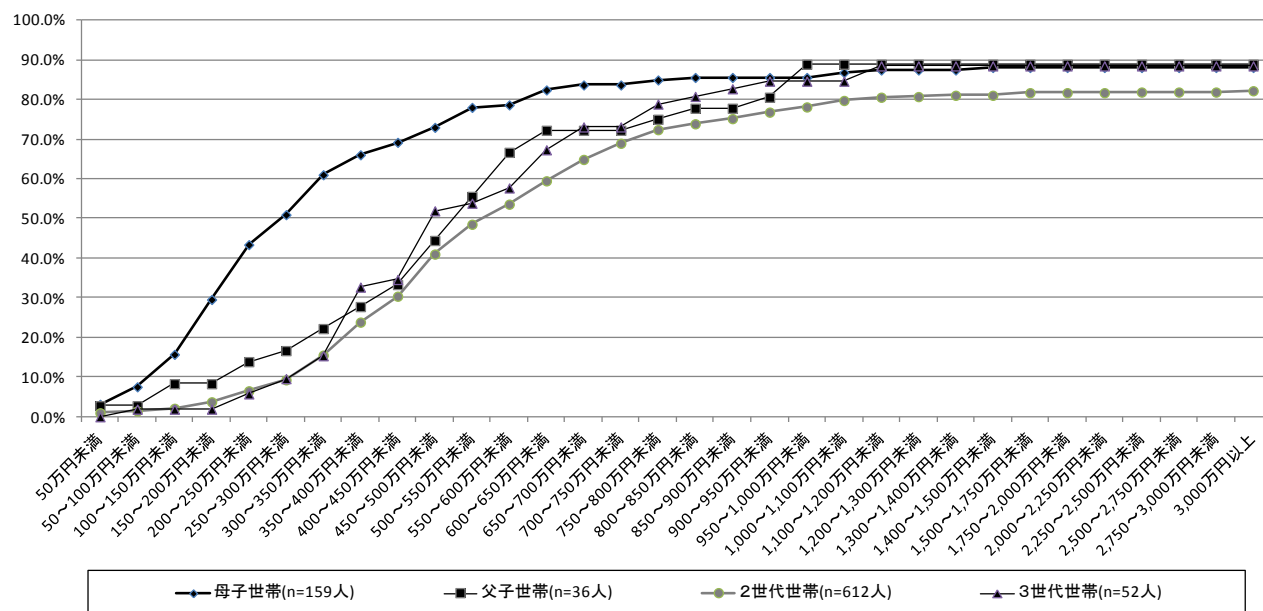
世帯収入額をみると、「450～500 万円未満」が 9.7%、「350～400 万円未満」が 8.0%、「300～350 万円未満」が 6.9%となっています。200 万円～700 万円の間に全体の約 6 割が収まっています。

図：世帯収入額（保護者）

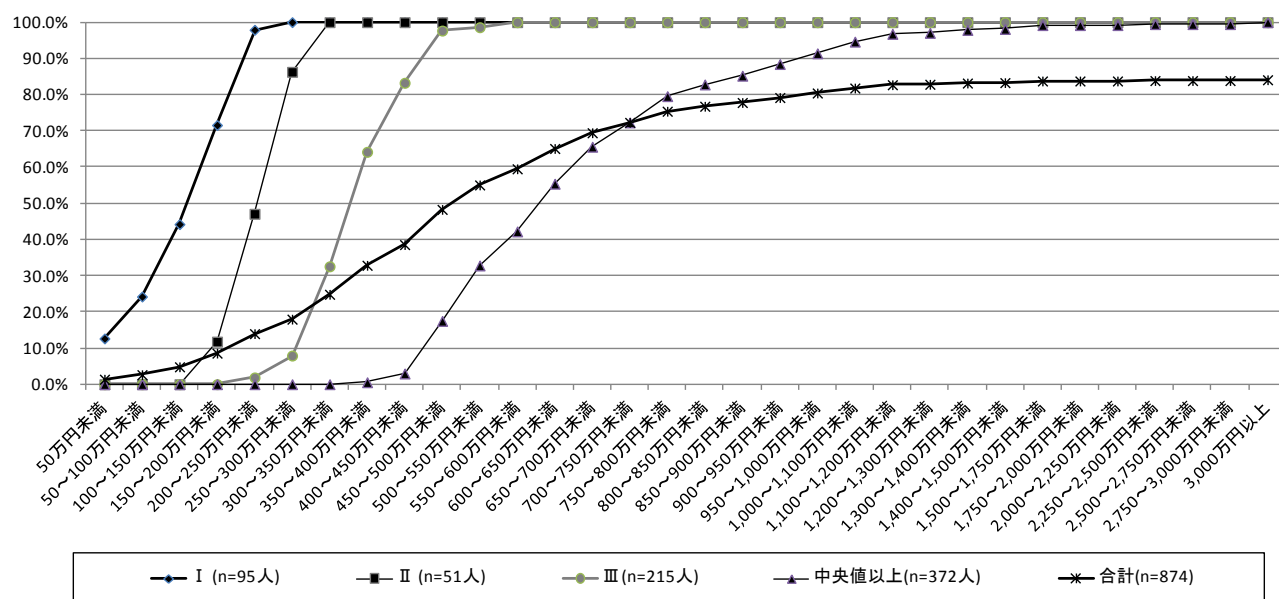


世帯類型別に世帯収入の低い世帯からの累積分布をみると、中央値の収入は母子世帯が 250～300 万円未満、その他は 450～500 万円未満から 500～550 万円未満程度になっています。

図：世帯類型×世帯収入（保護者：累積分布）



図：困窮度別と全世帯合計



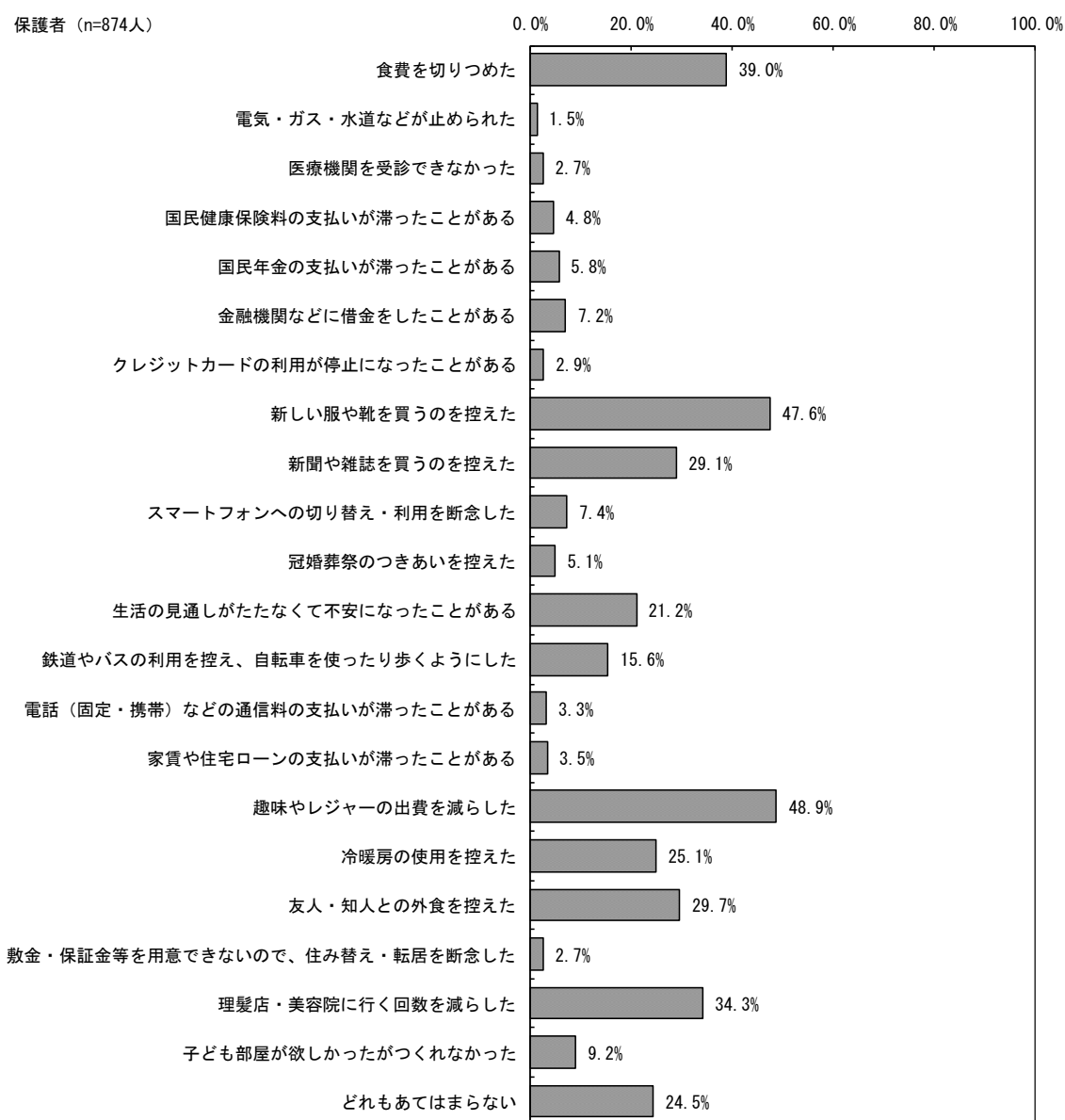
※困窮度別を除き、世帯類型別や合計には世帯収入が「わからない」や無回答の人が含まれるため、累積分布は 100% になりません。

保護者 7. 生活面での経済的な理由による経験

問7. あなたの世帯では、経済的な理由で、次のような経験をされたことがありますか。おおむね半年の間でお考えください。（あてはまるものすべてに○）

世帯における、生活面での経済的な理由による経験をみると、「趣味やレジャーの出費を減らした」が48.9%、「新しい服や靴を買うのを控えた」が47.6%、「食費を切りつめた」が39.0%となっています。

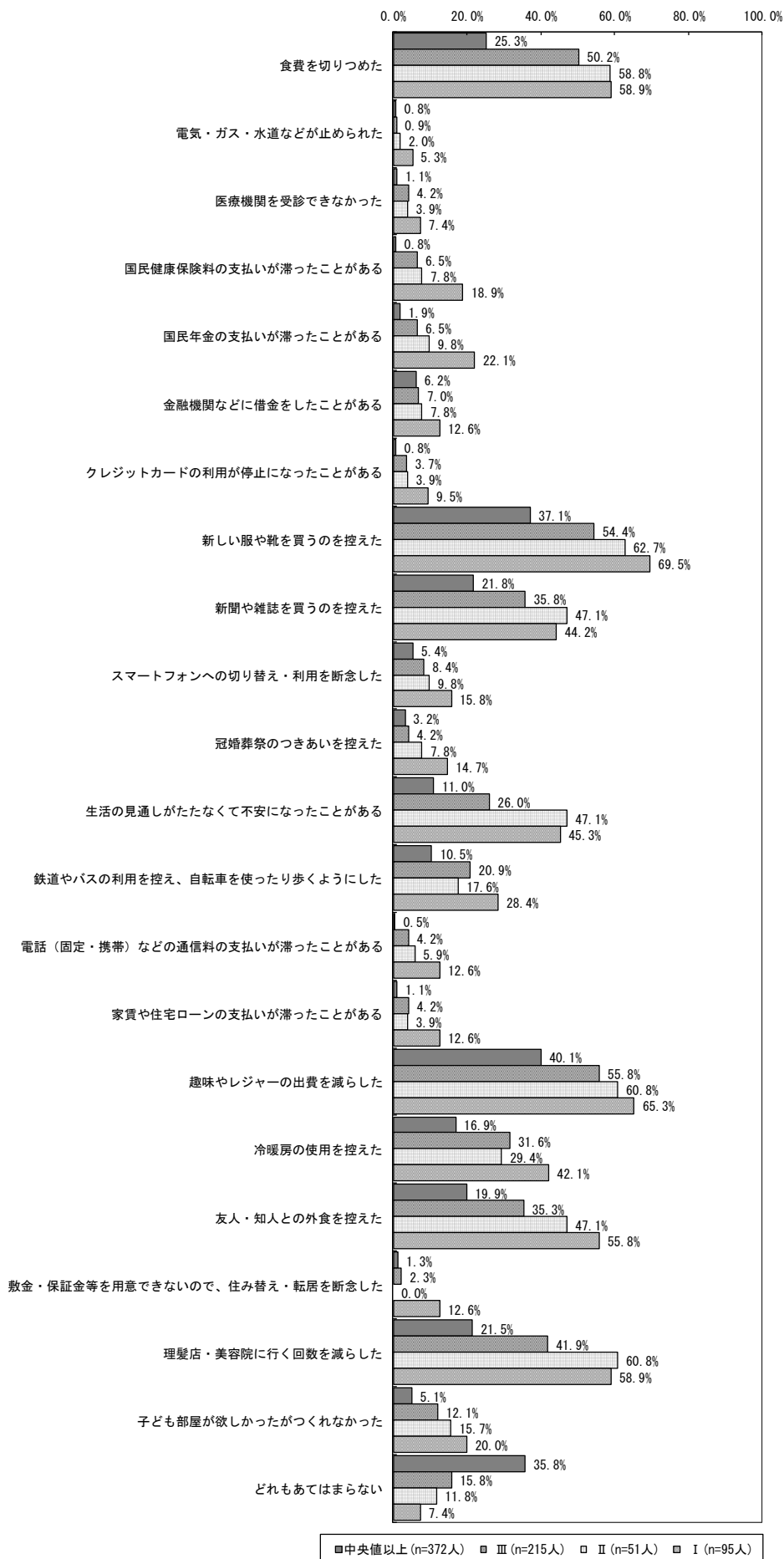
図：生活面での経済的な理由による経験（保護者）



困窮度別にみると、困窮度の高い世帯ほど「趣味やレジャーの出費を減らした」や「新しい服や靴を買うのを控えた」、「食費を切りつめた」、「理髪店・美容院に行く回数を減らした」、「友人・知人との外食を控えた」等が多くなっています。また、「電気・ガス・水道などが止められた」は中央値以上では1%に満たないのに対し、困窮度Ⅰの世帯では5.3%と多くなっています。さらに「国民健康保険料の支払いが滞ったことがある」や「家賃や住宅ローンの支払いが滞ったことがある」は困窮度Ⅰの世帯では1割以上を占めており、困窮度Ⅱや困窮度Ⅲの世帯と比べても厳しい状況にあることがわかります。

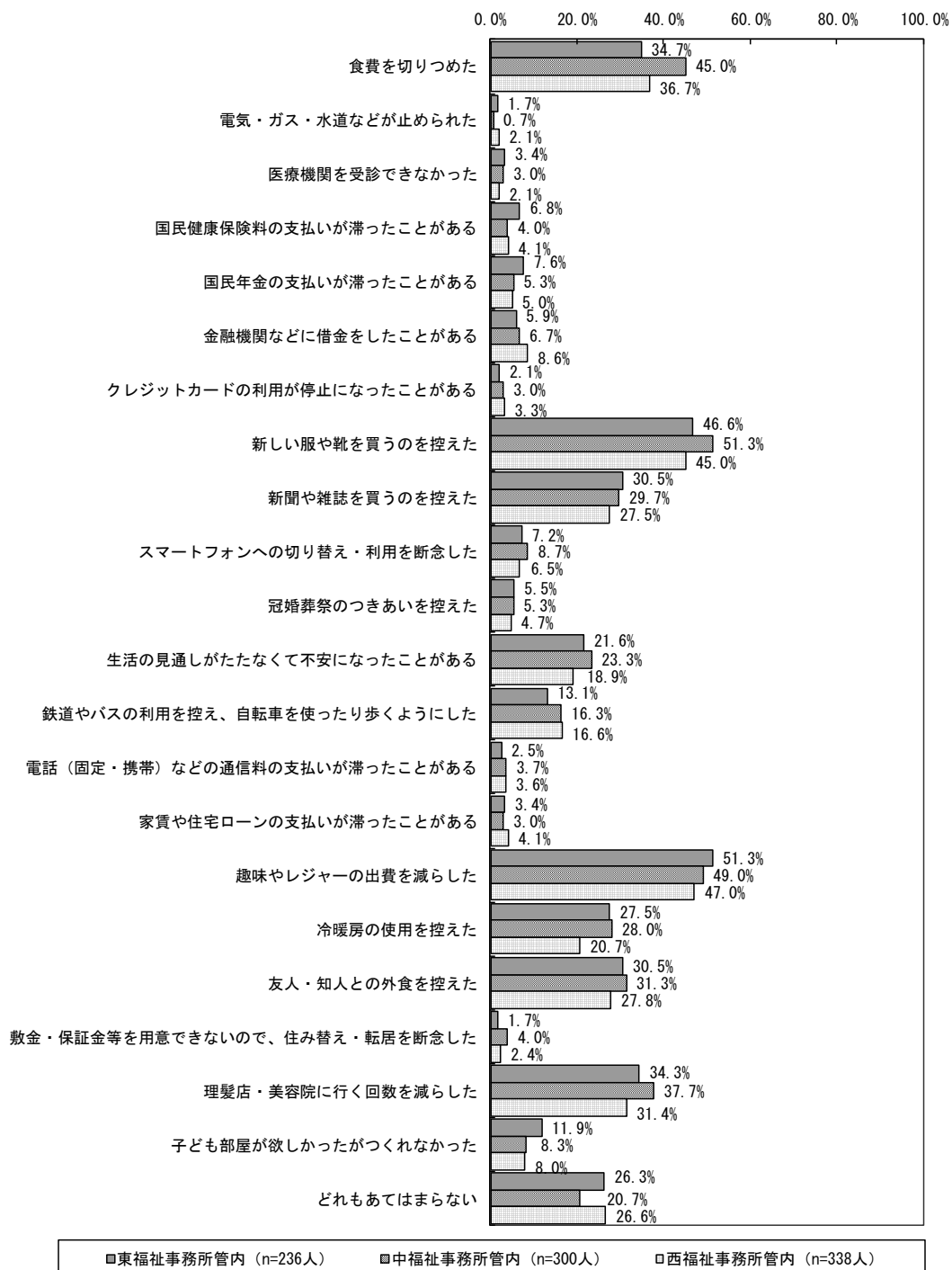


図：困窮度別・生活面での経済的な理由による経験（保護者）



福祉事務所管内別にみると、東福祉事務所管内では「医療機関を受診できなかった」、「国民健康保険料の支払いが滞ったことがある」、「国民年金の支払いが滞ったことがある」が相対的に多くなっています。中福祉事務所管内では「どれもあてはまらない」という人が最も少なく、「食費を切りつめた」は45.0%となっており、東福祉事務所管内、西福祉事務所管内より8ポイント以上多くなっています。西福祉事務所管内をみると、「電気・ガス・水道などが止められた」や「家賃や住宅ローンの支払いが滞ったことがある」が相対的に多くなっています。

図：福祉事務所管内別・生活面での経済的な理由による経験（保護者）

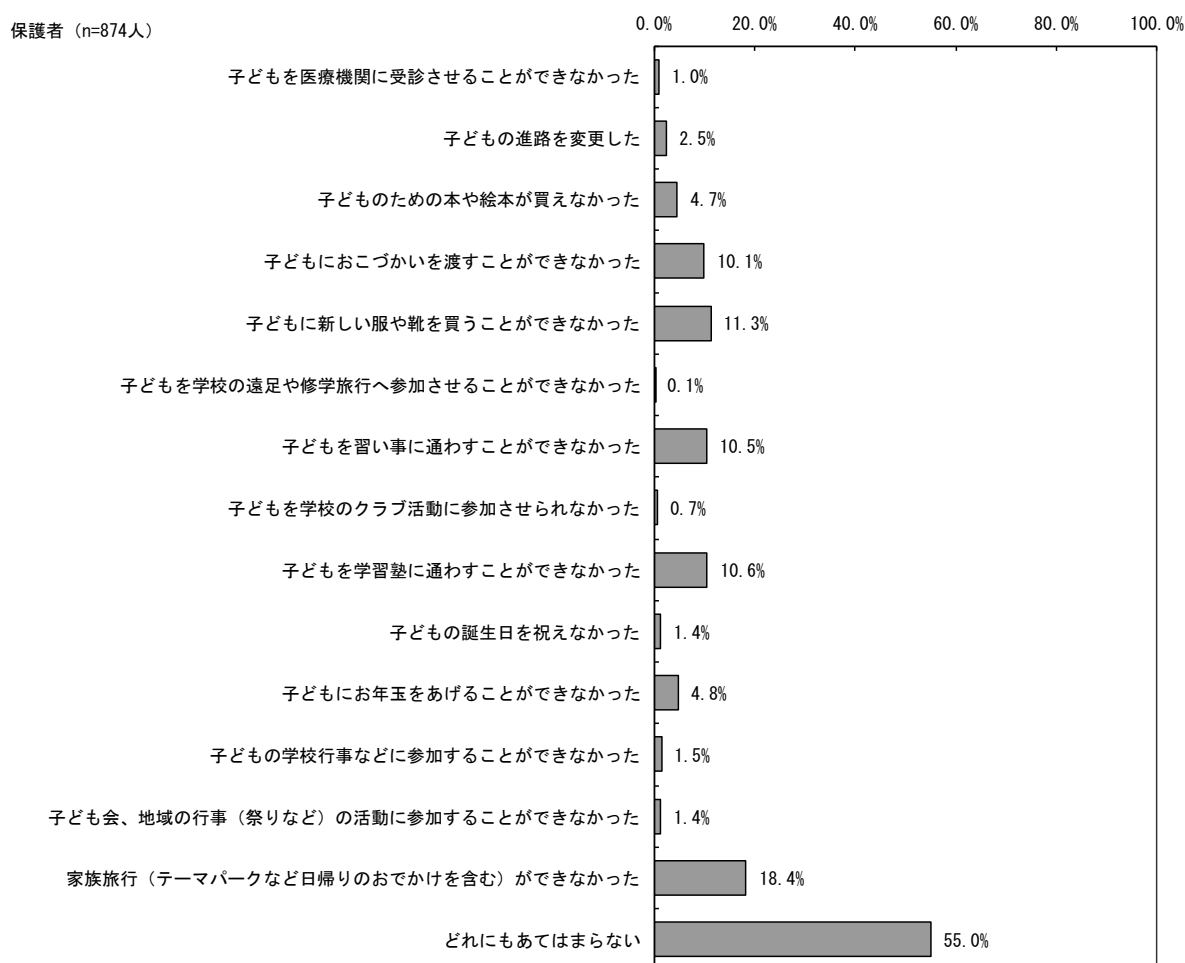


保護者 13. 子どもに関する経済的な理由による経験

問 13. あなたの世帯では、経済的な理由で、次のような経験をされたことがありますか。
(おおむね1年間でお考えください)(あてはまるものすべてに○)

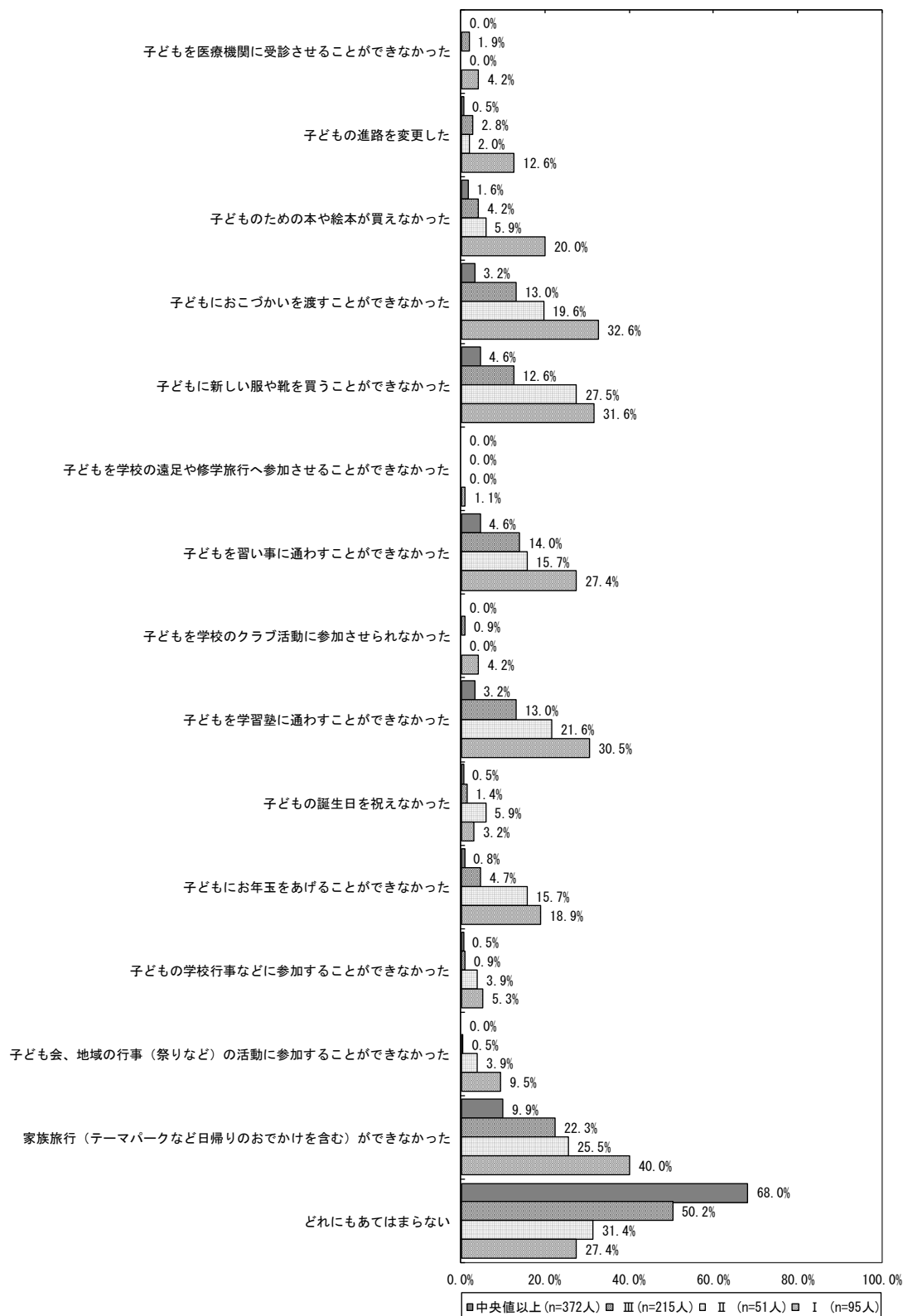
世帯における、子どもに関する経済的な理由による経験をみると、「どれにもあてはまらない」が55.0%と最も多くなっています。「どれにもあてはまらない」を除くと、「家族旅行(テーマパークや日帰りのおでかけを含む)ができなかった」が18.4%と最も多く、次いで「子どもに新しい服や靴を買うことができなかった」が11.3%、「子どもを学習塾に通わすことができなかった」が10.6%となっています。

図：子どもに関する経済的な理由による経験（保護者）



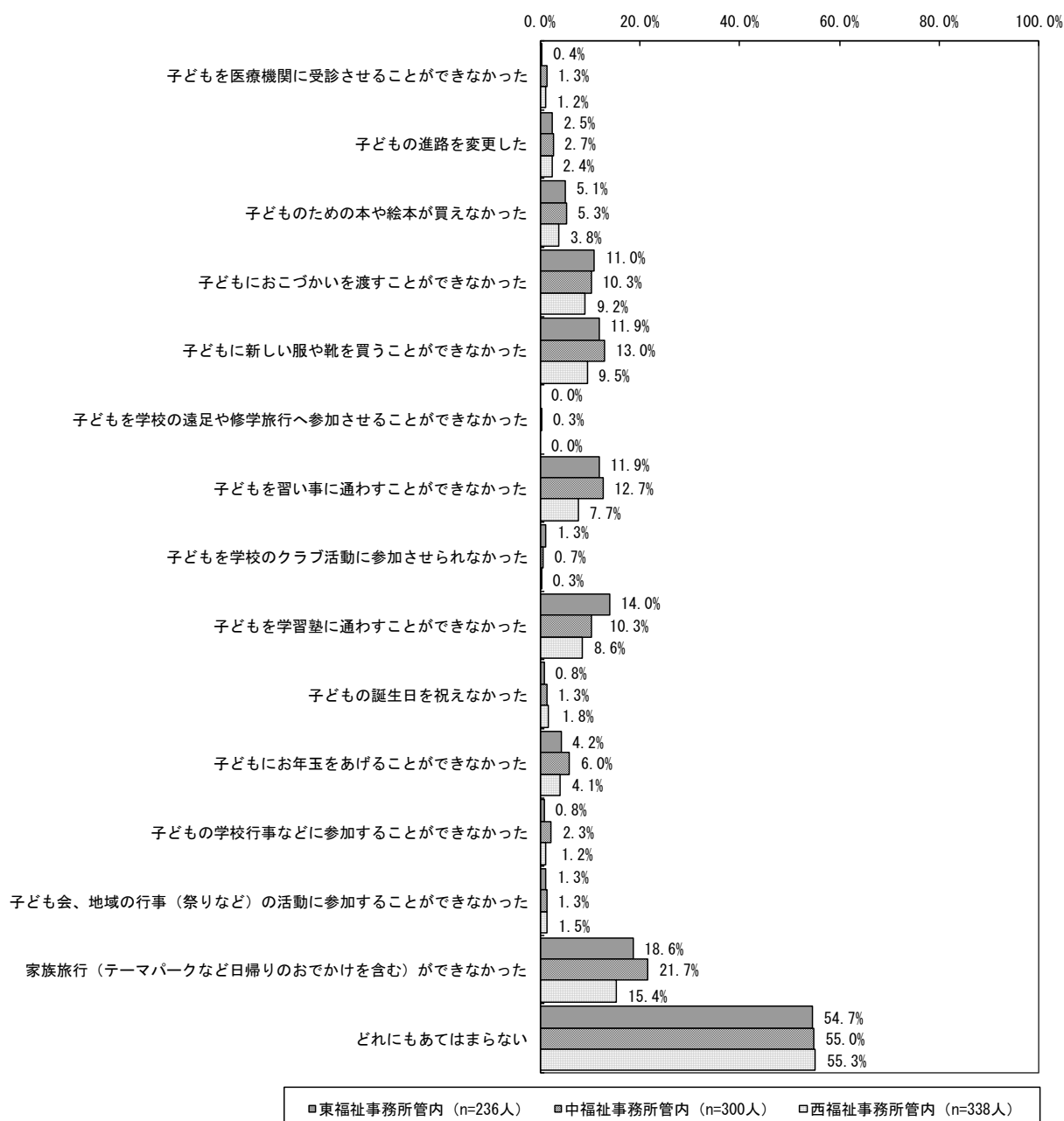
困窮度別にみると、困窮度の高い世帯ほど「家族旅行（テーマパークなど日帰りのおでかけを含む）ができなかった」や「子どもにおこづかいを渡すことができなかった」、「子どもに新しい服や靴を買うことができなかった」、「子どもを学習塾に通わすことができなかった」等が多くなっています。また、「子どもを医療機関に受診させることができなかった」は全体では1割未満と少数ですが、困窮度Ⅰでは4.2%となっており相対的に多くなっています。

図：困窮度別・子どもに関する経済的な理由による経験（保護者）



福祉事務所管内別にみると、「子どもにおこづかいを渡すことができなかった」や「子どもに新しい服や靴を買うことができなかった」はいずれの管内も約1割となっており、東福祉事務所管内と中福祉事務所管内でやや多くなっています。また、東福祉事務所管内と中福祉事務所管内では「子どもを習い事に通わすことができなかった」、「子どもを学習塾に通わすことができなかった」が1割以上となっています。中福祉事務所管内と西福祉事務所管内では「子どもを医療機関に受診させることができなかった」が相対的に多くなっています。

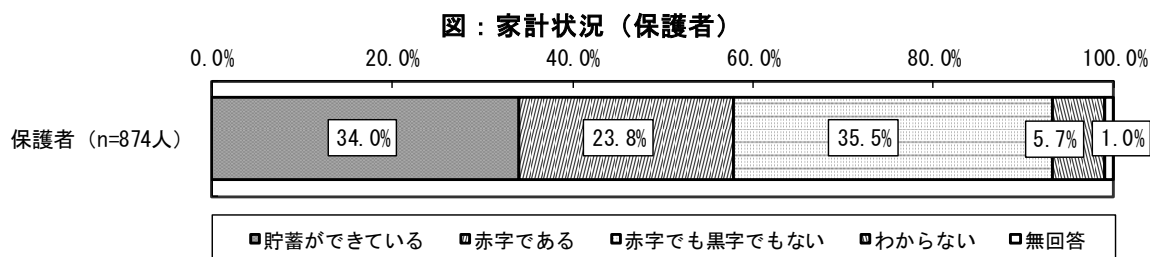
図：福祉事務所管内別・子どもに関する経済的な理由による経験（保護者）



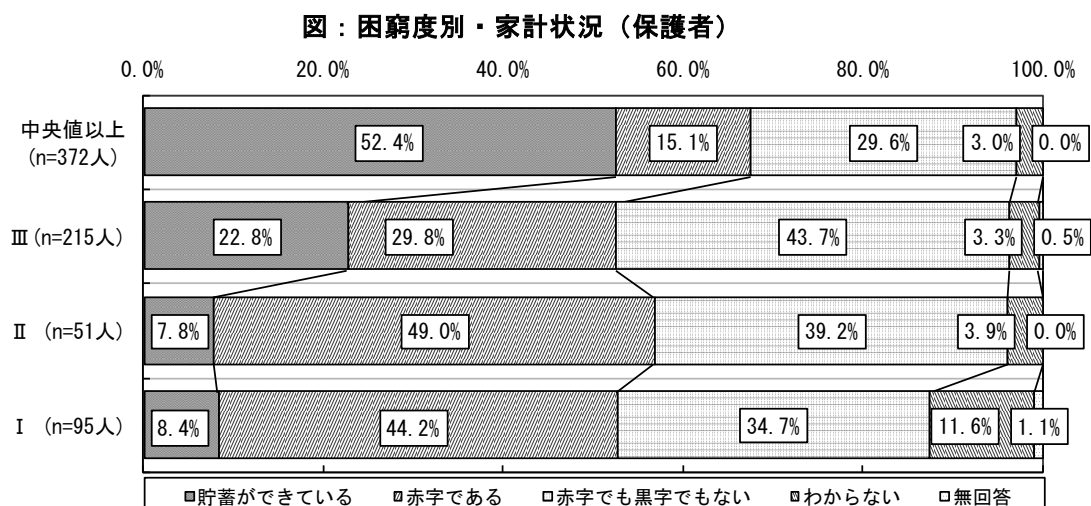
保護者 6－1. 家計状況

問 6（1）. 前年（2016 年）の 1 年間のあなたの家計状況について、あてはまる番号 1 つに○をつけてください。

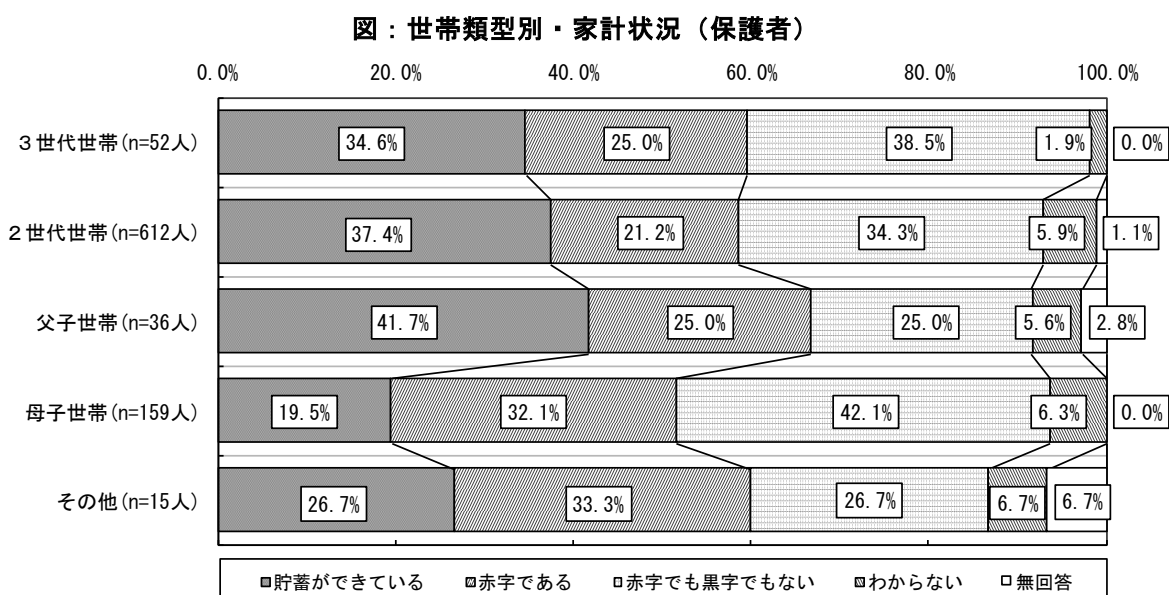
家計状況をみると、「赤字でも黒字でもない」が 35.5%、「貯蓄ができています」が 34.0%、「赤字である」が 23.8%となっており、3 割が貯蓄することができています。



困窮度別にみると、困窮度ⅠとⅡの世帯では「貯蓄ができています」がそれぞれ1割未満と少なくなっています。また、「赤字である」がそれぞれ4割以上を占めており、困窮度Ⅱの世帯では 49.0%となっています。

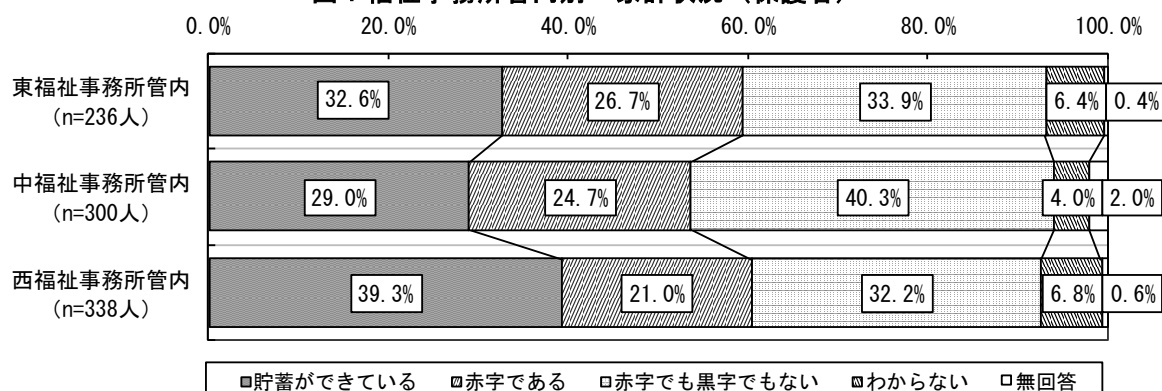


世帯類型別にみると、母子世帯は「貯蓄ができています」が少なくなっています。



福祉事務所管内別にみると、いずれの地域も「赤字である」が2割以上となっており、東福祉事務所管内では26.7%と3管内のうち最も多くなっています。中福祉事務所管内は「赤字でも黒字でもない」が40.3%となっていますが、「貯蓄ができていない」は29.0%となっており3管内のうち最も少なくなっています。西福祉事務所管内は「貯蓄ができていない」が39.3%となっており「赤字である」または「赤字でも黒字でもない」という世帯を上回り、3管内のうちで最も多くなっています。

図：福祉事務所管内別・家計状況（保護者）

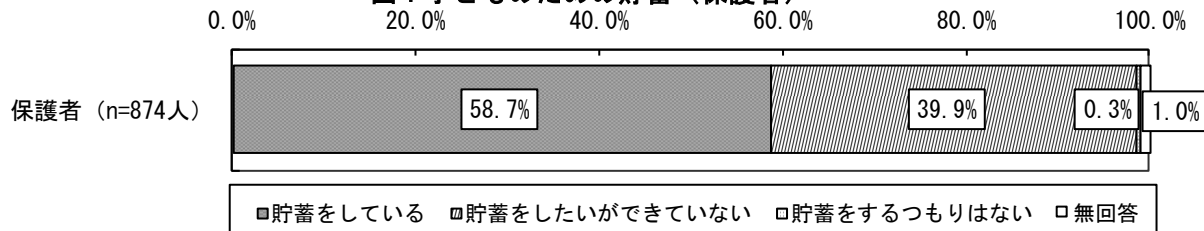


保護者 6-3. 子どものための貯蓄

問6(3). お子さんの将来のために貯蓄をしていますか。(あてはまるもの1つだけに○)

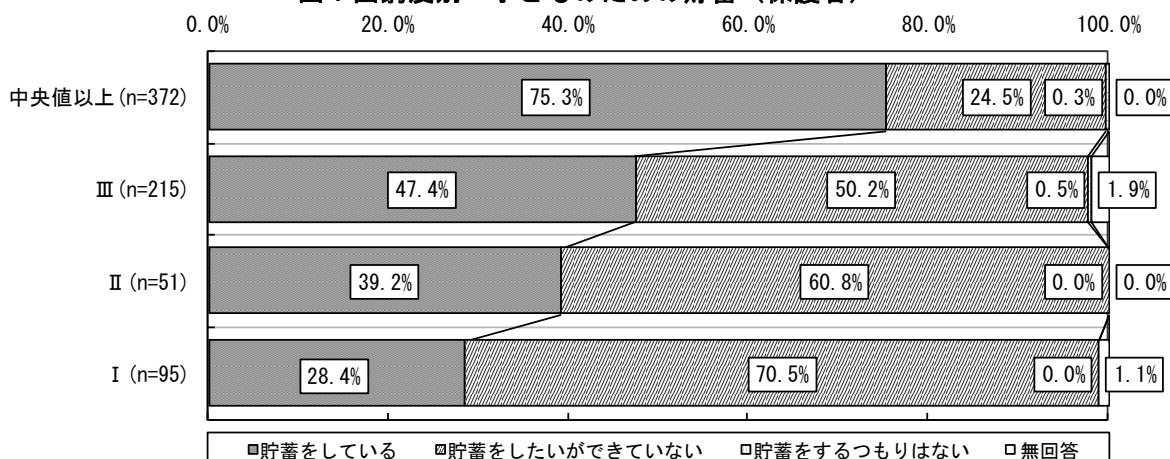
子どものための貯蓄をみると、「貯蓄をしている」が58.7%、「貯蓄をしたいができていない」が39.9%となっており、5割を超える保護者が子どものために貯蓄をしている一方、貯蓄ができていない保護者も4割近くになります。

図：子どものための貯蓄（保護者）

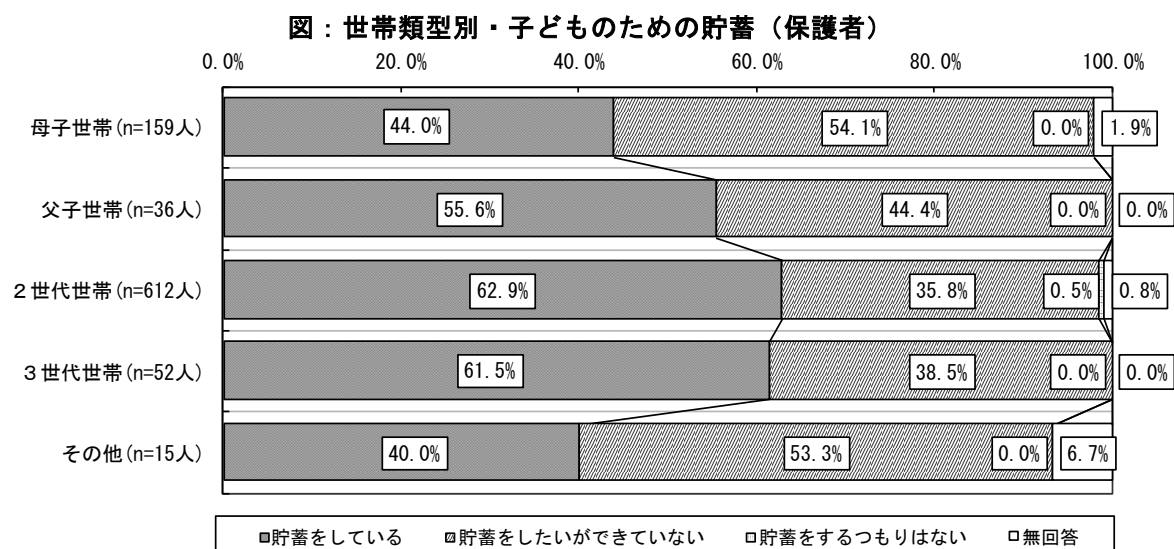


困窮度別にみると、困窮度が高い世帯ほど「貯蓄をしている」が少なくなり、「貯蓄をしたいができていない」が多くなっています。

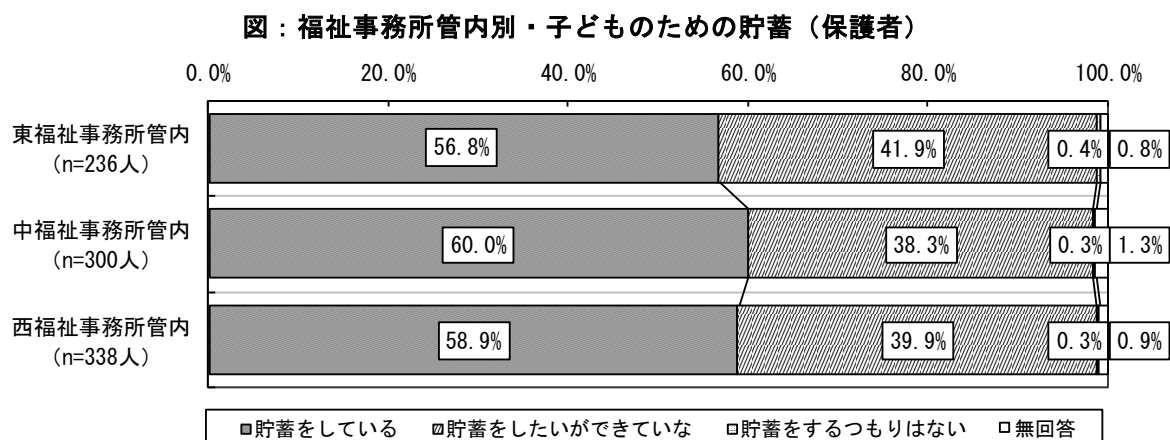
図：困窮度別・子どものための貯蓄（保護者）



世帯類型別にみると、「2 世代世帯」や「3 世代世帯」は「貯蓄をしている」が多くなり、「その他」や「母子世帯」は「貯蓄をしている」が少なくなっています。



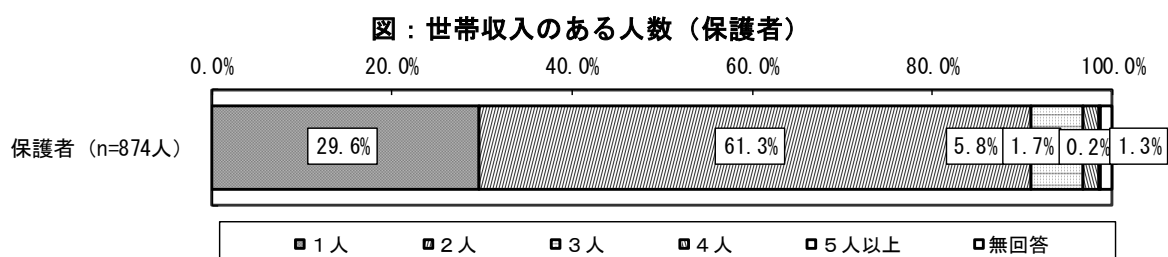
福祉事務所管内別にみると、いずれの地域も「貯蓄をしている」が5割以上となっており、中福祉事務所管内が 60.0%と最も多くなっています。「貯蓄をしたいができていない」は東福祉事務所管内が 41.9%と最も多くなっています。



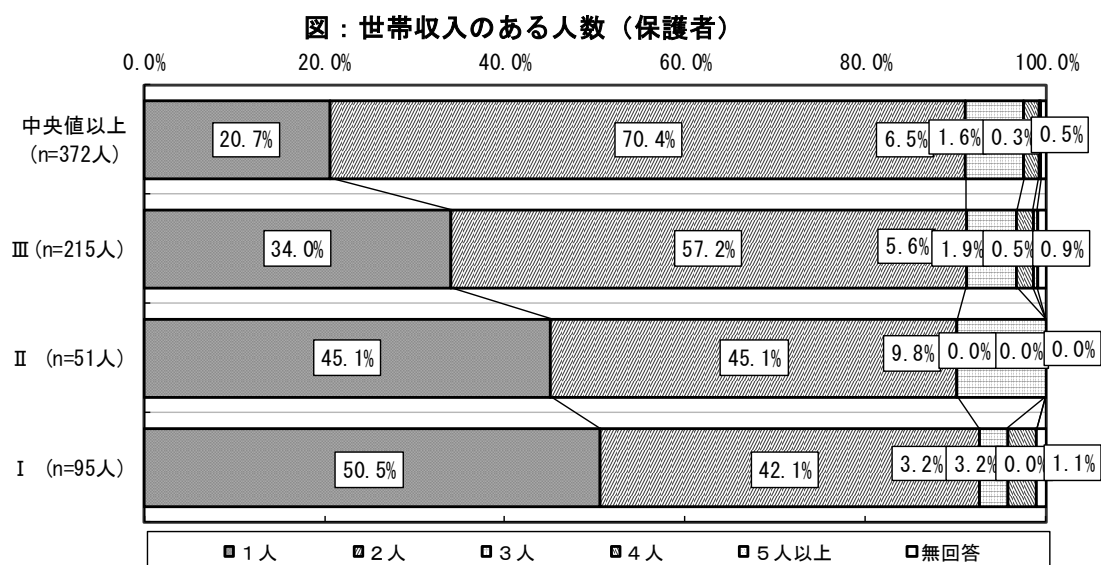
保護者 38－1. 世帯収入のある人数

問 38（1）. あなたの世帯で収入のある方の人数を教えてください。（あてはまるもの1つだけに○）

世帯収入のある人数をみると、「2 人」が 61.3%、「1 人」が 29.6%、「3 人」が 5.8%となっています。収入のある人数が 2 人以上の世帯は 69.0%となっており、約 7 割が複数人による世帯収入を得ています。



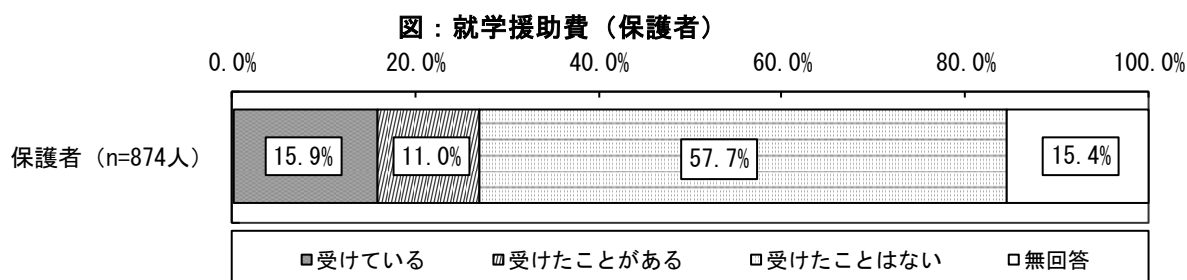
困窮度別にみると、困窮度が高い世帯ほど「1人」が多くなり、「2人」が少なくなっています。



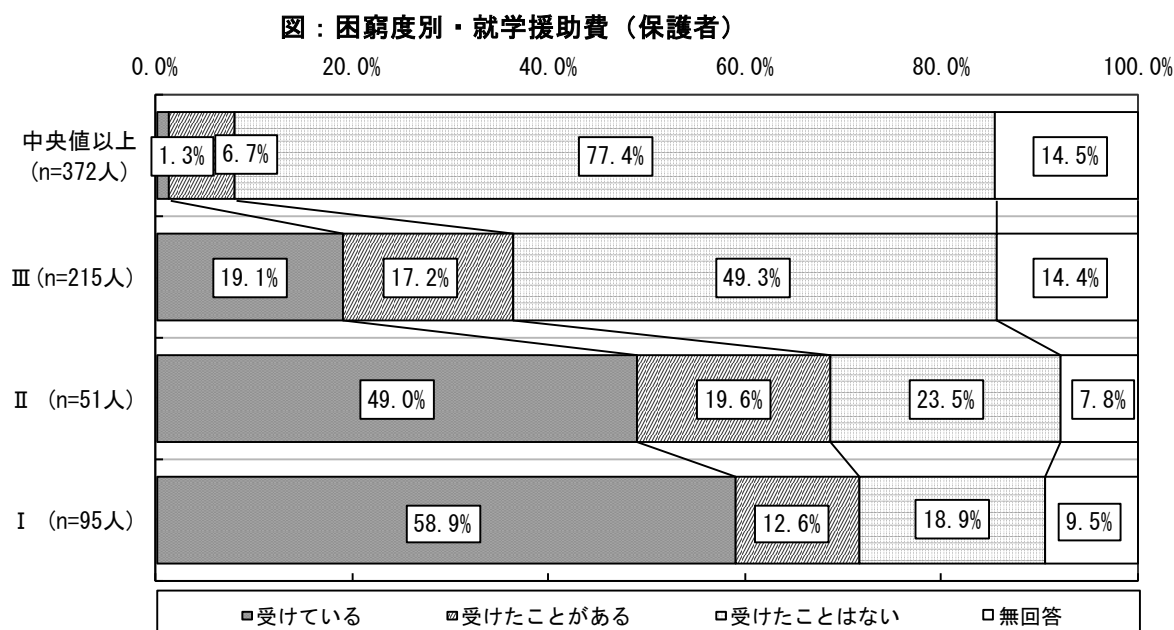
保護者 38－3－B. 就学援助費

問 38（3）B. 就学援助費を受けていますか。（あてはまるもの1つに○をつけてください）

就学援助費の受給状況をみると、「受けたことはない」が57.7%、「受けている」が15.9%、「受けたことがある」が11.0%となっています。

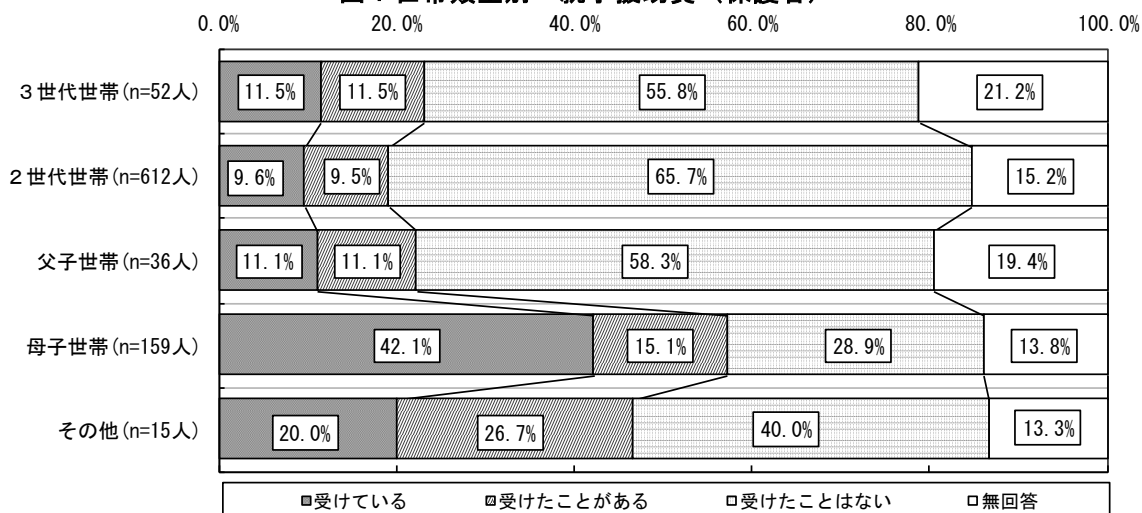


困窮度別にみると、困窮度が高い世帯ほど「受けている」が多くなり、困窮度Ⅰの世帯では58.9%、困窮度Ⅱの世帯では49.0%となっています。



世帯類型別にみると、母子世帯は「受けている」が 42.1%と多く、「受けたことがある」の 15.1%を足すと、「受けたことがある」または「受けている」世帯が5割以上となっています。

図：世帯類型別・就学援助費（保護者）

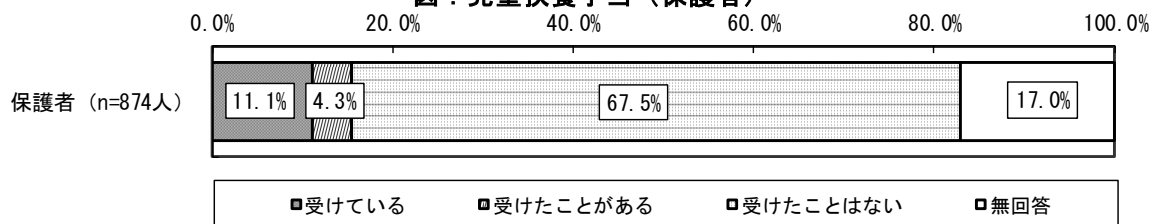


保護者 38－3－C. 児童扶養手当

問 38（3）C. 児童扶養手当を受けていますか。（あてはまるもの1つに○をつけてください）

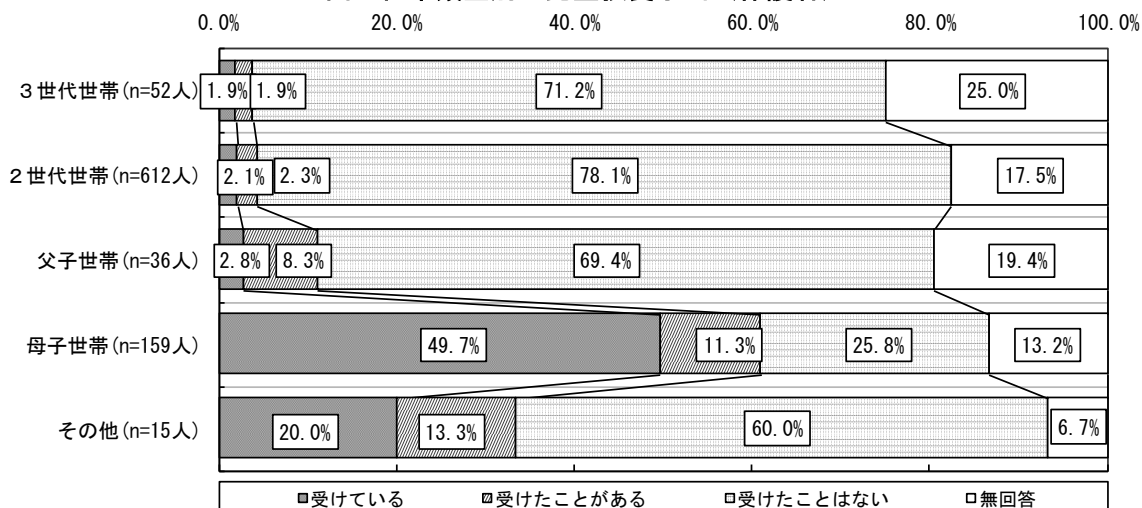
児童扶養手当の受給状況をみると、「受けたことはない」が 67.5%、「受けている」が 11.1%、「受けたことがある」が 4.3%となっています。

図：児童扶養手当（保護者）



世帯類型別にみると、母子世帯では「受けている」が 49.7%と最も多く、約5割となっており、「受けたことはない」が 25.8%となっています。父子世帯では「受けている」は 2.8%とわずかですが、「受けたことがある」を合わせると 11.1%となっており、約1割に受給経験があります。また、父子世帯では「受けたことはない」が 69.4%と約7割を占めています。

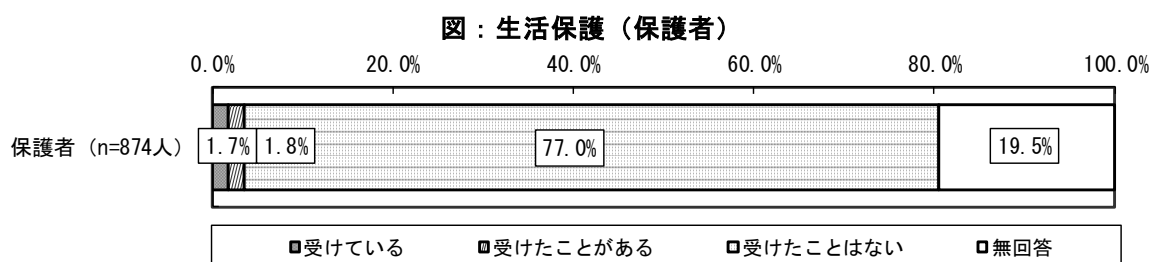
図：世帯類型別・児童扶養手当（保護者）



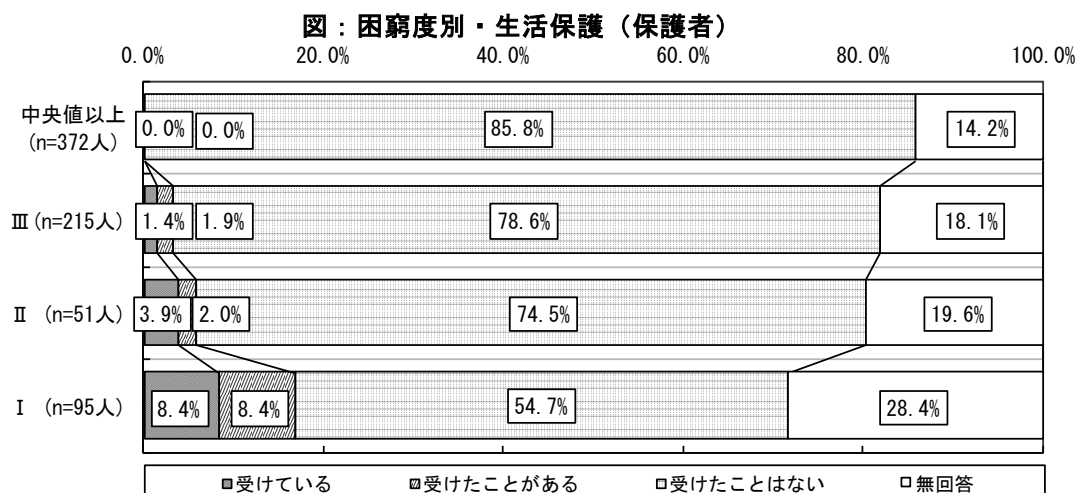
保護者 38－3－E. 生活保護

問 38（3）E. 生活保護を受けていますか。（あてはまるもの 1 つに○をつけてください）

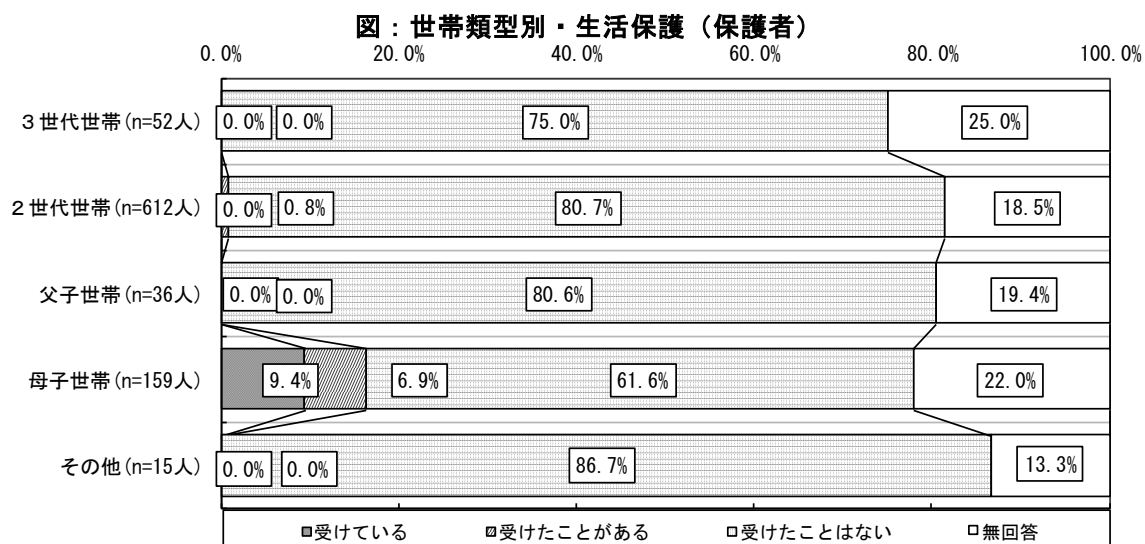
生活保護の受給状況を見ると、「受けたことはない」が 77.0%、「受けたことがある」が 1.8%、「受けている」が 1.7%となっています。



困窮度別にみると、困窮度が高い世帯ほど「受けている」が多くなり、困窮度Ⅰの世帯では 8.4%と 1 割近くを占めています。また、「受けたことがある」という人も困窮度Ⅰの世帯では 8.4%と 1 割近くを占めています。



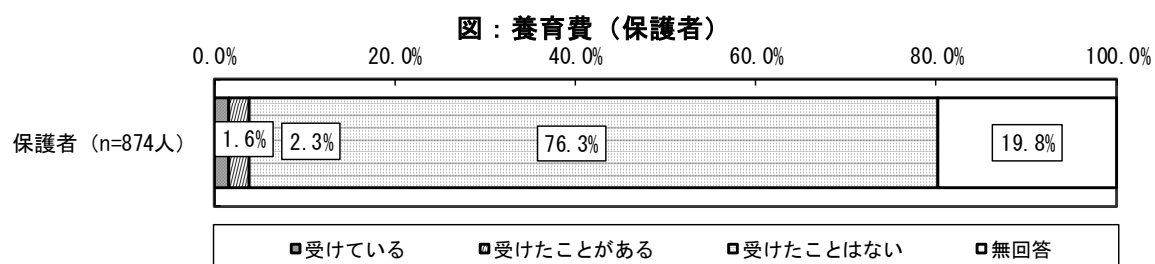
世帯類型別にみると、生活保護を「受けている」は母子世帯が 9.4%と約 1 割を占めています。また、「受けたことがある」では母子世帯が 6.9%、2 世代世帯が 0.8%となっています。「受けている」と「受けたことがある」を合わせると、母子世帯では 16.3%となっており、2 割弱に受給経験があります。



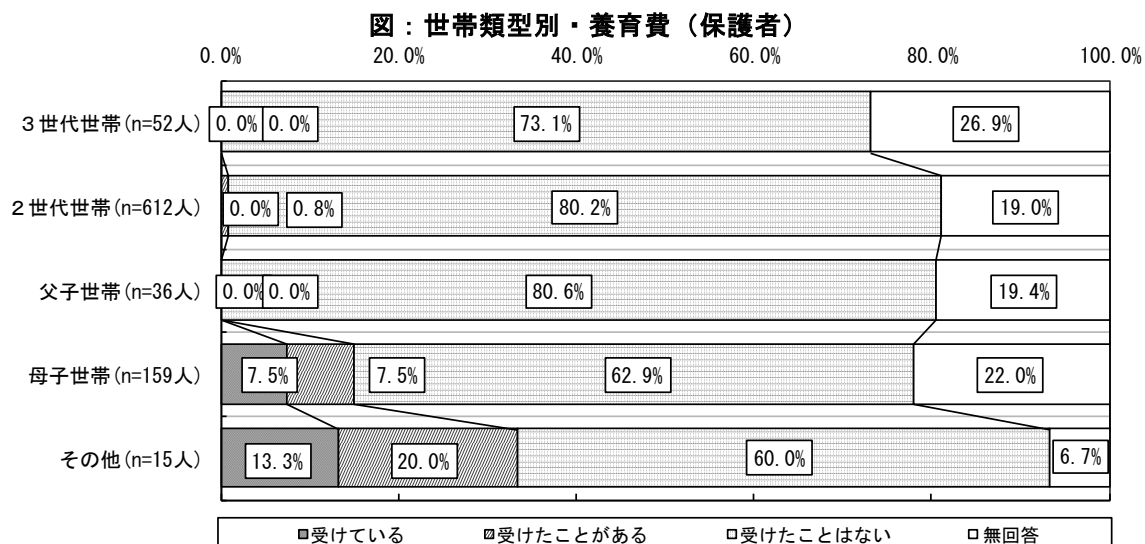
保護者 38－3－1．養育費

問 38（3） 1．養育費を受けていますか。（あてはまるもの 1 つに○をつけてください）

養育費の受給状況をみると、「受けたことはない」が 76.3%、「受けたことがある」が 2.3%、「受けている」が 1.6%となっています。



世帯類型別にみると、母子世帯は「受けている」が 7.5%、「受けたことがある」が 7.5%となっています。父子世帯は「受けている」「受けたことがある」がともに 0.0%となっています。



●「世帯の状況」の概要

回答があった対象者の基本属性をみると、世帯人数は4人が約5割、5人が約2割となっています。また、子どもの人数は2人が約6割、3人が約2割となっています。家族構成に「お母さん」が含まれない世帯が1割未満、「お父さん」が含まれない世帯が約2割となっており、この調査の回答者では父子世帯に比べ、母子世帯が多い比率となっています。

前年（2016年）の世帯収入の合計額をみると、200万円～700万円の間に全体の約6割が収まっています。また、世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いた、いわゆる手取り収入）を世帯人員数の平方根で割った等価可処分所得の中央値は234.78万円となっています。世帯類型別にみると、父子世帯、2世代世帯、3世代の世帯収入の累積分布を示すグラフが概ね重なって推移していることから、これら3つの世帯類型では世帯収入の分布に大きな差がなく、中央値は450～500万円未満、500～550万円未満の間にあります。一方、母子世帯では250～300万円未満を中央値とし、母子世帯以外の世帯収入額の中央値には母子世帯の約8割が収まっていることから、母子世帯の収入がその他の世帯類型に比べて非常に低いことがわかります。

経済的な理由による生活面への影響をみると、困窮度の高い世帯ほど「趣味やレジャーの消費を減らした」や「新しい服や靴を買うのを控えた」、「食費を切りつめた」、「理髪店・美容院に行く回数を減らした」、「友人・知人との外食を控えた」、「国民保険料の支払いが滞ったことがある」、「家賃や住宅ローンの支払いが滞ったことがある」、「電気・ガス・水道などが止められた」等が多くなっています。「食費を切り詰めた」は困窮度Ⅰ～Ⅲの世帯では5割以上を占めており、困窮度ⅠとⅡの世帯ではそれぞれ58.9%、58.8%と6割近くが経験しています。経済的な理由による子どもへの影響をみると、困窮度の高い世帯ほど「家族旅行（テーマパークなど日帰りのおでかけを含む）ができなかった」や「子どもにおこづかいを渡すことができなかった」、「子どもに新しい服や靴を買うことができなかった」、「子どもを学習塾に通わすことができなかった」等が多くなっています。また、困窮度Ⅰの世帯では「子どもを医療機関に受診させることができなかった」という経験をした世帯が4.2%とわずかながら存在しています。

貯蓄ができている世帯は全体では約3割と半数に満たず、困窮度別にみると困窮度ⅠとⅡの世帯では1割未満となっており、厳しい家計状況がうかがえます。また、世帯類型別にみると、母子世帯は赤字である世帯の割合が貯蓄ができている世帯の割合を上回っています。

子どものための貯蓄の状況をみると、約6割が子どものために貯蓄をしている一方で、約4割は貯蓄をしたいができていません。困窮度別にみると、中央値以上の世帯では7割以上が子どものために貯蓄をしています。中央値未満では貯蓄をしたいができていない世帯が5割以上を占め困窮度が上がるにつれてその割合は増えており、中央値以上と困窮度Ⅰの世帯では子どものための貯蓄状況は対称的です。また、世帯類型別にみると、母子世帯では子どものための貯蓄をしたいができていない世帯の割合が貯蓄をしている世帯の割合を上回っており、世帯の貯蓄状況と同様に、厳しい家計状況がうかがえます。

収入のある人数が2人以上の世帯は69.0%となっており、約7割が複数人による世帯収入

を得ています。困窮度別にみると、困窮度が低いほど複数人による収入がある世帯が多く、中央値以上では複数人による収入がある世帯は約8割となっています。一方、困窮度ⅠとⅡの世帯ではそれぞれ約5割の世帯が1人による収入しかありません。

世帯の状況をみると、困窮度が高いほど厳しい家計状況にあります。困窮度ⅠとⅡの約半数は母子世帯が占めており、貯蓄の状況からも母子世帯の経済的な厳しさをうかがうことができます。

就学援助費の受給状況をみると、困窮度が高いほど「受けている」という世帯が多く、困窮度Ⅰでは約6割となっています。また、母子世帯では約4割が「受けている」と回答しています。生活保護の受給状況をみると、困窮度が高いほど「受けている」という世帯が多く、困窮度Ⅰでは約1割となっています。また、母子世帯では約1割が「受けている」と回答しています。



●主な課題

- 母子世帯は、母子世帯以外の世帯類型に比べて経済的な厳しさを抱えている世帯が多くみられることから、そのような状況にあるひとり親家庭への支援が必要です。
- 困窮度の高い世帯では、家賃や住宅のローンの支払いができなかったり、電気・ガス・水道が止められたり、子どもを医療機関に受診させることができなかった等の経験をした世帯もあり、生活基盤の維持が困難になる場合があることから、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度等を周知し、自立を支援していく必要があります。
- 困窮度の高い世帯では、経済的な理由によって、趣味やレジャーの出費を減らしたり、家族旅行ができなかったりと、レクリエーションを控える傾向がみられます。娯楽やさまざまな体験の機会は子どもの豊かな感情や好奇心、芸術や文化への関心、社会の出来事への関心等を育んだり、家族や友人との思い出づくりにつながります。子どもたちがさまざまな体験や社会参加ができるような機会をつくっていく必要があります。
- 就学援助費や生活保護制度は困窮度が高いほど受けている世帯が多く、また、世帯類型別にみると母子世帯で受けている世帯が多くなっています。本市では、経済的に困難がある世帯の経済的自立や子どもの就学を支援するためにさまざまな生活支援を行っています。支援を必要とする人がこれらの制度を適切に利用し、自立した生活を送れるように、制度の周知を行っていく必要があります。

②子どもの学習、進路について

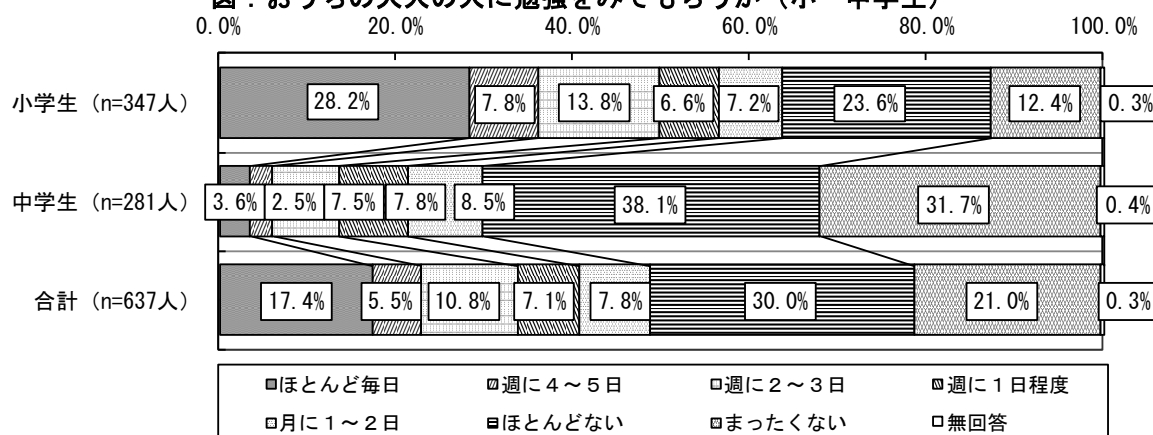
小・中学生 12-E. おうちの大人の人に勉強をみてもらうか

問 12E. おうちの大人の人に宿題（勉強）をみてもらいますか。（あてはまるもの1つだけに○をつけてください）

おうちの大人の人に勉強をみてもらうかをみると、「ほとんどない」が30.0%、「まったくない」が21.0%、「ほとんど毎日」が17.4%となっています。「週に1日程度」「月に1～2日」「ほとんどない」「まったくない」の合計は65.9%となっており、おうちの大人の人にあまり勉強をみてもらわない小・中学生は6割以上となっています。

中学生は「ほとんどない」と「まったくない」を合わせると69.8%となっており、約7割はおうちの大人の人にあまり勉強をみてもらわないと回答しています。

図：おうちの大人の人に勉強をみてもらうか（小・中学生）

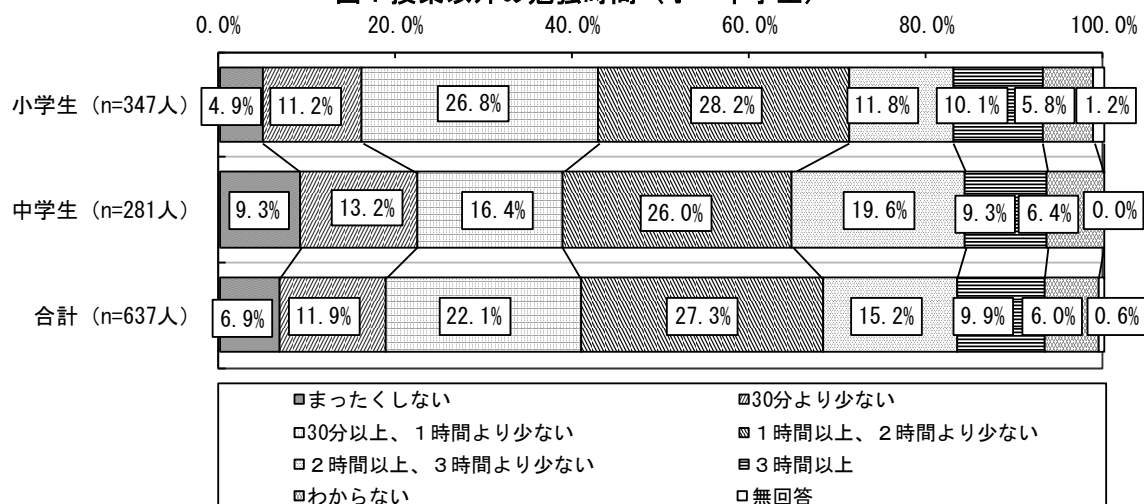


小・中学生 19. 授業以外の勉強時間

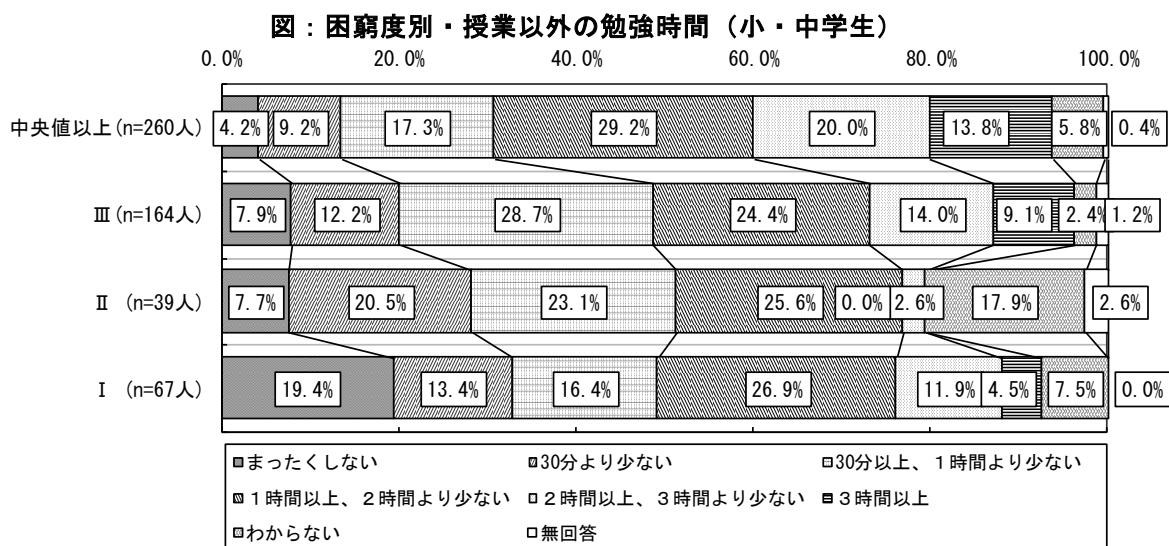
問 19. あなたは、学校のある日、授業時間以外に1日あたりどれくらいの時間、勉強をしますか。（塾などの時間も含まれます。）（あてはまるもの1つだけに○）

小・中学生の授業以外の勉強時間をみると、「1時間以上、2時間より少ない」が27.3%、「30分以上、1時間より少ない」が22.1%、「2時間以上、3時間より少ない」が15.2%となっています。「まったくしない」という子どもは6.9%となっており、小学生は4.9%、中学生は9.3%となっています。

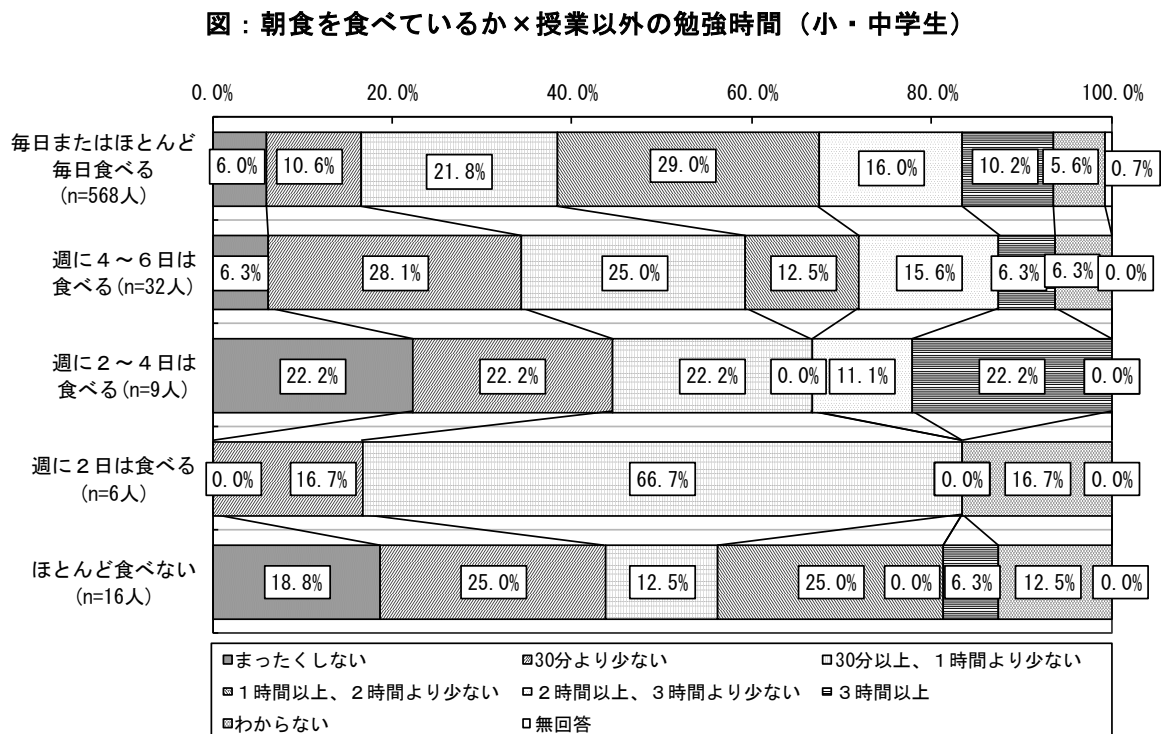
図：授業以外の勉強時間（小・中学生）



困窮度別にみると、勉強時間が30分未満の小・中学生は困窮度が高いほど多くなっており、困窮度Ⅰでは32.8%、困窮度Ⅱでは28.2%となっています。また、困窮度Ⅰでは「まったくしない」が19.4%であり、約2割を占めています。

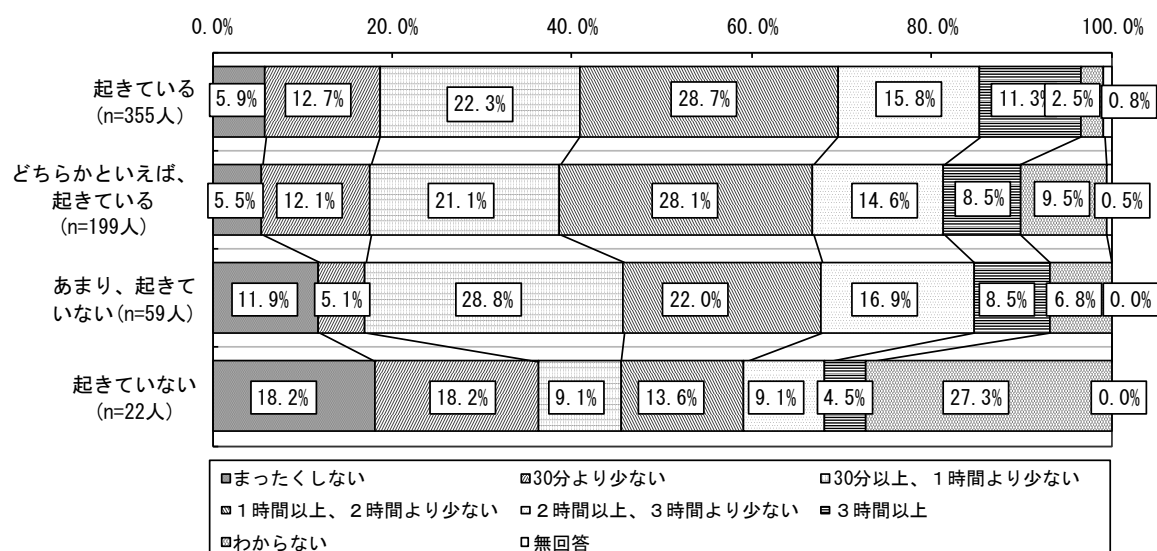


朝食の摂取状況と授業以外の勉強時間の関連をみると、「毎日またはほとんど毎日食べる」と答えた小・中学生は、「1時間以上、2時間より少ない」や「2時間以上、3時間より少ない」が多く、勉強時間が長くなる傾向があります。



平日の起床状況と授業以外の勉強時間の関連をみると、「起きていない」と答えた小・中学生は「まったくしていない」が多く、勉強時間が少なくなっています。

図：平日決まった時間に起床しているか×授業以外の勉強時間（小・中学生）



小・中学生 20. 学校の勉強の理解度

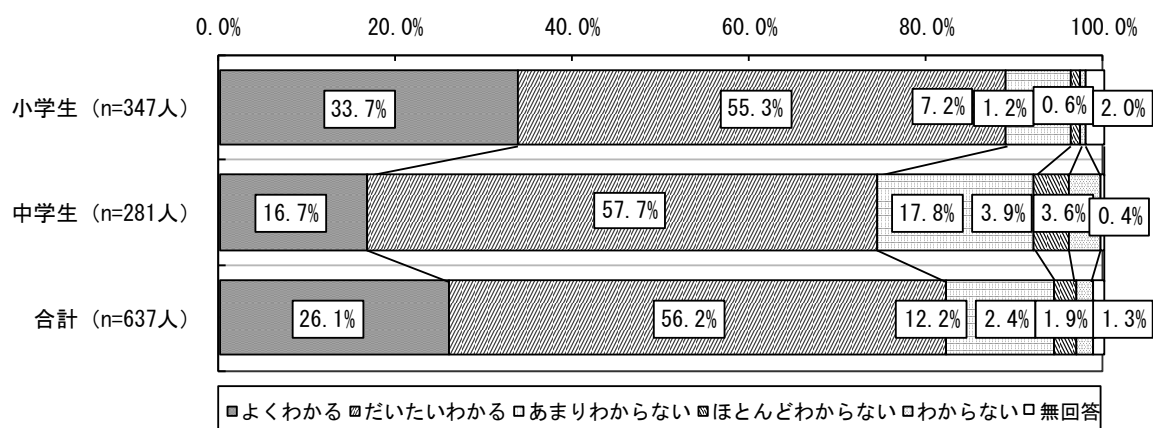
問 20. 学校の勉強について、一番あなたの気持ちに近いものはどれですか。

（あてはまるもの1つだけに○）

小・中学生の学校の勉強の理解度をみると、「だいたいわかる」が56.2%、「よくわかる」が26.1%、「あまりわからない」が12.2%となっており、「よくわかる」と「だいたいわかる」を合計した比率が82.3%となっています。

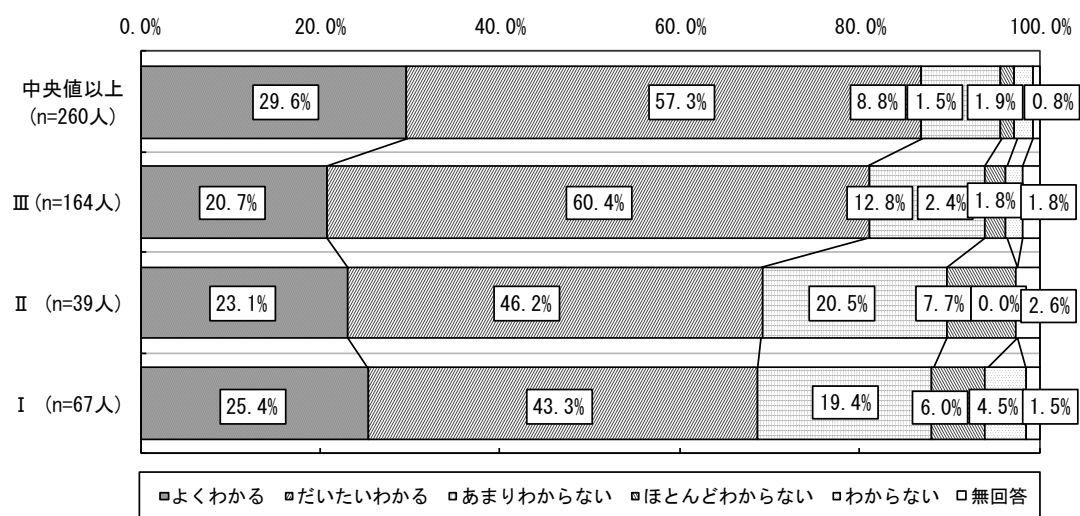
「よくわかる」と「だいたいわかる」を合計した比率は、小学生は89.0%、中学生は74.4%と中学生のほうが少なく、「学校の勉強の理解度」は中学生のほうが低くなっています。

図：学校の勉強の理解度（小・中学生）



困窮度別にみると、困窮度が高い世帯の小・中学生ほど「よくわかる」と「だいたいわかる」が少なくなる傾向があります。

図：困窮度別・学校の勉強の理解度（小・中学生）



小・中学生 21. 学校の勉強がわからないときの対処

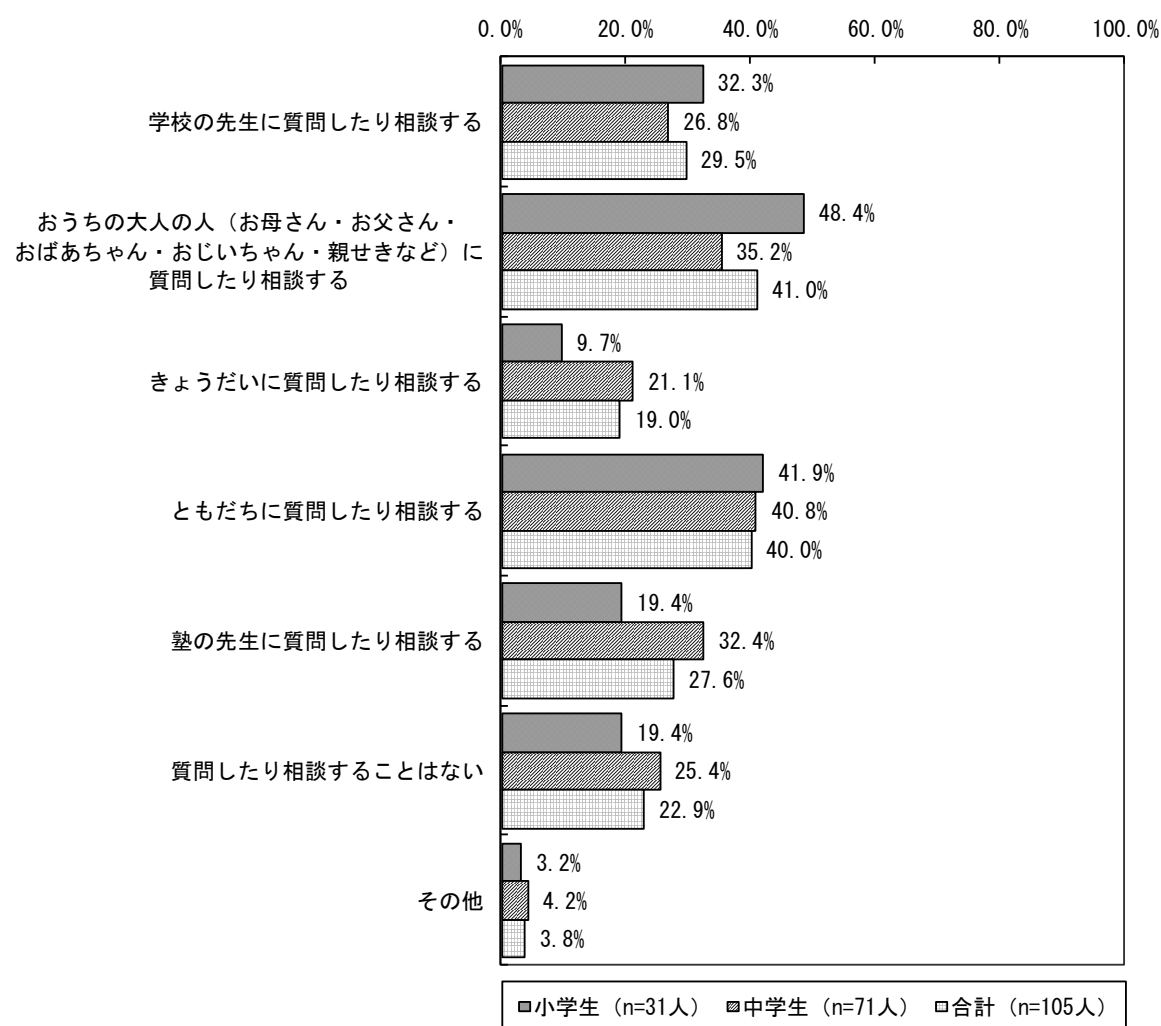
問 21. 問 20 で 3～5 のどれかに○をした方※にお聞きします。

学校の勉強がわからないとき、どうしていますか。(あてはまるものすべてに○)

小・中学生について学校の勉強がわからないときの対処をみると、「うちの大人の人（お母さん・お父さん・おばあちゃん・おじいちゃん・親せきなど）に質問したり相談する」が 41.0%、「ともだちに質問したり相談する」が 40.0%、「学校の先生に質問したり相談する」が 29.5%となっています。

小学生は「うちの大人の人（お母さん・お父さん・おばあちゃん・おじいちゃん・親せきなど）に質問したり相談する」が 48.4%で最も多く、中学生は「ともだちに質問したり相談する」が 40.8%で最も多くなっています。

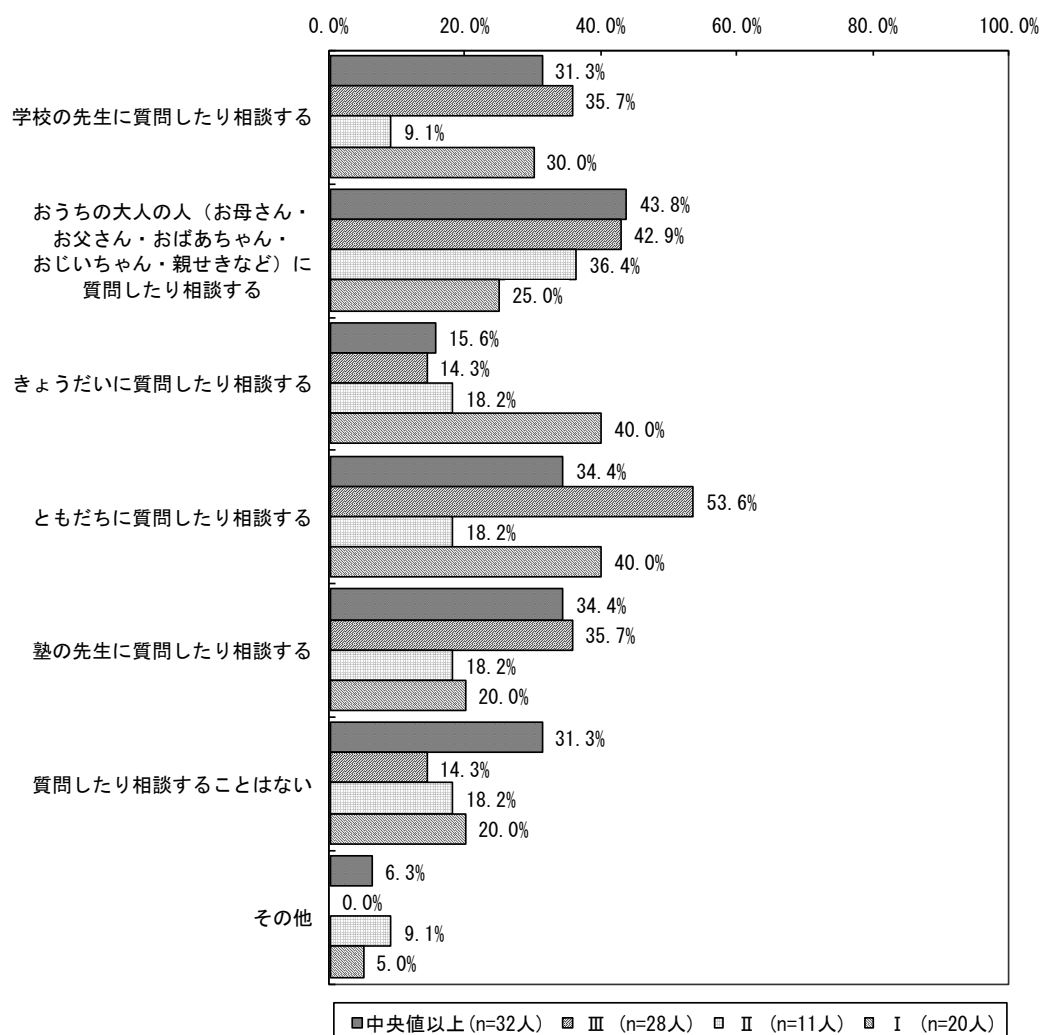
図：学校の勉強がわからないときの対処（小・中学生）



※問 21 の質問中、「問 20 で 3～5 のどれかに○をした方」とは学校の勉強について「あまりわからない」「ほとんどわからない」「わからない」のいずれかに回答した人のことです。

困窮度別にみると、困窮度Ⅰの世帯では「ともだちに質問したり相談する」と「きょうだいに質問したり相談する」がともに40.0%と最も多く、困窮度Ⅱの世帯では「おうちの大人の人に質問したり相談したりする」が36.4%と最も多くなっています。困窮度Ⅲの世帯では「ともだちに質問したり相談する」が53.6%となっており、半数を超えて最も多くなっています。

図：困窮度別・学校の勉強がわからないときの対処（小・中学生）



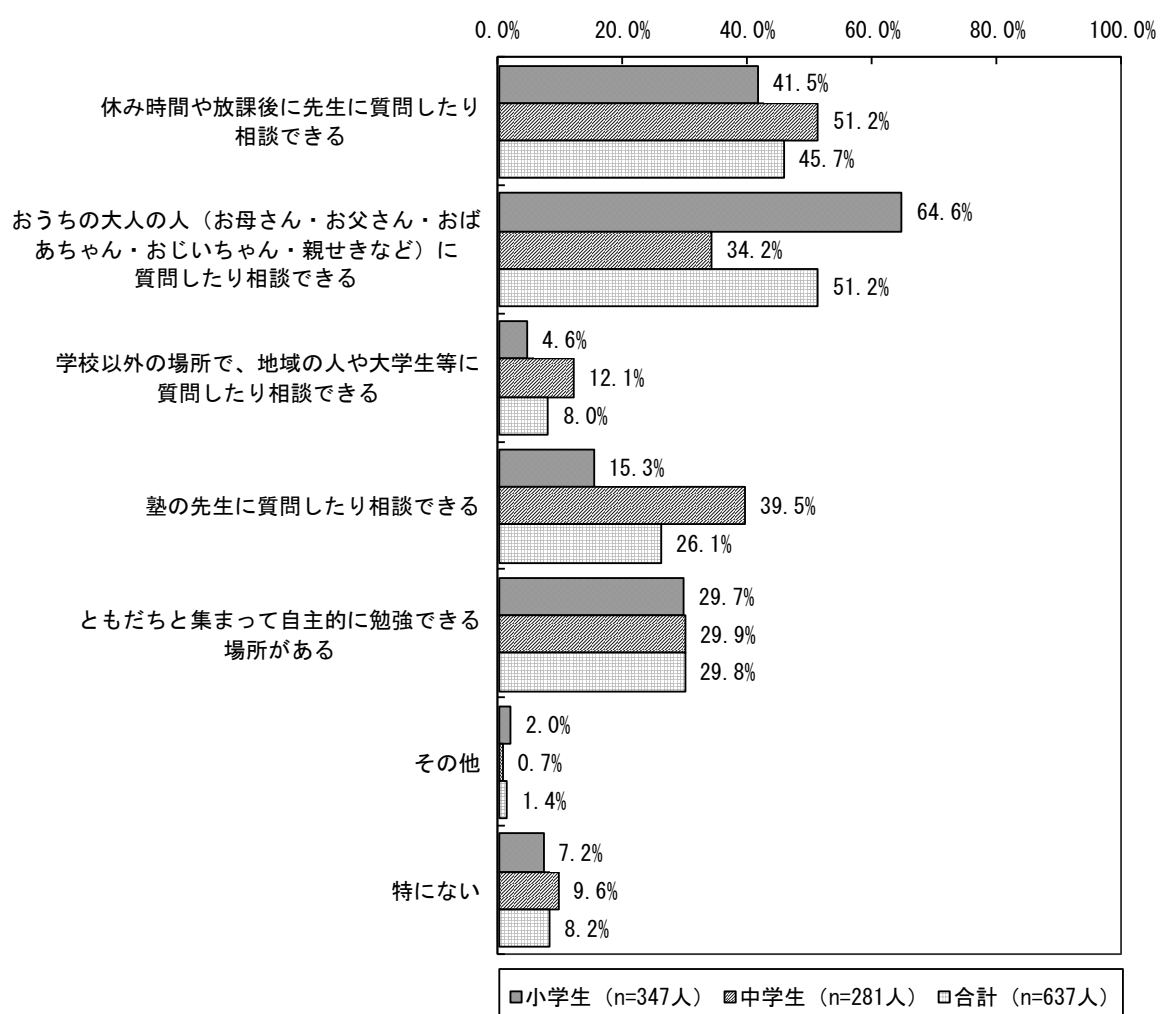
小・中学生 22. 学校の勉強がわからないときにあればいいもの

問 22. あなたは、学校の勉強がわからないとき、どのようなことがあればよいと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

小・中学生について学校の勉強がわからないときにあればいいと思うものをみると、「おうちの大人の人（お母さん・お父さん・おばあちゃん・おじいちゃん・親せきなど）に質問したり相談できる」が 51.2%、「休み時間や放課後に先生に質問したり相談できる」が 45.7%、「ともだちと集まって自主的に勉強できる場所がある」が 29.8%となっています。

小学生は「おうちの大人の人（お母さん・お父さん・おばあちゃん・おじいちゃん・親せきなど）に質問したり相談できる」が 64.6%で最も多く、中学生は「休み時間や放課後に先生に質問したり相談できる」が 51.2%で最も多くなっています。

図：学校の勉強がわからないときにあればいいもの（小・中学生）



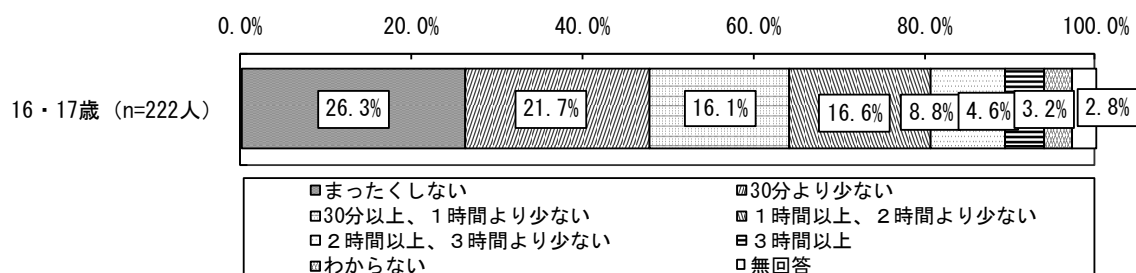
16・17 歳 16. 授業以外の勉強時間

問 16. あなたは、学校のある日、授業時間以外に 1 日あたりどれくらいの時間、勉強をしますか。（塾などの時間も含みます。）（あてはまるもの 1 つだけに○）

※この設問は、16・17 歳のうち、現在学校（通信制、定時制を含む）に通っている子どもが対象です。

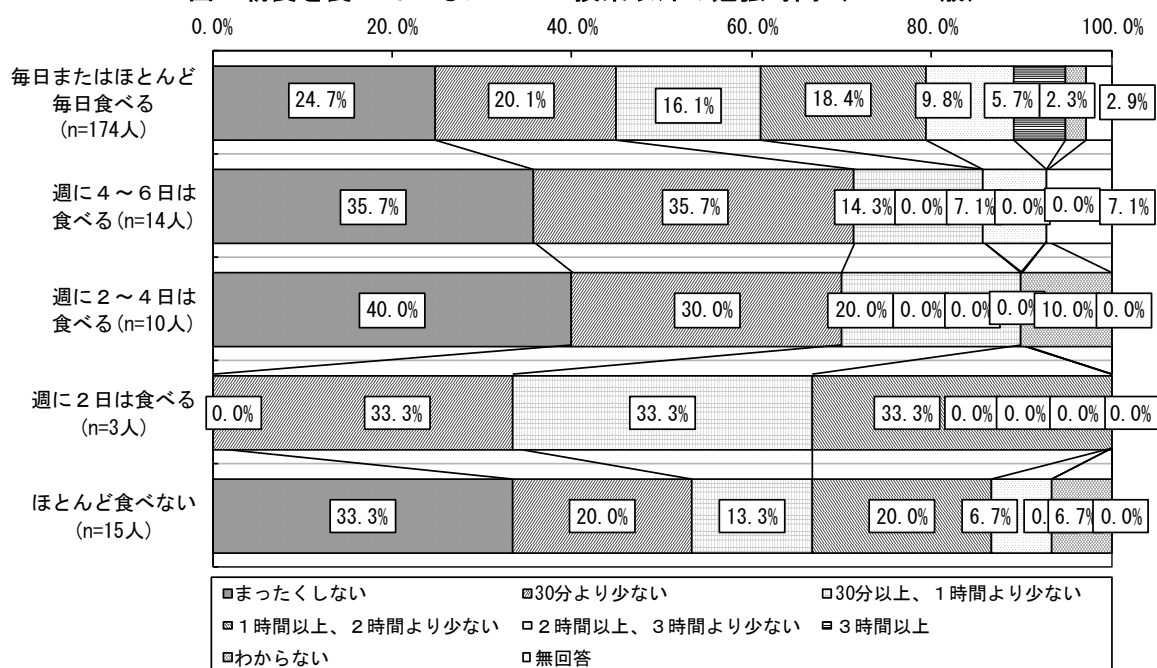
16・17 歳の授業以外の勉強時間をみると、「まったくしない」が 26.3%、「30 分より少ない」が 21.7%、「1 時間以上、2 時間より少ない」が 16.6%となっています。

図：授業以外の勉強時間（16・17 歳）



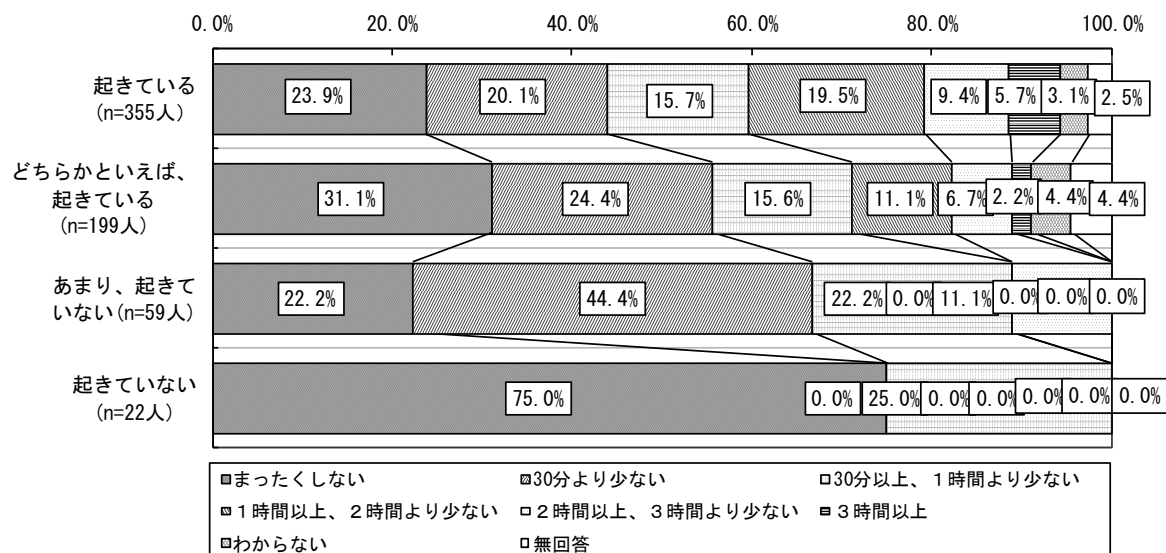
朝食の摂取状況と授業以外の勉強時間の関係をみると、「毎日またはほとんど毎日食べる」では 2 時間以上勉強する 16・17 歳が 15.5%となっています。朝食を食べないことがある場合、毎日またはほとんど毎日朝食を食べている 16・17 歳に比べて勉強時間が短い傾向にあります。

図：朝食を食べているか × 授業以外の勉強時間（16・17 歳）



平日の起床状況と授業以外の勉強時間の関係を見ると、平日決まった時間に「起きていない」と答えた16・17歳は「まったくしない」が7割以上となっており、「起きている」と答えた16・17歳ほど勉強時間が多くなっています。

図：平日決まった時間に起床しているか × 授業以外の勉強時間（16・17歳）



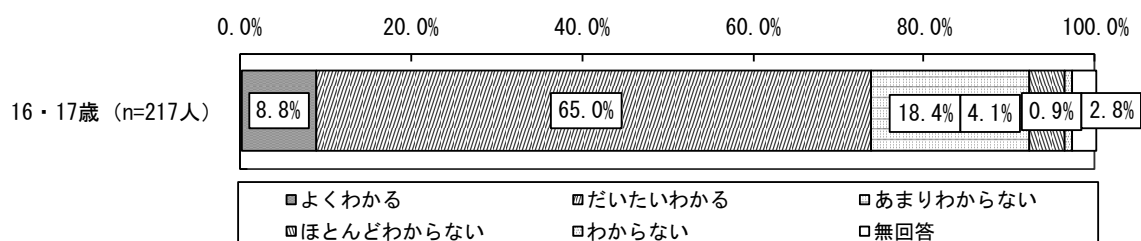
16・17歳 17. 学校の勉強の理解度

問 17. 学校の勉強について、一番あなたの気持ちに近いものはどれですか。（あてはまるもの1つだけに○）

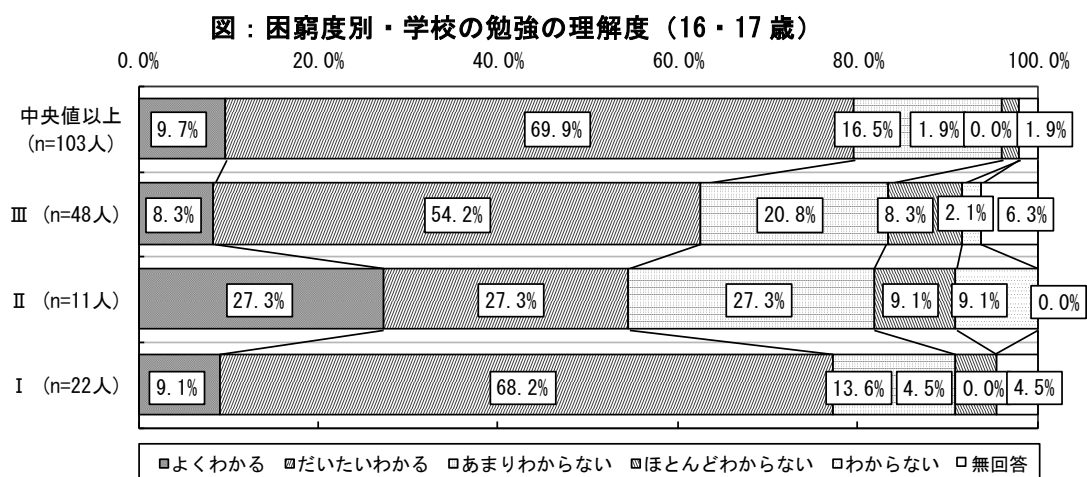
※この設問は、16・17歳のうち、現在学校（通信制、定時制を含む）に通っている子どもが対象です。

16・17歳の学校の勉強の理解度をみると、「だいたいわかる」が65.0%、「あまりわからない」が18.4%、「よくわかる」が8.8%となっており、「よくわかる」と「だいたいわかる」を合計した比率が73.8%となっています。

図：学校の勉強の理解度（16・17歳）



困窮度別にみると、困窮度Ⅱは「よくわかる」が 27.3%となっていますが、「よくわかる」と「だいたいわかる」の合計をみると、困窮度Ⅰを除いて困窮度が上がるにつれて少なくなり、「あまりわからない」、「ほとんどわからない」、「わからない」が多くなっています。一方、困窮度Ⅰでは「よくわかる」または「だいたいわかる」と答えた割合は中央値以上の世帯と同程度となっています。



16・17 歳 18. 学校の勉強がわからないときの対処

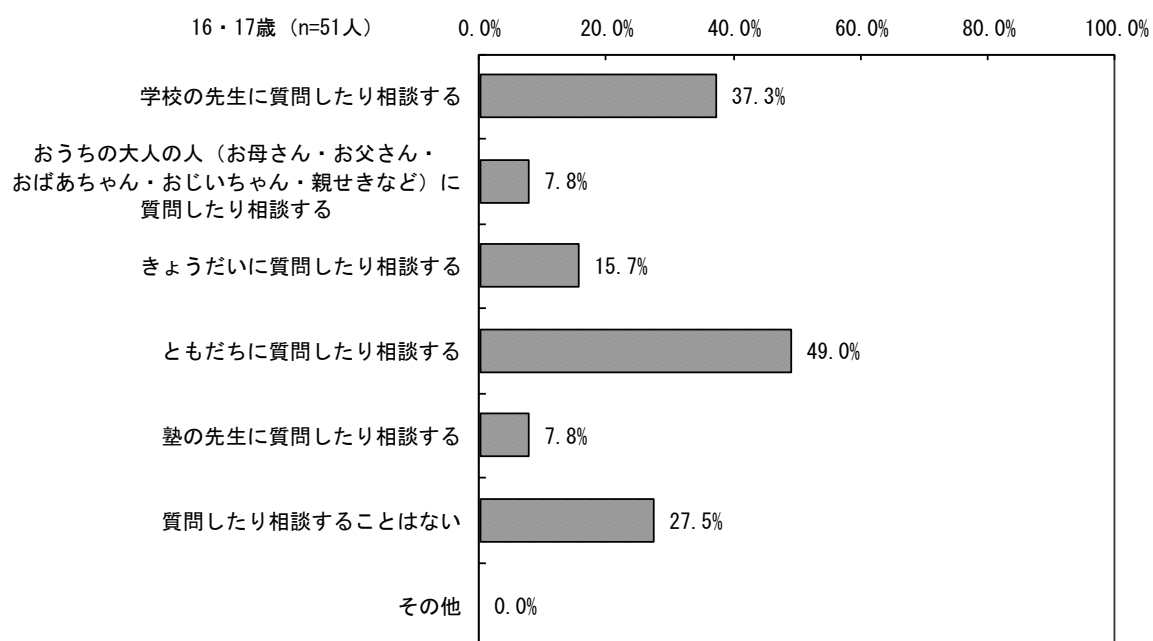
問 18. 問 17 で 3～5 のいずれかに○をした方※にお聞きします。

学校の勉強がわからないとき、誰に質問したり相談したりしますか。(あてはまるものすべてに○)

※この設問は、16・17 歳のうち、現在学校（通信制、定時制を含む）に通っている子どもが対象です。

16・17 歳の学校の勉強がわからないときの対処をみると、「ともだちに質問したり相談する」が 49.0%、「学校の先生に質問したり相談する」が 37.3%、「質問したり相談することはない」が 27.5%となっています。

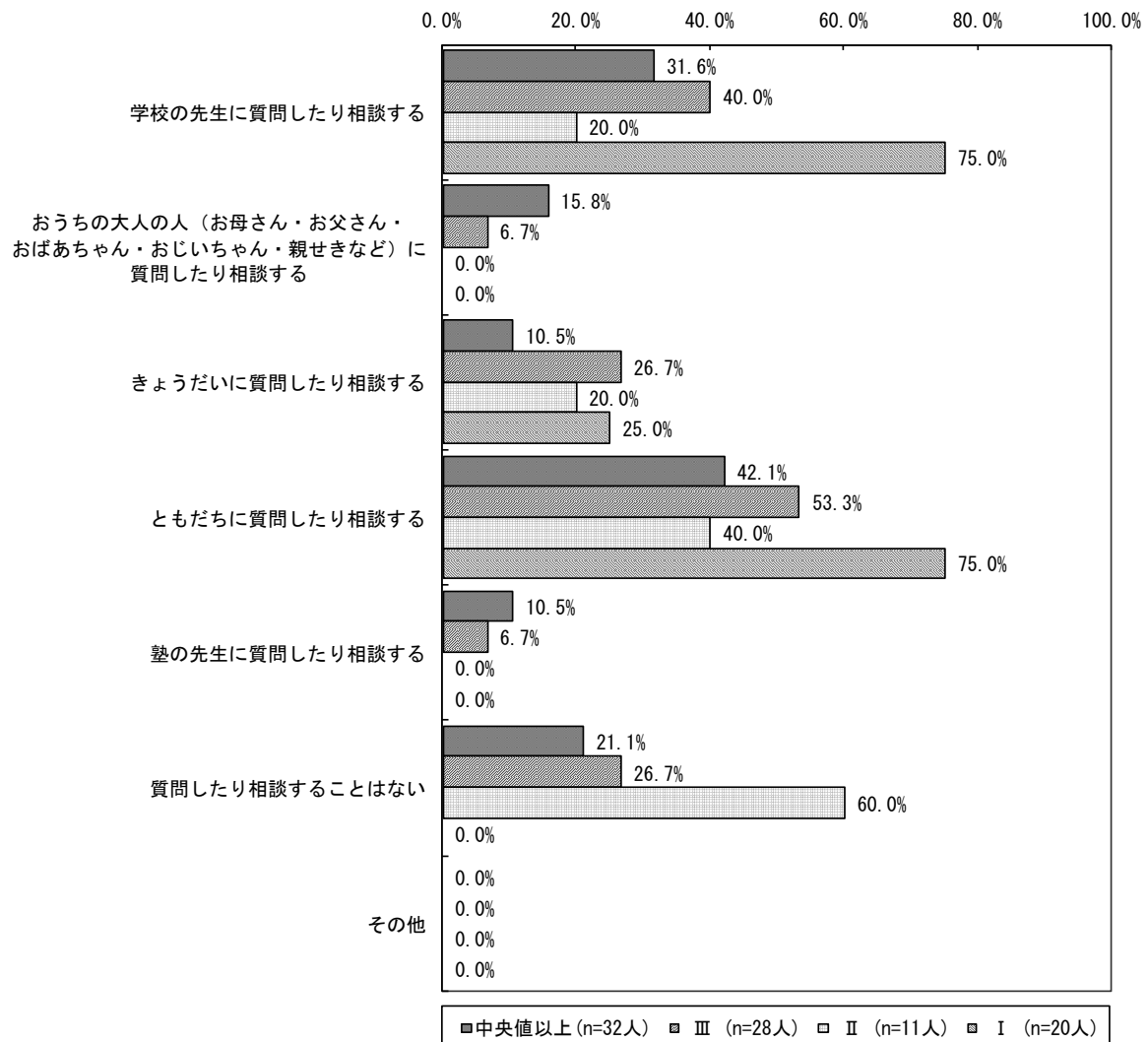
図：学校の勉強がわからないときの対処（16・17 歳）



※問 18 の質問中、「問 17 で 3～5 のどれかに○をした方」とは学校の勉強について「あまりわからない」「ほとんどわからない」「わからない」のいずれかに回答した人のことです。

困窮度別にみると、困窮度Ⅰの世帯の16・17歳は「学校の先生に質問したり相談する」や「ともだちに質問したり相談する」が多く、困窮度Ⅱの世帯の16・17歳は「質問したり相談することはない」が多くなっています。

図：困窮度別・学校の勉強がわからないときの対処（16・17歳）



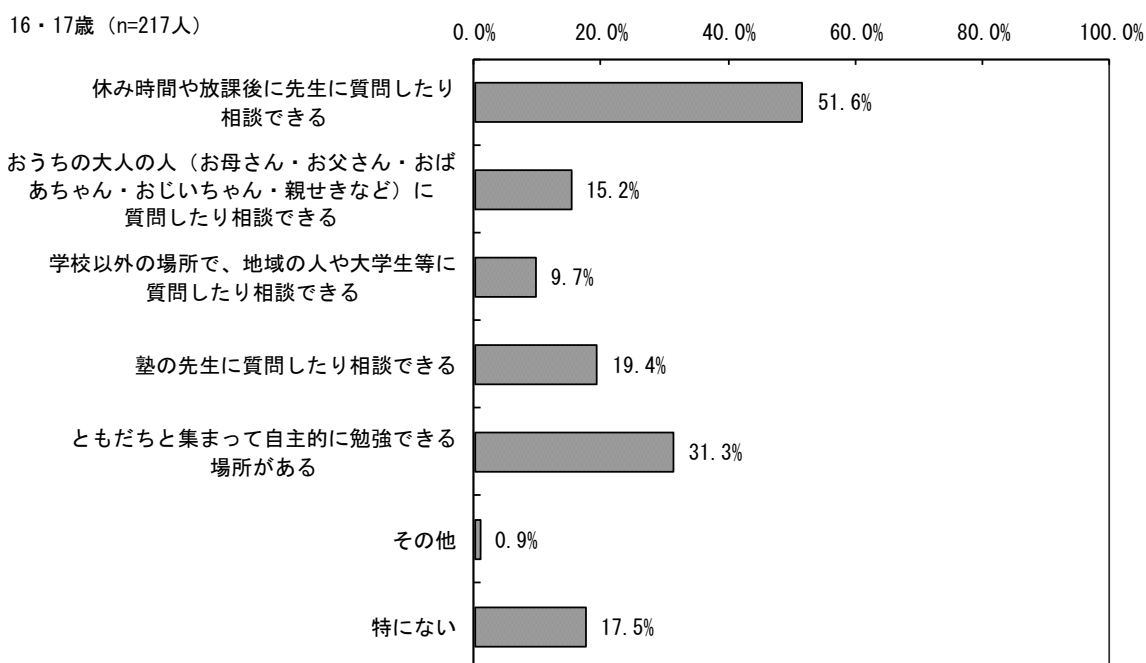
16・17 歳 19. 学校の勉強がわからないときにあればいいもの

問 19. あなたは、学校の勉強がわからないとき、どのようなことがあればよいと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

※この設問は、16・17 歳のうち、現在学校（通信制、定時制を含む）に通っている子どもが対象です。

16・17 歳の学校の勉強がわからないときにあればいいものをみると、「休み時間や放課後に先生に質問したり相談できる」が 51.6%、「ともだちと集まって自主的に勉強できる場所がある」が 31.3%、「塾の先生に質問したり相談できる」が 19.4%となっています。

図：学校の勉強がわからないときにあればいいもの（16・17 歳）

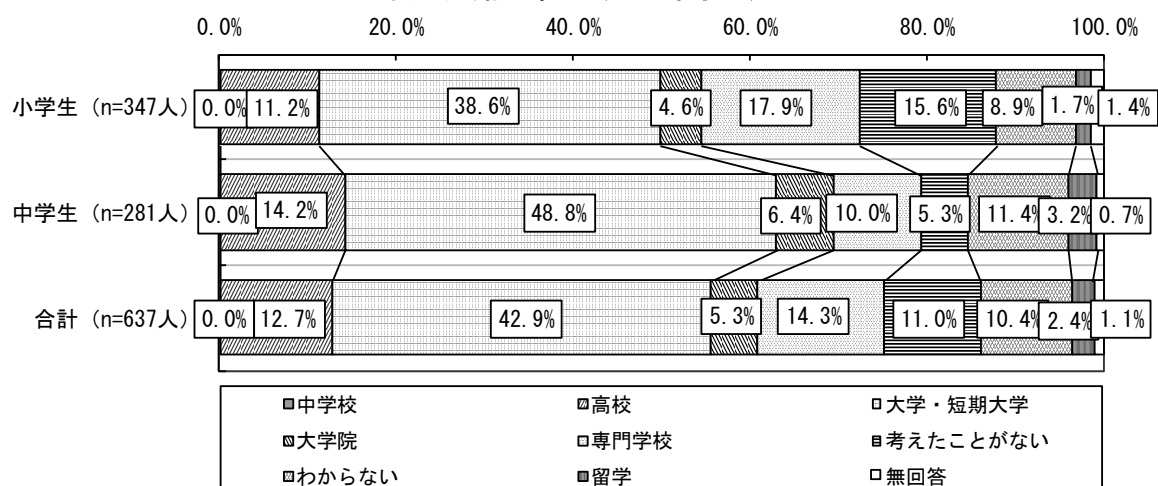


子ども 35. 進路の希望

問 35. あなたは、将来どの学校まで行きたいと思いますか。（あてはまるもの 1 つだけに○）

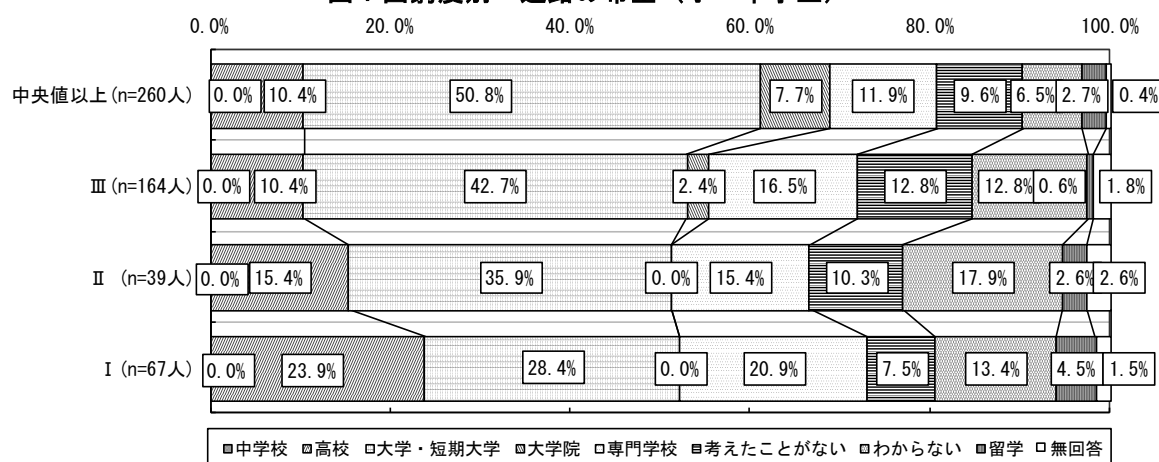
小・中学生の進路の希望をみると、「大学・短期大学」が 42.9%、「専門学校」が 14.3%、「高校」が 12.7%となっています。「大学・短期大学」が小学生は 38.6%、中学生は 48.8%となり、中学生の「大学・短期大学」希望が多くなっています。

図：進路の希望（小・中学生）



困窮度別にみると、困窮度が高い世帯の小・中学生ほど「高校」や「専門学校」が多くなり、「大学・短期大学」が少なくなっています。

図：困窮度別・進路の希望（小・中学生）

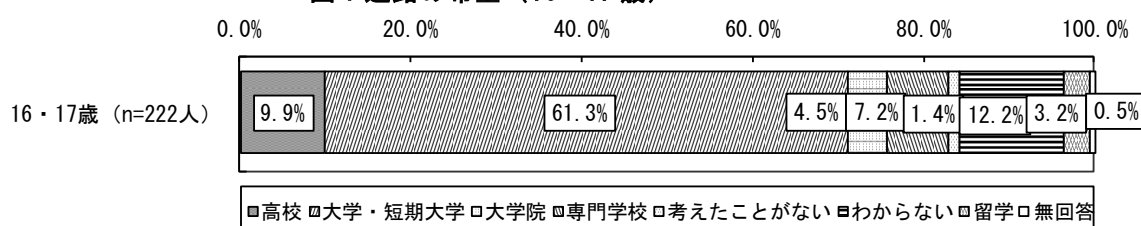


16・17 歳 33. 進路の希望

問 33. あなたは、将来どの学校まで行きたいと思いますか。（あてはまるもの 1 つだけに○）

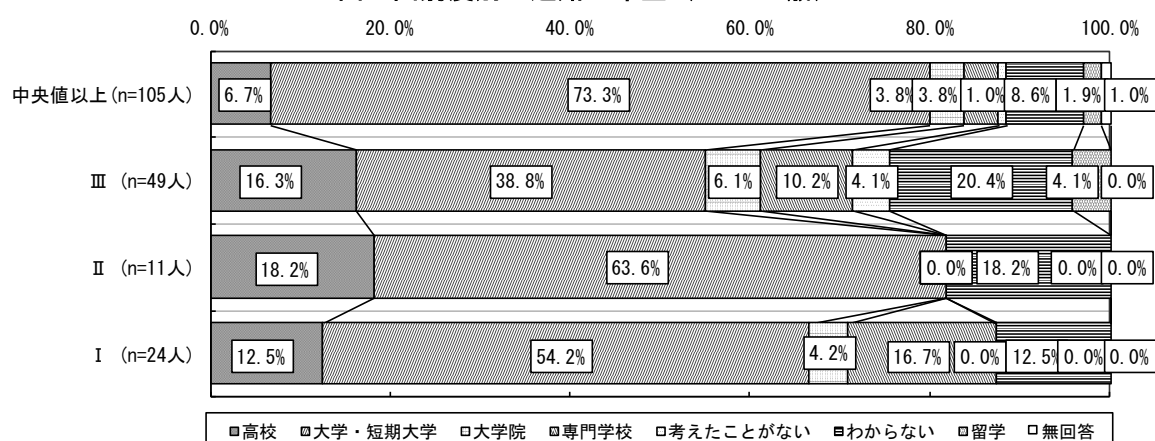
16・17 歳の進路の希望をみると、「大学・短期大学」が 61.3%、「わからない」が 12.2%、「高校」が 9.9%となっています。

図：進路の希望（16・17 歳）



困窮度別にみると、中央値以上では「大学・短期大学」が約 7 割と多くなっていますが、中央値未満では「高校」や「わからない」が多く、「大学・短期大学」は中央値以上に比べて少なくなっています。

図：困窮度別・進路の希望（16・17 歳）



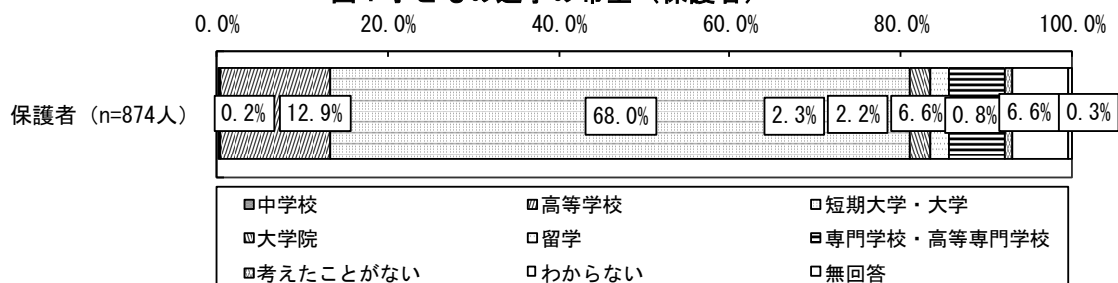
保護者 15. 子どもの進学の希望

問 15. あなたは、お子さんの進学についてどこまで希望されていますか。

(あてはまるもの1つだけに○)

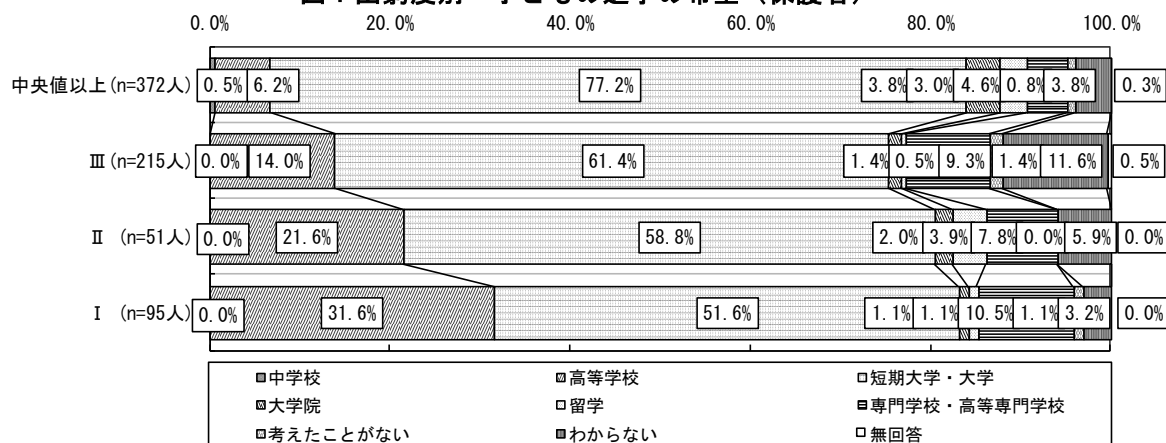
保護者について、子どもの進学の希望をみると、「短期大学・大学」が68.0%、「高等学校」が12.9%、「専門学校・高等専門学校」が6.6%となっています。

図：子どもの進学の希望（保護者）



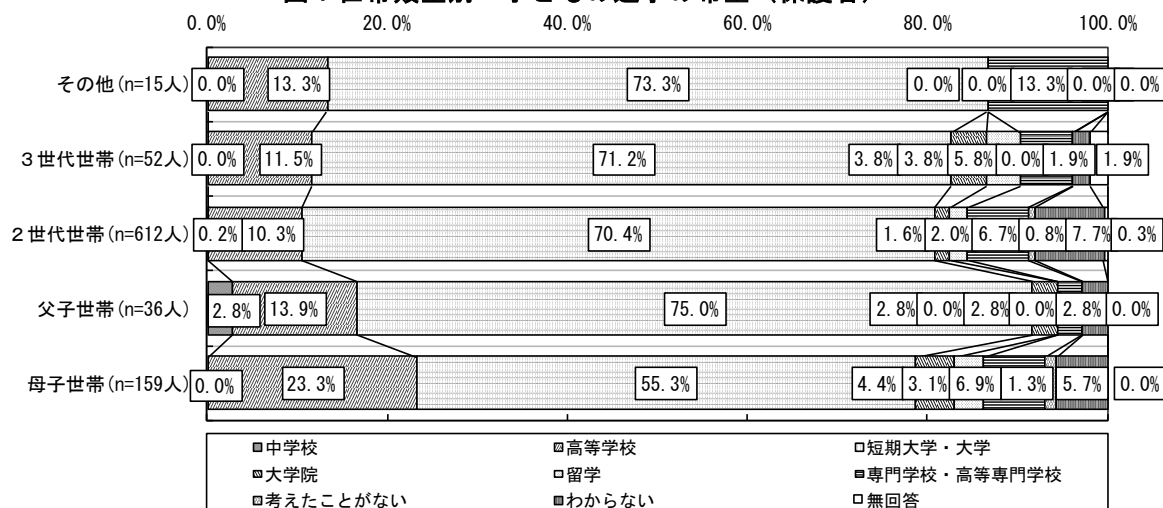
困窮度別にみると、困窮度が高くなるにつれて「短期大学・大学」が少なくなり、「高等学校」が多くなっています。

図：困窮度別・子どもの進学の希望（保護者）



世帯類型別にみると、父子世帯、2世代世帯、3世代世帯では「短期大学・大学」が7割以上となっていますが、母子世帯では6割未満となっています。母子世帯では「高等学校」がそれ以外の世帯よりも多く、23.3%となっています。

図：世帯類型別・子どもの進学の希望（保護者）

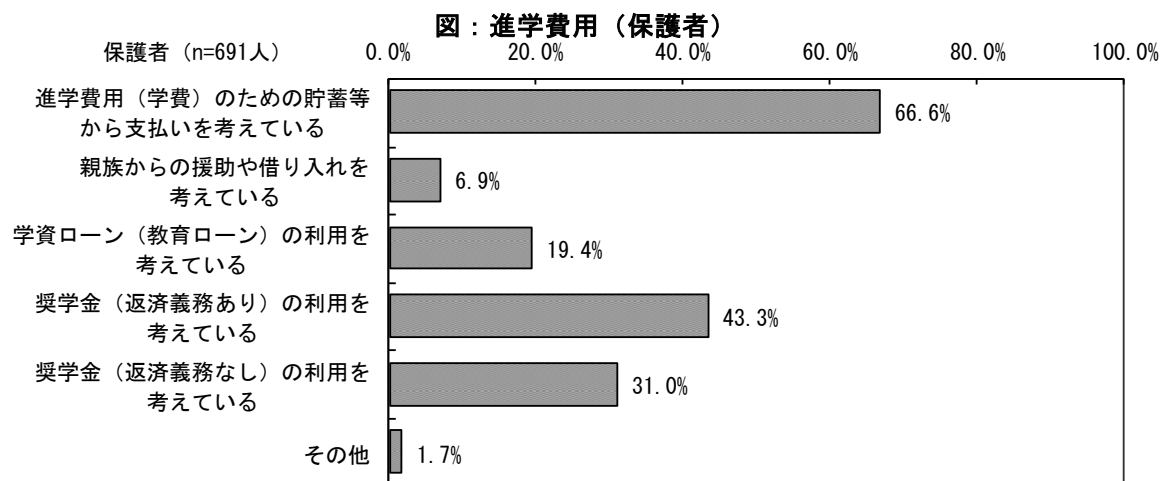


保護者 16. 進学費用

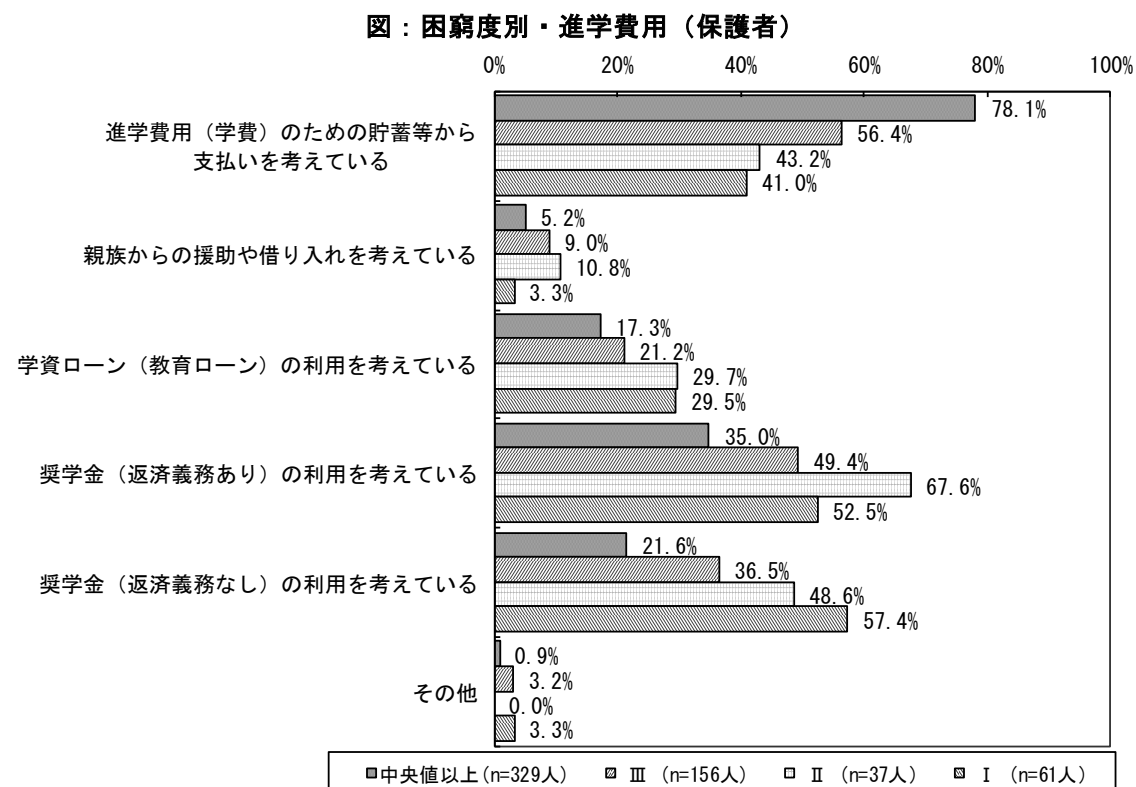
問 16. 問 15 で 3 ～ 6 に ○ をした方※にお聞きします。

あなたは、お子さんの大学等への進学費用（学費）について、主にどのようにお考えですか。（あてはまるものすべてに○）

保護者について子どもの進学費用の考えをみると、「進学費用（学費）のための貯蓄等から支払いを考えている」が 66.6%、「奨学金（返済義務あり）の利用を考えている」が 43.3%、「奨学金（返済義務なし）の利用を考えている」が 31.0%となっています。



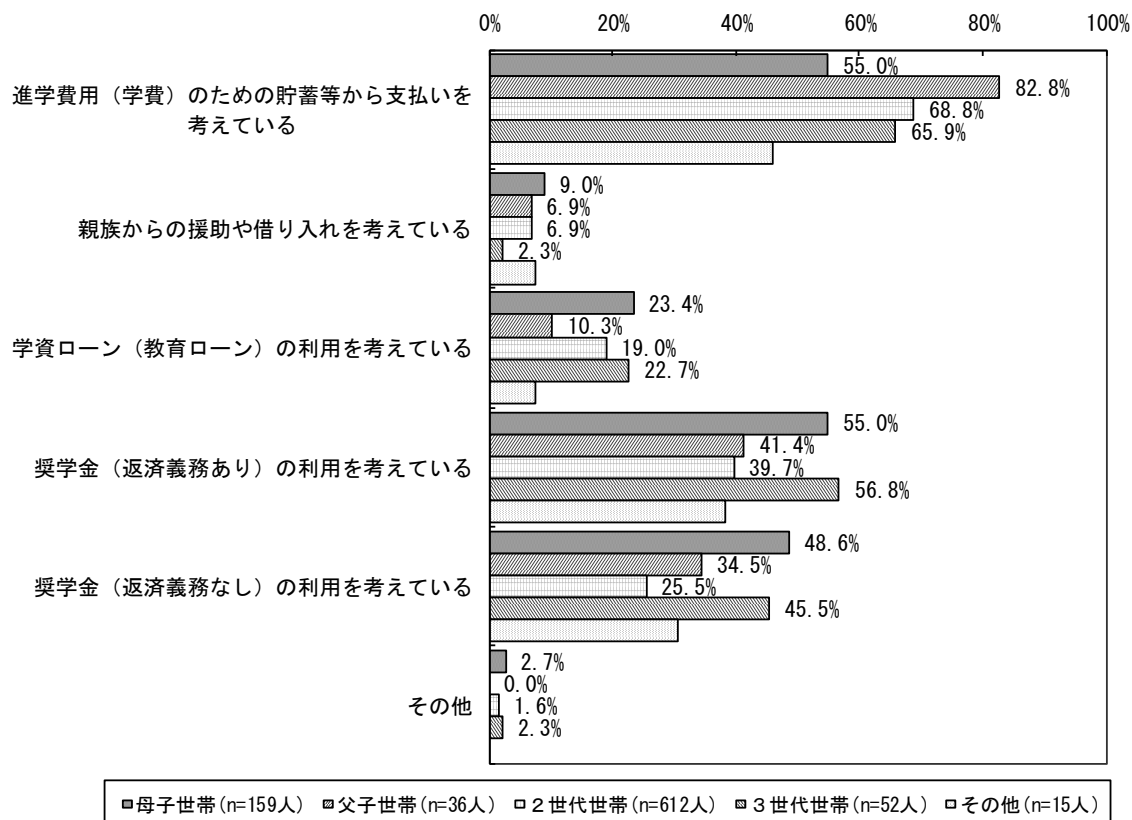
困窮度別にみると、困窮度が高い世帯になるほど、「進学費用（学費）のための貯蓄等から支払いを考えている」が少なくなり、「奨学金（返済義務なし）の利用を考えている」や「学資ローン（教育ローン）の利用を考えている」が多くなっています。



※問 16 の質問中、「問 15 で 3 ～ 6 のどれかに ○ をした方」とは子どもの進学の希望について「短期大学・大学」「大学院」「留学」「専門学校・高等専門学校」のいずれかを回答した人のことです。

世帯類型別にみると、母子世帯では「進学費用（学費）のための貯蓄等から支払いを考えている」と「奨学金（返済義務あり）の利用を考えている」が共に 55.0%となっており、返済義務のない奨学金も合わせると奨学金の利用を考えている人が他の世帯よりも多くなっています。

図：世帯類型別・進学費用（保護者）

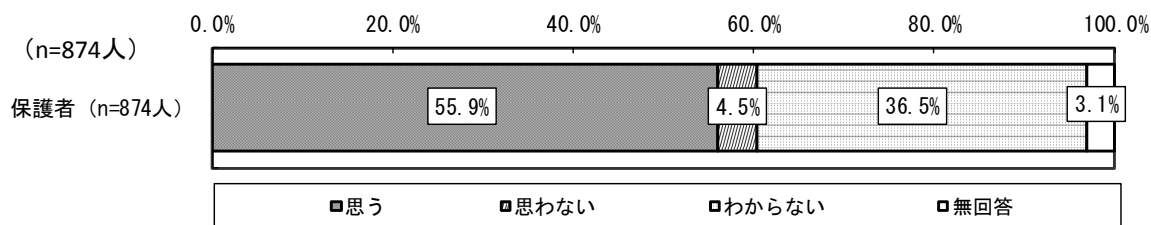


保護者 17. 子どもの進路が希望通りになると思うか

問 17. あなたは、お子さんが希望どおりの学校まで進むことになると思いますか。（あてはまるもの 1 つだけに○）

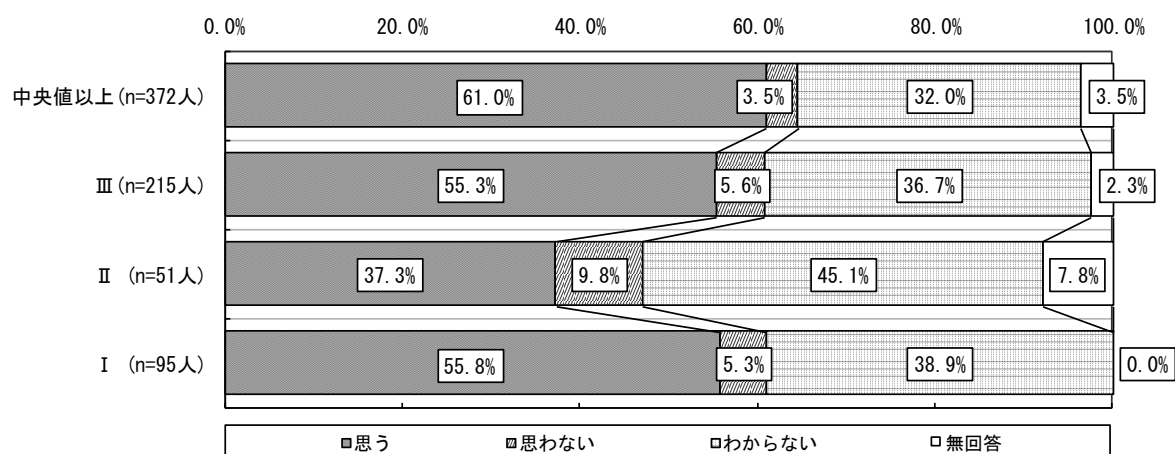
保護者について、子どもの進路が希望通りになると思うかをみると、「思う」が 55.9%、「わからない」が 36.5%、「思わない」が 4.5%となっています。

図：子どもの進路が希望通りになると思うか（保護者）



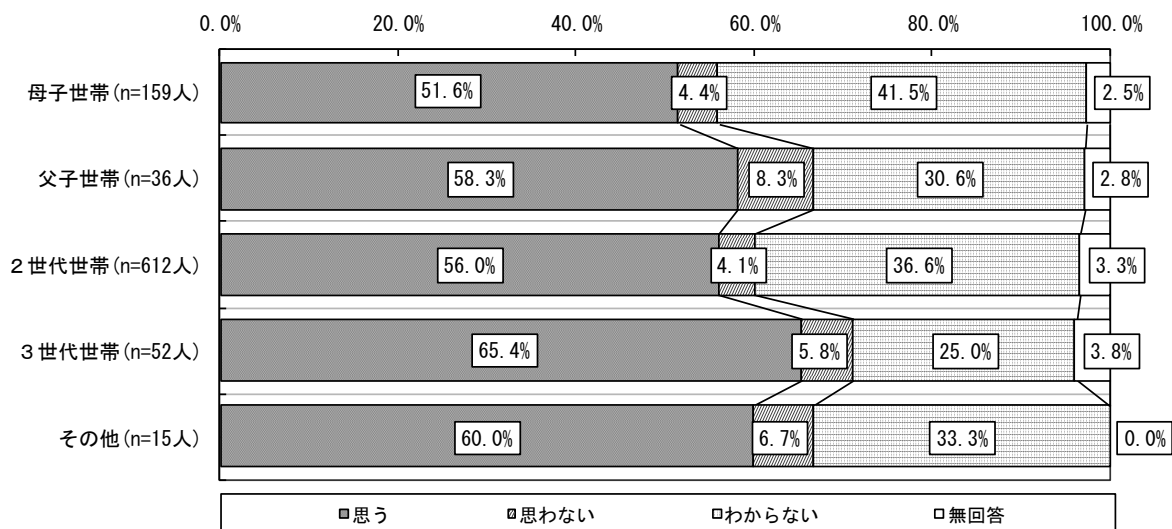
困窮度別にみると、中央値未満の世帯では中央値以上の世帯に比べて「思う」が少なく、「わからない」が多くなっています。

図：困窮度別・子どもの進路が希望通りになると思うか（保護者）



世帯類型別にみると、母子世帯ではその他の世帯に比べて「思う」が少なく、「わからない」が多くなっています。

図：世帯類型別・子どもの進路が希望通りになると思うか（保護者）



●「子どもの学習、進路について」の概要

家庭の大人に勉強をみてもらうことが「ほとんど毎日」または「週に4～5日」とあるという子どもは、小学生が約4割、中学生が1割未満となっており、小学生の割合は大阪府調査よりもやや高くなっています※¹。授業以外の勉強時間が30分未満の小学生、中学生は困窮度が高い世帯ほど多くなっています。また、勉強時間は朝食の摂取状況や起床時間の規則性との関連性もあり、朝食を食べないことがある子どもや、決まった時間に起床していない子どもは勉強時間が短い傾向がみられます。学校の勉強の理解度をみると「よくわかる」と「だいたいわかる」の合計は小学生が約9割と高く、中学生は約7割となっています。困窮度別にみると困窮度が高くなるにつれて学校の勉強の理解度は低くなっており、「よくわかる」と「だいたいわかる」の合計は中央値以上の世帯では9割弱を占めていますが、困窮度Ⅰと困窮度Ⅱの世帯では7割未満となっています。学校の勉強がわからないときには、中央値以上の世帯の小学生、中学生は「塾の先生に質問したり相談する」（34.4%）という子どもが「学校の先生に質問したり相談する」（31.3%）という子どもをやや上回っていますが、困窮度ⅠとⅡの世帯では「塾の先生に質問したり相談する」子どもは2割程度であり、困窮度Ⅰの世帯では「ともだちに質問したり相談する」（40.0%）、「きょうだいに質問したりする」（40.0%）、「学校の先生に質問したり相談する」（30.3%）、困窮度Ⅱの世帯では「おうちの大人の人に質問したり相談する」（36.4%）が多くなっています。

16・17歳について学校以外での勉強時間を困窮度別にみると、中央値以上の世帯と中央値未満の世帯で差が表れています。勉強時間が30分未満の子どもは中央値以上では約4割であるのに対し、中央値未満の世帯ではいずれも5割以上となっており、困窮度Ⅱの世帯では約7割を占めています。また、勉強時間が1時間未満の子どもは中央値以上の世帯で約5割であるのに対し、困窮度ⅡとⅢの世帯では7割以上となっています。勉強時間が3時間未満になるといずれの世帯も約8割となっており、差は小さくなっています。朝食の摂取状況や起床時間の規則性の関連をみると、小学生、中学生と同様の傾向が表れています。学校の勉強の理解度は中央値以上と困窮度Ⅰの世帯で差はなく、「よくわかる」と「だいたいわかる」の合計はいずれも約8割となっています。学校の勉強がわからないときの対処をみると、「ともだちに質問したり相談する」子どもが最も多く約5割となっています。小学生、中学生では塾の先生に質問したり相談する子どもが約3割いましたが、16・17歳ではそのような子どもは1割程度しかおらず、「学校の先生に質問したり相談する」という子どもが約4割となっています。

子どもの進路について、「短期大学・大学」までを希望する保護者が約7割となっており、中央値以上の世帯では約8割を占め、困窮度が高くなるにつれてその割合は少なくなり、「高等学校」までを希望する保護者が多くなっており、困窮度Ⅰの世帯では約3割を占めています。また、世帯類型別にみると、3世代世帯、2世代世帯、父子世帯では「短期大学・大学」までを希望する保護者がそれぞれ7割以上となっているのに対し、母子世帯ではその割合は6割未満となっており、「高等学校」までを希望する保護者が約2割となっています。子どもの進学費用については「進学費用（学費）のための貯蓄等から支払いを考えている」が約7割となっており、

困窮度別にみると中央値以上では約8割が貯蓄等からの支払いを考えています。一方、「奨学金（返済義務あり）の利用を考えている」保護者は約4割、「奨学金（返済義務なし）の利用を考えている」保護者は約3割となっており、困窮度別にみると困窮度ⅠとⅡの世帯が占める割合が多く、貯蓄等からの支払いを考えている世帯よりも奨学金の利用を考えている世帯のほうが多くなっています。子どもの進路については、約6割の保護者が希望通りになると考えていますが、中央値以上の世帯に比べると中央値未満の世帯ではその割合は少なくなり、「わからない」と考える保護者が多くなっています。さらに世帯類型別にみると子どもの進路が希望通りになると思うと考える保護者は2世代世帯と父子世帯では約6割、3世代世帯では7割弱であるのに対し母子世帯では約5割となっており、「わからない」が約4割を占めています。

進学について子どもの考えをみると、小学生、中学生、16・17歳いずれも「大学・短期大学」が多くなっているものの、困窮度別にみると中央値未満の世帯では「高校」を希望する子どもも多くなっています。また、中央値以上の世帯の子どもに比べて「わからない」と回答する子どもが多くなっています。保護者について子どもの進路の希望をみると、「大学・短期大学」までを希望する保護者が多いものの、困窮度が高い世帯や母子世帯では高等学校までを希望する保護者が他の世帯に比べて多いことがわかります。また、子どもの進学費用については中央値以上の世帯では貯蓄等からの支払いを考えている保護者がほとんどですが、中央値未満の世帯では奨学金の利用を考えている保護者が多くなっています。子どもの進路の実現については中央値未満の世帯や母子世帯では「わからない」と考える保護者が多くなっています。

※1：大阪府30市町村では「ほとんど毎日」が23.4%、「週に4～5日」が10.1%、大阪府内全自治体では「ほとんど毎日」が20.1%、「週に4～5日」が8.2%となっています。

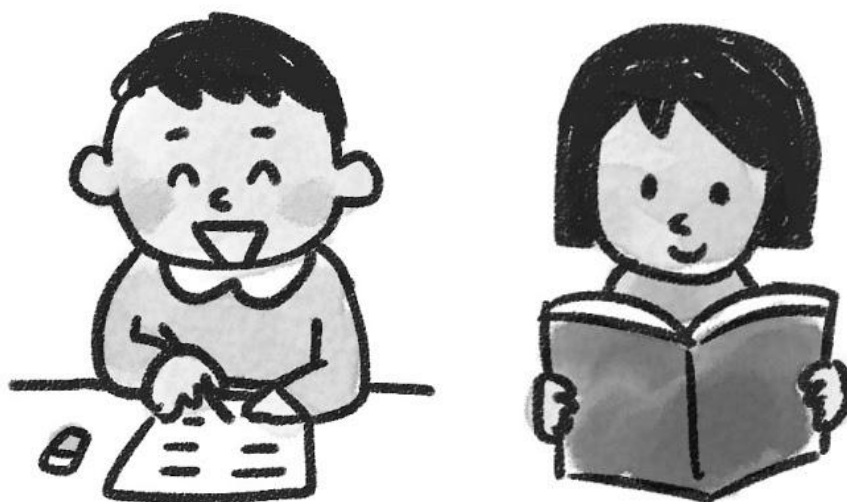


●主な課題

- 困窮度の高い世帯では学校の勉強の理解度が低くなっており、学校の授業以外の勉強時間も短い子どもの割合が高い状況にあります。学習習慣の定着も含めて、教育の支援が必要であると考えます。
- 小学生、中学生、16・17歳ともに、中央値未満の世帯で勉強時間が短い傾向がみられます。勉強時間については、朝食の摂取状況や起床の規則性との関連性が見られており、毎日またはほぼ毎日朝食を食べる子どもは勉強時間が長い傾向にあることから、生活を整えることによって勉強時間の増加が期待できます。「早寝早起き朝ごはん」※2等、規則正しい生活習慣づくりについて啓発するなど、家庭と学校が連携し、子どもの生活リズムを向上していくことが必要です。
- 子ども、保護者共に大学・短期大学への進学を希望する人が多くなっていますが、困窮度の高い世帯や母子世帯では高等学校までを希望する人も相対的に多くなっています。子どもの進学費用について、困窮度の高い世帯では奨学金の利用を考えている世帯が貯蓄等からの支

払いを考えている世帯よりも多く、奨学金の利用が子どもの進学の実現に果たす役割が大きいと言えます。一方で、子どもの進路の実現性について、困窮度の高い世帯や母子世帯では「わからない」と考える保護者が多くなっており、子どもの将来についての不確実性が高い様子がみとれます。本市でも選考の上、奨学金の貸与や、ひとり親家庭を対象とした進学資金の貸付を行っており、進学を支援する制度として引き続き制度の継続を図っていく必要があります。

※2：文部科学省が推進する国民運動のこと。適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠を大切にし、子どもの基本的生活習慣の確立や生活リズムの向上につなげる。



③子どもの生活面

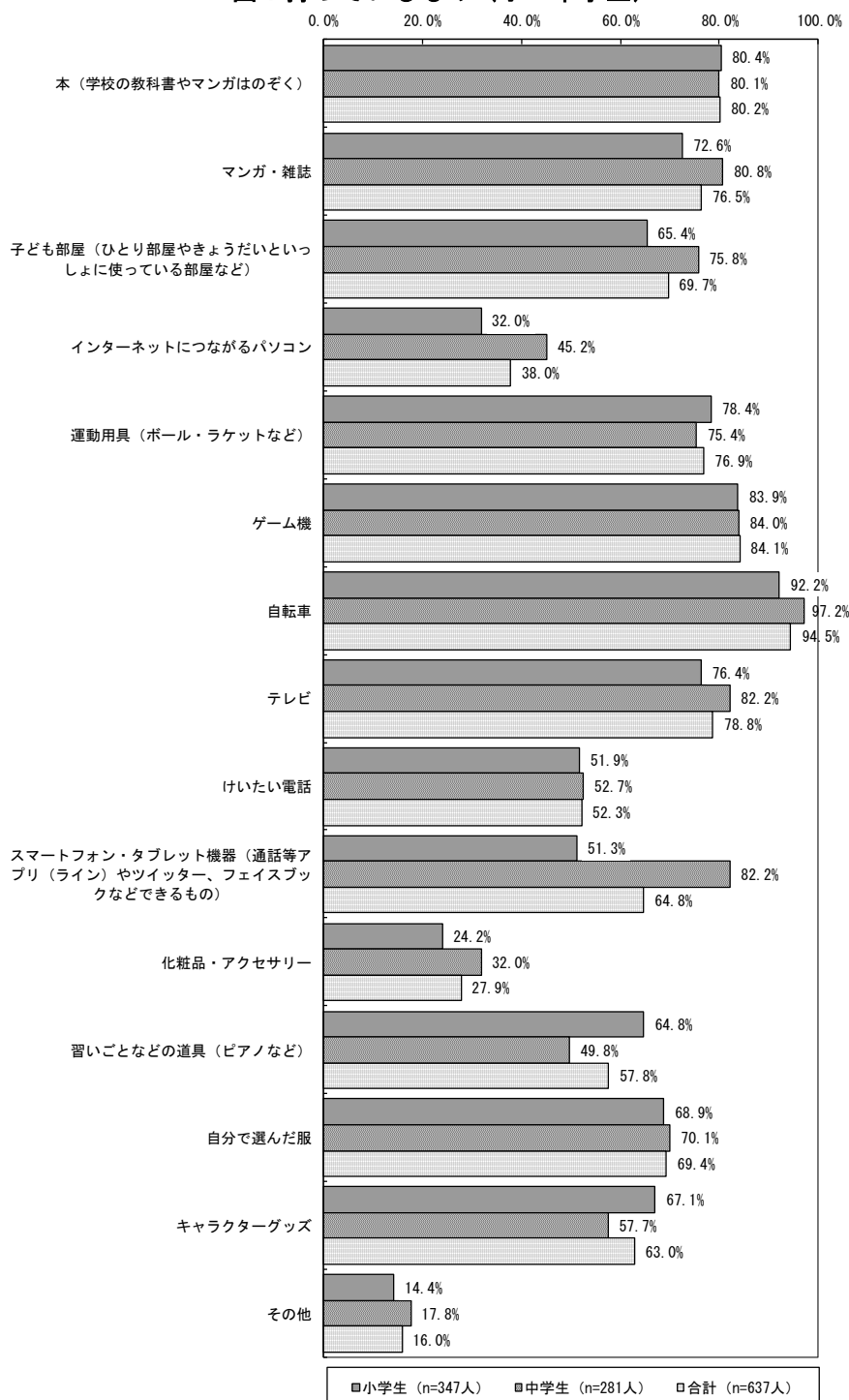
小・中学生 33. 持っているもの

問 33. あなたが、持っているものや、あなたが使うことができるものを選んでください。
(あてはまるものすべてに○)

小・中学生の子どもの持っているものをみると、「自転車」が 94.5%、「ゲーム機」が 84.1%、「本（学校の教科書やマンガはのぞく）」が 80.2%となっています。

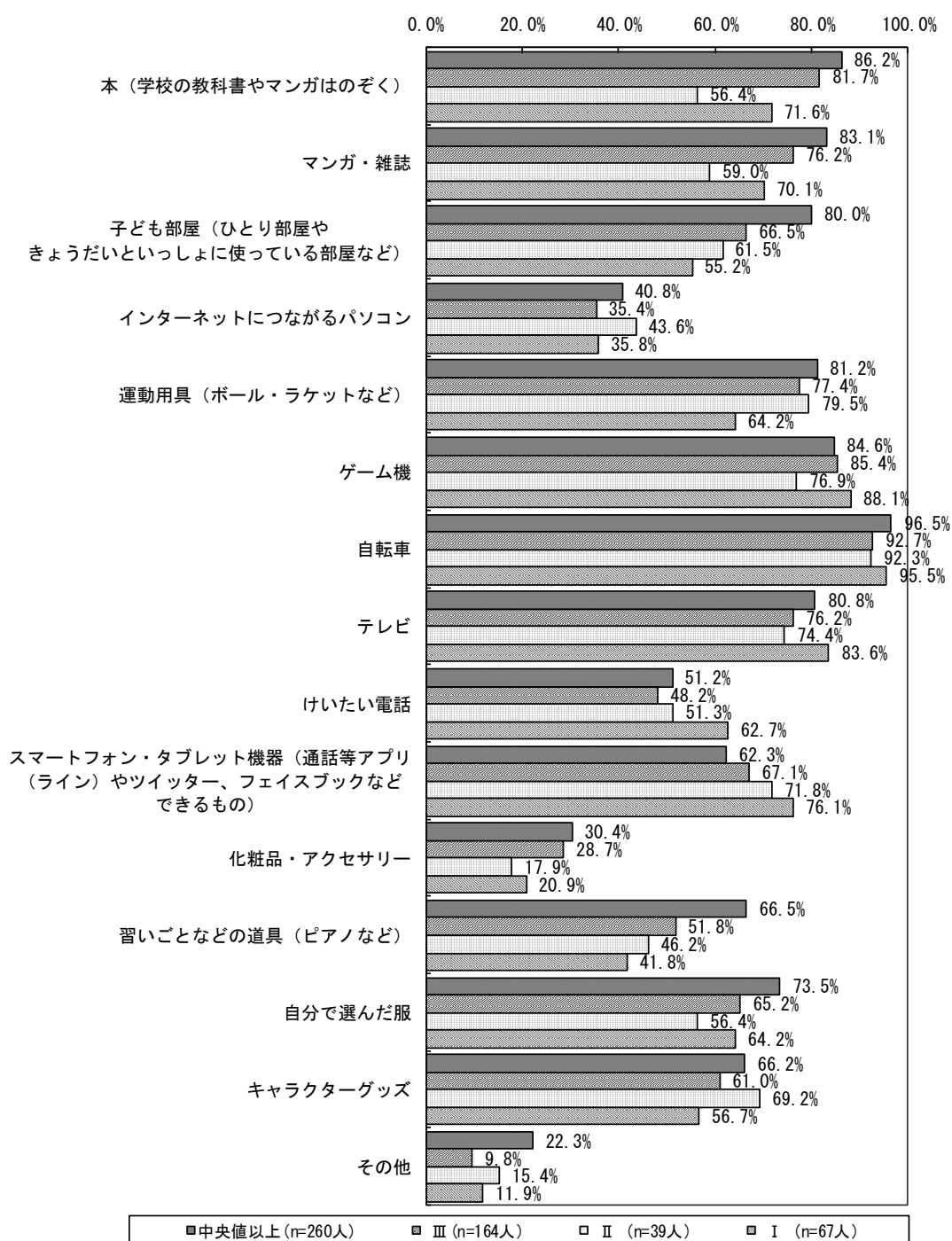
「スマートフォン・タブレット機器（通話等アプリ（ライン）やツイッター、フェイスブックなどできるもの）」は小学生が 51.3%、中学生が 82.2%となっており、中学生のほうが 30%以上多くなっています。

図：持っているもの（小・中学生）



困窮度別にみると、「本（学校の教科書やマンガはのぞく）」、「マンガ・雑誌」、「子ども部屋（ひとり部屋やきょうだいといっしょに使っている部屋など）」、「運動用具（ボール・ラケットなど）」は中央値以上の世帯では8割以上の小・中学生が持っていたり使用することができますが、中央値未満の世帯では割合が少なくなっています。特に「子ども部屋」は中央値以上の世帯と困窮度Ⅰの世帯の差が 24.8 ポイントと大きくなっています。「インターネットにつながるパソコン」、「ゲーム機」、「自転車」、「テレビ」は中央値以上の世帯と中央値未満の世帯の差は小さくなっています。また、各項目で中央値以上の割合が多い傾向にあります。また、「スマートフォン・タブレット機器（通話等アプリ（ライン）やツイッター、フェイスブックなどできるもの）」は困窮度が高くなるほど割合が多くなっています。

図：困窮度別・持っているもの（小・中学生）

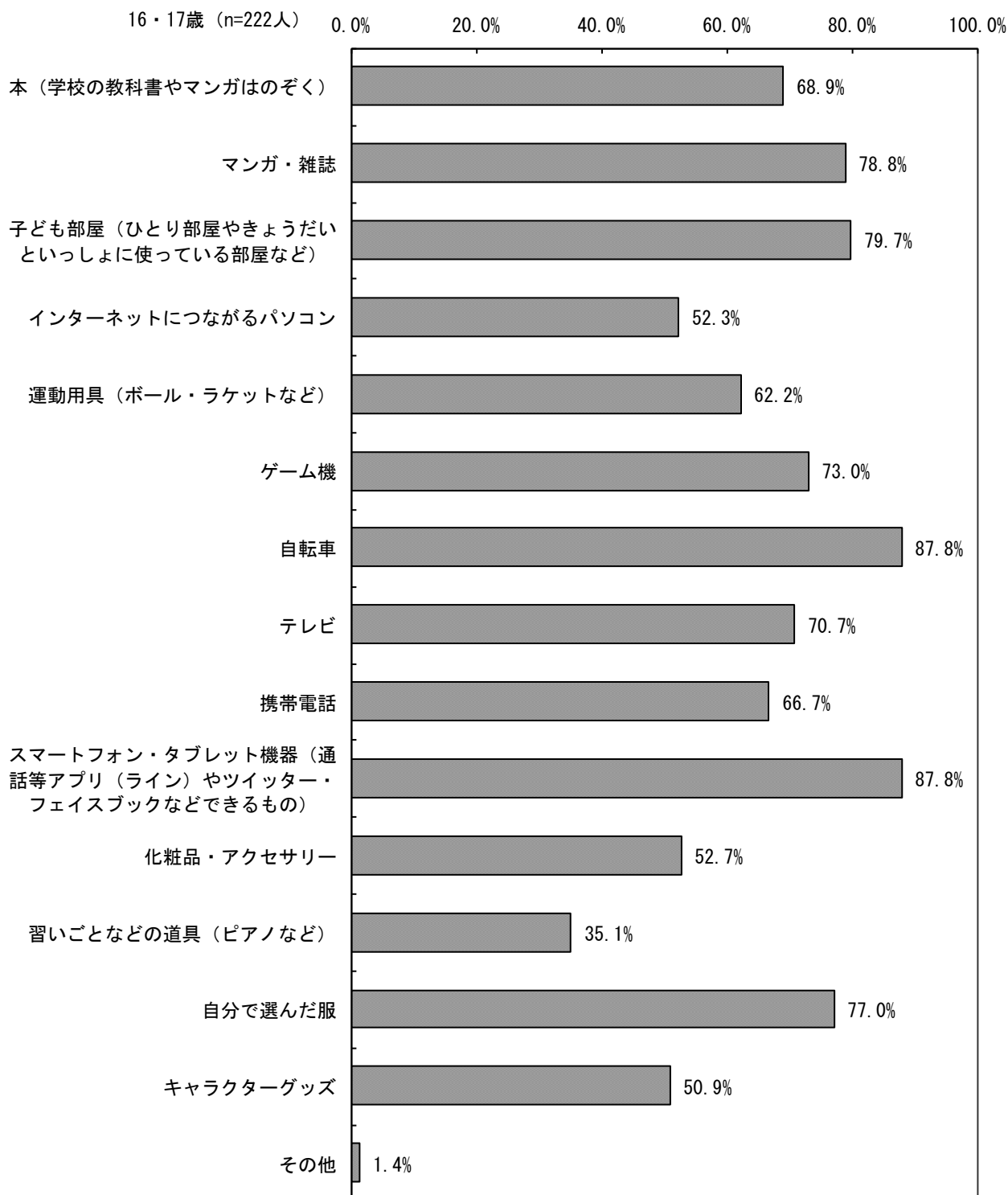


16・17 歳 31. 持っているもの

問 31. あなたが、持っているものや、あなたが使うことができるものを選んでください。
(あてはまるものすべてに○)

16・17 歳の持っているものをみると、「自転車」と「スマートフォン・タブレット機器（通話等アプリ（ライン）やツイッター・フェイスブックなどできるもの）」が 87.8%、「子ども部屋（ひとり部屋やきょうだいといっしょに使っている部屋など）」が 79.7%、「マンガ・雑誌」が 78.8%となっています。

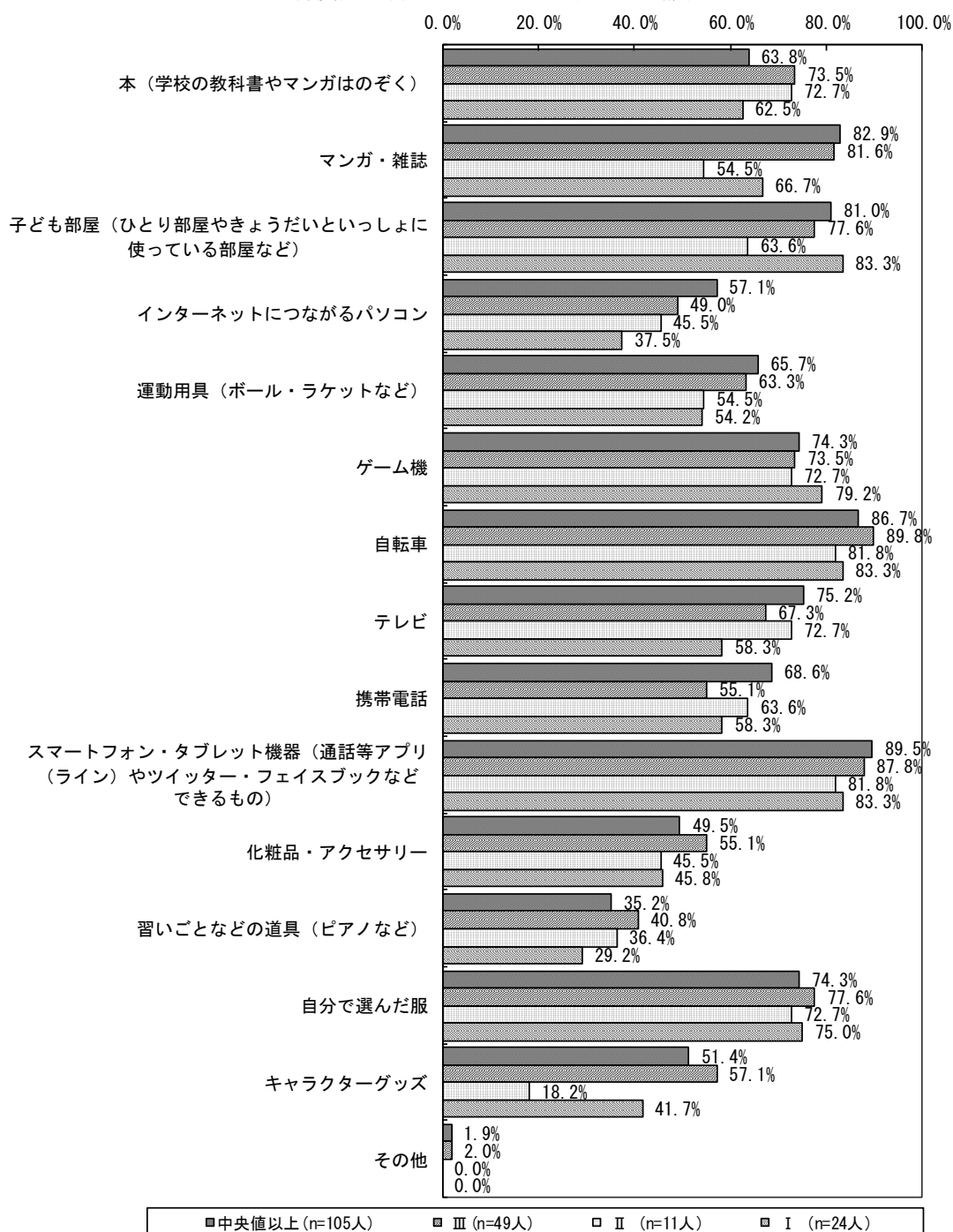
図：持っているもの（16・17 歳）



困窮度別にみると、中央値以上の世帯と困窮度Ⅲの世帯の差は「本（学校の教科書やマンガはのぞく）」では9.7ポイントと最も大きく、困窮度Ⅲの世帯が中央値以上の世帯を上回っています。次いで「インターネットにつながるパソコン」では8.1ポイント、「テレビ」では7.9ポイントになっており、困窮度Ⅲの世帯が中央値以上の世帯を下回っています。

中央値以上の世帯と困窮度ⅠとⅡの差をみると、困窮度ⅠとⅡの世帯が中央値以上の世帯を下回っているものでは「マンガ・雑誌」、「インターネットにつながるパソコン」、「運動用具（ボール・ラケット）」、「テレビ」で差が大きくなっています。特に「インターネットにつながるパソコン」は中央値以上の世帯と困窮度Ⅰの世帯の差が19.6ポイントとなっています。

図：困窮度別・持っているもの（16・17歳）



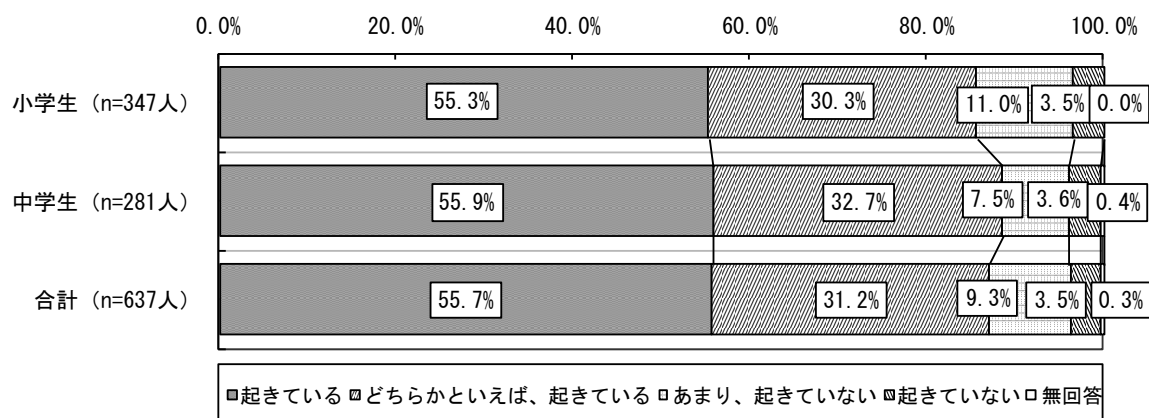
小・中学生 2. 起床時間の規則性（平日）

問2. あなたは、平日（月曜日～金曜日）は、決まった時間に起きていますか。
（あてはまるもの1つだけに○）

小・中学生の平日の起床時間の規則性をみると、「起きている」が55.7%、「どちらかといえば、起きている」が31.2%、「あまり、起きていない」が9.3%となっており、「起きている」と「どちらかといえば、起きている」を合計した比率が86.9%となっています。

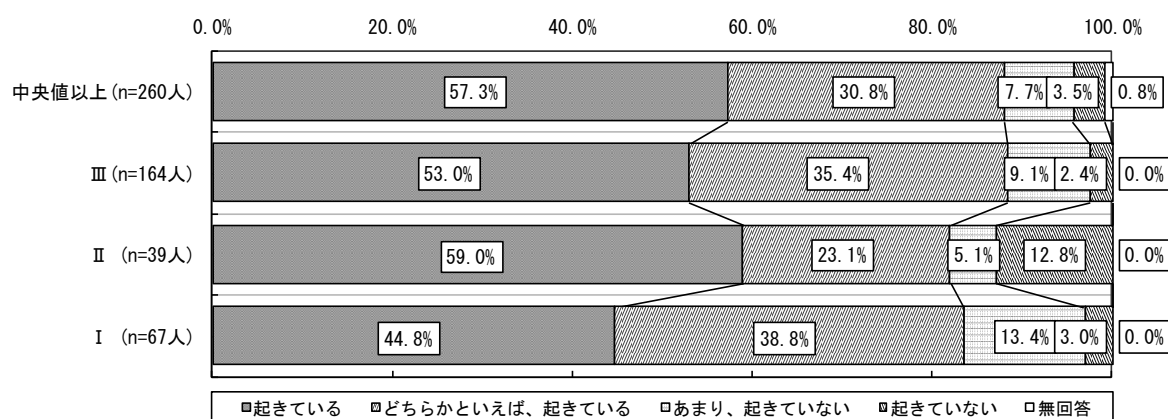
小学生と中学生では、ほとんど差が見られません。

図：起床時間の規則性（平日）（小・中学生）



困窮度別にみると、困窮度ⅠとⅡの世帯では「あまり起きていない」または「起きていない」という小・中学生が多くなっています。

図：困窮度別・起床時間の規則性（平日）（小・中学生）



小・中学生 3. 就寝時間（平日）

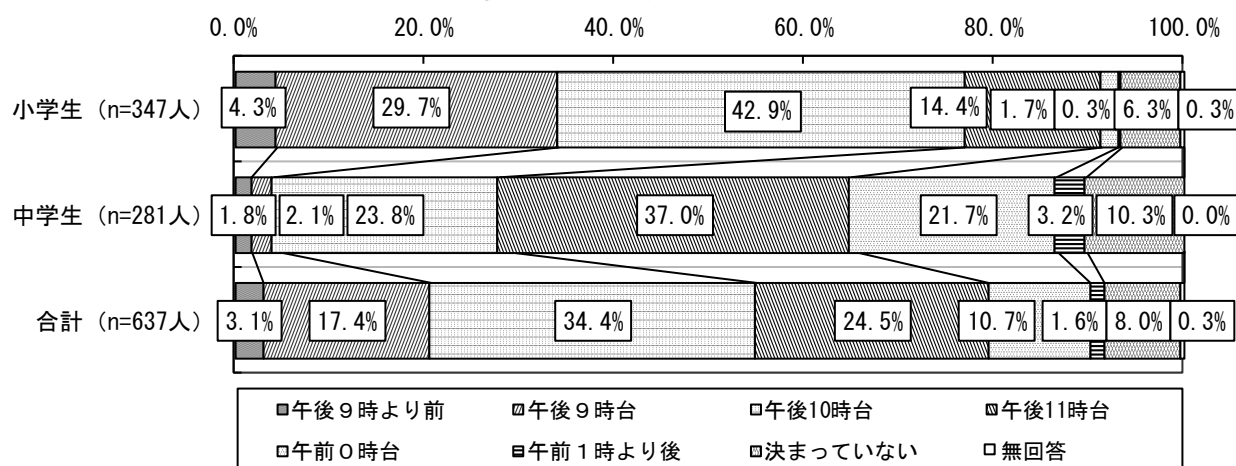
問3. あなたは、平日（月曜日～金曜日）は、何時に寝ていますか。

（あてはまるもの1つだけに○）

小・中学生の平日の就寝時間をみると、「午後10時台」が34.4%、「午後11時台」が24.5%、「午後9時台」が17.4%となっています。午後10時台までに就寝する小・中学生が約5割、午後11時台までに就寝する子どもが約8割となっています。

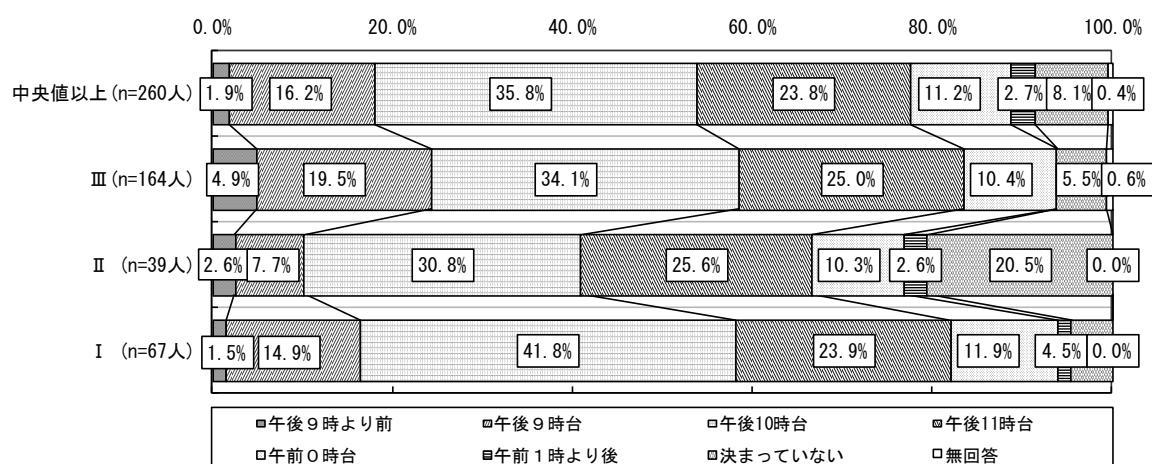
小学生は「午後10時台」の42.9%が最も多くなっています。中学生は「午後11時台」が37.0%で最も多く、また、「午前0時台」が21.7%となっています。

図：就寝時間（平日）（小・中学生）



困窮度別にみると、困窮度Ⅰの世帯では午後10時以降に就寝する小・中学生が約8割と多くなっています。また、困窮度Ⅱの世帯では「決まっていない」という小・中学生が20.5%と多くなっています。

図：困窮度別・就寝時間（平日）（小・中学生）



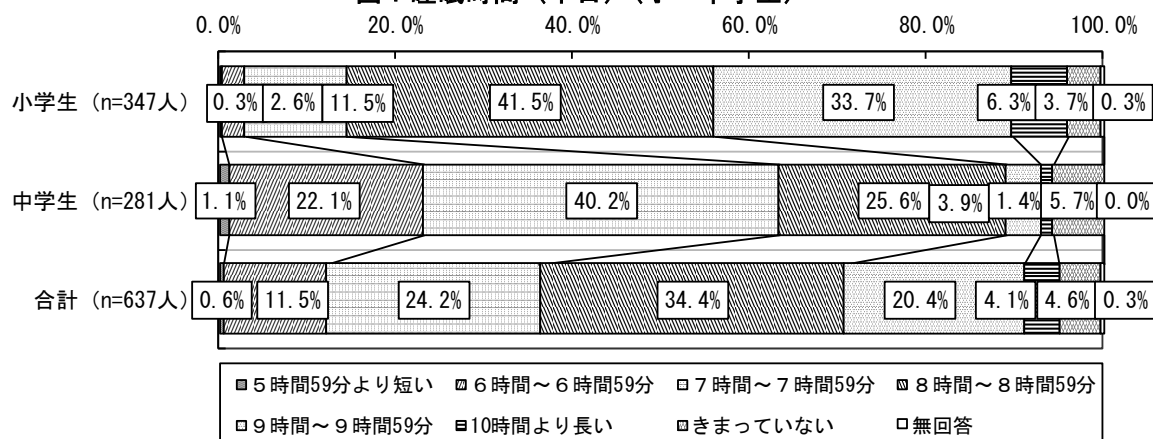
小・中学生 4. 睡眠時間（平日）

問4. あなたは、ふだん（月曜日～金曜日）、何時間くらい寝ていますか。（あてはまるものの1つだけに○）

小・中学生の平日の睡眠時間をみると、「8時間～8時間59分」が34.4%、「7時間～7時間59分」が24.2%、「9時間～9時間59分」が20.4%となっています。

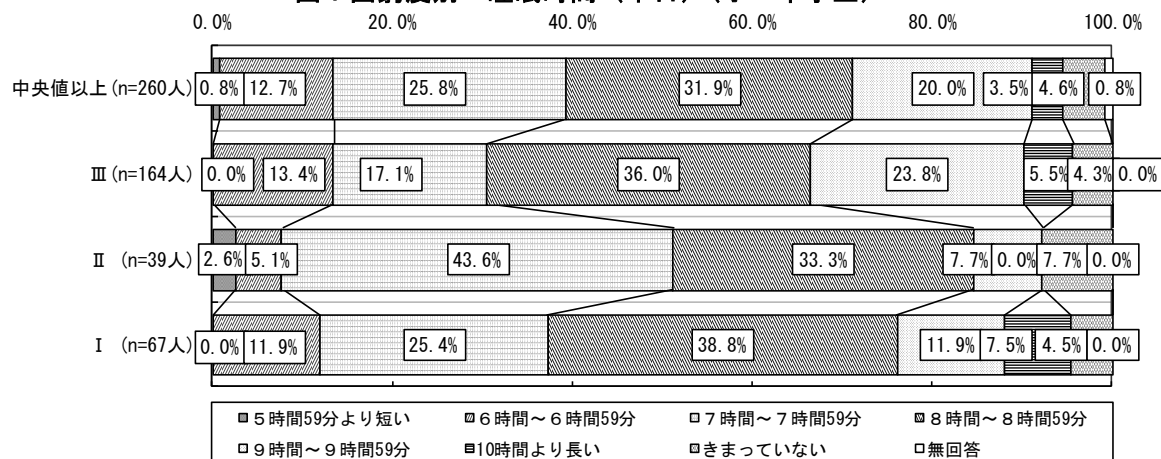
小学生は「8時間～8時間59分」が41.5%で最も多く、中学生は「7時間～7時間59分」が40.2%で最も多くなっています。

図：睡眠時間（平日）（小・中学生）



困窮別にみると、困窮度Ⅰと困窮度Ⅱの世帯では7時間以上9時間未満の小・中学生が多くなっていますが、困窮度Ⅲと中央値以上の世帯では睡眠時間が9時間以上の小・中学生も約2割を占めており、睡眠時間は長い傾向がみられます。

図：困窮度別・睡眠時間（平日）（小・中学生）

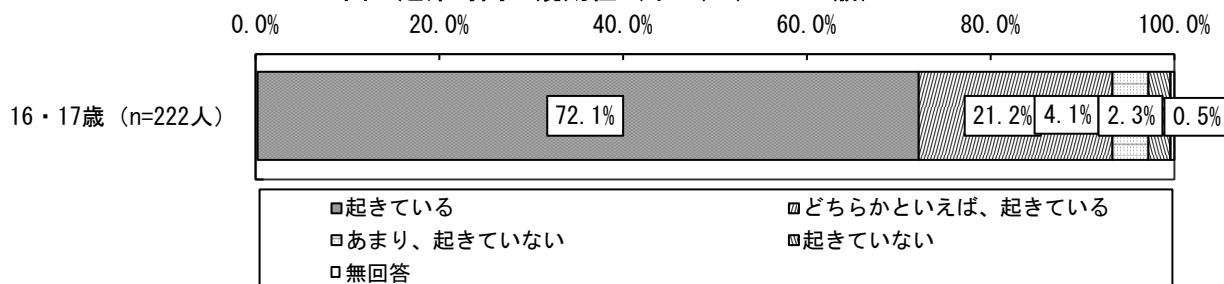


16・17 歳 2. 起床時間の規則性（平日）

問 2. あなたは、学校や仕事のある日は、決まった時間に起きていますか。
（あてはまるもの 1 つだけに○）

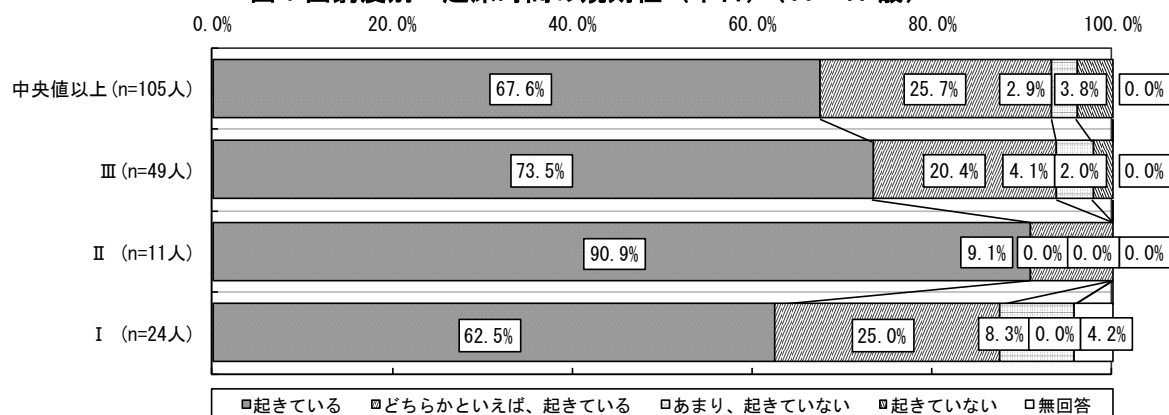
16・17 歳の平日の起床時間の規則性をみると、「起きている」が 72.1%、「どちらかといえば、起きている」が 21.2%、「あまり、起きていない」が 4.1%となっており、「起きている」と「どちらかといえば、起きている」を合計した比率が 93.3%となっています。

図：起床時間の規則性（平日）（16・17 歳）



困窮度別にみると、いずれも「起きている」または「どちらかといえば、起きている」という 16・17 歳が多くなっています。

図：困窮度別・起床時間の規則性（平日）（16・17 歳）

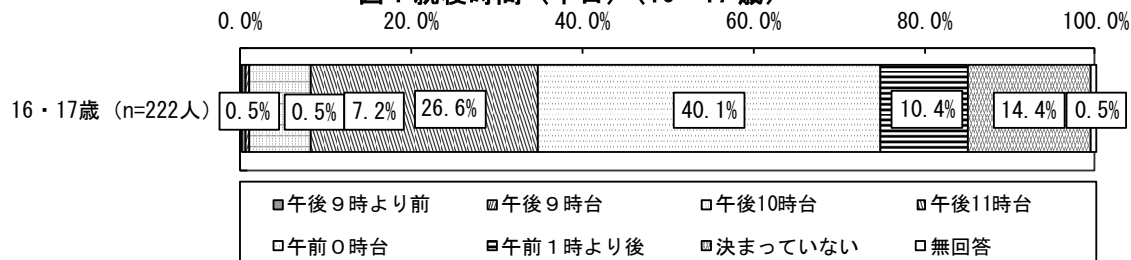


16・17 歳 3. 就寝時間（平日）

問 3. あなたは、学校や仕事のある日は、何時に寝ていますか。（あてはまるもの 1 つだけに○）

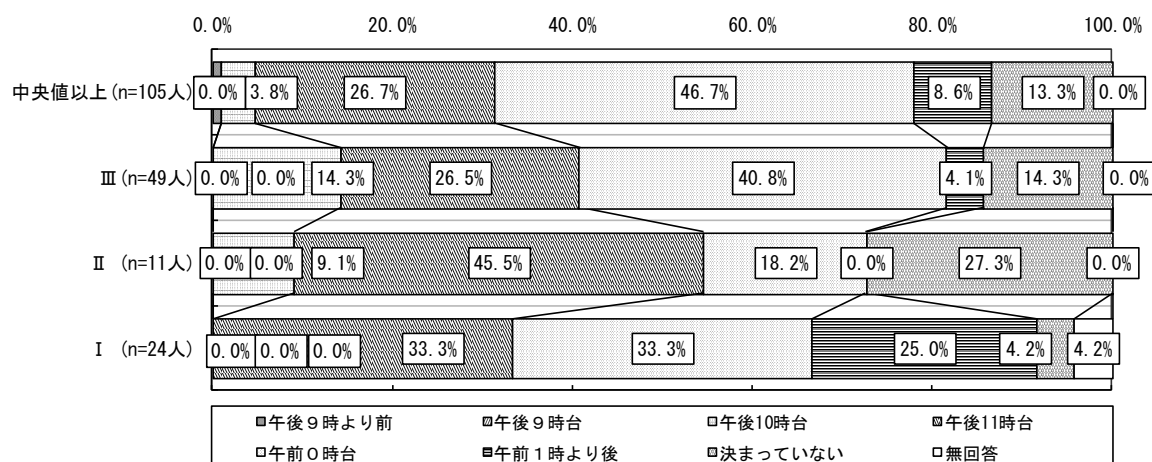
16・17 歳の平日の就寝時間をみると、「午前 0 時台」が 40.1%、「午後 11 時台」が 26.6%、「決まっていない」が 14.4%となっています。午後 0 時台までに就寝する 16・17 歳が 6 割以上、午前 1 時以降に就寝する 16・17 歳が約 1 割となっています。就寝時間が決まっていない比率も 1 割以上となっています。

図：就寝時間（平日）（16・17 歳）



困窮度別にみると、困窮度Ⅰの世帯では午後11時以降に就寝する16・17歳が約9割となっています。

図：就寝時間（平日）（16・17歳）

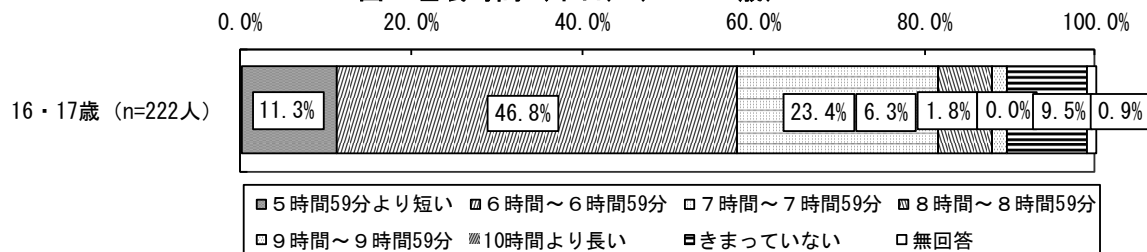


16・17歳4. 睡眠時間（平日）

問4. あなたは、ふだん何時間くらい寝ていますか。（あてはまるもの1つだけに○）

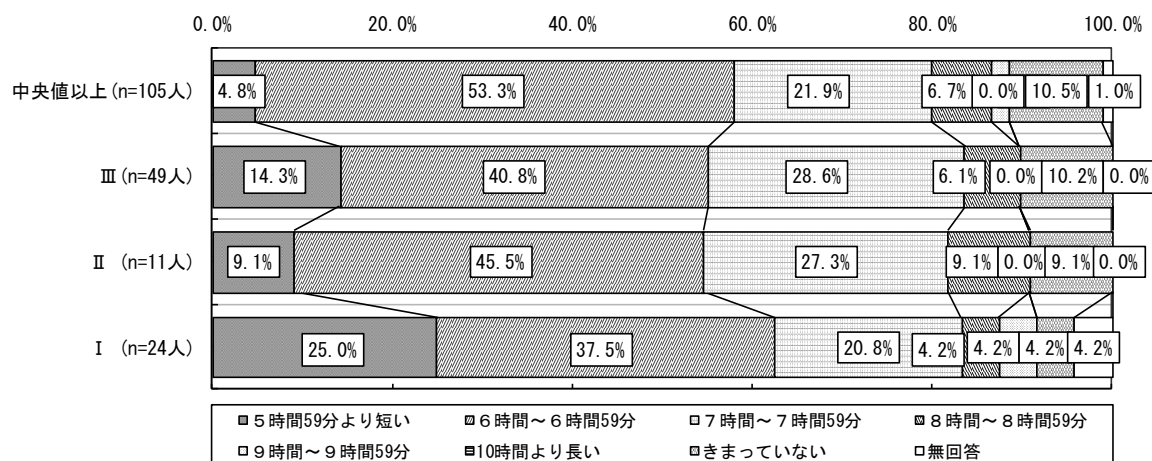
16・17歳の平日の睡眠時間をみると、「6時間～6時間59分」が46.8%、「7時間～7時間59分」が23.4%、「5時間59分より短い」が11.3%となっています。睡眠時間が6時間から7時間59分の16・17歳が多くなっています。

図：睡眠時間（平日）（16・17歳）



困窮度別にみると、困窮度Ⅰの世帯では睡眠時間が6時間未満の子どもが3割弱を占めています。

図：困窮度別・睡眠時間（平日）（16・17歳）

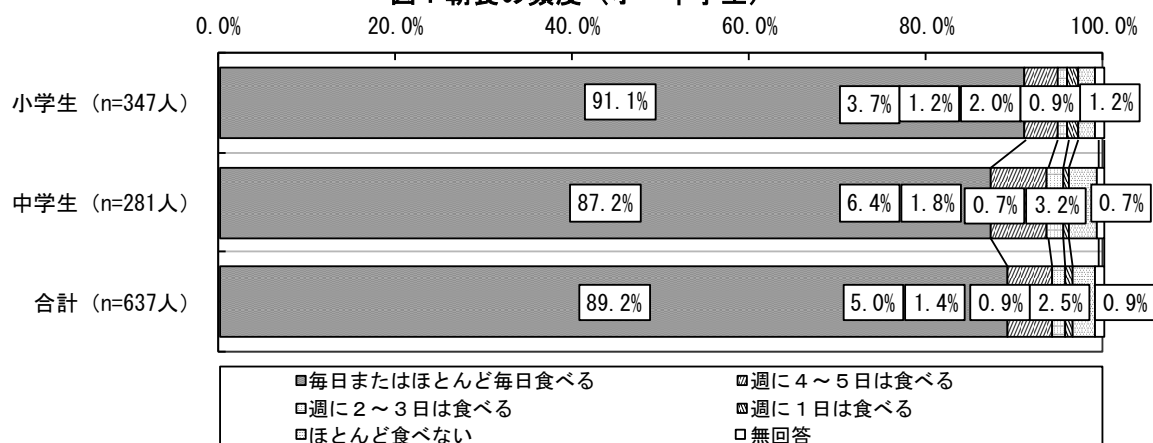


小・中学生 5. 朝食の頻度

問5. あなたは、朝食をいつも食べていますか。(あてはまるもの1つだけに○)

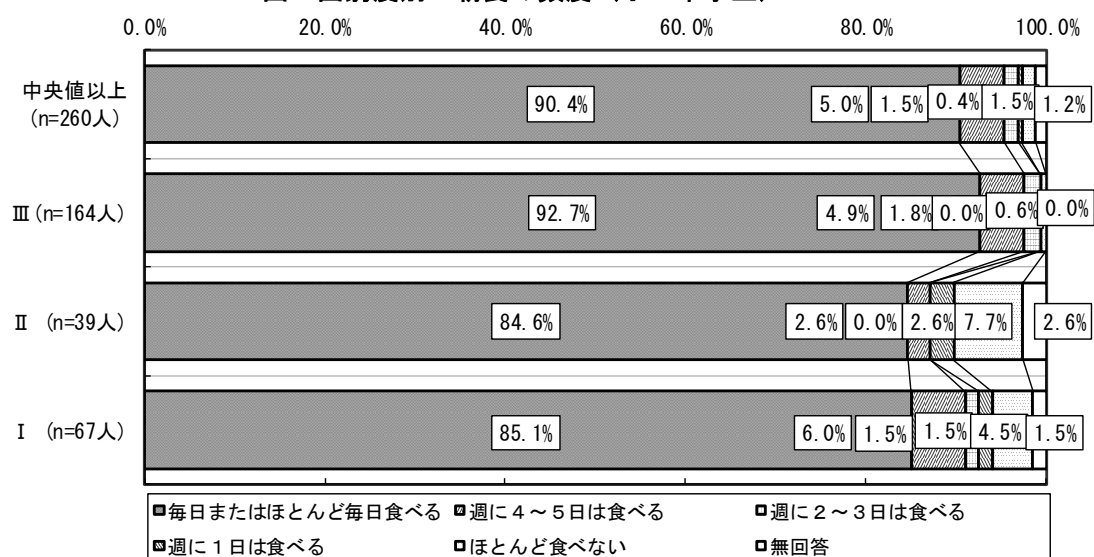
小・中学生の朝食の頻度をみると、「毎日またはほとんど毎日食べる」が89.2%、「週に4～5日は食べる」が5.0%、「ほとんど食べない」が2.5%となっています。「週に4～5日は食べる」、「週に2～3日は食べる」、「週に1日は食べる」、「ほとんど食べない」を合計すると9.8%となっており、約1割の小・中学生が朝食を食べない日があります。

図：朝食の頻度（小・中学生）



困窮度別にみると、「毎日またはほとんど毎日食べる」という小・中学生は中央値以上と困窮度Ⅲの世帯では約9割となっていますが、困窮度ⅠとⅡの世帯では9割未満となっており、朝食を食べない日がある小・中学生が約1割となっています。

図：困窮度別・朝食の頻度（小・中学生）

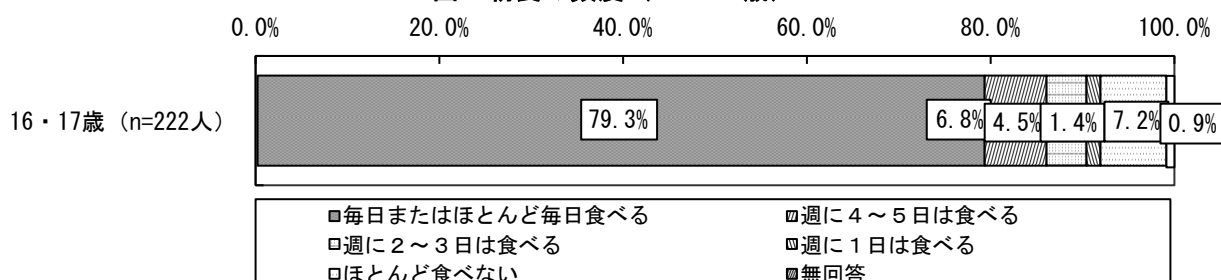


16・17 歳 5. 朝食の頻度

問5. あなたは、朝食をいつも食べていますか。(あてはまるもの1つだけに○)

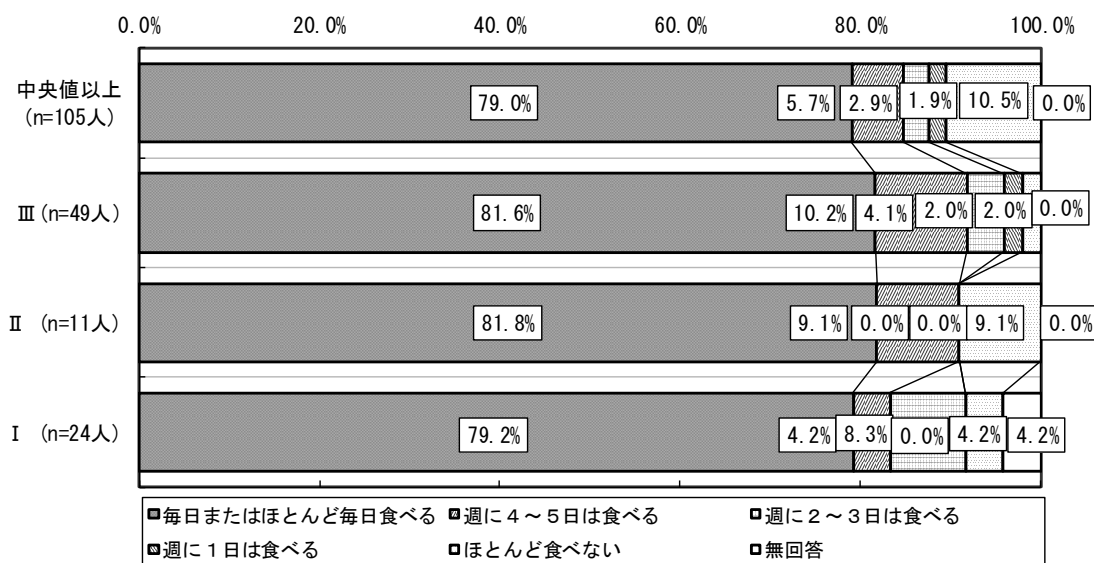
16・17 歳の朝食の頻度をみると、「毎日またはほとんど毎日食べる」が 79.3%、「ほとんど食べない」が 7.2%、「週に 4～5 日は食べる」が 6.8%となっています。「週に 4～5 日は食べる」、「週に 2～3 日は食べる」、「週に 1 日は食べる」、「ほとんど食べない」を合計すると 19.9%となっており、約 2 割の 16・17 歳が朝食を食べない日があります。

図：朝食の頻度（16・17 歳）



困窮度別にみると、困窮度と 16・17 歳の朝食の頻度はあまり関連はみられません。

図：困窮度別・朝食の頻度（16・17 歳）



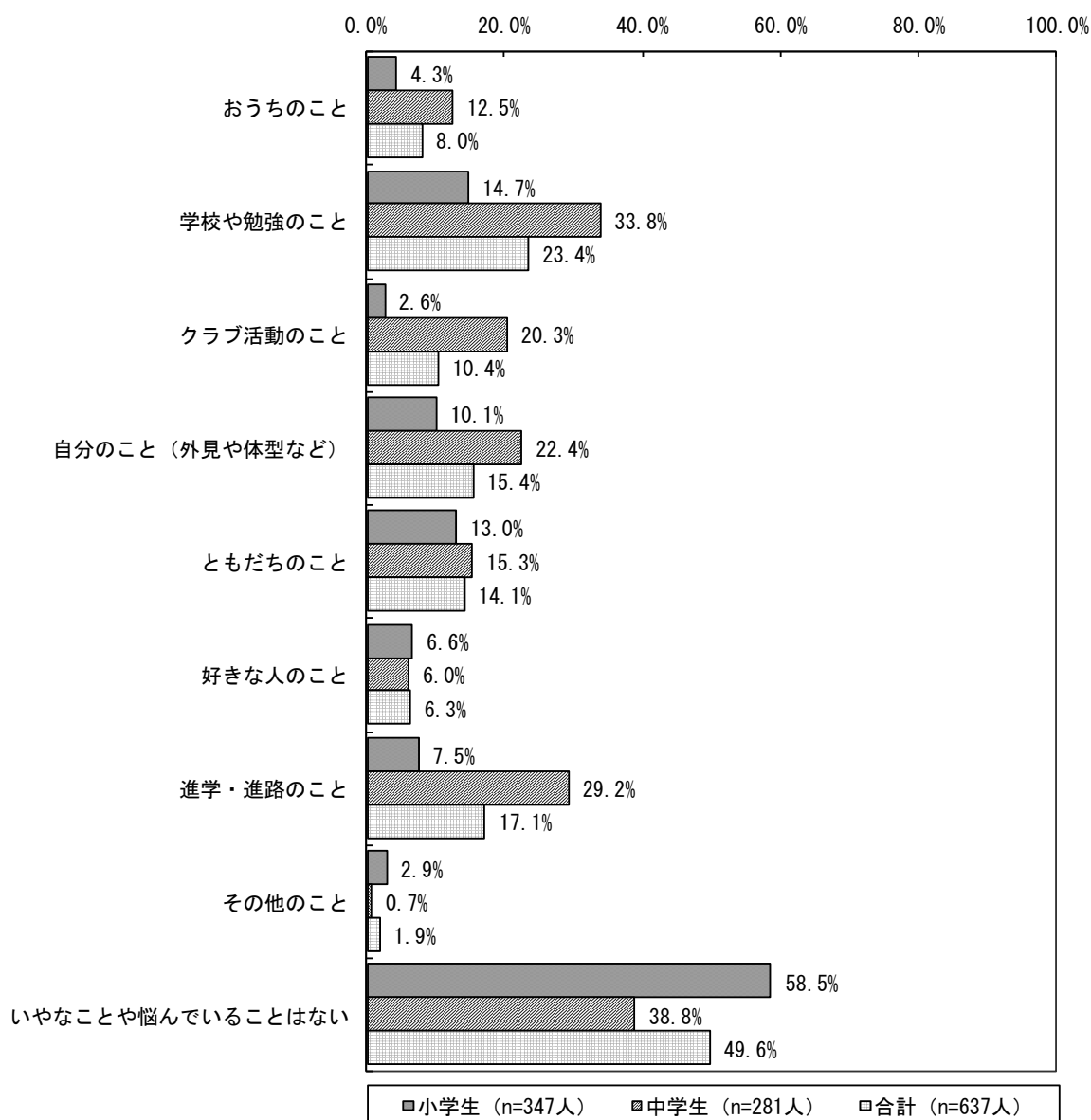
小・中学生 28. 現在の悩み

問 28. 今、あなたは、いやなことや悩んでいることはありますか。（あてはまるものすべてに○）

小・中学生の現在の悩みをみると、「いやなことや悩んでいることはない」が 49.6%と最も多くなっています。「いやなことや悩んでいることはない」を除くと、「学校や勉強のこと」が 23.4%と最も多く、次いで「進学・進路のこと」が 17.1%、「自分のこと（外見や体型など）」が 15.4%となっています。

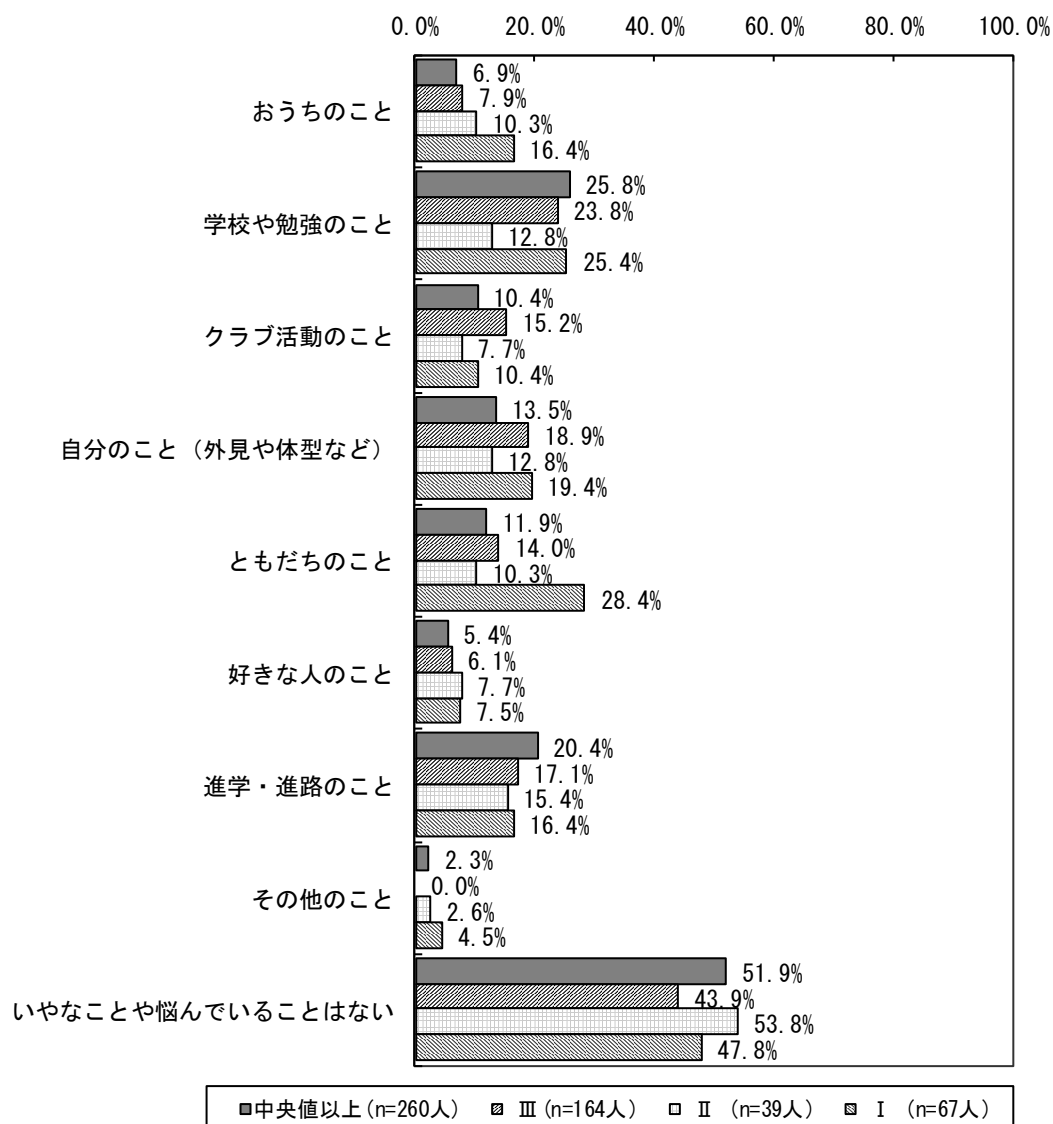
小学生は「いやなことや悩んでいることはない」が 58.5%と最も多く、過半数以上となります。中学生も同様に「いやなことや悩んでいることはない」が 38.8%と最も多くなっていますが2割近く少なくなり、「学校や勉強のこと」の 33.8%や「進学・進路のこと」の 29.2%、「自分のこと（外見や体型など）」の 22.4%、「クラブ活動のこと」の 20.3%などが多くなる特徴が見られます。

図：現在の悩み（小・中学生）



困窮度別にみると、困窮度Ⅰの世帯では「ともだちのこと」が28.4%となっており、他の世帯に比べて多くなっています。また、困窮度ⅠとⅡの世帯では「おうちのこと」についていやなことや悩んでいることがある小・中学生が1割以上おり、困窮度Ⅰの世帯では16.4%となっています。また、「自分のこと（外見や体型など）」については困窮度ⅠとⅢの世帯が約2割を占めています。中央値以上の世帯では「学校や勉強のこと」、「進学・進路のこと」が多くなっています。

図：困窮度別・現在の悩み（小・中学生）



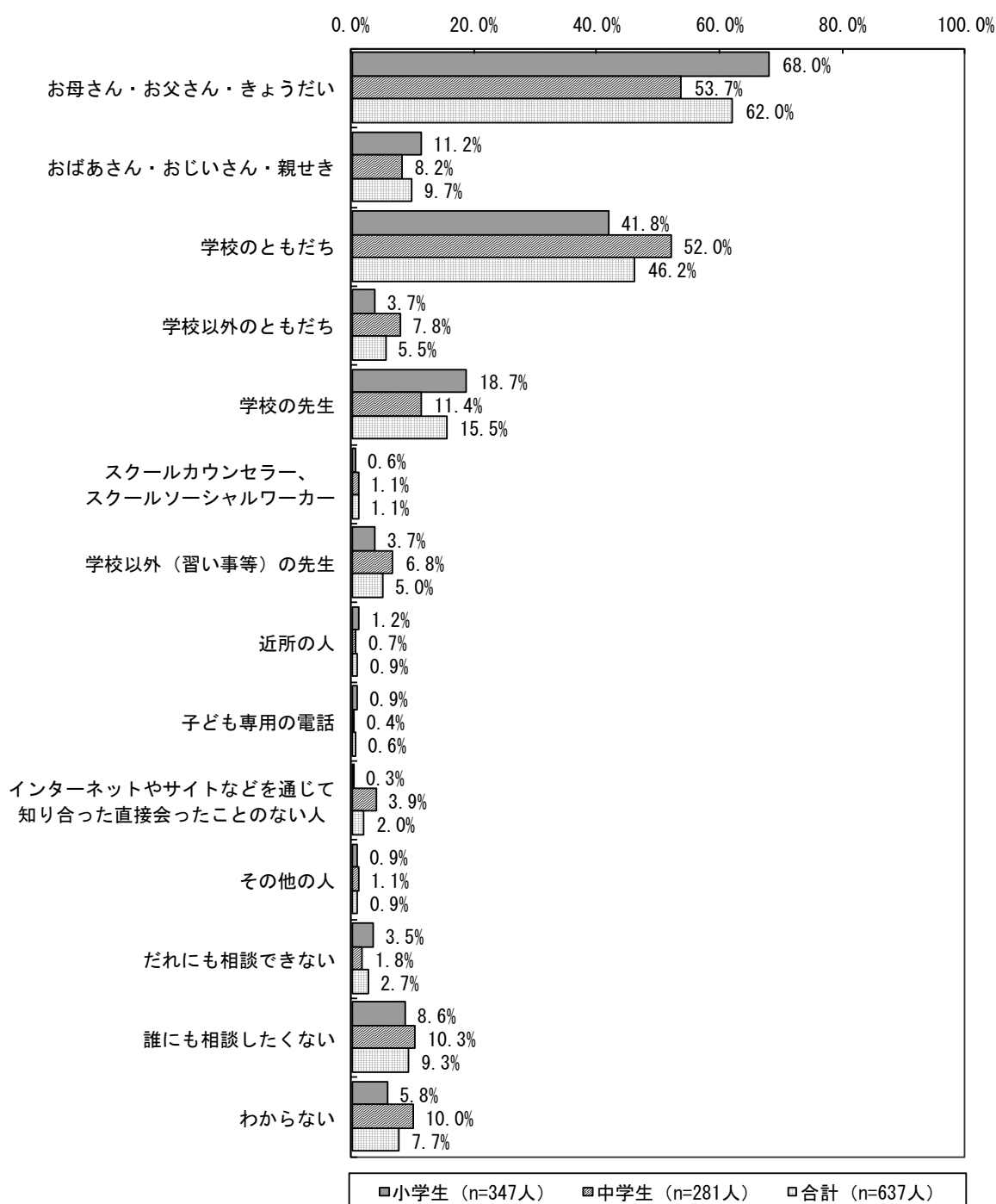
小・中学生 29. 相談相手

問 29. あなたは、いやなことや悩んでいることがあるとき、だれかに相談しますか。(だれに話しますか。)(あてはまるものすべてに○)

小・中学生の相談相手をみると、「お母さん・お父さん・きょうだい」が62.0%、「学校のともだち」が46.2%、「学校の先生」が15.5%となっています。

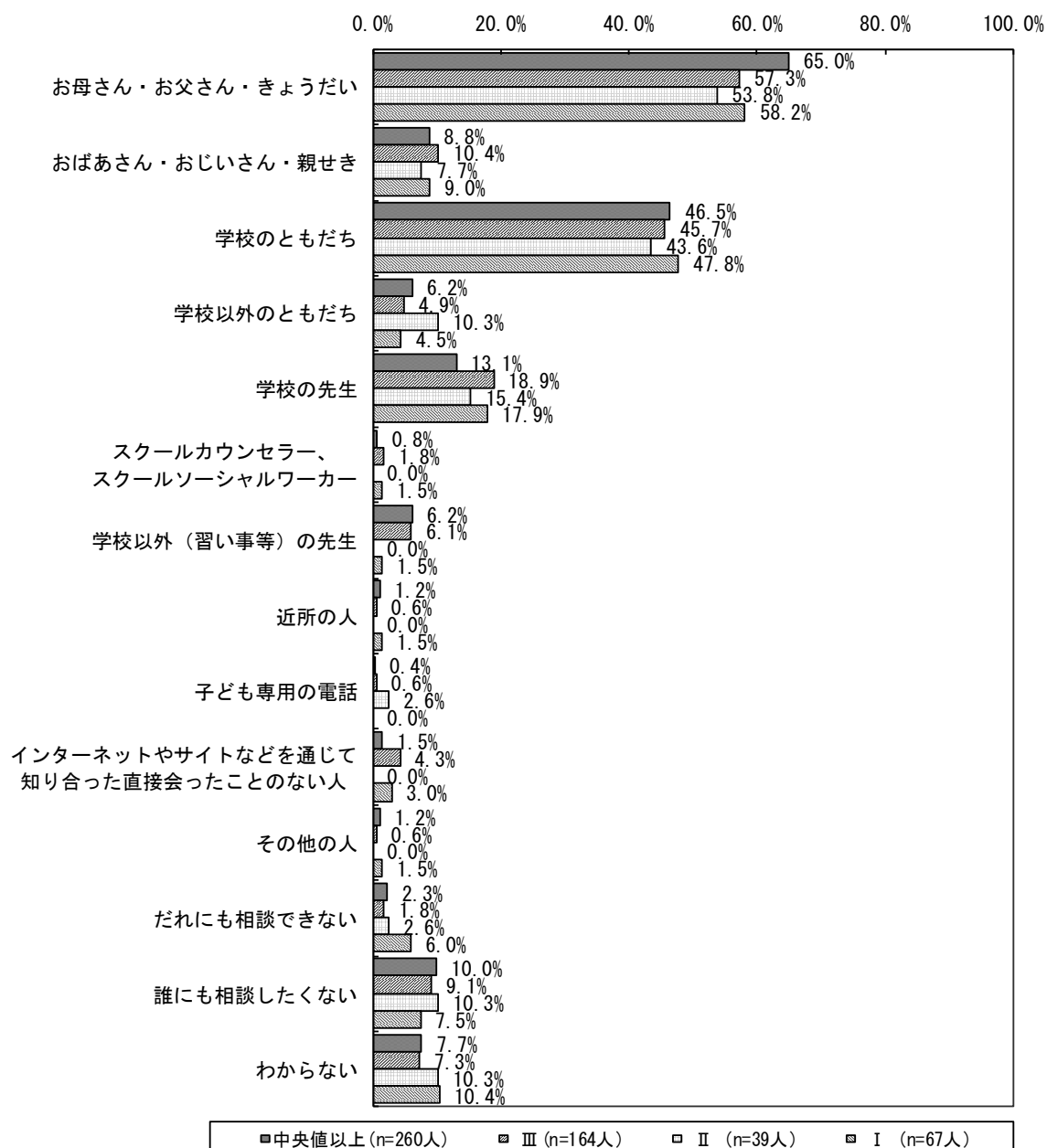
「お母さん・お父さん・きょうだい」が小学生は68.0%、中学生は53.7%と最も多くなっていますが、中学生のほうが少なくなっています。一方、「学校のともだち」が小学生は41.8%、中学生は52.0%と中学生のほうが多くなっています。「学校以外のともだち」を合わせると中学生は約6割がともだちに相談していることがわかります。「学校の先生」は小学生は18.7%、中学生は11.4%となっています。

図：相談相手（小・中学生）



困窮度別にみると、いずれの世帯も「お母さん・お父さん・きょうだい」が最も多くなっていますが、中央値以上の世帯では7割弱を占めているのに対し、中央値未満の世帯では6割未満と少なくなっています。中央値未満の世帯では「学校の先生」に相談する小・中学生が約2割となっており、中央値以上の世帯に比べると多くなっています。「誰にも相談したくない」という子どもは、困窮度に関わらずいずれの世帯でも1割程度存在しています。

図：困窮度別・相談相手（小・中学生）



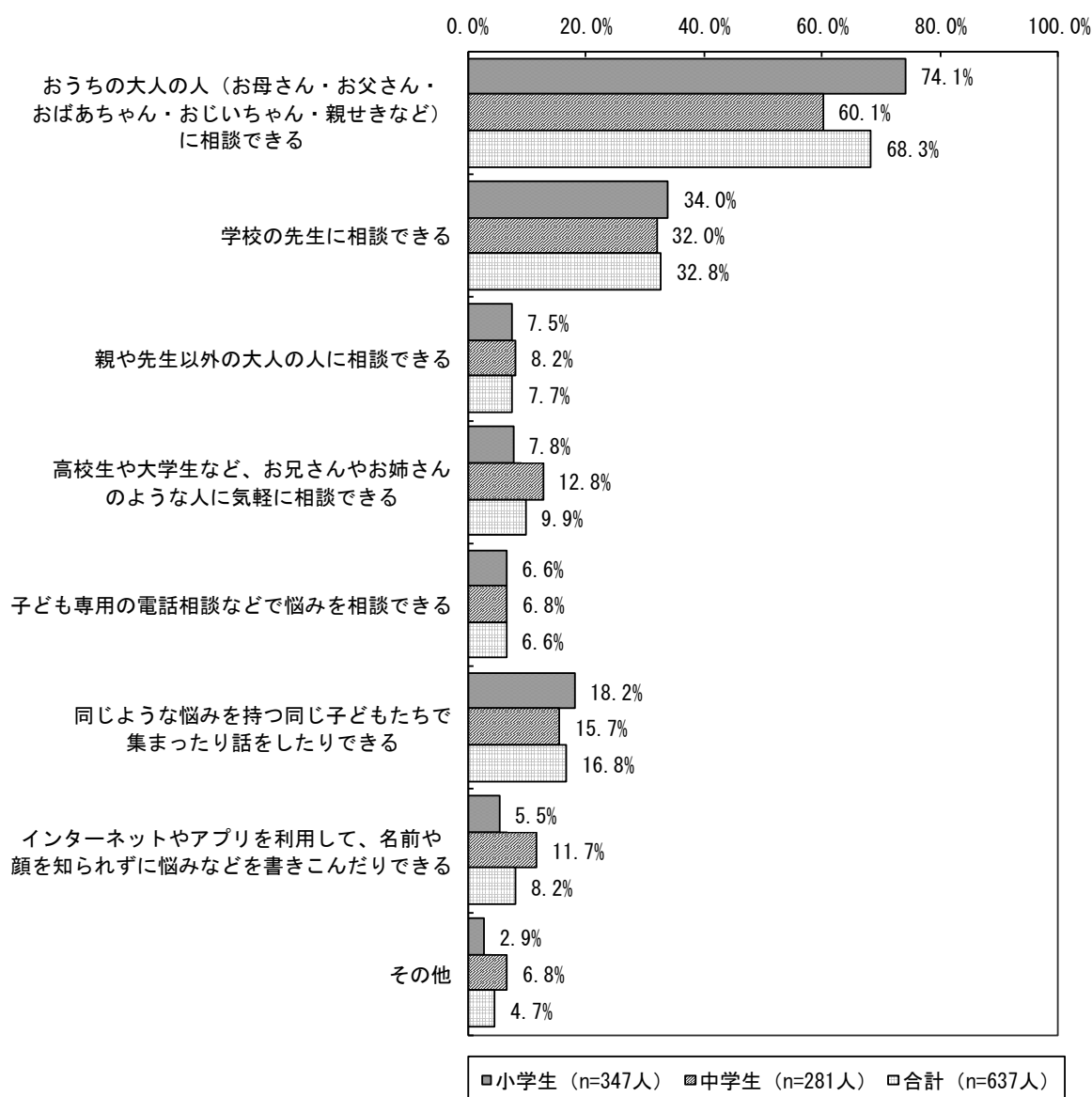
小・中学生 30. 嫌なことや悩んでいるときにしたいこと

問 30. あなたは、いやなことや悩んでいることがあるとき、どのようなことができると思いますか。(あてはまるものすべてに○)

小・中学生について嫌なことや悩んでいるときにしたいことをみると、「うちの大人の人(お母さん・お父さん・おばあちゃん・おじいちゃん・親せきなど)に相談できる」が 68.3%、「学校の先生に相談できる」が 32.8%、「同じような悩みを持つ子どもたちで集まったり話をしたりできる」が 16.8%となっており、身近な大人に相談したい小・中学生が多くなっています。

「うちの大人の人(お母さん・お父さん・おばあちゃん・おじいちゃん・親せきなど)に相談できる」が小学生は 74.1%、中学生は 60.1%と中学生のほうが少なくなっています。

図：嫌なことや悩んでいるときにしたいこと（小・中学生）



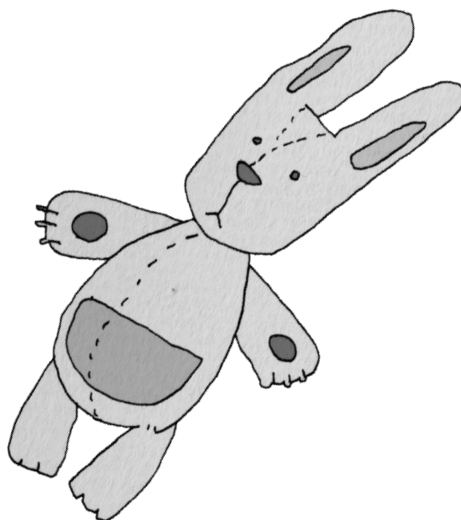
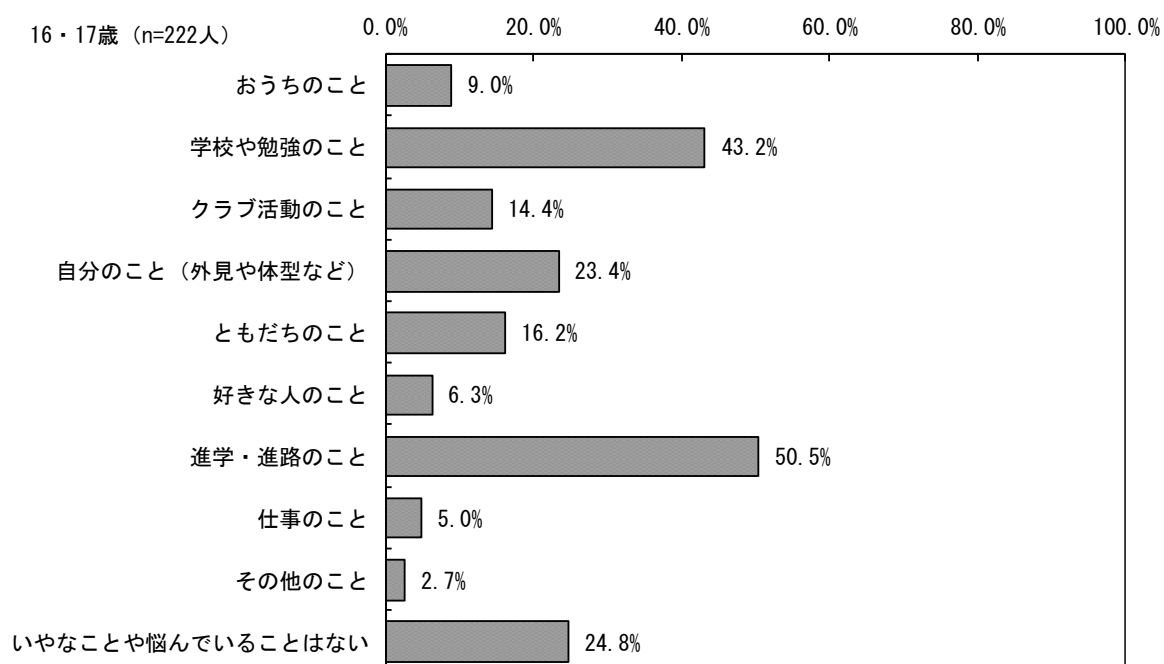
16・17 歳 26. 現在の悩み

問 26. 今、あなたは、いやなことや悩んでいることはありますか。（あてはまるものすべてに○）

16・17 歳の現在の悩みをみると「進学・進路のこと」が 50.5%、「学校や勉強のこと」が 43.2%、「いやなことや悩んでいることはない」が 24.8%となっています。

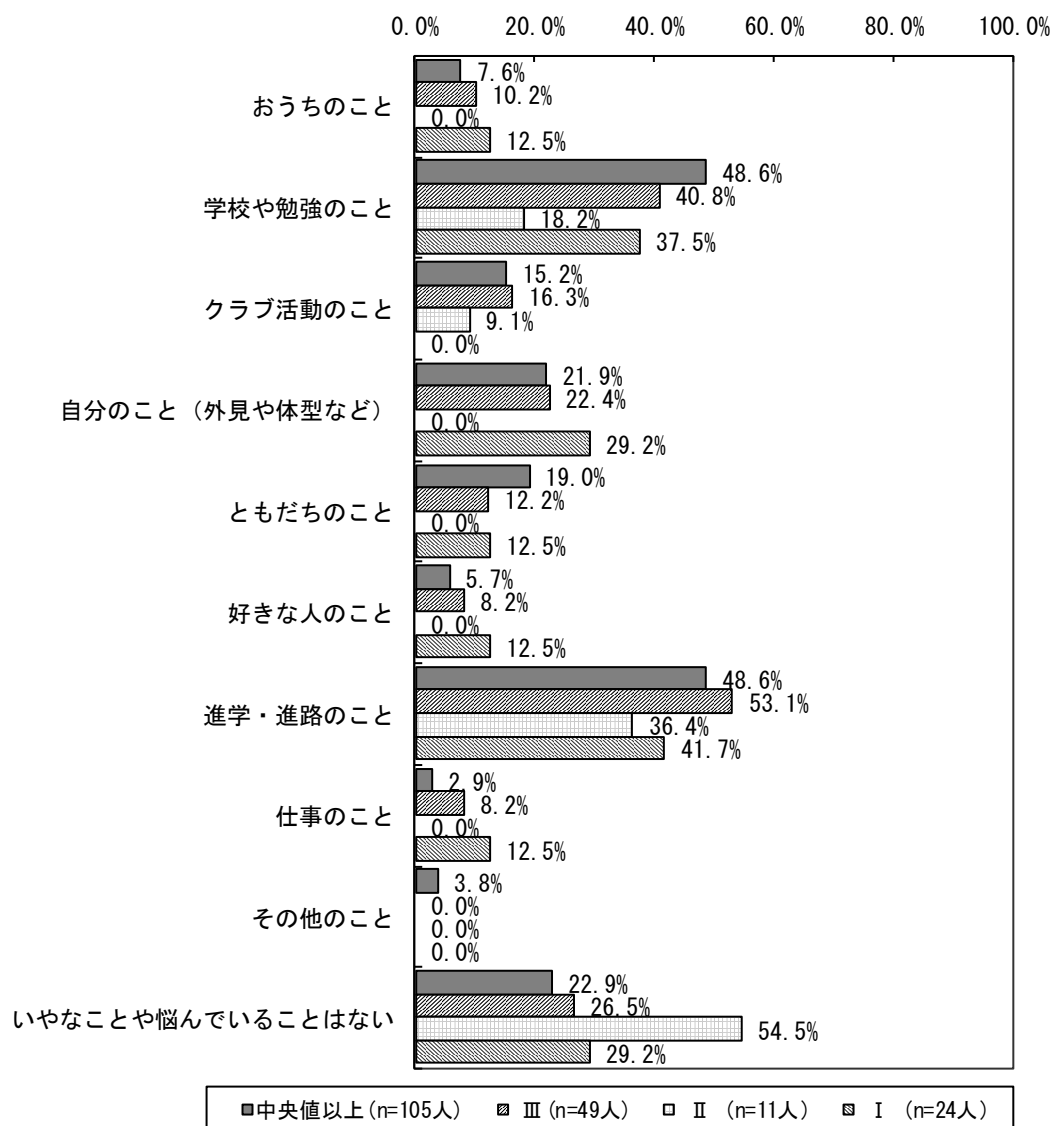
16・17 歳は小・中学生に比べ、勉強や進路の悩みの比率が高くなっています。

図：現在の悩み（16・17 歳）



困窮度別にみると、困窮度Ⅰの世帯では「自分のこと（外見や体型など）」についていやなことや悩んでいることがある16・17歳が約3割となっています。また、「おうちのこと」や「仕事のこと」については困窮度ⅠとⅢの世帯で約1割となっています。中央値以上の世帯では「学校や勉強のこと」、「進学・進路のこと」が多くなっています。

図：困窮度別・現在の悩み（16・17歳）

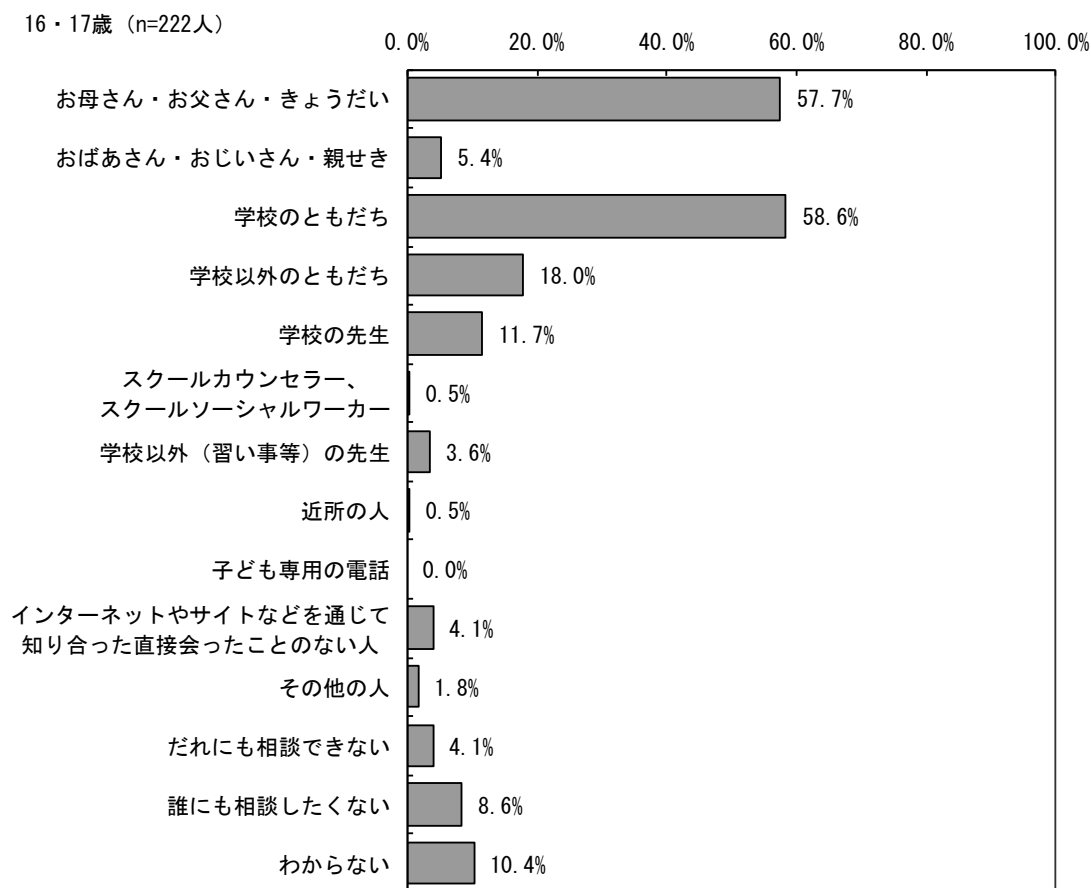


16・17歳 27. 相談相手

問 27. あなたは、いやなことや悩んでいることがあるとき、だれかに相談しますか。(だれに話しますか。)(あてはまるものすべてに○)

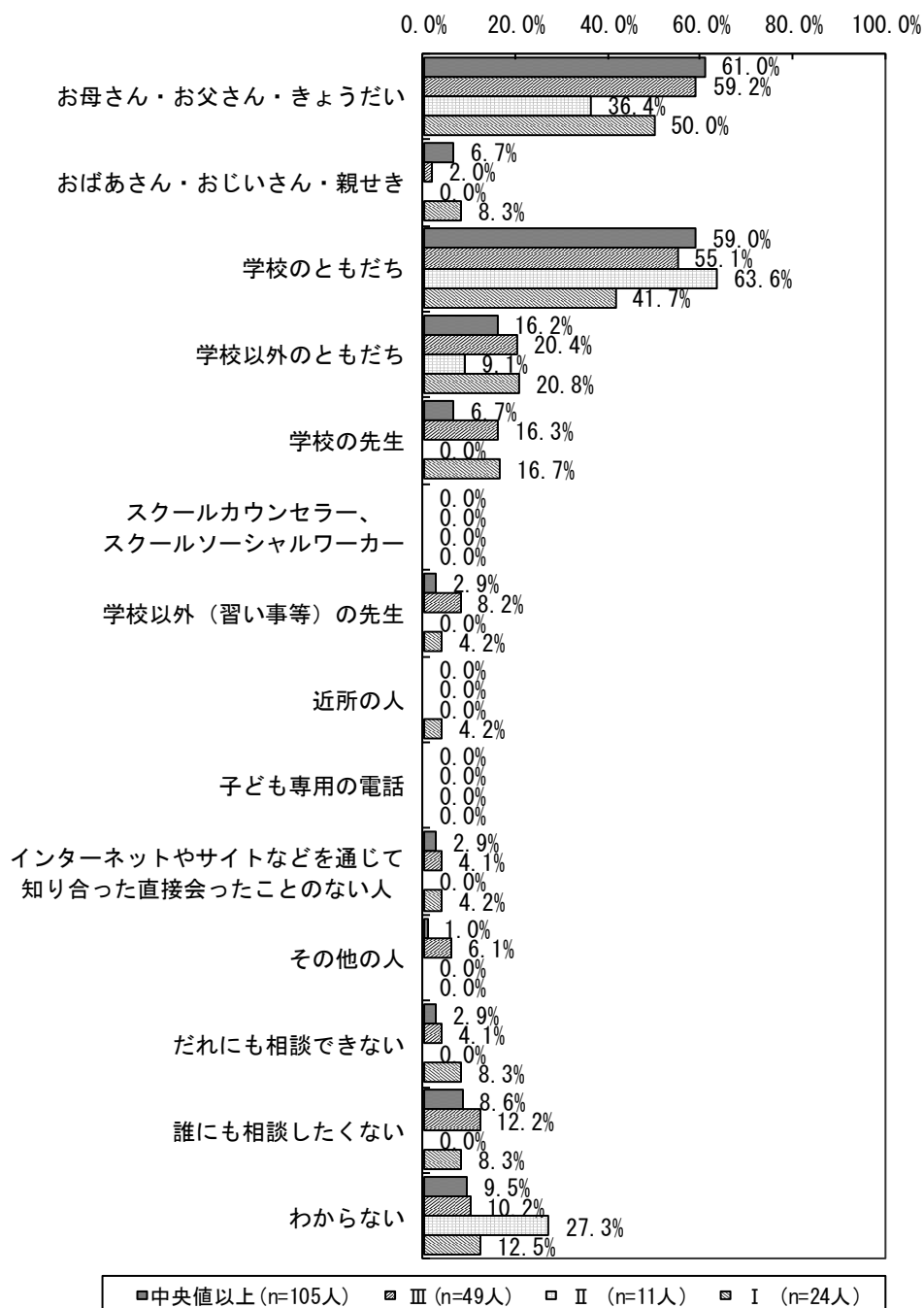
16・17歳の相談相手をみると、「学校のともだち」が58.6%、「お母さん・お父さん・きょうだい」が57.7%、「学校以外のともだち」が18.0%となっています。

図：相談相手（16・17歳）



困窮度別にみると、困窮度Ⅱの世帯を除いて「お母さん・お父さん・きょうだい」が最も多くなっていますが、困窮度Ⅲと中央値以上の世帯が約6割となっているのに対して、困窮度Ⅰの世帯は5割と少なくなっています。困窮度Ⅱの世帯では「学校のともだち」が63.6%と最も多くなっています。困窮度Ⅰと困窮度Ⅲの世帯では「学校以外のともだち」や「学校の先生」に相談する16・17歳が約2割となっており、中央値以上の世帯に比べて多くなっています。「誰にも相談したくない」という16・17歳は、困窮度Ⅱを除いて、いずれの世帯でも1割程度存在しています。

図：困窮度別・相談相手（16・17歳）

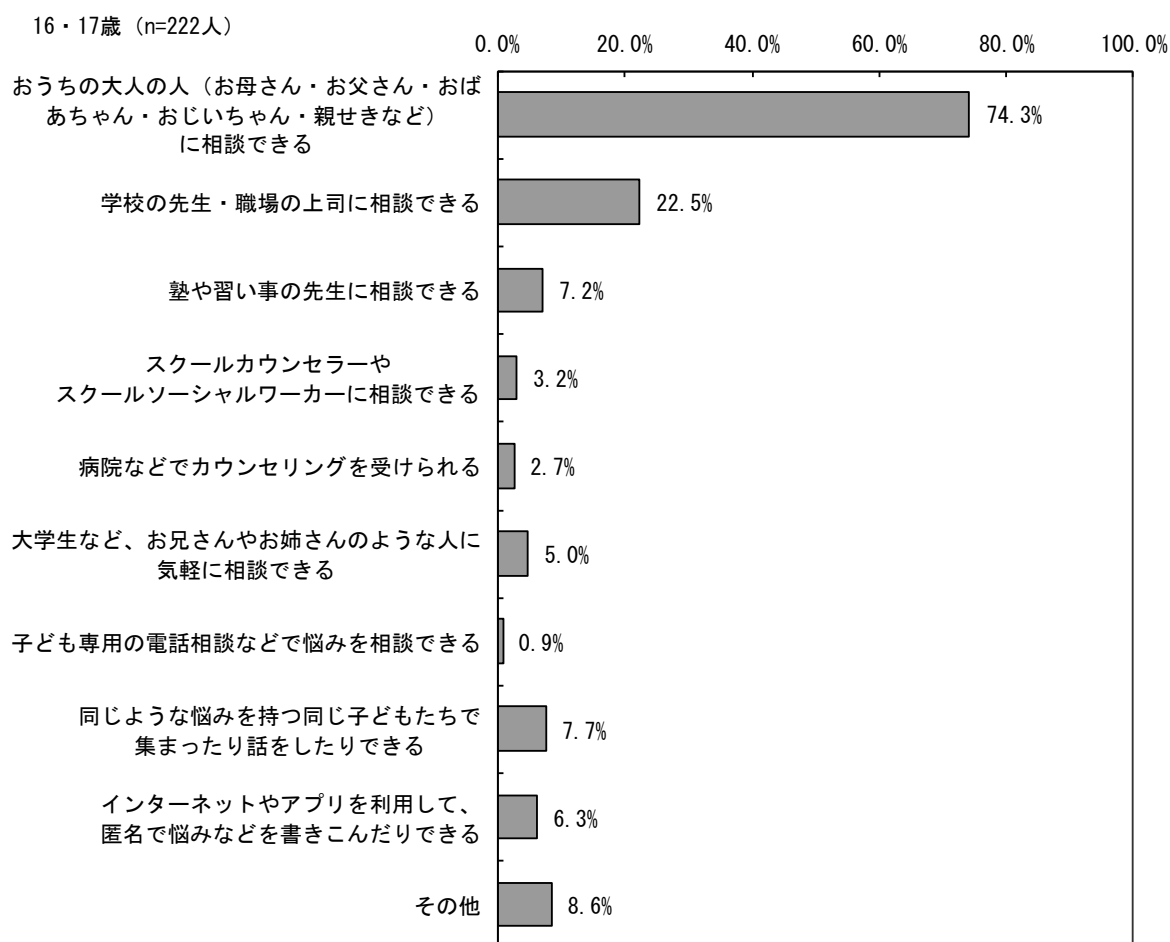


16・17 歳 28. 嫌なことや悩んでいるときにしたいこと

問 28. あなたは、いやなことや悩んでいることがあるとき、どのようなことができると思いますか。(あてはまるものすべてに○)

16・17 歳について嫌なことや悩んでいるときにしたいことをみると、「うちの大人の人（お母さん・お父さん・おばあちゃん・おじいちゃん・親せきなど）に相談できる」が 74.3%、「学校の先生・職場の上司に相談できる」が 22.5%、「同じような悩みを持つ同じ子どもたちで集まったり話をしたりできる」が 7.7%となっており、身近な大人に相談したい 16・17 歳が多くなっています。

図：嫌なことや悩んでいるときにしたいこと（16・17 歳）

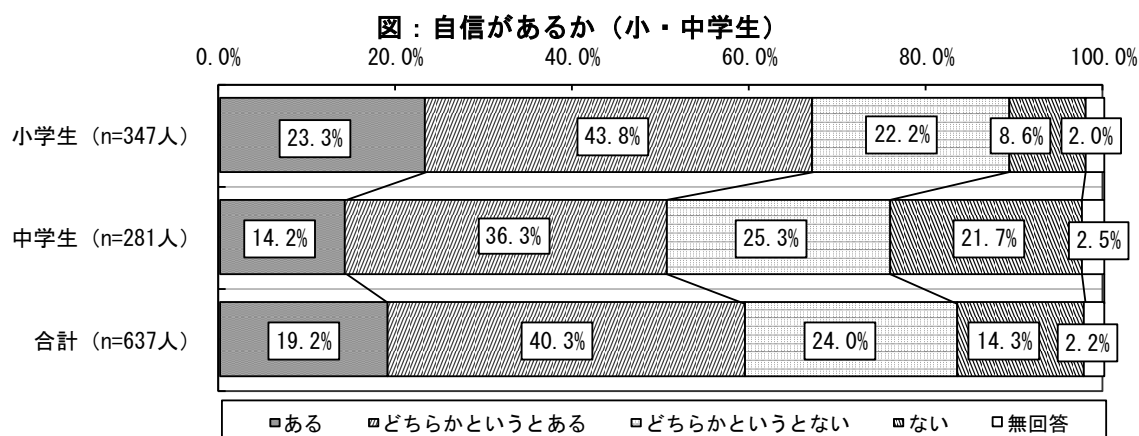


小・中学生 34- 1. 自信があるか

問 34 (1). 自分に自信がある。(あてはまるもの 1 つだけに○)

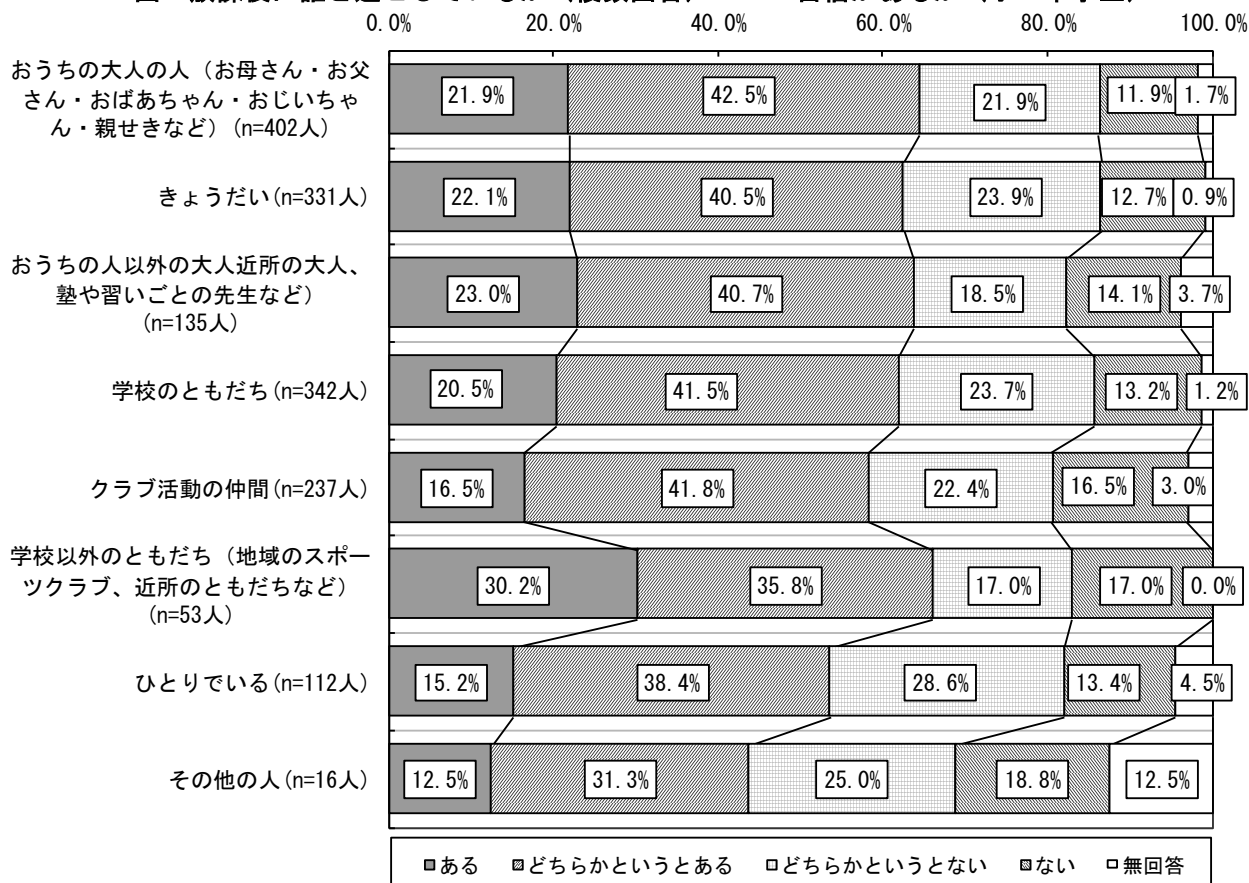
小・中学生について自信があるかをみると、「どちらかというところがある」が 40.3%、「どちらかというところがない」が 24.0%、「ある」が 19.2%となっています。「ある」と「どちらかというところがある」の合計は 59.5%となっています。

「ある」と「どちらかというところがある」の合計は、小学生は 67.1%、中学生は 50.5%と中学生のほうが自分に自信がある割合が少なくなっています。



放課後に一緒に過ごしている人と自信の関係をみると、「学校以外のともだち（地域のスポーツクラブ、近所のともだちなど）」と過ごしている小・中学生は、「ある」と「どちらかというところがある」の合計が 66.0%と最も多くなっています。「ひとりでいる」という小・中学生は「ない」と「どちらかというところがない」の合計が 42.0%と最も多くなっています。

図：放課後に誰と過ごしているか（複数回答） × 自信があるか（小・中学生）



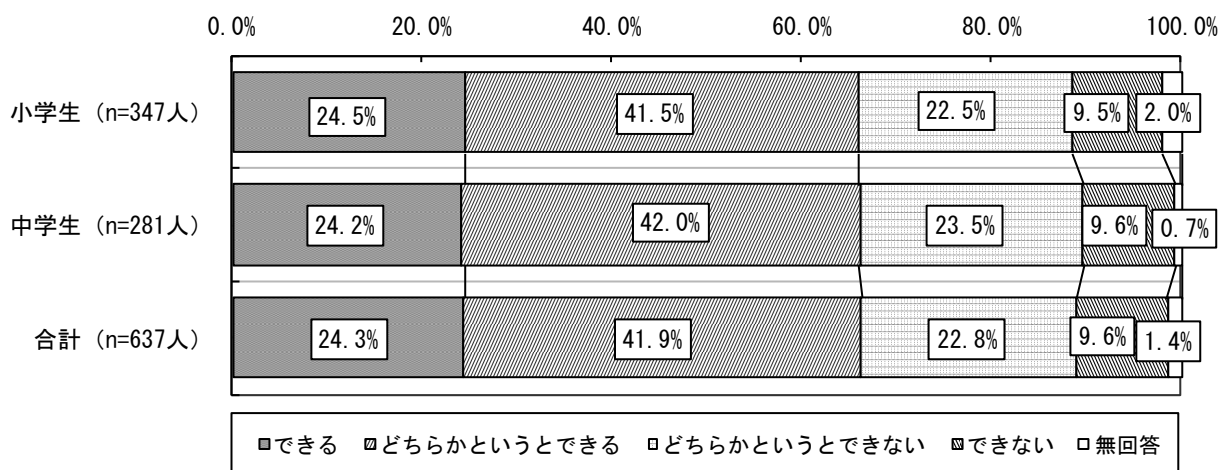
小・中学生 34－ 2. 考えをはっきり相手に伝えることができる

問 34（2）. 自分の考えをはっきり相手につたえることができる。（あてはまるもの 1 つだけに○）

小・中学生について考えをはっきり相手に伝えることができるかをみると、「どちらかという
とできる」が 41.9%、「できる」が 24.3%、「どちらかというとできない」が 22.8%となっ
ています。「できる」と「どちらかというとできる」の合計は 66.2%となっています。

小学生と中学生の比較では、ほとんど差が見られません。

図：考えをはっきり相手に伝えることができるか（小・中学生）



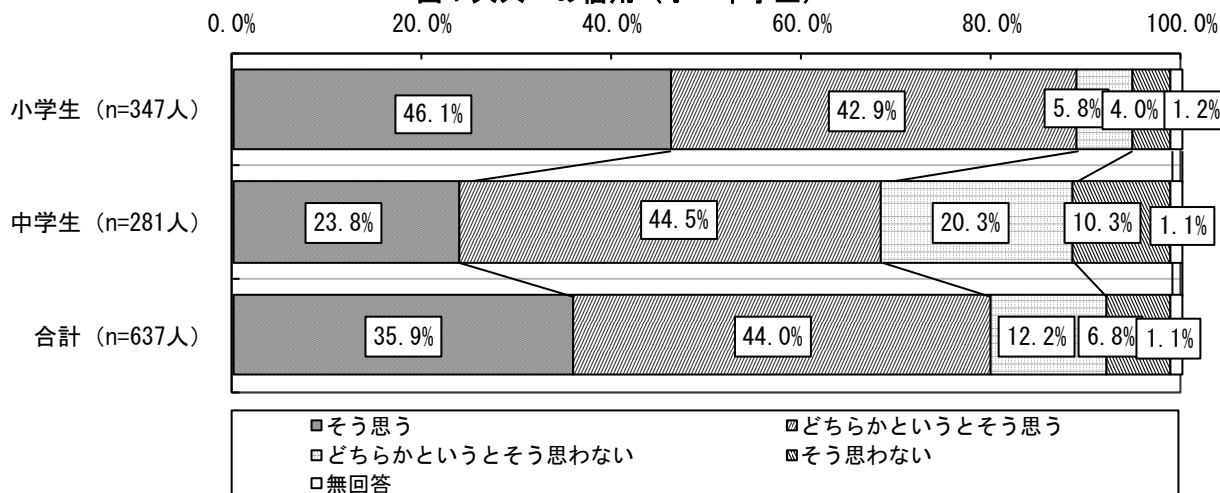
小・中学生 34－ 3. 大人への信用

問 34（3）. 大人は信用できる。（あてはまるもの 1 つだけに○）

小・中学生について大人への信用をみると、「どちらかという
とそう思う」が 44.0%、「そう
思う」が 35.9%、「どちらかという
とそう思わない」が 12.2%となっ
ています。「そう思う」と
「どちらかという
とそう思う」の合計は 79.9%となっ
ています。

小学生と中学生の比較では、「そう思う」と「どちらかという
とそう思う」の合計は、小学生
は 89.0%、中学生は 68.3%となり、中学生の方が「大人は信用できる」割合が少なくなっ
ています。

図：大人への信用（小・中学生）



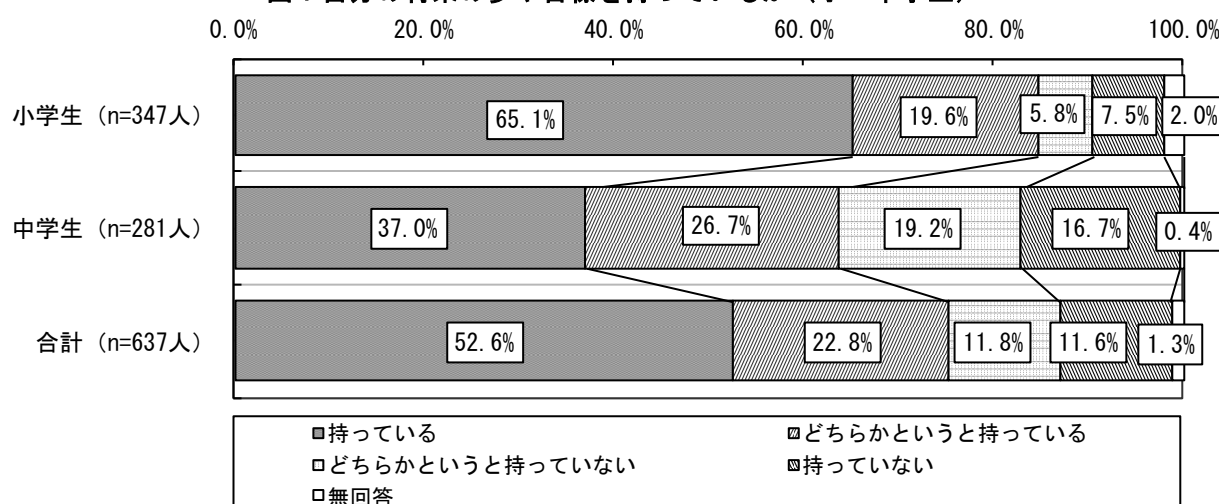
小・中学生 34－ 4. 自分の将来の夢や目標を持っているか

問 34（４）. 自分の将来の夢や目標を持っている。（あてはまるもの１つだけに○）

小・中学生について自分の将来の夢や目標を持っているかをみると、「持っている」が 52.6%、「どちらかといと持っている」が 22.8%、「どちらかというと持っていない」が 11.8%となっています。「持っている」と「どちらかといと持っている」の合計は 75.4%となっています。

小学生と中学生の比較では、「持っている」と「どちらかといと持っている」の合計は、小学生は 84.7%、中学生は 63.7%となり、中学生の方が「自分の将来の夢や目標を持っている」割合が少なくなっています。

図：自分の将来の夢や目標を持っているか（小・中学生）



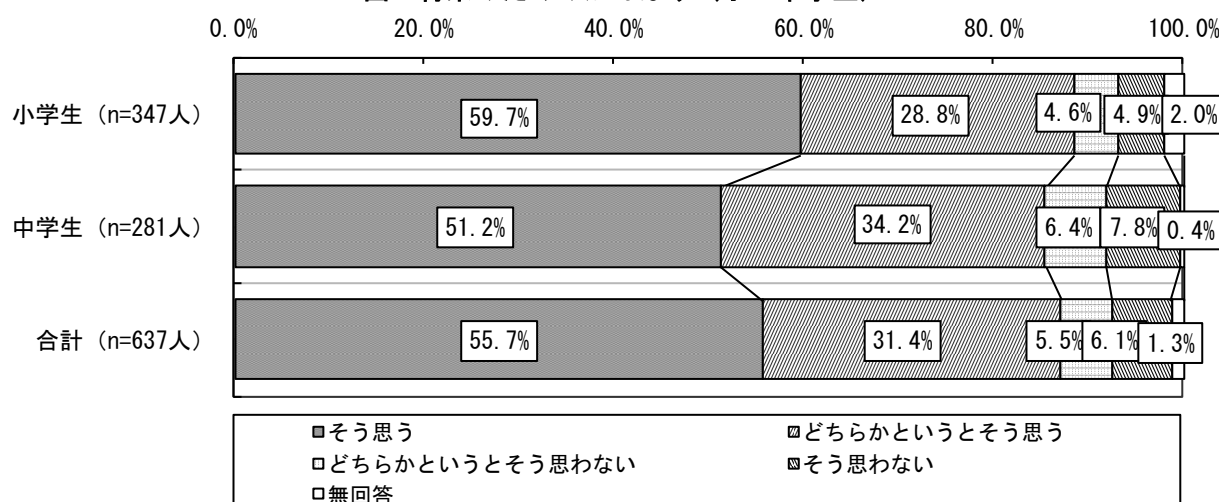
小・中学生 34－ 5. 将来のためのがんばり

問 34（５）. 将来のためにも、今、がんばりたいと思う。（あてはまるもの１つだけに○）

小・中学生について将来のためのがんばりをみると、「そう思う」が 55.7%、「どちらかというと思う」が 31.4%、「そう思わない」が 6.1%となっています。「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計は 87.1%となっています。

小学生と中学生の比較では、「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計は、小学生は 88.5%、中学生は 85.4%となり、大差はありません。

図：将来のためのがんばり（小・中学生）



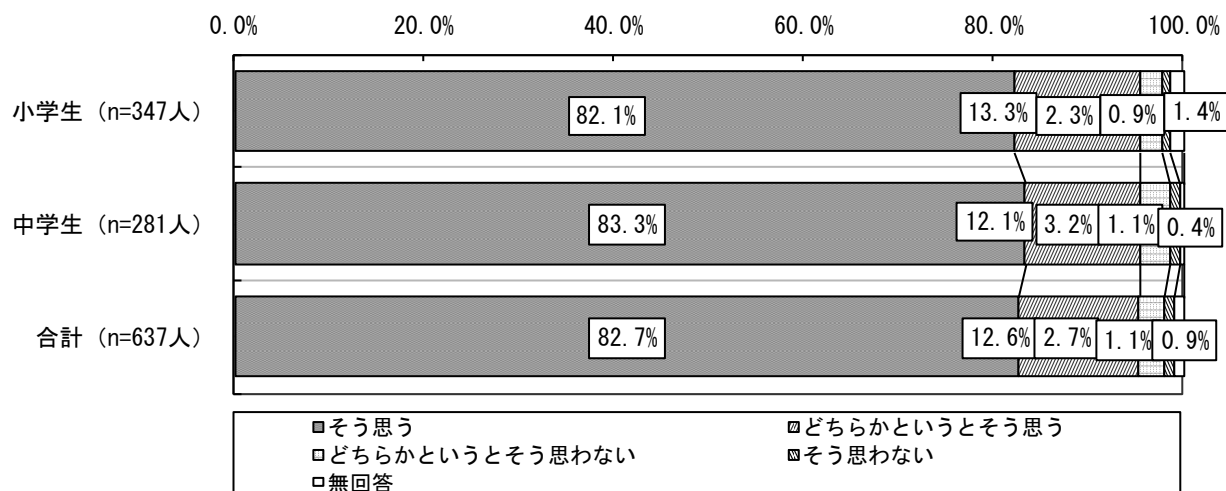
小・中学生 34－6. 将来の労働意欲

問 34（6）. 将来、働きたいと思う。（あてはまるもの１つだけに○）

小・中学生について将来の労働意欲をみると、「そう思う」が82.7%、「どちらかというと思う」が12.6%、「どちらかというと思わない」が2.7%となっています。「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計は95.3%となっています。

小学生と中学生の比較では、ほとんど差は見られません。

図：将来の労働意欲（小・中学生）



●「子どもの生活面」の概要

子どもの持ち物や使える物を困窮度別にみると、中央値未満の世帯で割合が少なくなっているのは、小学生、中学生では「本」、「マンガ・雑誌」、「運動用具」、「化粧品・アクセサリー」、「習いごとなどの道具」、「自分で選んだ服」、「キャラクターグッズ」です。また、「子ども部屋」は中央値以上の子どもの8割を占めているのに対し、困窮度が高くなるにつれて割合が少なくなり、困窮度Ⅰの世帯では6割未満となっており、中央値以上の世帯との差が最も大きくなっています。なお、「スマートフォン・タブレット機器」は、唯一、困窮度が高くなるにつれて所持したり使える子どもの割合が多くなっており、困窮度ⅠとⅡの世帯では7割以上となっています。

16・17歳では「マンガ・雑誌」、「インターネットにつながるパソコン」、「運動用具」、「テレビ」、「キャラクターグッズ」で中央値未満の割合が少なくなっています。困窮度Ⅲの世帯では中央値以上と大きな差が見られない項目もありますが、困窮Ⅰと困窮度Ⅱの世帯では中央値以上の世帯との差が20ポイント近いが、それ以上の項目もあり、困窮度によって子どもの所持品に差があることがわかります。中央値以上と困窮度Ⅰの世帯の差が最も大きい項目は「インターネットにつながるパソコン」となっています。

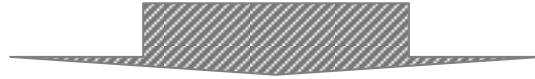
起床時間の規則性をみると、年齢が上がるにつれて決まった時間に起きる子どもが増えており、16・17歳では約9割が決まった時間に起きています。小学生、中学生では困窮度ⅠとⅡの世帯で決まった時間に起きていない子どもの割合が高く、約2割を占めています。また、小学生、中学生では平日の午後10時以降に就寝する子どもの割合が困窮度Ⅰの世帯では約8割おり、困窮度Ⅲや中央値以上の世帯の子どもと比べると睡眠時間が短くなっています。16・17歳では平日の午後11時以降に就寝する子どもの割合が困窮度Ⅰの世帯では約9割と多くなっており、困窮度Ⅰの世帯の子どもの就寝時刻が遅いことがわかります。さらに16・17歳では困窮度Ⅰの世帯で平日の睡眠時間が6時間未満の子どもが3割弱おり、睡眠時間が短くなっています。

朝食の頻度をみると、年齢が上がるにつれて朝食を食べない日がある子どもが多くなっており、16・17歳では「毎日またはほとんど毎日食べる」という子どもは8割未満となっています。小学生、中学生の朝食の頻度は困窮度ⅠとⅡの世帯で食べない日がある子どもが多くなっていますが、16・17歳では困窮度によって朝食の頻度に大きな差はみられません。

子どもの現在の悩みを困窮度別にみると、小学生、中学生、16・17歳ともに中央値未満の子どもは中央値以上の子どもに比べて家庭のことや自分のことについて悩んでいる子どもが多くなっています。悩みごとの相談相手は、小学生、中学生、16・17歳ともに家族や友人が多くなっています。また、学校の先生に相談する子どもは、小学生、中学生、16・17歳ともに中央値未満の子どもで相対的に多くなっています。16・17歳は家族に悩みを相談したいと考える子どもが約7割、学校の先生や職場の上司に相談したいと考える人が約2割を占めており、その他の項目は1割未満と少なくなっています。一方、小学生、中学生は高校生や大学生に相談したり、同じような悩みを持つ子どもたちで集まって話をしたり、インターネットやアプリを利用して悩みを

書きこんだりしたいと考える子どもが1～2割程度おり、家族や学校の先生といった関係性以外に相談したり悩みを聞いてもらえる相手が欲しいというニーズが一定程度あることがわかります。なお、困窮度に関わらず、いやなことや悩んでいることを誰にも相談したくないという子どもが小学生、中学生、16・17歳のいずれも1割程度います。

自分に自信があるかをみると、「ある」または「どちらかというところ」という子どもは放課後に学校以外のともだちと過ごす子どもでは7割近くを占めているのに対し、ひとりで過ごす子どもでは約5割となっています。



●主な課題

- 子どもの持ち物や使えるもののうち、小・中学生では「子ども部屋」は中央値以上の世帯と困窮度Ⅰの世帯の差が大きくなっています。子ども部屋には学習環境だけではなく、子どものプライバシーの確保や、自主性を養う機能が求められるほか、子どもがくつろぎ自分らしくいられる居場所としても大切な役割を果たしています。しかし、住環境を整えることは容易ではないため、代替機能として地域の中に子どもが気を使うことなく自由に安心して過ごせる場を設けるなど、子どもの居場所づくりについて検討していく必要があります。
- 小学生、中学生、16・17歳ともに、中央値未満の世帯で勉強時間が短い傾向がみられます。勉強時間については、朝食の摂取状況や起床の規則性との関連性が見られており、毎日またはほぼ毎日朝食を食べる子どもは勉強時間が長い傾向にあることから、生活を整えることによって勉強時間の増加が期待できます。「早寝早起き朝ごはん」等、規則正しい生活習慣づくりについて啓発するなど、家庭と学校が連携し、子どもの生活リズムを向上していくことが必要です。（再掲）
- 困窮度に関わらず、いやなことや悩んでいることを誰にも相談したくないという子どもが小学生、中学生、16・17歳のいずれも1割程度おり、悩みをひとりで抱え込んでしまうことがないように、子どもが気軽に相談できる環境をつくっていく必要があります。
- 放課後にひとりで過ごす子どもは自己効力感・自己肯定感が低い傾向がみられます。体験活動や地域活動への参加を通じて地域の人々や子どもたちが交流する機会を持てるように、子どもと地域住民がともに作りあげる居場所づくり等を検討していく必要があります。

④保護者の生活面（就労、つながり）

保護者 9－1. 母親の就業状況

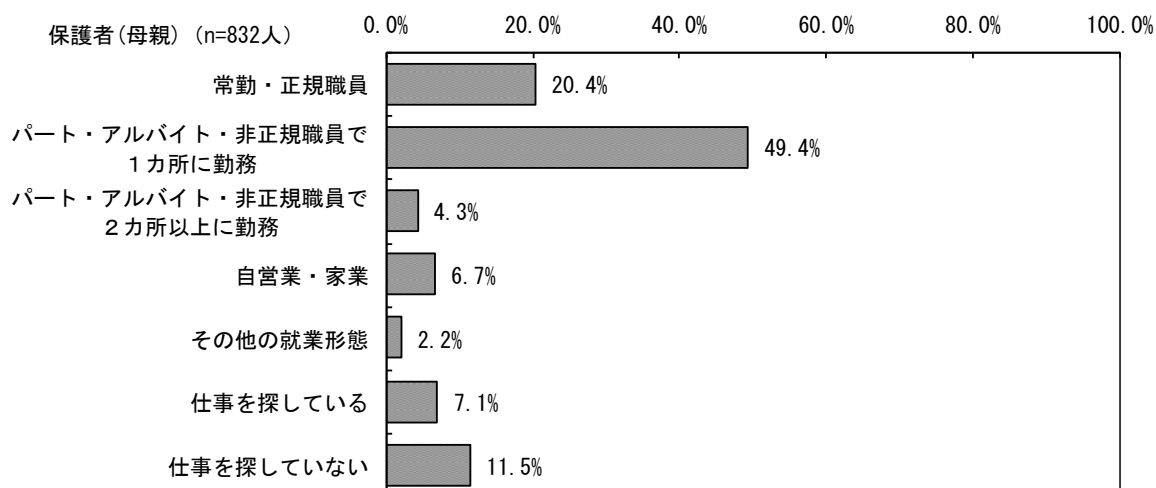
問 9（1）. お母さんの就業状況についておたずねします。

※複数力所に勤めている場合は、あてはまるものすべてに○をしてください。

※現在、育児休業などで休業中の方は、復職するときの仕事の番号に○をしてください。

母親の就業状況をみると、「パート・アルバイト・非正規職員で1カ所に勤務」が49.4%、「常勤・正規職員」が20.4%、「仕事を探していない」が11.5%となっており、母親の8割が働いていますが、「常勤・正規職員」の比率は約2割となっています。

図：母親の就業状況（保護者）



保護者 9－2. 父親の就業状況

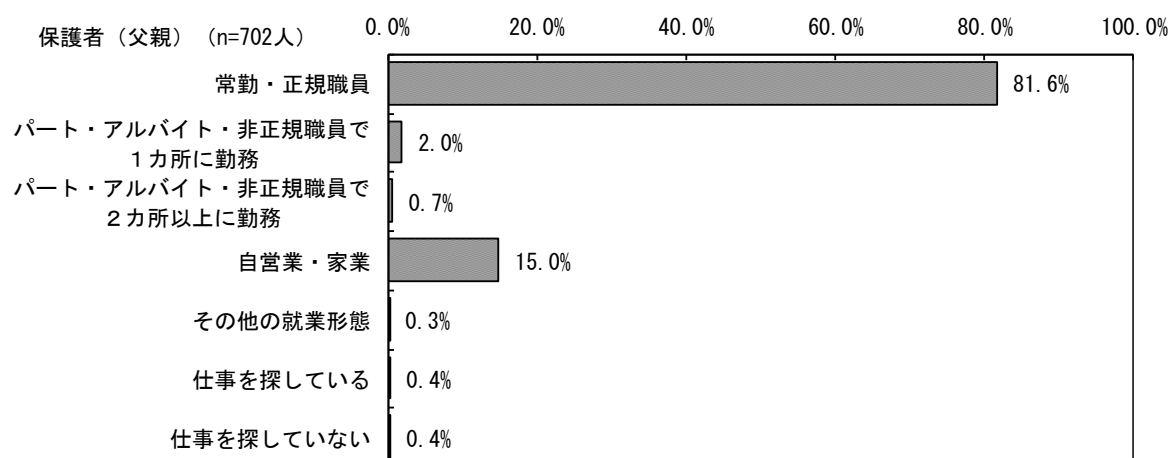
問 9（2）. お父さんの就業状況についておたずねします。

※複数力所に勤めている場合は、あてはまるものすべてに○をしてください。

※現在、育児休業などで休業中の方は、復職するときの仕事の番号に○をしてください。

父親の就業状況をみると、「常勤・正規職員」が81.6%、「自営業・家業」が15.0%、「パート・アルバイト・非正規職員で1カ所に勤務」が2.0%となっています。父親の9割強が仕事をしており、「常勤・正規職員」の比率は8割となっています。

図：父親の就業状況（保護者）



保護者 9－3. 両親以外の人の就業状況

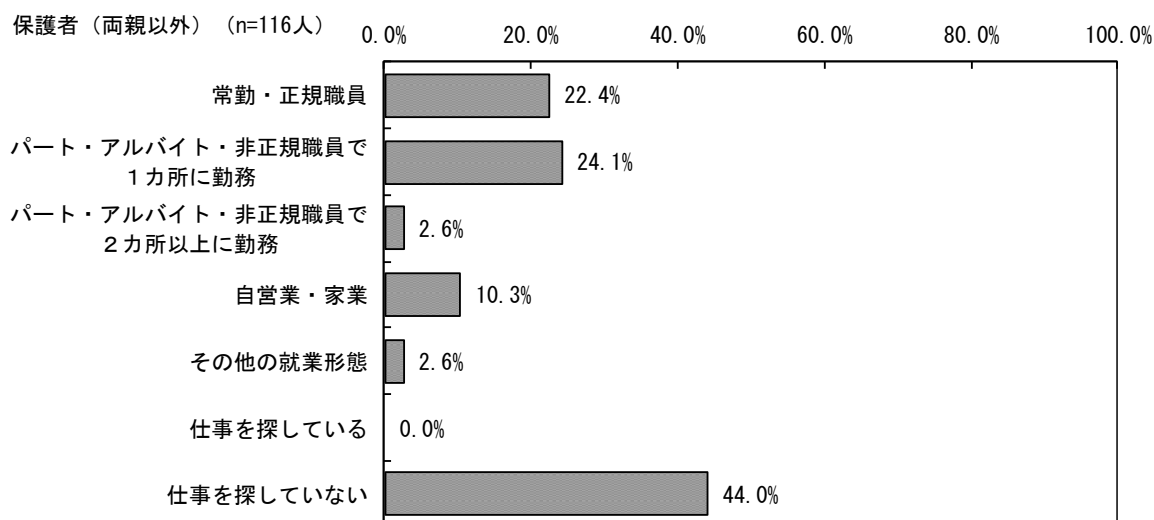
問9（3）. お父さん・お母さん以外のおたずねします。

※複数力所に勤めている場合は、あてはまるものすべてに○をしてください。

※現在、育児休業などで休業中の方は、復職するときの仕事の番号に○をしてください。

両親以外の人の就業状況をみると、「仕事を探していない」が44.0%、「パート・アルバイト・非正規職員で1カ所に勤務」が24.1%、「常勤・正規職員」が22.4%となっています。約6割が仕事をしており、「常勤・正規職員」の比率は約2割となっています。

図：両親以外の人の就業状況（保護者）

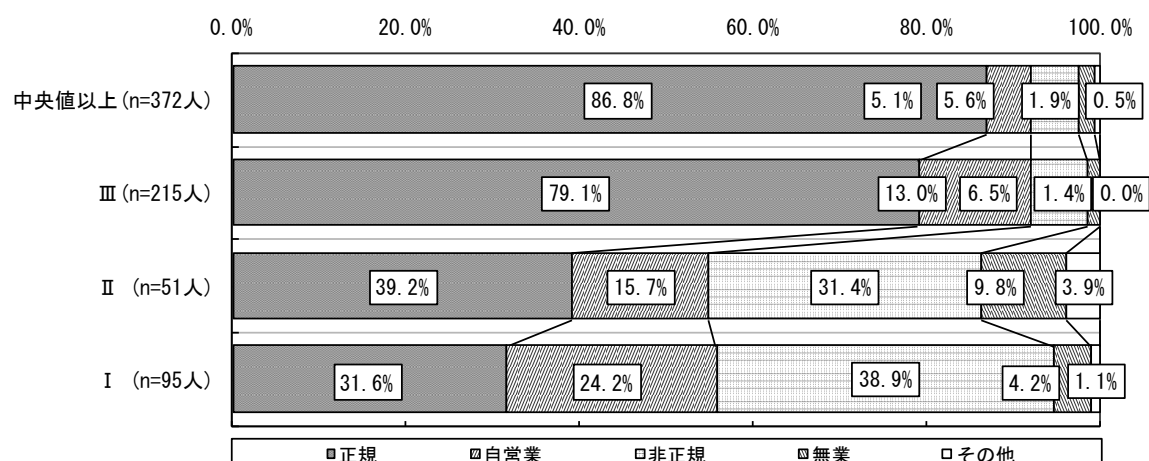


父母の就業状況（保護者問9（1）、問9（2）、問9（3））を基に、次のとおり分類しました。なお、クロス集計で「就業状況」を用いる時は、以下の分類に基づき分析しています。

- ・父母あるいは主たる生計者に正規が含まれば「正規群」（問9選択肢1）
 - ・上記以外で、父母あるいは主たる生計者に自営が含まれば「自営群」（問9選択肢4）
 - ・上記以外で、父母あるいは主たる生計者に非正規が含まれば「非正規群」（問9選択肢2、3）
 - ・上記以外で、誰も働いていなければ「無業」（問9選択肢6、7）
 - ・上記以外がその他となります。
- ここでの無業とは、「ふだん仕事をしていない者、すなわち、ふだん全く仕事をしていない者及び臨時的にしか仕事をしていない者」を指します。（就業構造基本調査による）

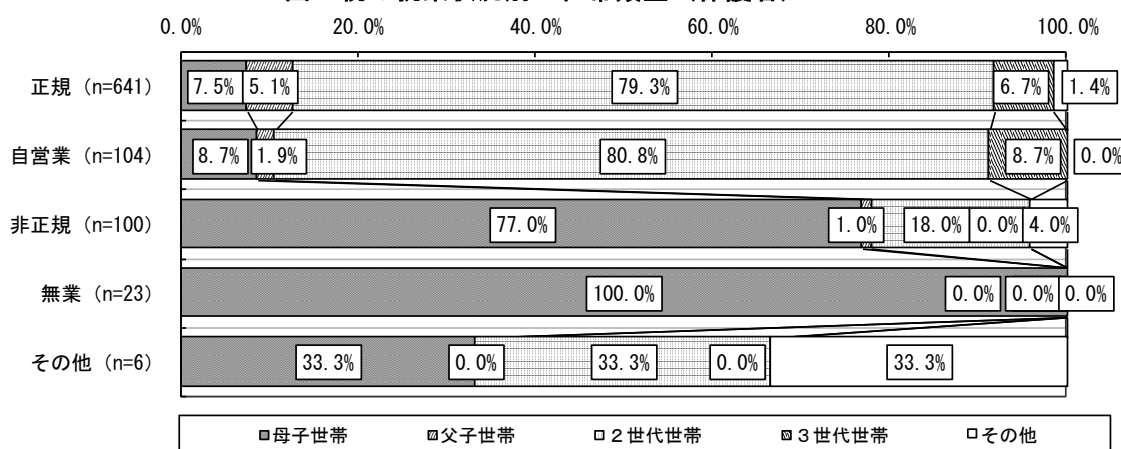
困窮度別に親の就業状況をみると、困窮度が高い世帯の保護者ほど「正規」が少なく、「非正規」が多くなっています。

図：困窮度別・親の就業状況（保護者）



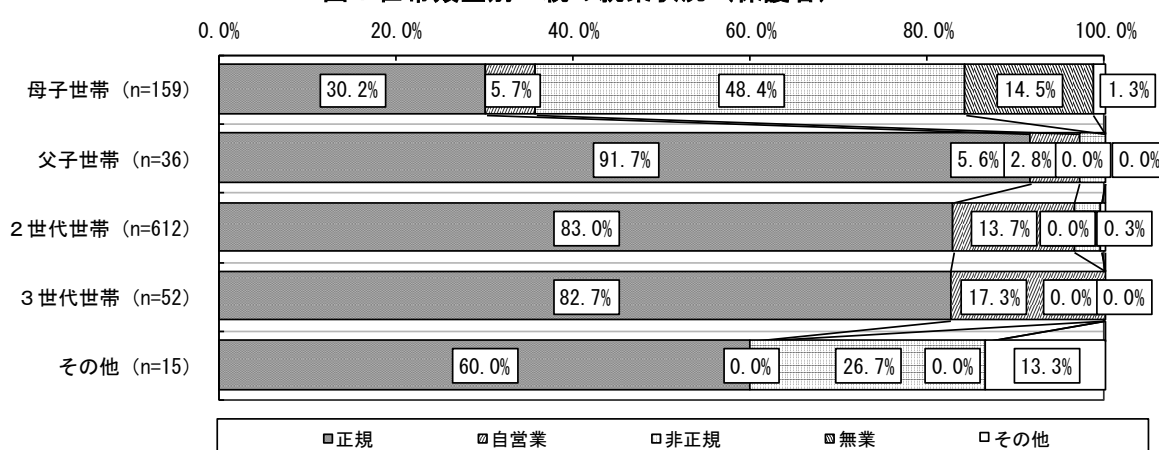
親の就労状況別に世帯類型をみると、「非正規」は母子世帯が77.0%、「無業」は母子世帯が100.0%となっています。

図：親の就業状況別・世帯類型（保護者）



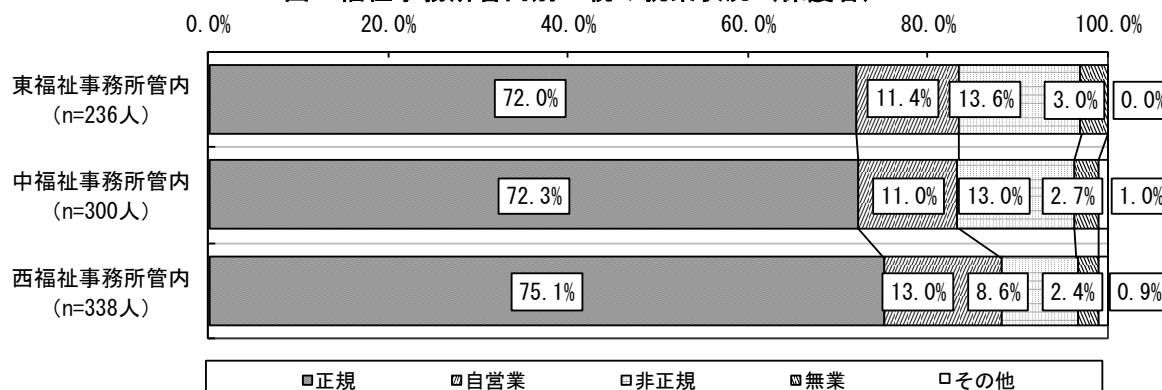
世帯類型別にみると、母子世帯は「非正規」が48.4%と最も多く、「正規」が30.2%となっています。また、「無業」が14.5%となっています。父子世帯、2世代世帯、3世代世帯では「正規」が8割以上となっており、父子世帯では91.7%となっています。

図：世帯類型別・親の就業状況（保護者）



福祉事務所管内別にみると、いずれの地域も「正規」が7割以上となっており、西福祉事務所管内が75.1%と最も多くなっています。東福祉事務所管内と中福祉事務所管内では「非正規」が1割以上を占めています。

図：福祉事務所管内別・親の就業状況（保護者）



保護者 10. 保護者の在宅時間

問 10. お子さんの保護者の方が家にいる時間帯で、多い時間帯を選んでください。

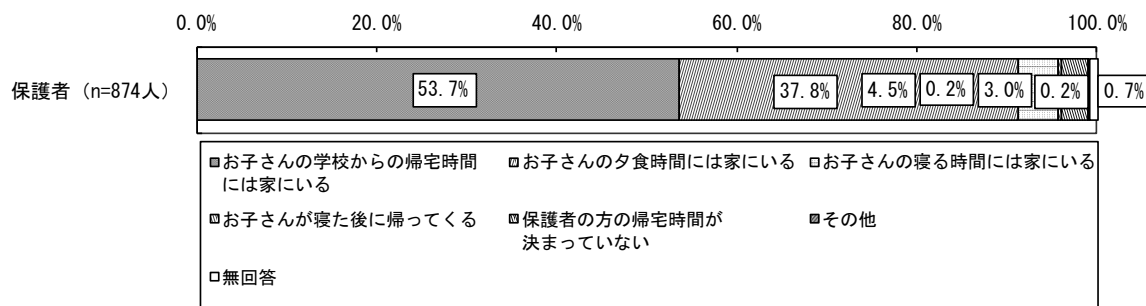
(あてはまるもの1つだけに○)

※保護者の方には、おばあさん、おじいさん、おじ、おばなど親戚などを含みます。

※自宅が仕事場の場合は、お仕事が終わる時間帯を選んでください。

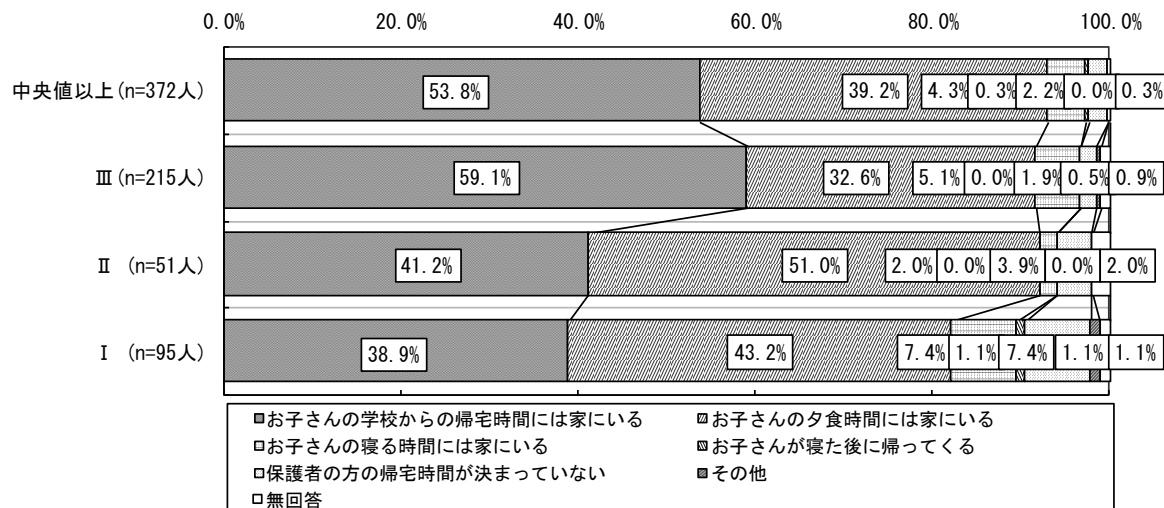
保護者の在宅時間をみると、「お子さんの学校からの帰宅時間には家にいる」が53.7%、「お子さんの夕食時間には家にいる」が37.8%、「お子さんの寝る時間には家にいる」が4.5%となっています。

図：保護者の在宅時間（保護者）



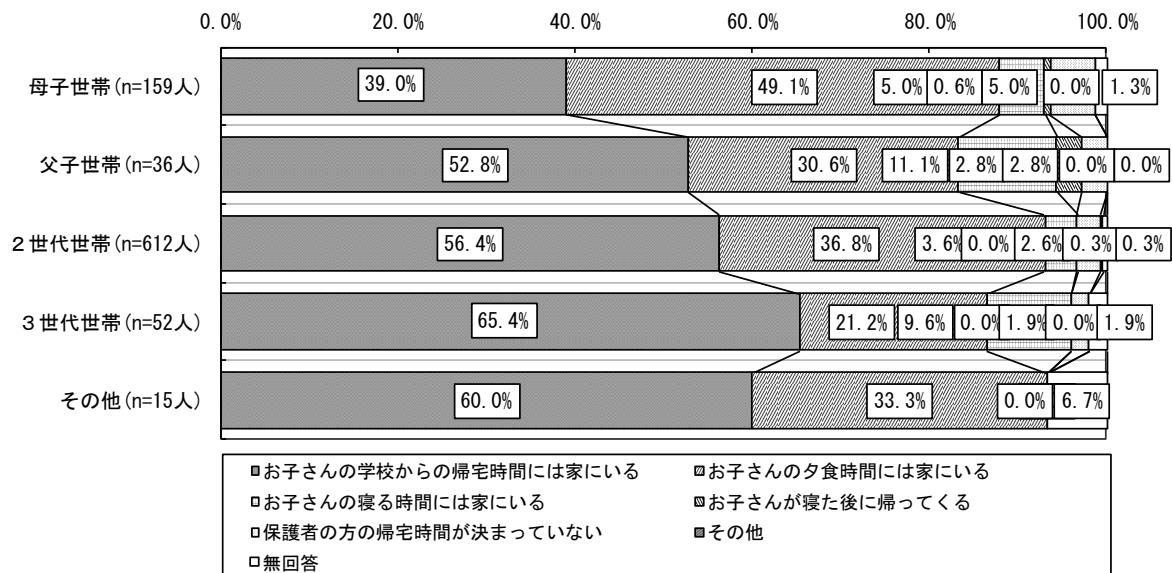
困窮度別にみると、困窮度Ⅲと中央値以上の世帯では「お子さんの学校からの帰宅時間には家にいる」が最も多く、困窮度Ⅰと困窮度Ⅱの世帯では「お子さんの夕食時間には家にいる」が最も多くなっています。

図：困窮度別・保護者の在宅時間（保護者）



世帯類型別にみると、母子世帯を除く世帯では「お子さんの学校からの帰宅時間には家にいる」が最も多く、母子世帯では「お子さんの夕食時間には家にいる」が最も多くなっています。「お子さんの学校からの帰宅時間には家にいる」という人は3世代世帯では7割弱となっていますが、父子世帯と2世代世帯では6割未満と少なくなっています

図：世帯類型別・保護者の在宅時間（保護者）

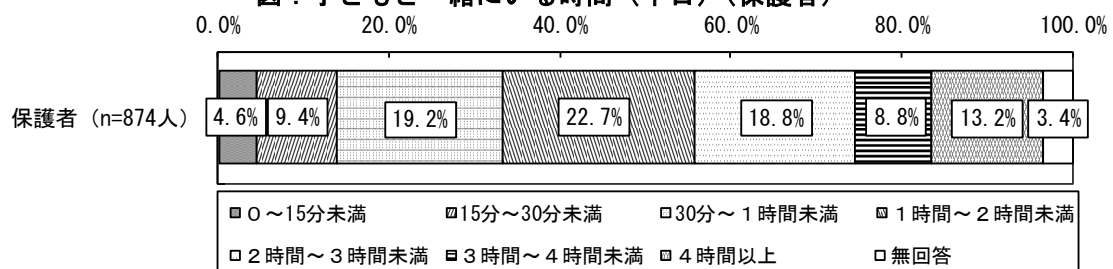


保護者 14-3. 子どもと一緒にいる時間（平日）

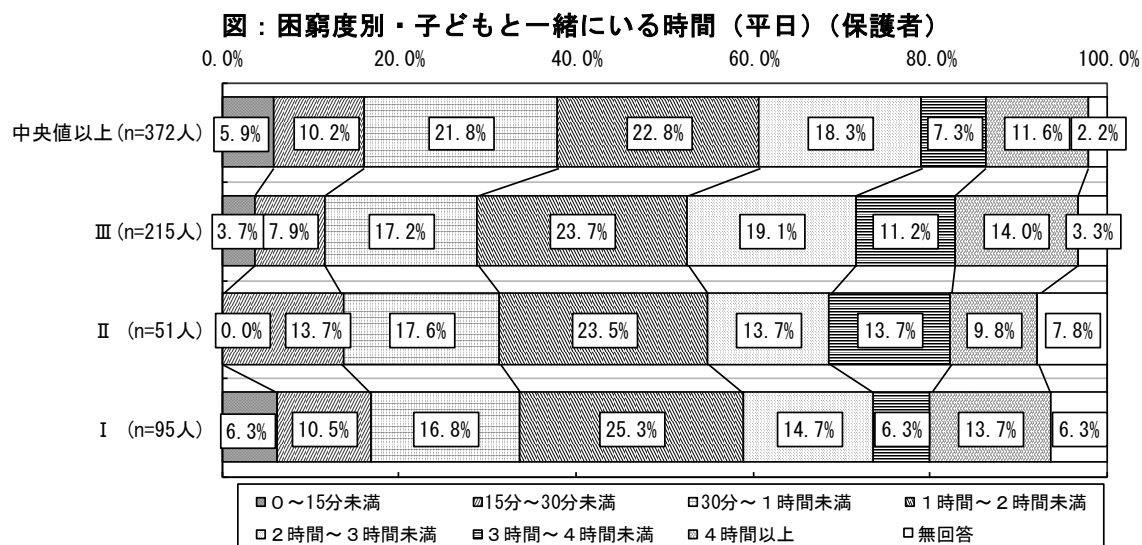
問 14（3）. 平日にあなたがお子さんと一緒に何かをしたり、相手をしたりしている時間は、1日あたり平均すると、だいたいどれくらいになりますか。（あてはまるもの1つに○をつけてください）

保護者が平日に子どもと一緒にいる時間をみると、「1時間～2時間未満」が22.7%、「30分～1時間未満」が19.2%、「2時間～3時間未満」が18.8%となっています。子どもと一緒にいる時間が1時間未満の保護者は約3割となっています。

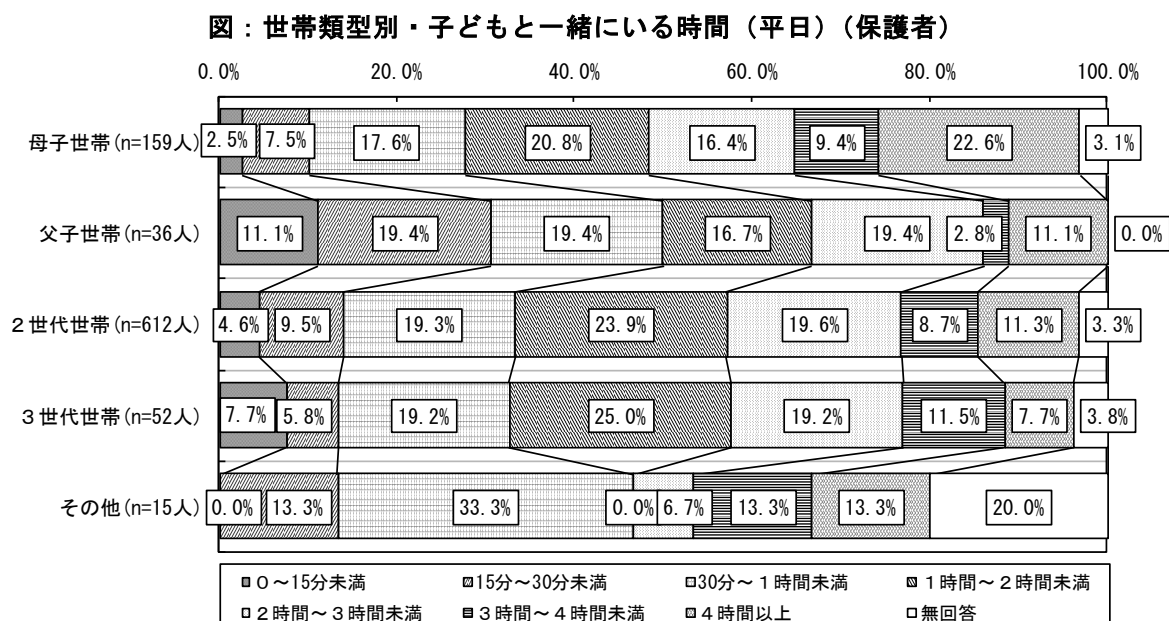
図：子どもと一緒にいる時間（平日）（保護者）



困窮度別にみると、大きな差はありませんが、中央値以上では1時間未満が3割以上とやや多くなっています。



世帯類型別にみると、父子世帯では1時間未満が5割、母子世帯では「4時間以上」が約2割と多くなっています。



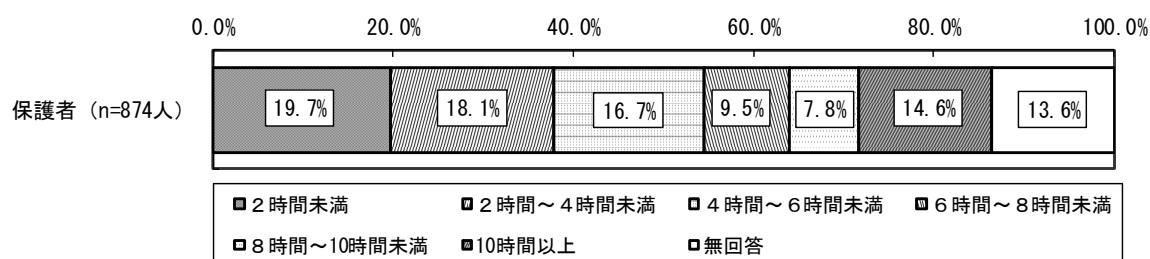
保護者 14-3. 子どもと一緒にいる時間（休日）

問 14（3）. 休日にあなたがお子さんと一緒に何かをしたり、相手をしたりしている時間は、1日あたり平均すると、だいたいどれくらいになりますか。

（あてはまるもの1つに○をつけてください）

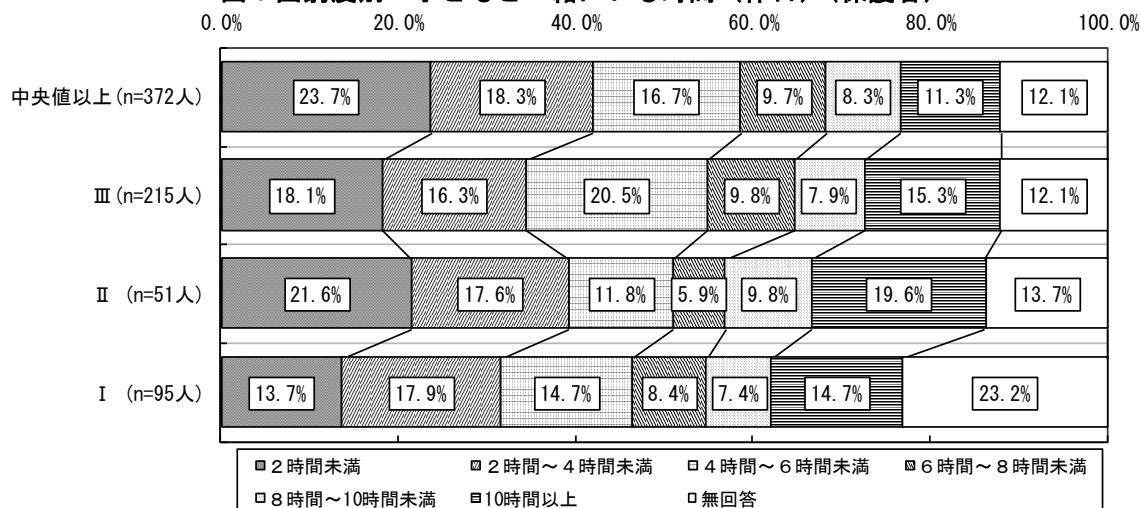
保護者が休日に子どもと一緒にいる時間をみると、「2時間未満」が19.7%、「2時間～4時間未満」が18.1%、「4時間～6時間未満」が16.7%となっています。子どもと一緒にいる時間が6時間未満の保護者が5割以上となっています。また、「10時間以上」は14.6%となっており、「2時間未満」、「2時間～4時間未満」、「4時間～6時間未満」のそれぞれの比率より少なくなっています。

図：子どもと一緒にいる時間（休日）（保護者）

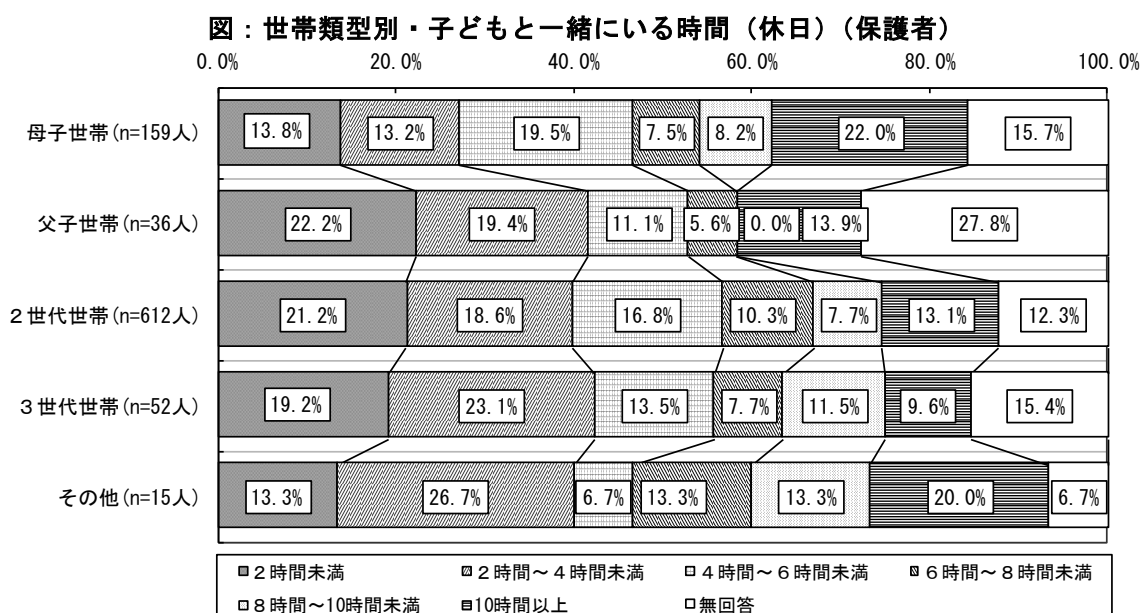


困窮度別にみると、中央値以上と困窮ⅡまたはⅢの世帯では6時間未満が5割以上となっており、中央値以上では58.7%と約6割を占めています。10時間以上過ごす保護者は中央値未満の世帯で多く、困窮度Ⅱの世帯では19.6%となっています。

図：困窮度別・子どもと一緒にいる時間（休日）（保護者）

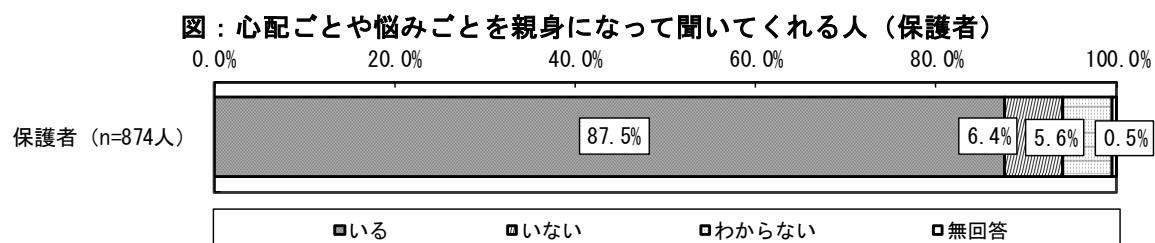


世帯類型別にみると、母子世帯とその他の世帯を除く世帯では6時間未満が5割以上となっており、また、「2時間未満」も約2割となっています。母子世帯は「10時間以上」が22.0%となっています。

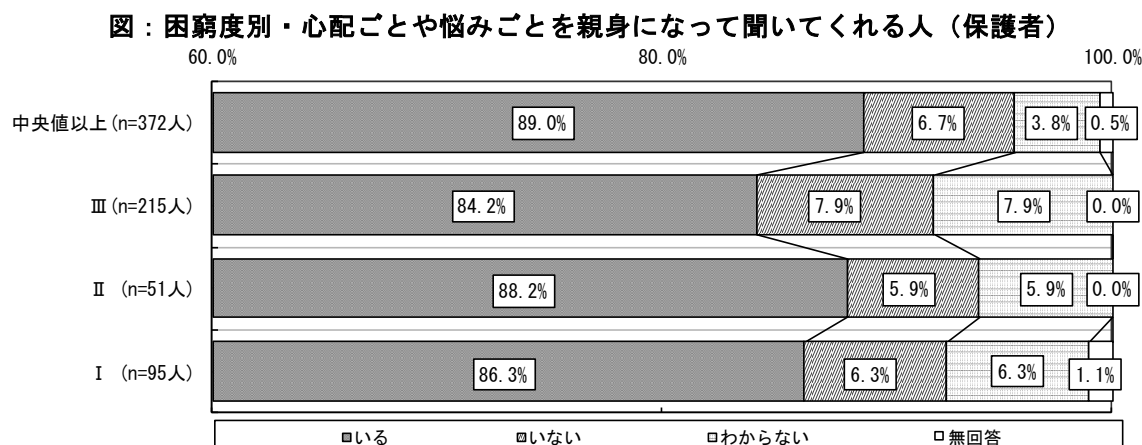


保護者 22-A. 心配ごとや悩みごとを親身になって聞いてくれる人
問 22. 心配ごとや悩みごとを親身になって聞いてくれる人はいますか。（あてはまるもの1つに○をつけてください）

保護者について心配ごとや悩みごとを親身になって聞いてくれる人をみると、「いる」が87.5%、「いない」が6.4%、「わからない」が5.6%となっています。

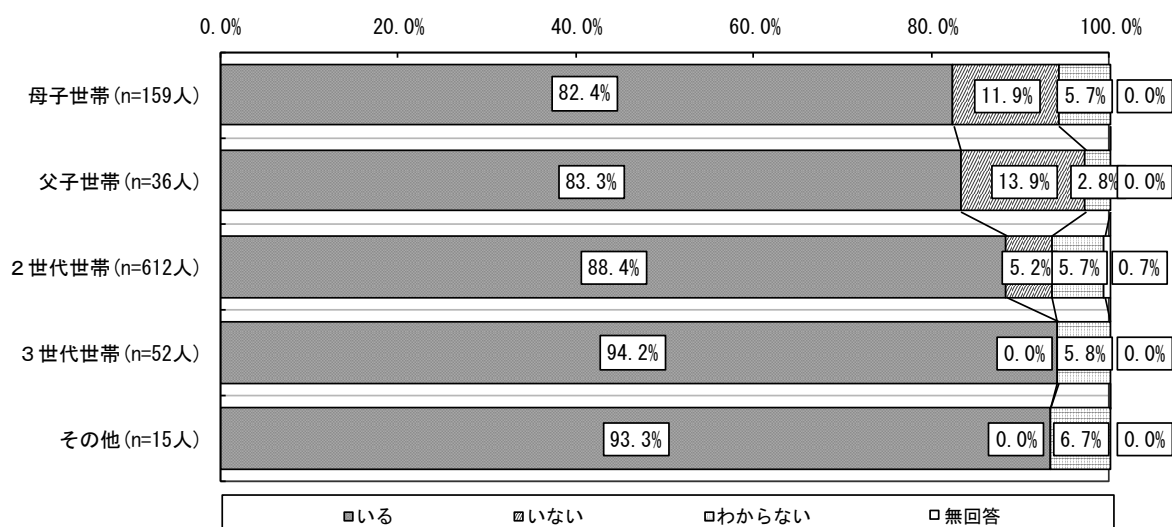


困窮度別にみると、中央値以上の世帯の保護者が「心配ごとや悩みごとを親身になって聞いてくれる人」について、「いる」が最も多くなっていますが、他はあまり差がみられません。



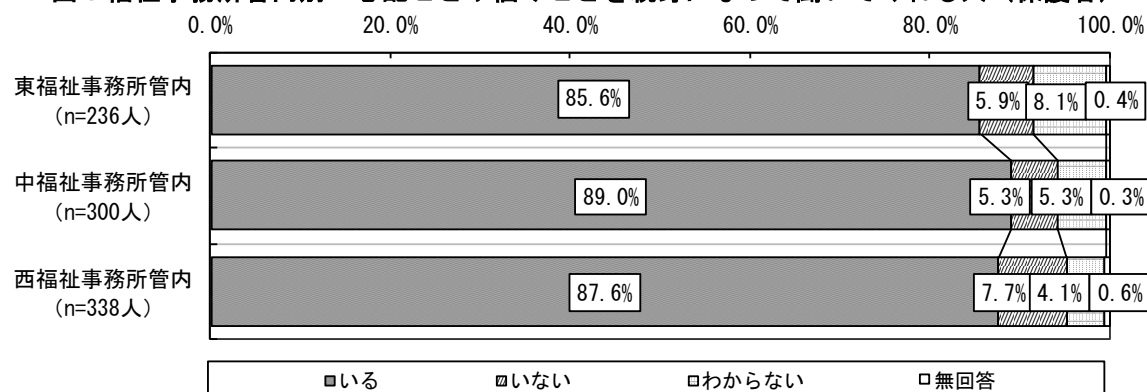
世帯類型別にみると、母子世帯と父子世帯では「いない」が約1割となっています。

図：世帯類型別・心配ごとや悩みごとを親身になって聞いてくれる人（保護者）



福祉事務所管内別にみると、いずれの事務所管内でも「いる」が8割を超えています。

図：福祉事務所管内別・心配ごとや悩みごとを親身になって聞いてくれる人（保護者）

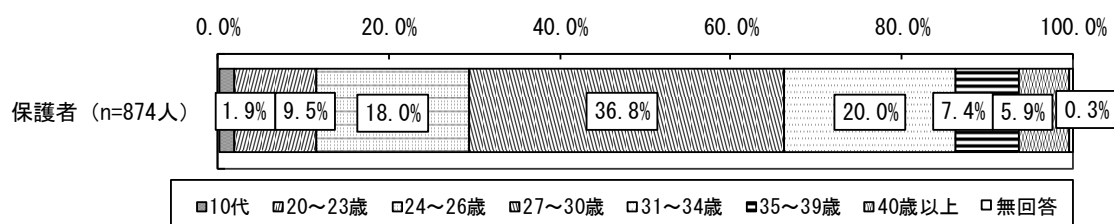


保護者 21. 初めて親となった年齢

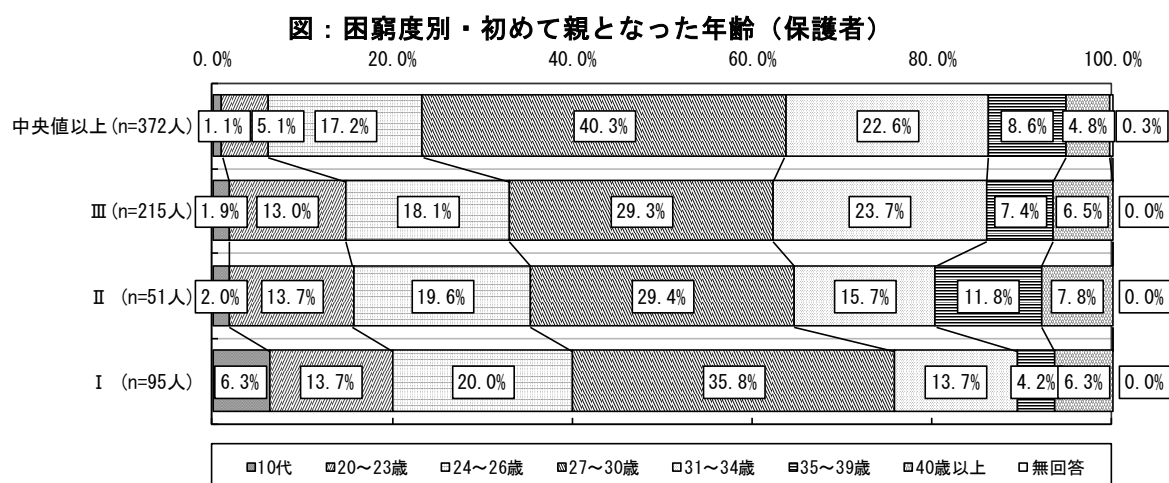
問 21. 初めて親となった年齢はいくつですか。（実子以外も含みます）（あてはまるもの1つだけに○）

保護者が初めて親となった年齢をみると、「27～30歳」が36.8%、「31～34歳」が20.0%、「24～26歳」が18.0%となっています。

図：初めて親となった年齢（保護者）

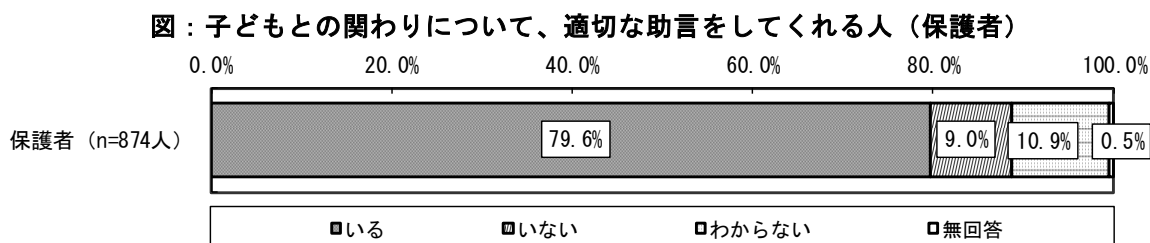


困窮度別にみると、いずれの困窮度も「27～30 歳」が最も多くなっています。中央値未満の世帯では、24 歳未満のときに初めて親になる人がいずれの困窮度でも 1 割以上を占めており、困窮度Ⅰでは 2 割となっています。

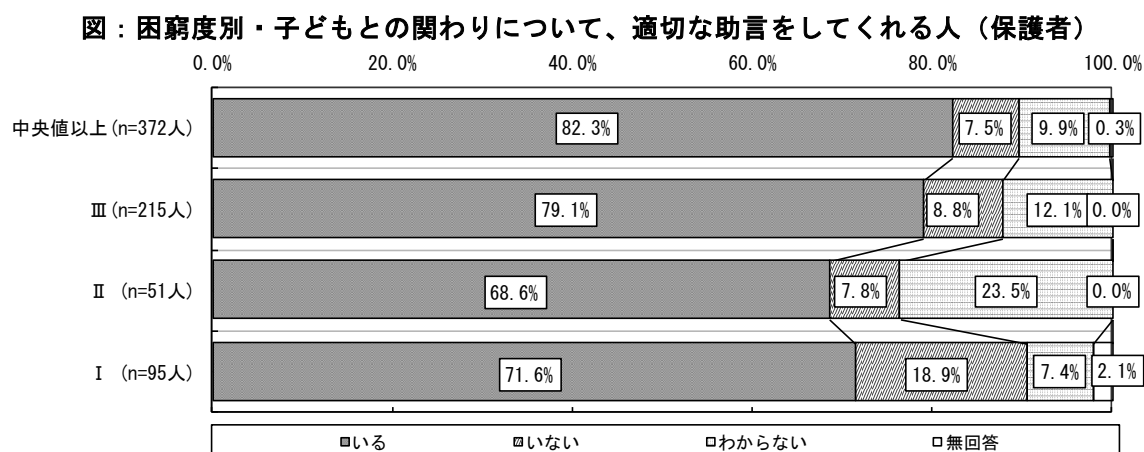


保護者 22-D. 子どもとの関わりについて、適切な助言をしてくれる人
問 22D. 子どもとの関わりについて、適切な助言をしてくれる人はいますか。
(あてはまるもの 1 つに○をつけてください)

保護者の子どもとの関わりについて、適切な助言をしてくれる人をみると、「いる」が 79.6%、「わからない」が 10.9%、「いない」が 9.0%となっています。

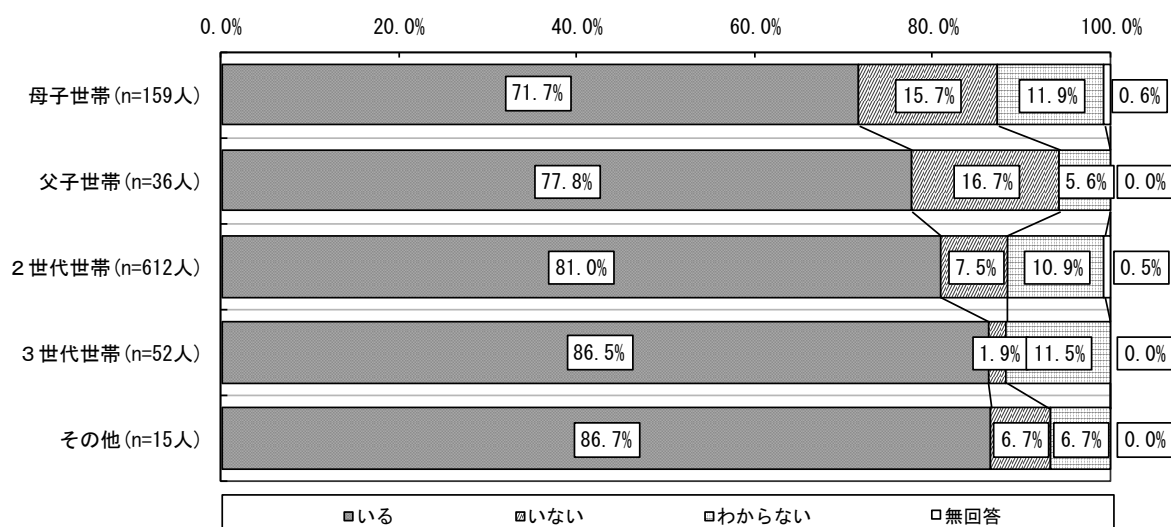


困窮度別にみると、「子どもとの関わりについて、適切な助言をしてくれる人」について、中央値以上と困窮度Ⅲの世帯では「いる」がそれぞれ約 8 割となっていますが、困窮度ⅠまたはⅡの世帯ではそれぞれ約 7 割となっており、困窮度Ⅰの世帯では「いない」が約 2 割を占めています。



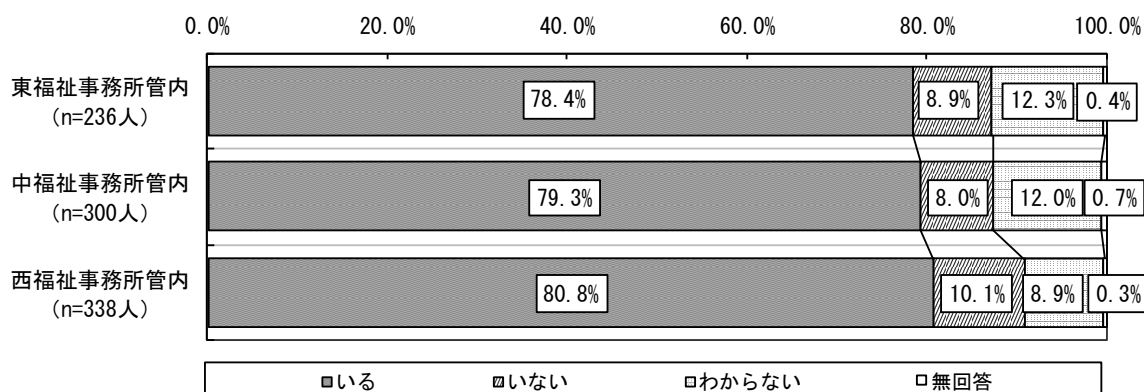
世帯類型別にみると、母子世帯と父子世帯では「いない」が2割弱となっています。

図：世帯類型別・子どもとの関わりについて、適切な助言をしてくれる人（保護者）



福祉事務所管内別にみると、「いる」が約8割となっています。

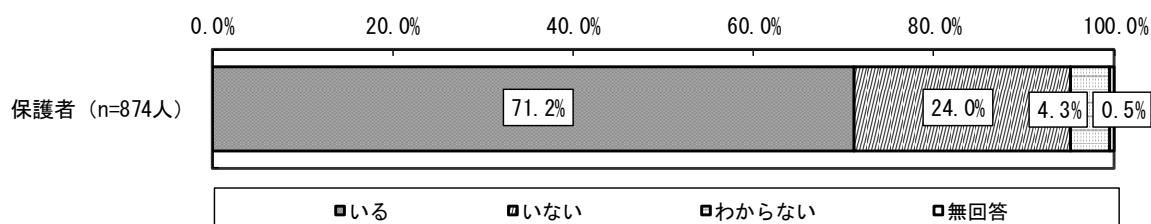
図：福祉事務所管内別・子どもとの関わりについて、適切な助言をしてくれる人（保護者）



保護者 22-F. 子どもの体調が悪いとき、医療機関に連れて行ってくれる人
問 22 F. 子どもの体調が悪いとき、医療機関に連れて行ってくれる人はいますか。
(あてはまるもの1つに○をつけてください)

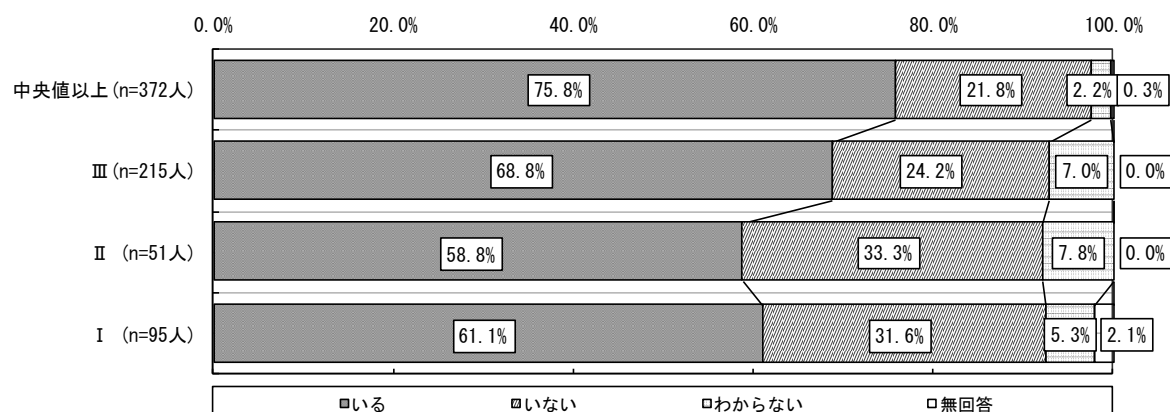
保護者について子どもの体調が悪いとき、医療機関に連れて行ってくれる人をみると、「いる」が71.2%、「いない」が24.0%となっています。

図：子どもの体調が悪いとき、医療機関に連れて行ってくれる人（保護者）



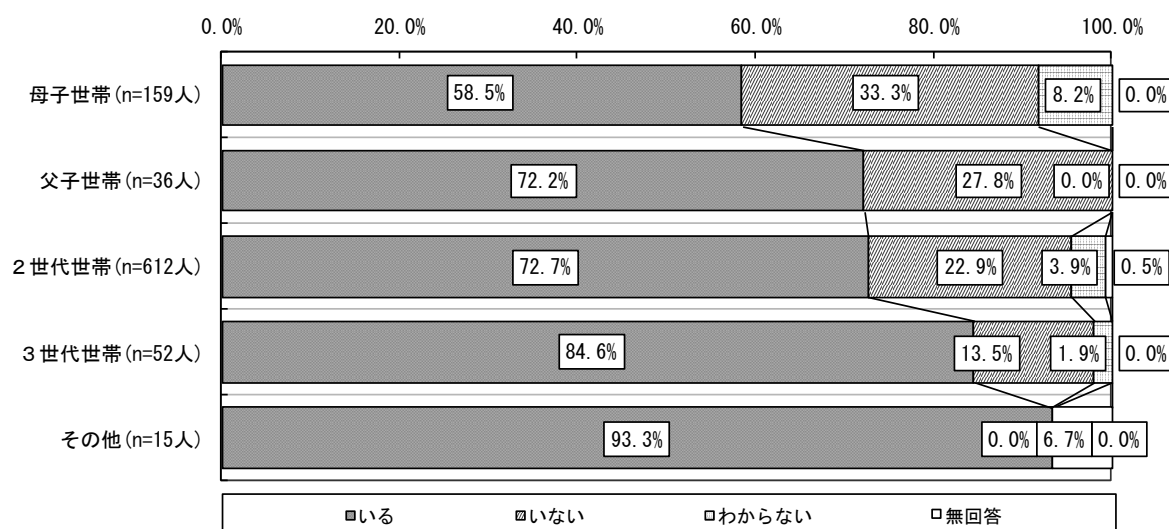
困窮度別にみると、困窮度Ⅰと困窮度Ⅱの世帯では「いない」が約３割となっています。

図：困窮度別・子どもの体調が悪いとき、医療機関に連れて行ってくれる人（保護者）



世帯類型別にみると、母子世帯と父子世帯では「いない」が約３割となっており、２世代世帯でも約２割を占めています。

図：世帯類型別・子どもの体調が悪いとき、医療機関に連れて行ってくれる人（保護者）

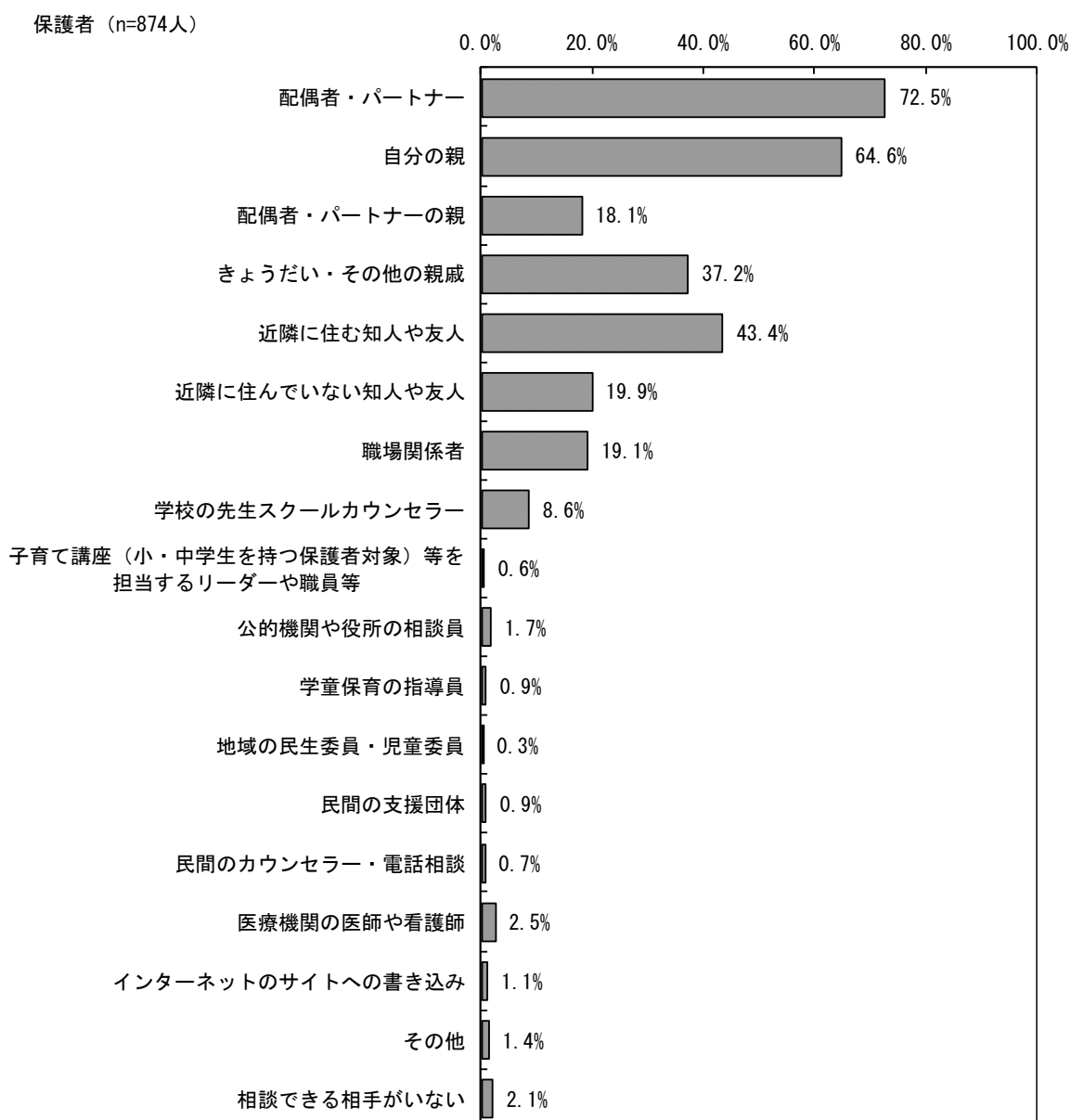


保護者 23. 困ったときの相談先

問 23. あなたが本当に困ったときや悩みがあるとき、相談相手や相談先はどこですか。
(あてはまるものすべてに○をつけてください)

保護者について困ったときの相談先をみると、「配偶者・パートナー」が72.5%、「自分の親」が64.6%、「近隣に住む知人や友人」が43.4%となっており、親族へ相談する人が多くなっています。一方、「公的機関や役所の相談員」は1.7%と少なくなっています。

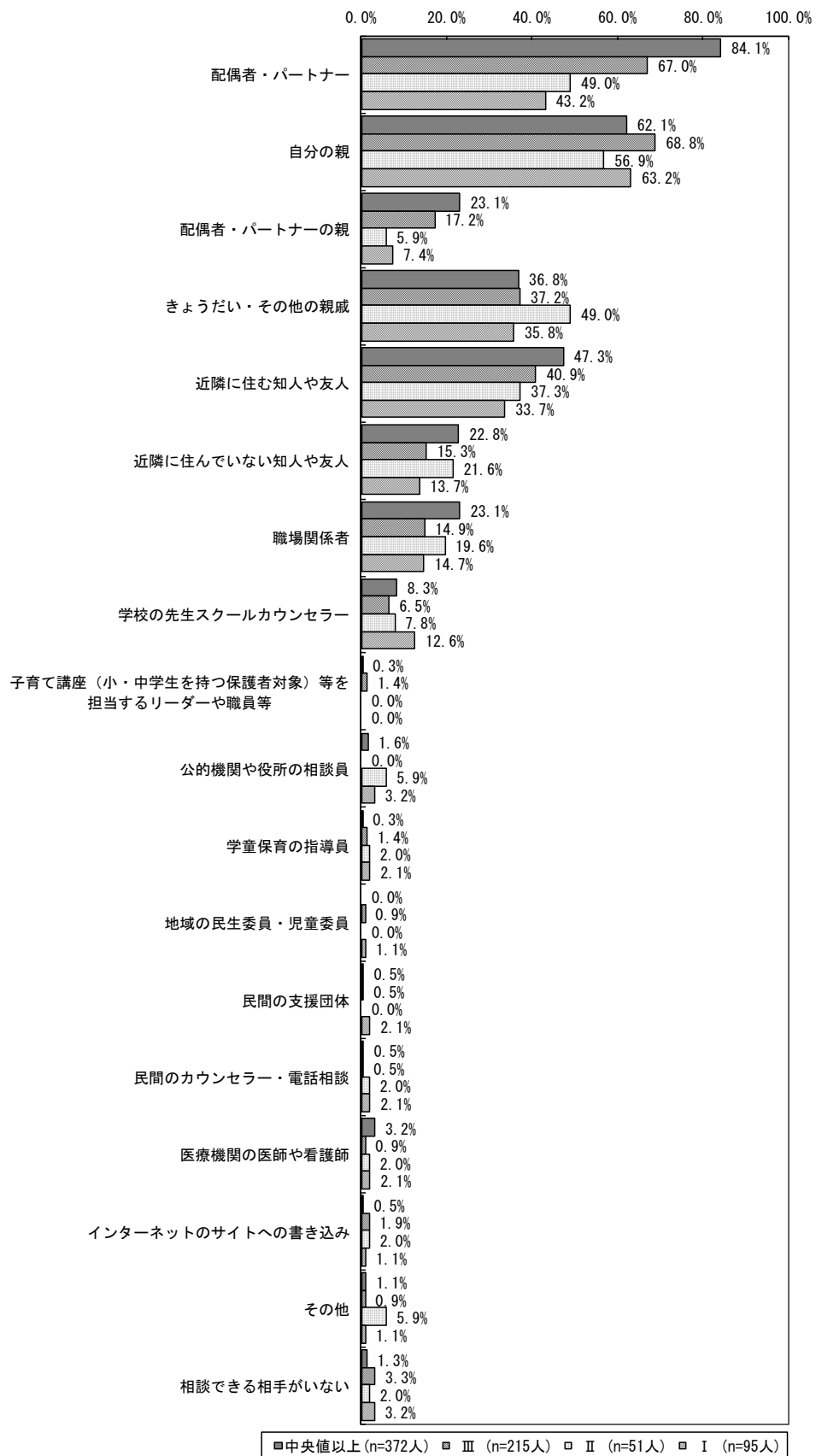
図：困ったときの相談先（保護者）



困窮度別にみると、中央値以上の世帯では「配偶者・パートナー」が84.1%と最も多く、「自分の親」よりも22ポイント多くなっています。一方で、中央値未満の世帯では「配偶者・パートナー」よりも「自分の親」に相談する人が多く、困窮度Ⅰの世帯では「自分の親」が63.2%と最も多くなっており、「配偶者・パートナー」よりも20ポイント多くなっています。「公的機関や役所の相談員」は困窮度Ⅱの世帯では5.9%、困窮度Ⅰの世帯では3.2%となっています。

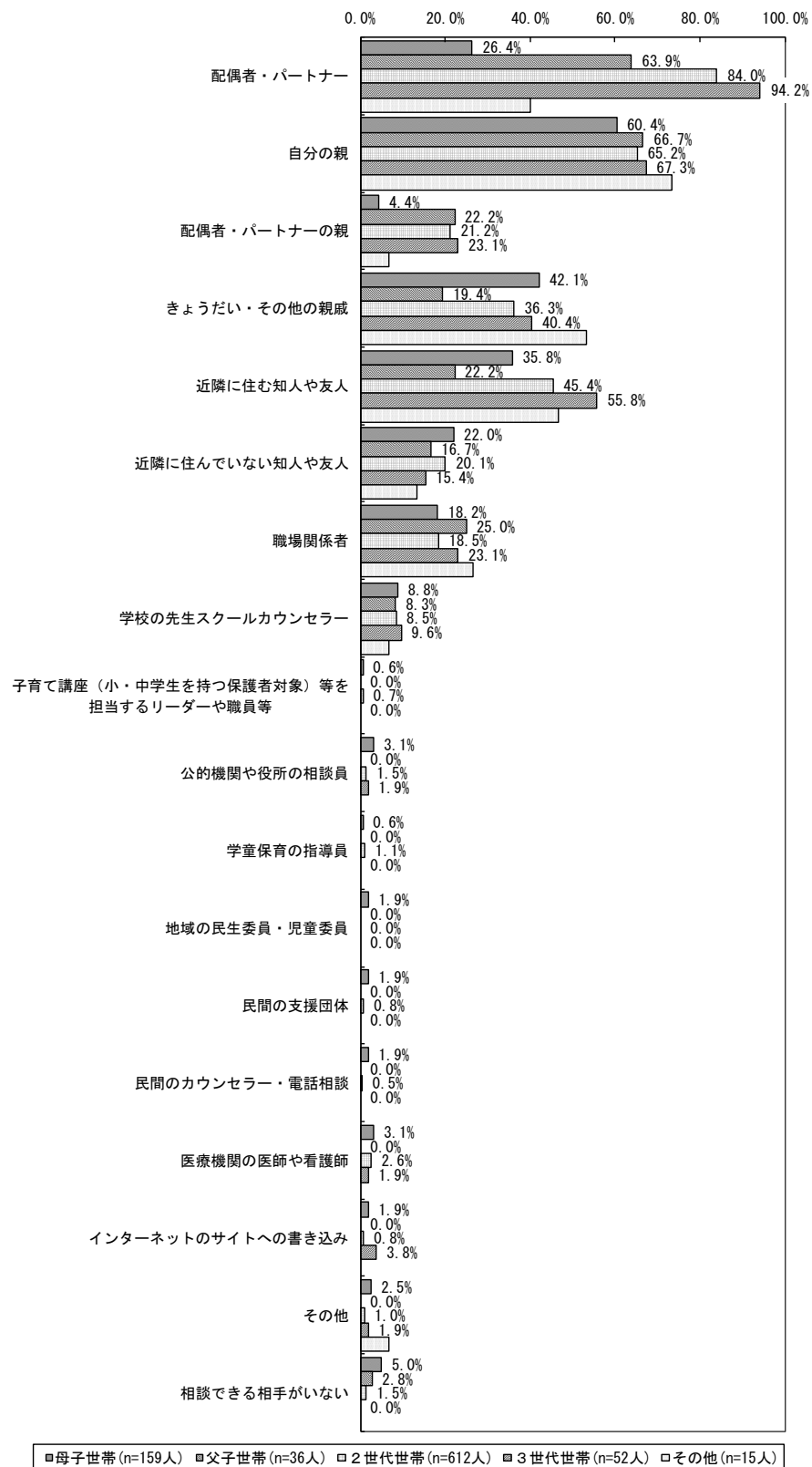


図：困窮度別・困ったときの相談先（保護者）



世帯類型別にみると、母子世帯と父子世帯では「近隣に住む知人や友人」が2世代世帯と3世代世帯に比べて少なくなっています。父子世帯では「職場関係者」が3割弱と多くなっています。「公的機関や役所の相談員」は母子世帯では3.1%、父子世帯では0.0%となっています。

図：世帯類型別・困ったときの相談先（保護者）

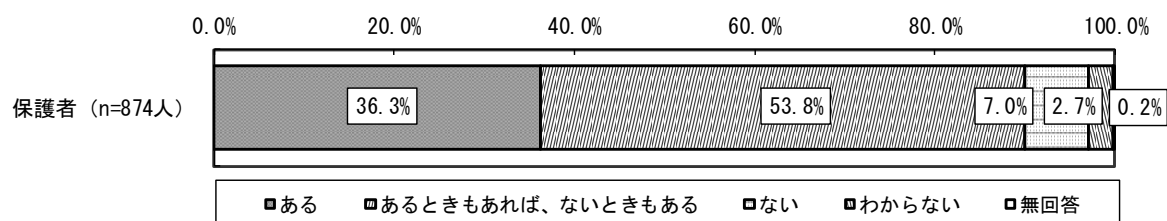


保護者 24－3. ストレスを発散できるもの

問 24 (3). ストレスを発散できるものがありますか。(あてはまるもの 1 つだけに○)

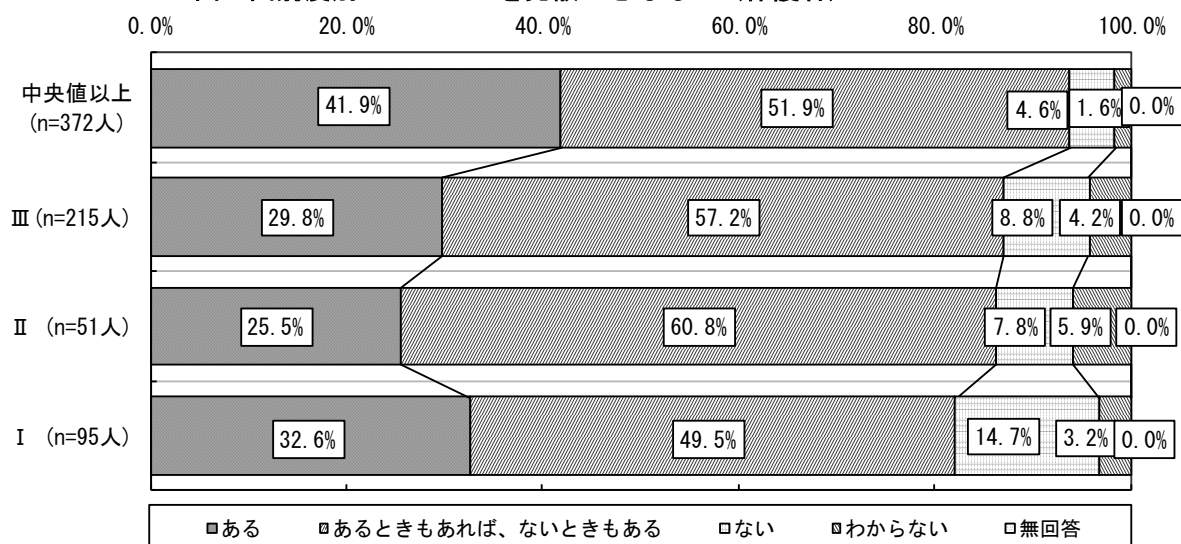
保護者についてストレスを発散できるものをみると、「あるときもあれば、ないときもある」が 53.8%、「ある」が 36.3%、「ない」が 7.0%となっています。

図：ストレスを発散できるもの（保護者）



困窮度別にみると、「ある」と「あるときもあれば、ないときもある」を合わせると、困窮度が高い世帯ほどストレスを発散できるものが少なくなっています。

図：困窮度別・ストレスを発散できるもの（保護者）

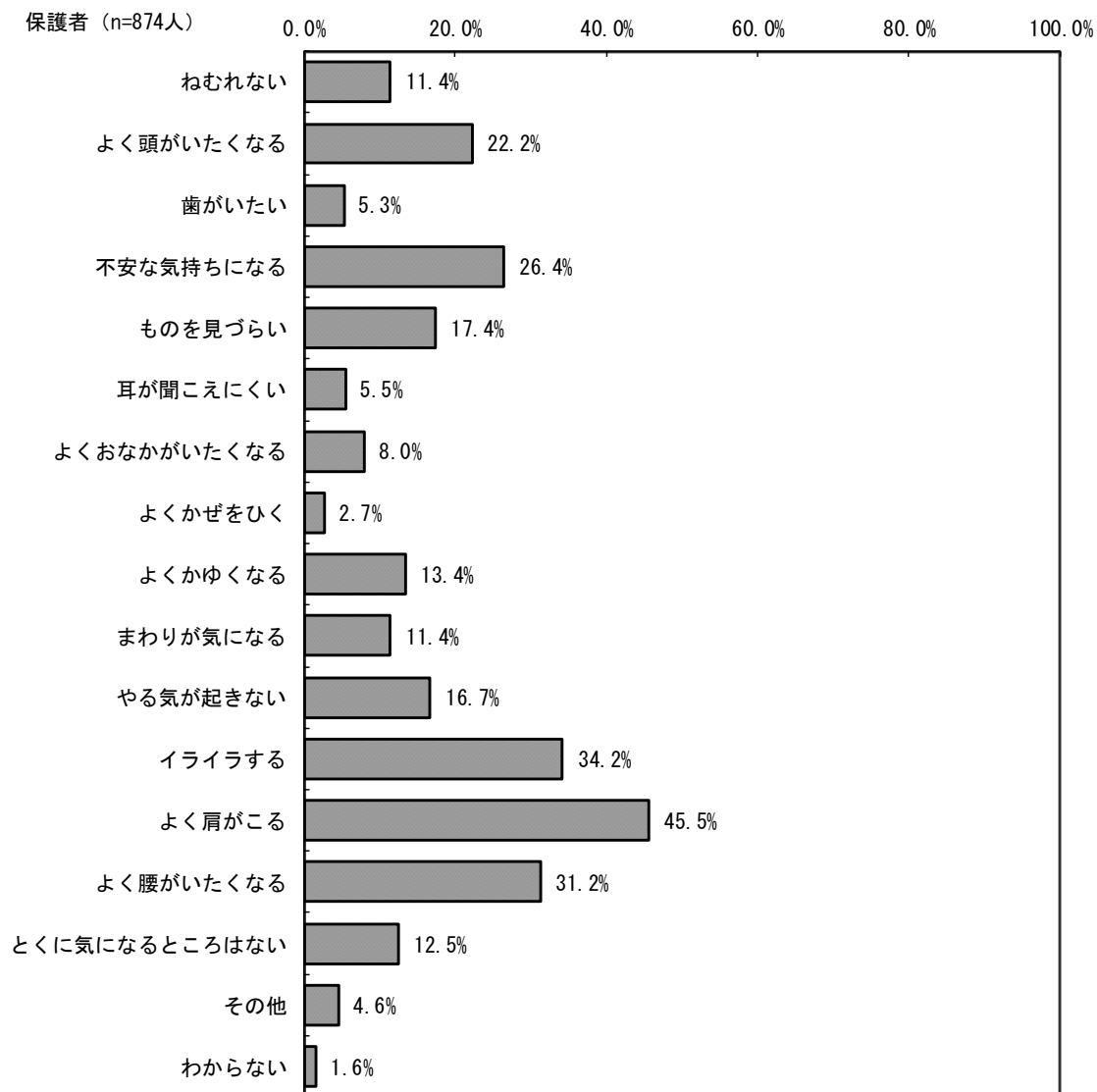


保護者 25. 体や気持ちで気になること

問 25. あなたは、自分の体や気持ちで気になることはありますか。(あてはまるものすべてに○)

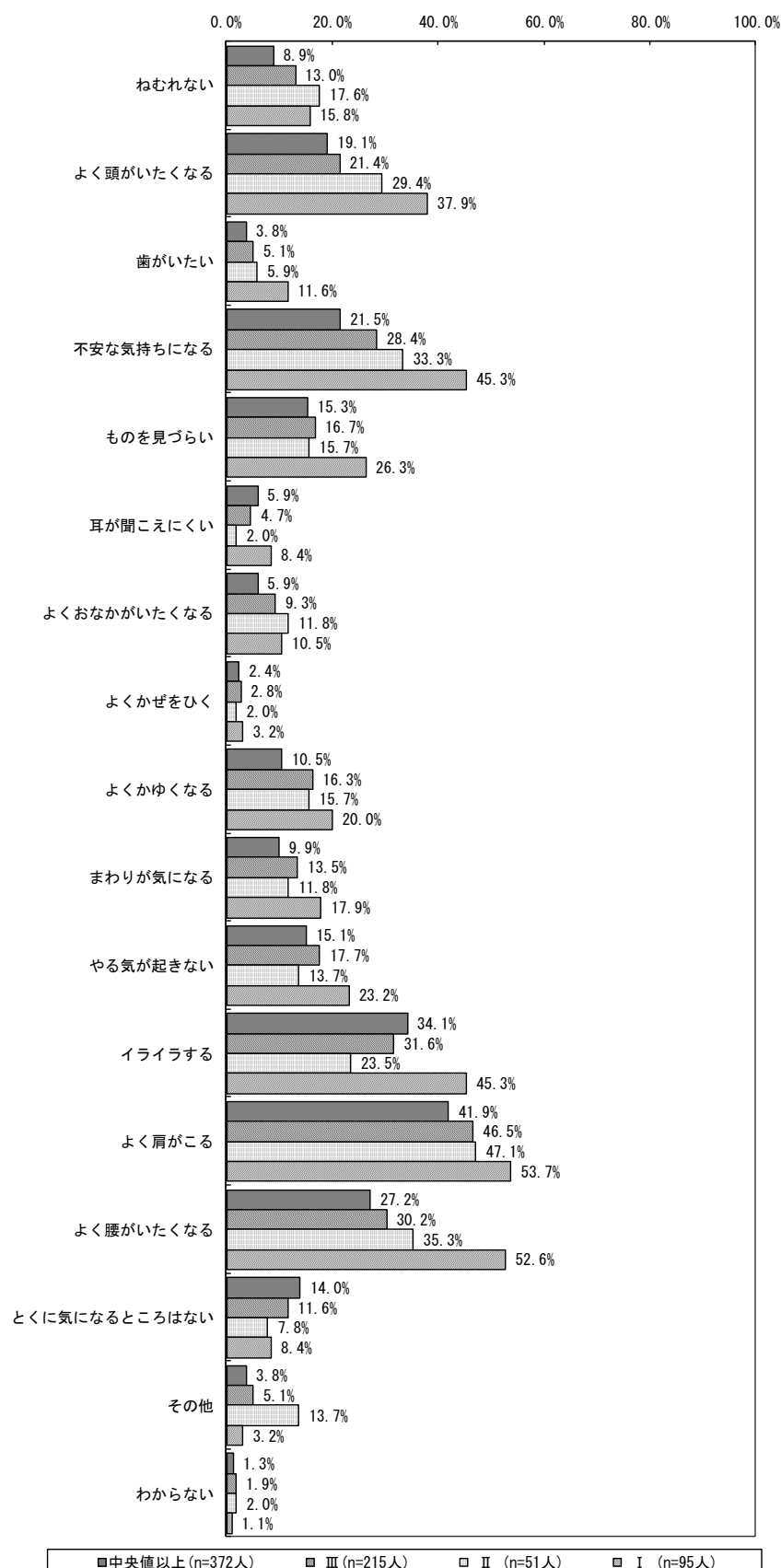
保護者について体や気持ちで気になることをみると、「よく肩がこる」が45.5%、「イライラする」が34.2%、「よく腰がいたくなる」が31.2%となっています。

図：体や気持ちで気になること（保護者）



困窮度別にみると、困窮度が高い世帯の保護者ほど、「よく肩がこる」や「よく腰がいたくなる」、「不安な気持ちになる」などが多くなっています。

図：困窮度別・体や気持ちで気になること（保護者）

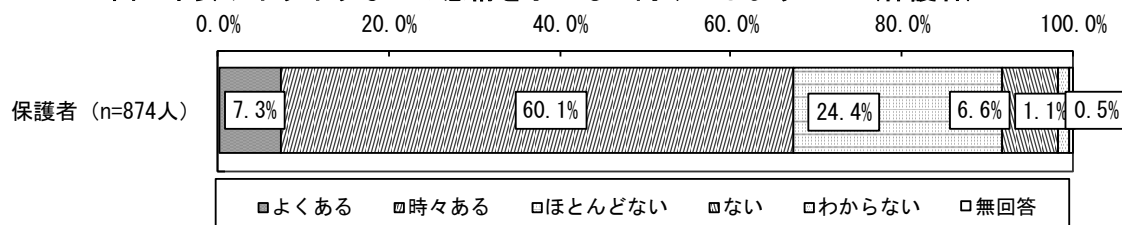


保護者 26. 不安やイライラなどの感情を子どもに向けてしまうこと

問 26. 不安やイライラなどの感情を子どもに向けてしまうことがありますか。(あてはまるもの1つだけに○)

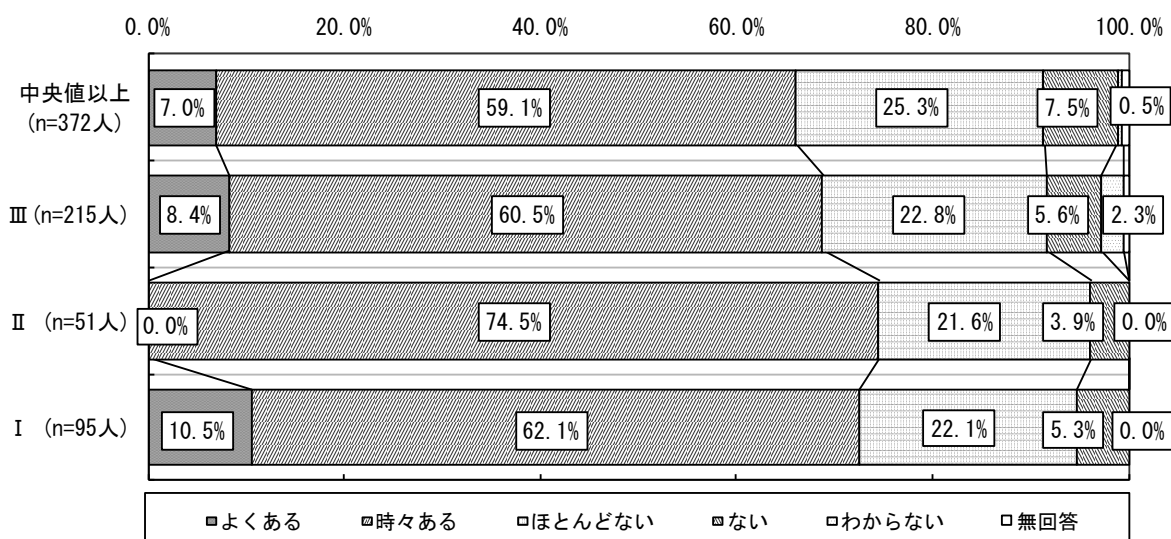
保護者について不安やイライラなどの感情を子どもに向けてしまうことがあるかをみると、「時々ある」が60.1%、「ほとんどない」が24.4%、「よくある」が7.3%となっています。「よくある」と「時々ある」の合計は67.4%となっています。

図：不安やイライラなどの感情を子どもに向けてしまうこと（保護者）



困窮度別にみると、「よくある」と「時々ある」の合計は困窮度Ⅱの世帯が74.5%と最も多く、次いで困窮度Ⅰの世帯が72.6%となっています。なお、「よくある」は困窮度Ⅰの世帯が10.5%と最も多く、約1割を占めています。

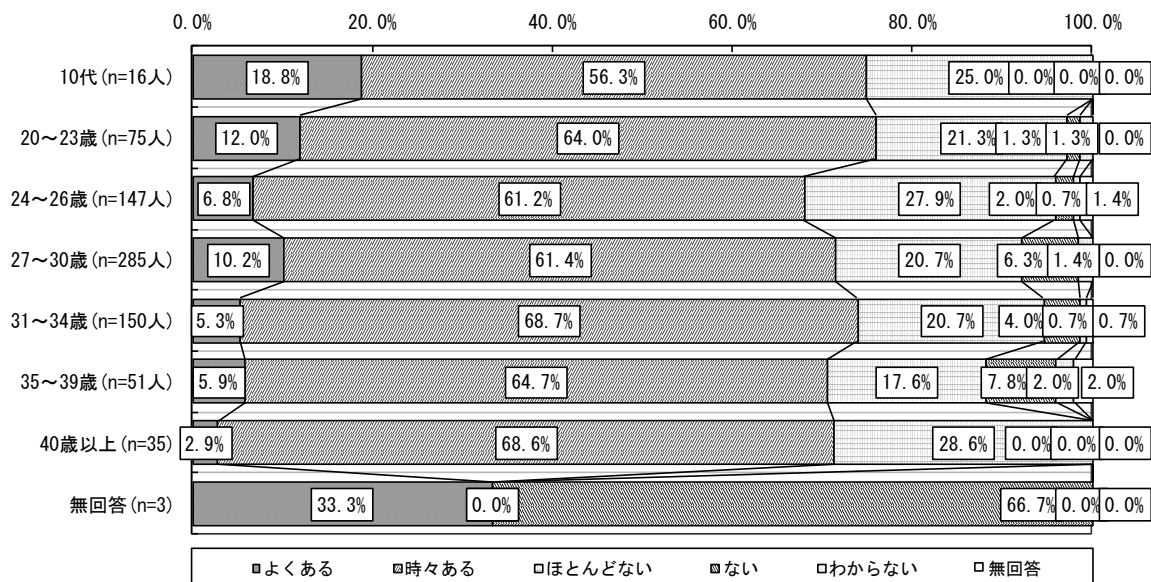
図：困窮度別・不安やイライラなどの感情を子どもに向けてしまうこと（保護者）



初めて親となった年齢別にみると、「よくある」と「時々ある」の合計は20～23歳が76.0%と最も多く、次いで10代が75.1%、31～34歳が74.0%となっています。なお、「よくある」は「無回答」を除いて10代が18.8%と最も多く、約2割を占めています。

図：初めて親となった年齢別・不安やイライラなどの感情を

子どもに向けてしまうこと（保護者）

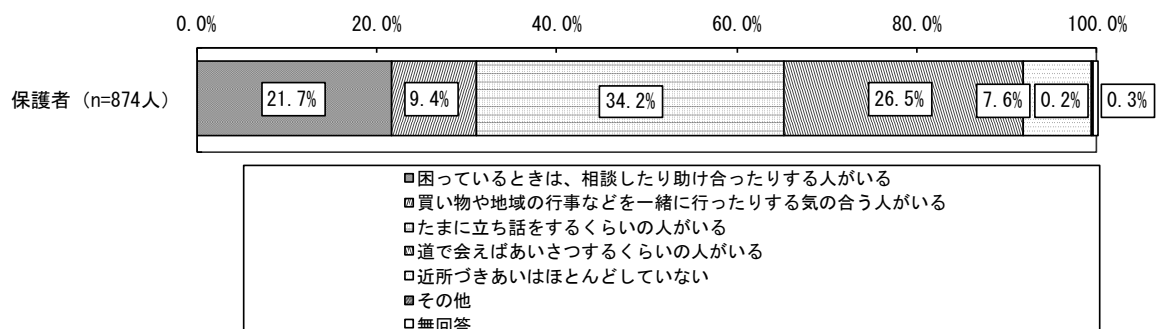


保護者 29. 近所づきあいの程度

問 29. 近所づきあいをどの程度されていますか。（あてはまるもの1つだけに○）

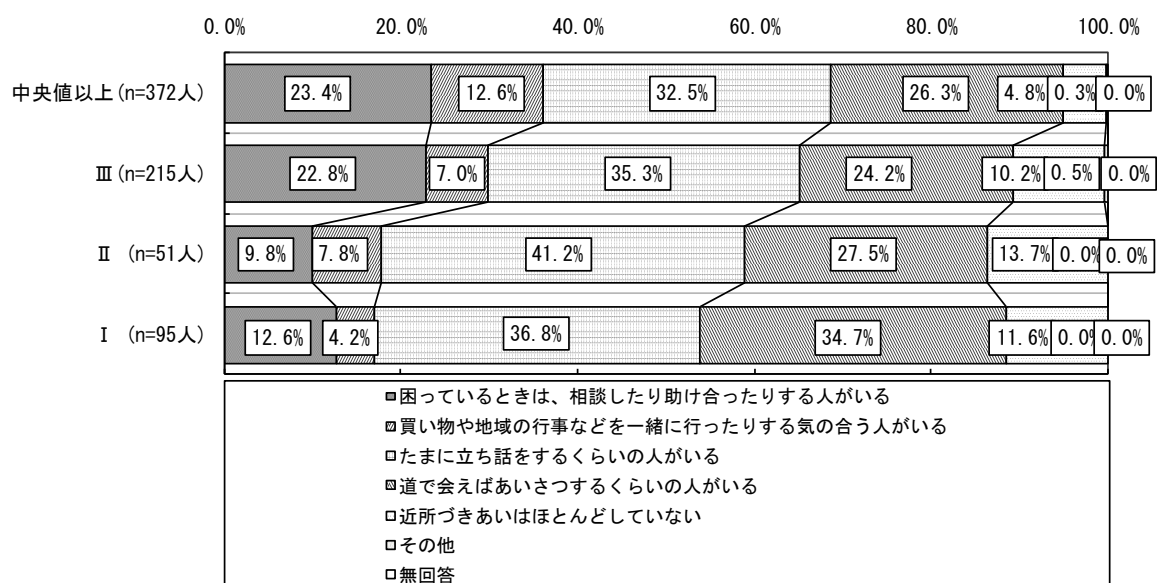
保護者について近所づきあいの程度をみると、「たまに立ち話をするくらいの人がある」が34.2%、「道で会えばあいさつするくらいの人がある」が26.5%、「困っているときは、相談したり助け合ったりする人がある」が21.7%となっています。

図：近所づきあいの程度（保護者）



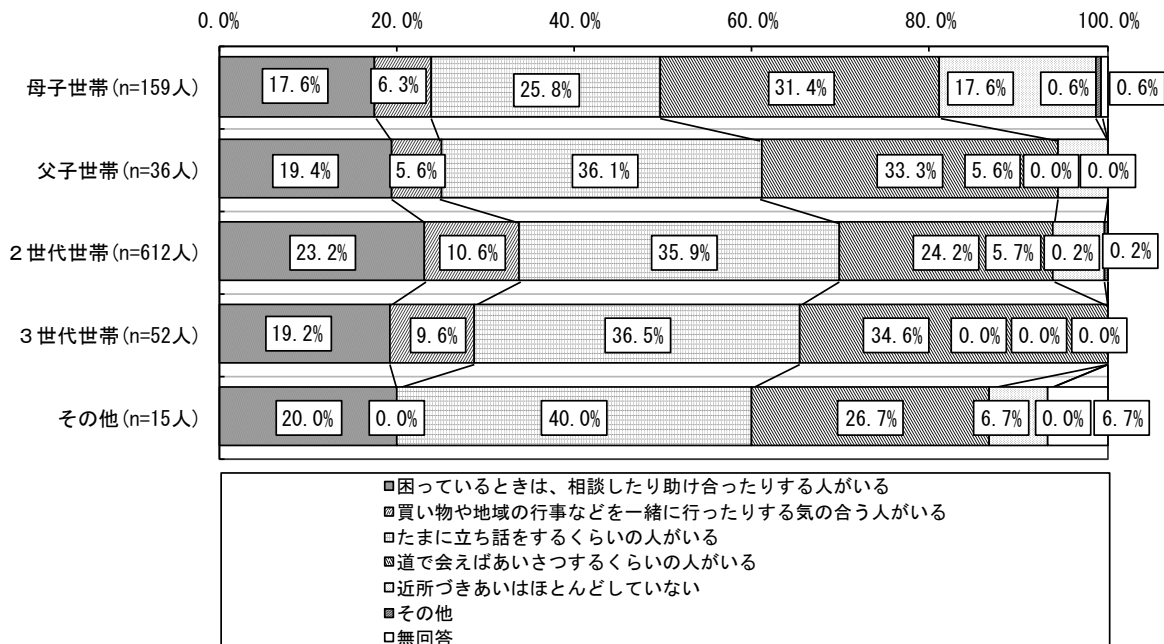
困窮度別にみると、困窮度ⅠまたはⅡの世帯で「近所づきあいはほとんどしていない」が多く、「困っているときは、相談したり助け合ったりする人がある」が少なくなっています。

図：困窮度別・近所づきあいの程度（保護者）



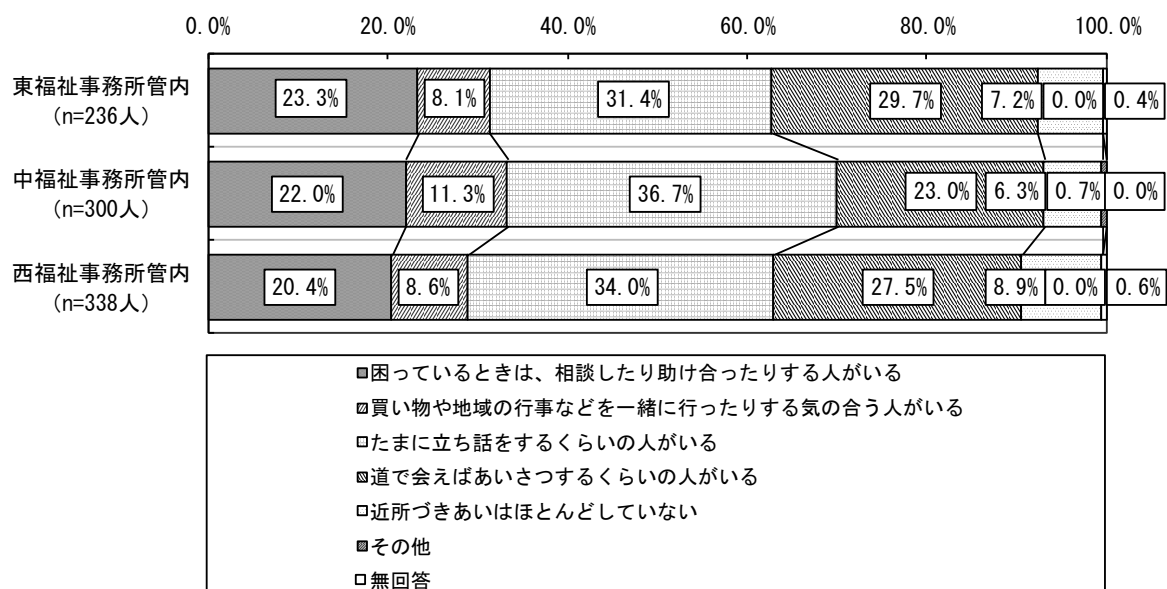
世帯類型別にみると、母子世帯では「近所づきあいはほとんどしていない」が17.6%と約2割を占めています。

図：世帯類型別・近所づきあいの程度（保護者）



福祉事務所管内別にみると、「近所づきあいはほとんどしていない」は西福祉事務所管内が8.9%となっており、1割近くを占めています。

図：福祉事務所管内別・近所づきあいの程度（保護者）

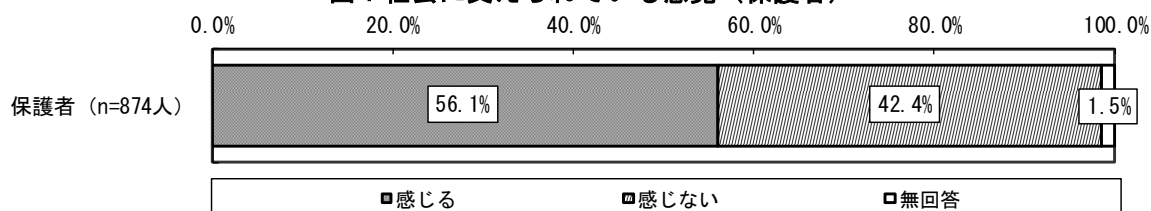


保護者 30. 社会に支えられている感覚

問 30. あなたは、地域の人に（もしくは社会で）支えられていると感じますか。
（あてはまるもの1つだけに○）

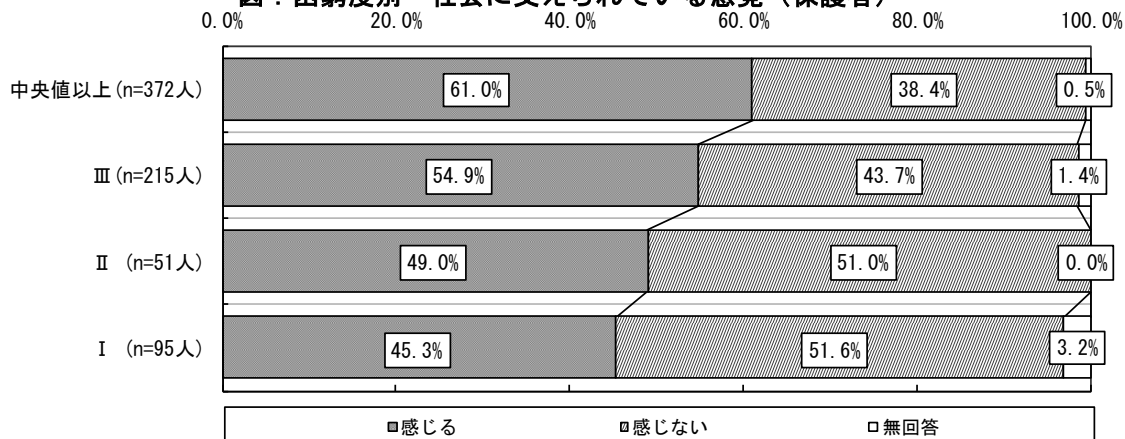
保護者について社会に支えられている感覚をみると、「感じる」が56.1%となっており、6割弱を占めています。

図：社会に支えられている感覚（保護者）



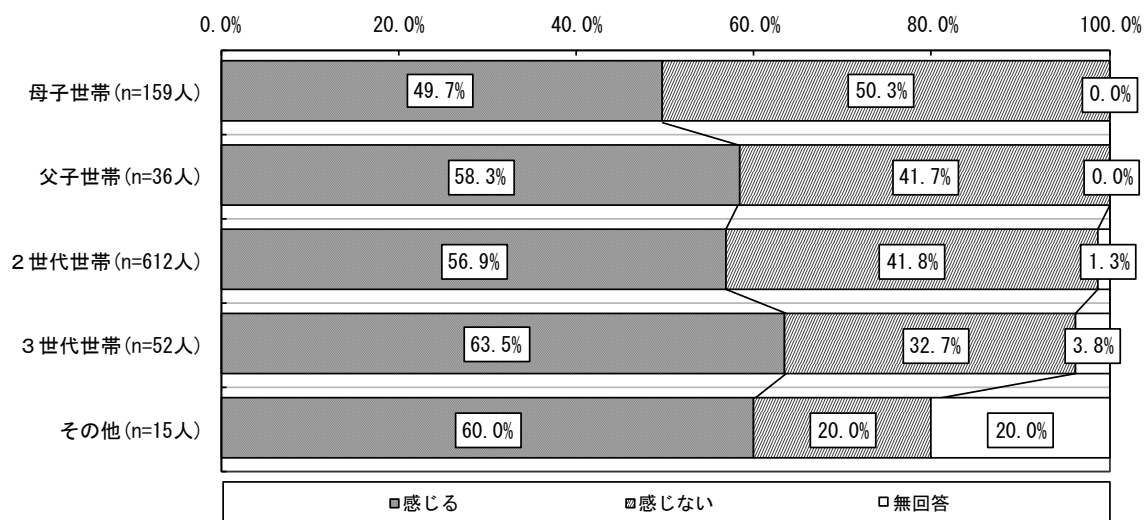
困窮度別にみると、困窮度が高い世帯の保護者ほど、「感じる」が少なくなっています。

図：困窮度別・社会に支えられている感覚（保護者）



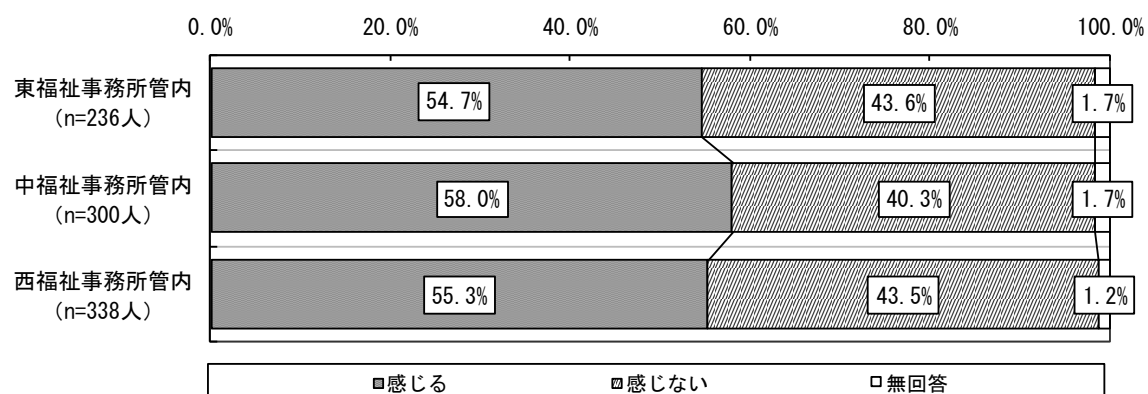
世帯類型別にみると、母子世帯では「感じない」が「感じる」を上回り、約5割となっています。

図：世帯類型別・社会に支えられる感覚（保護者）



福祉事務所管内別にみると、それぞれの福祉事務所管内で「感じる」が約5割となっています。

図：福祉事務所管内別・社会に支えられる感覚（保護者）



●「保護者の生活面（就労・つながり）」の概要

保護者の就労状況をみると、母親は約5割が「パート・アルバイト・非正規職員で1ヶ所に勤務」しており、父親は約8割が「常勤・正規職員」となっています。困窮度別にみると、困窮度ⅠとⅡの世帯では正規群が5割未満となっており、非正規群と無業の合計が困窮度Ⅰの世帯では約4割、困窮度Ⅱの世帯では約3割となっています。保護者の就労状況別に世帯類型をみると、非正規群の77.0%が母子世帯となっています。

保護者の在宅時間を見ると、子どもの帰宅時間には家にいる人が5割以上となっていますが、困窮度別にみると困窮度ⅠとⅡの世帯では5割未満となっており、子どもの夕食の時間には家にいるという人が多くなっています。また、世帯類型別にみると、母子世帯では子どもの帰宅時間には家にいる人は4割未満と少なく、子どもの夕食の時間には家にいるという人が約5割となっています。平日に子どもと過ごす時間をみると、困窮度別では大きな差は見られませんが、世帯類型別にみると父子世帯では1時間未満の人が5割となっています。休日に子どもと過ごす時間をみると、6時間未満の人が困窮度Ⅱ、困窮度Ⅲ、中央値以上の世帯では5割以上となっており、困窮度Ⅰの世帯では8時間未満が5割以上となっています。10時間以上過ごす人は、中央値未満の世帯が多くなっています。世帯類型別にみると、3世代世帯、2世代世帯、父子世帯では6時間未満の人が5割以上となっており、母子世帯は8時間未満が5割以上となっています。10時間以上過ごす人は母子世帯が多く、約2割となっています。

初めて親となった年齢をみると、中央値未満の世帯では24歳未満のときに初めて親となった世帯が1割以上を占めており、困窮度Ⅰの世帯では2割となっています。また、不安やイライラなどの感情を子どもに向けてしまうことをみると、10代のときに初めて親になった保護者では「よくある」が約2割となっています。

心配ごとや悩みごとを親身になって聞いてくれる人がいるという人は約9割となっており、困窮度別にみると中央値以上の世帯で最も多くなっています。世帯類型別にみると、母子世帯と父子世帯ではそのような人はいないという人がそれぞれ1割以上となっています。子どもとの関わりについて適切な助言をしてくれる人がいるという人は約8割となっていますが、困窮度別にみると、困窮度Ⅰの世帯ではそのような人はいないという人が約2割となっています。世帯類型別にみると、母子世帯と父子世帯ではそのような人はいないという人はそれぞれ2割近くとなっています。子どもの体調が悪いとき、医療機関に連れて行ってくれる人がいるという人は約7割となっており、困窮度別にみると困窮度ⅠとⅡの世帯ではそのような人はいないという人が約3割となっています。世帯類型別にみると、母子世帯と父子世帯ではそのような人はいないという人はそれぞれ約3割となっています。困ったときの相談先は配偶者・パートナーや自分の親等親族が中心になっていますが、困窮度ⅠとⅡの世帯では配偶者・パートナーに相談する人は5割未満と少なくなっています。また、親族の他には近隣に住む知人や友人に相談する人が多くなっていますが、困窮度ⅠとⅡの世帯、母子世帯、父子世帯ではそのような人は少なくなっています。近所づきあいの程度をみると、困窮度が高くなるにつれて近所づきあいの程度は弱まっており、また、母子世帯では約2割が近所づきあいはほとんどしていない

と回答しています。地域に支えられている感覚は困窮度ⅠとⅡ、母子世帯では、そう感じないという人が約5割となっています。



●主な課題

- 保護者の就労や経済状況をみると、困窮度が高いほど厳しい家計状況にあります。困窮度ⅠとⅡの世帯の半数程度を母子世帯が占めており、貯蓄の状況からも母子世帯の経済的な厳しさがうかがえます。ひとり親世帯の正職率が他の世帯より低いことから、就労の安定を図り経済的な自立を支援していく必要があります。
- 困窮度の高い世帯では中央値以上の世帯に比べて若年で親になる世帯が多く、また、10代で初めて親になった保護者では子どもに不安やイライラをぶつけてしまうことがある人が多い傾向にあります。若年で親になる場合は、親自身も大人への成長過程にあることから、子育てに関する知識や方法についての情報提供や、不安や悩みに寄り添っていくことが大切です。安心して子育てできる環境づくりのために、妊娠期からの早い段階での支援が必要です。
- 保護者のネットワークをみると、困窮度ⅠとⅡの世帯、母子世帯と父子世帯で相談できる人間関係やいざというときに助け合える人間関係が弱い傾向がうかがえます。本調査の結果からは、困ったときの相談先として「公的機関や役所の相談員」を選択する人は全体の1.7%と非常に少なくなっており、公的な相談機関や支援機関が十分に活用されていない現状も明らかになっており、市内に多様な相談機関や支援機関があることを周知し、ネットワークの一つとして市民への浸透を図っていく必要があります。

⑤子どもの居場所づくりについて

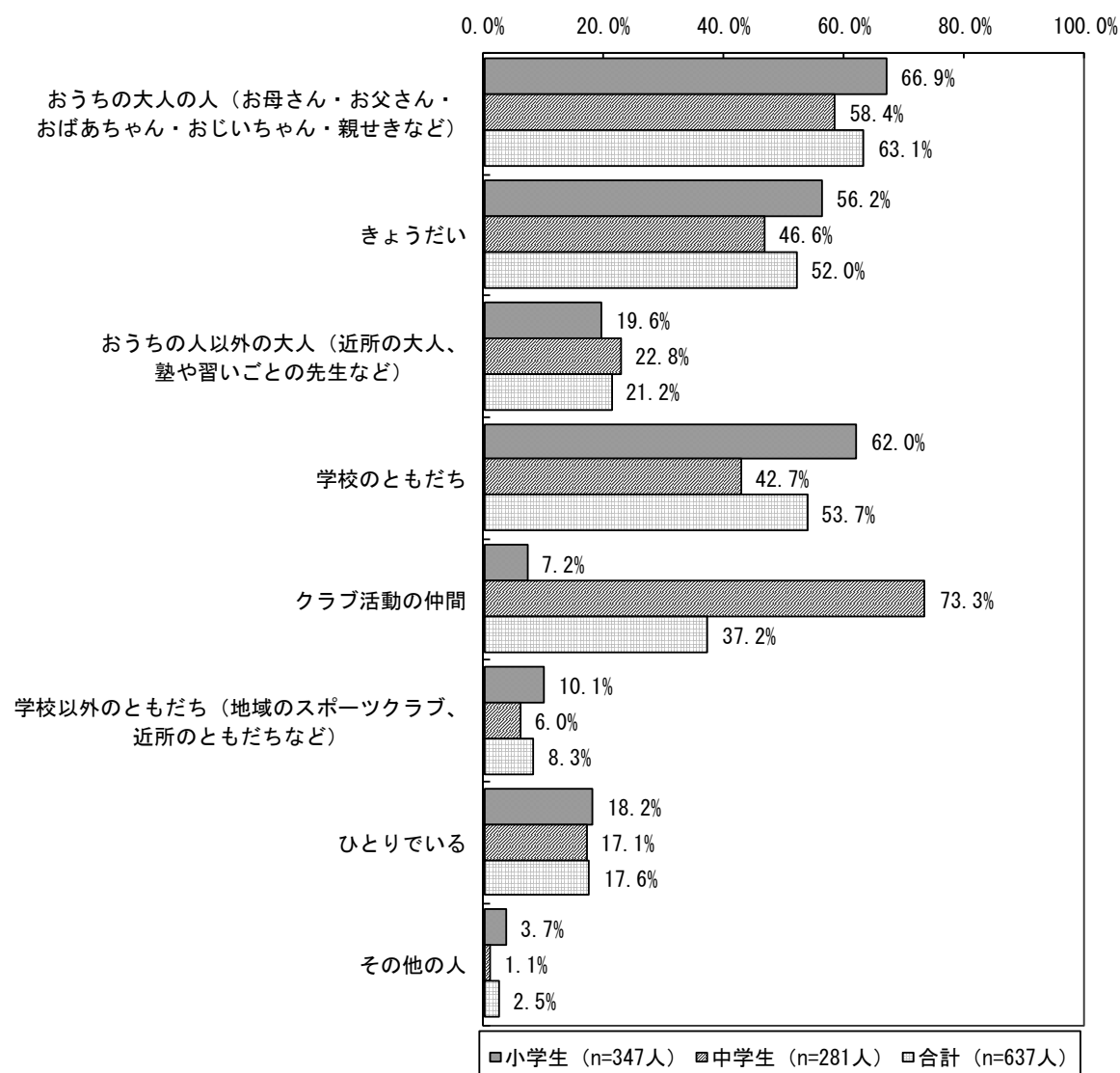
小・中学生 14. 放課後に一緒に過ごす人

問 14. あなたは、ふだん（月曜日～金曜日）の放課後に、だれと過ごしますか。
（あてはまるものすべてに○）

小・中学生の放課後に一緒に過ごす人をみると、「おうちの大人の人（お母さん・お父さん・おばあちゃん・おじいちゃん・親せきなど）」が 63.1%、「学校のともだち」が 53.7%、「きょうだい」が 52.0%となっています。

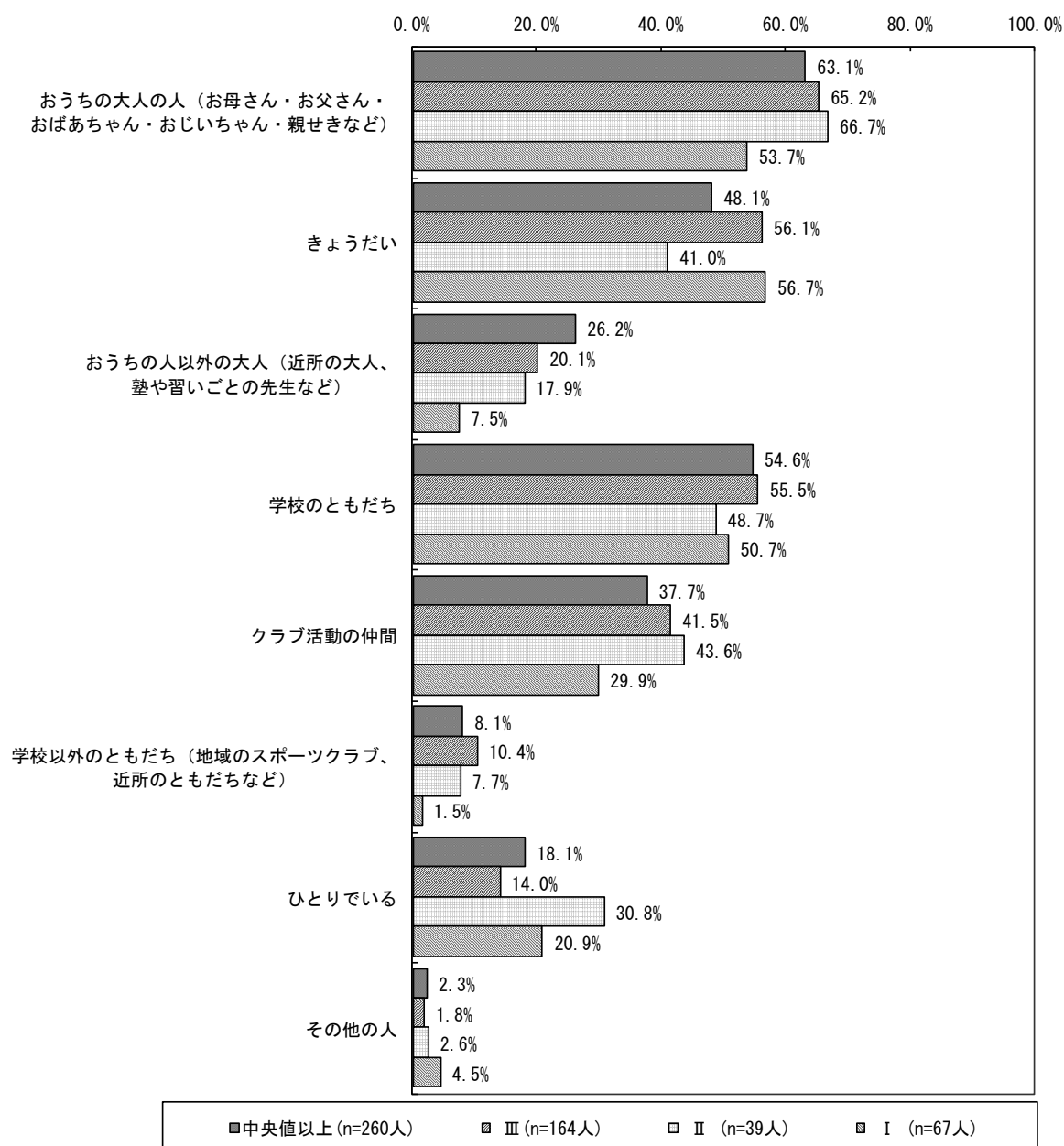
小学生は「学校のともだち」の 62.0%が多く、中学生は「クラブ活動の仲間」の 73.3%が多くなっています。

図：放課後に一緒に過ごす人（小・中学生）



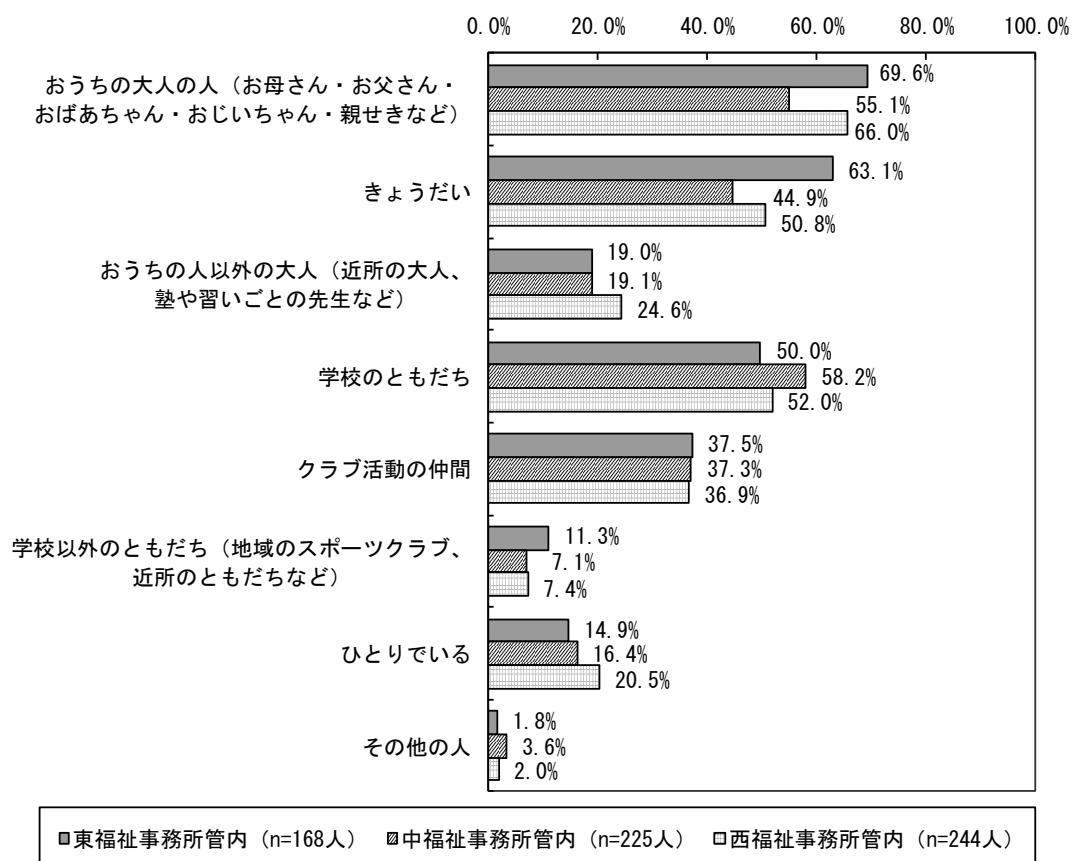
困窮度別にみると、困窮度Ⅰの世帯の小・中学生は全体的に放課後に一緒に過ごす人が少なくなっています。

図：困窮度別・放課後に一緒に過ごす人（小・中学生）



福祉事務所管内別にみると、東福祉事務所管内と西福祉事務所管内では「おうちの大人の人」が最も多く、東福祉事務所管内では69.6%となっていますが、中福祉事務所管内では「学校のともだち」58.2%と最も多くなっています。また、東福祉事務所管内では「きょうだい」が63.1%と多くなっています。「ひとりでいる」は西福祉事務所管内では20.5%となっています。

図：福祉事務所管内別・放課後に一緒に過ごす人（小・中学生）

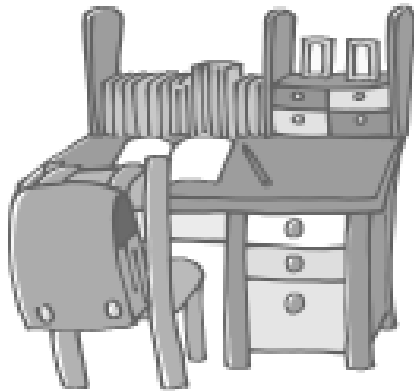


小・中学生 15. 放課後に過ごす場所

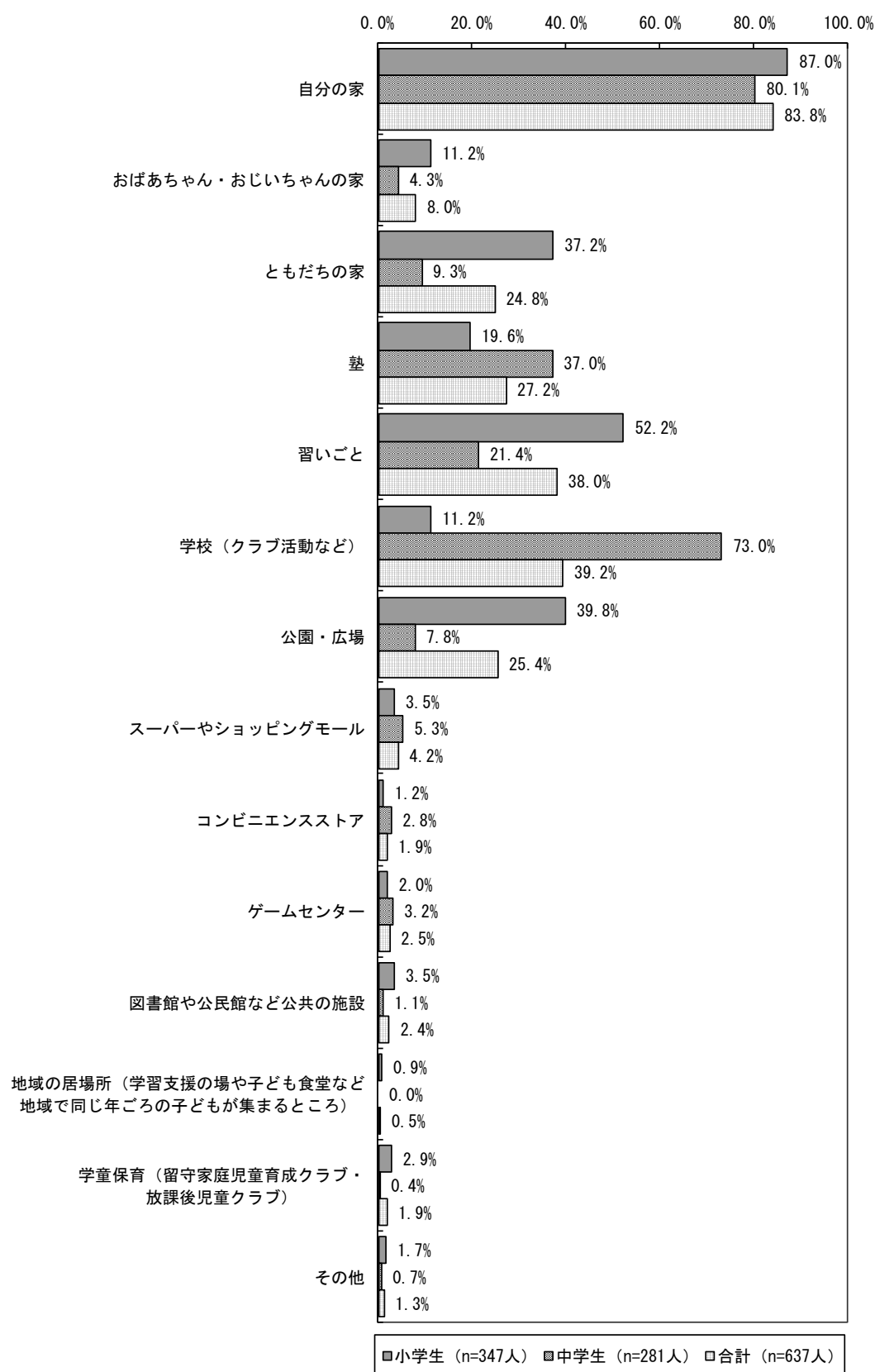
問 15. あなたは、ふだん（月曜日～金曜日）の放課後、どこで過ごしますか。（あてはまるものすべてに○）

小・中学生の放課後に過ごす場所をみると、「自分の家」が 83.8%、「学校（クラブ活動など）」が 39.2%、「習いごと」が 38.0%となっています。

「自分の家」を除くと、小学生は「習いごと」が 52.2%と最も多く、次いで「公園・広場」が 39.8%、「ともだちの家」が 37.2%となっています。中学生は「学校（クラブ活動など）」が 73.0%と最も多く、次いで「塾」が 37.0%となっています。

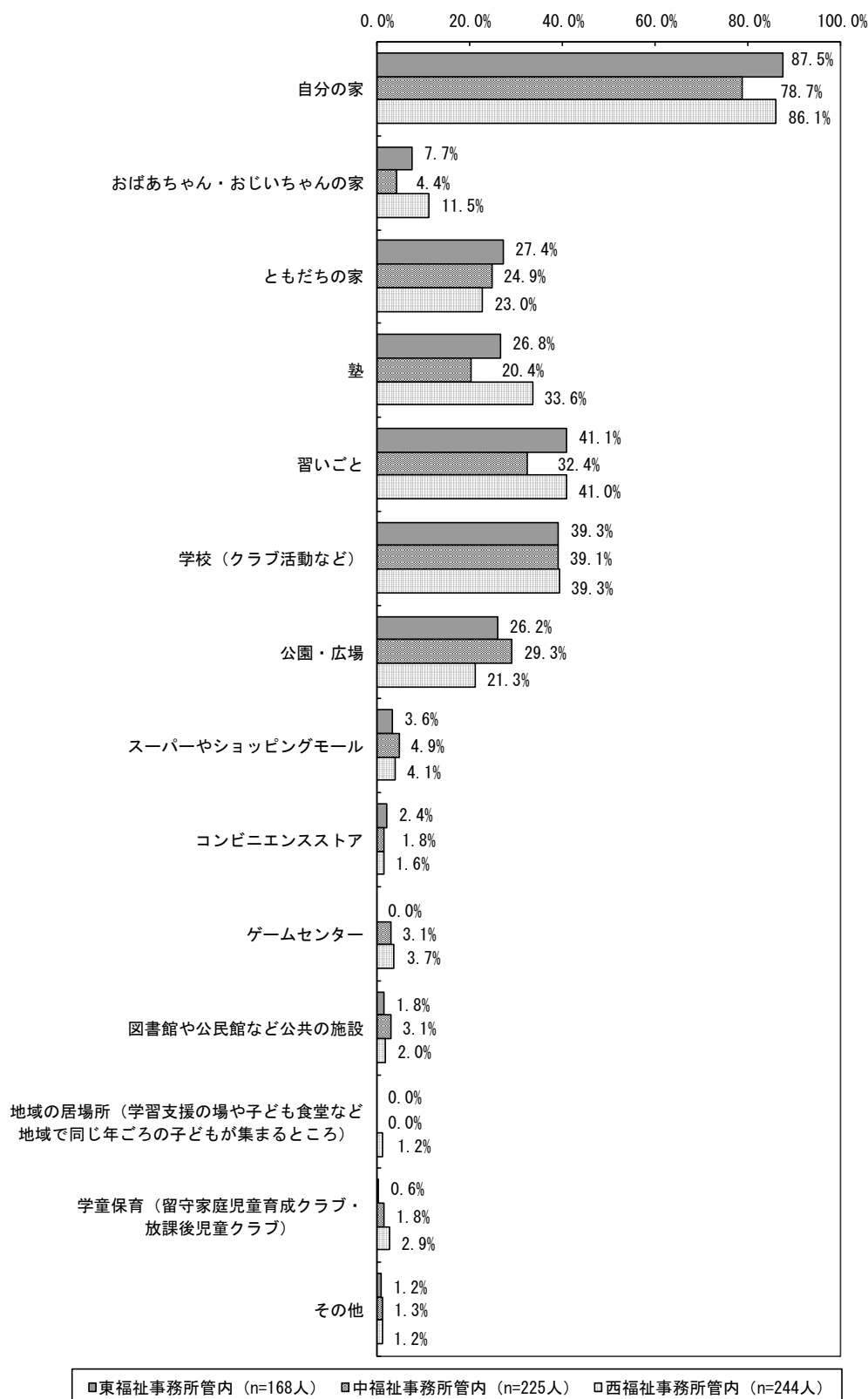


図：放課後に過ごす場所



福祉事務所管内別にみると、東福祉事務所管内と西福祉事務所管内では「自分の家」が9割近くを占めていますが、中福祉事務所管内は8割未満と少なくなっており、「公園・広場」や「スーパーやショッピングモール」、「図書館や公民館など公共の施設」が相対的に多くなっています。西福祉事務所管内は「地域の居場所」や「学童保育」で過ごしている小・中学生が相対的に多くなっています。

図：福祉事務所管内別・放課後に過ごす場所

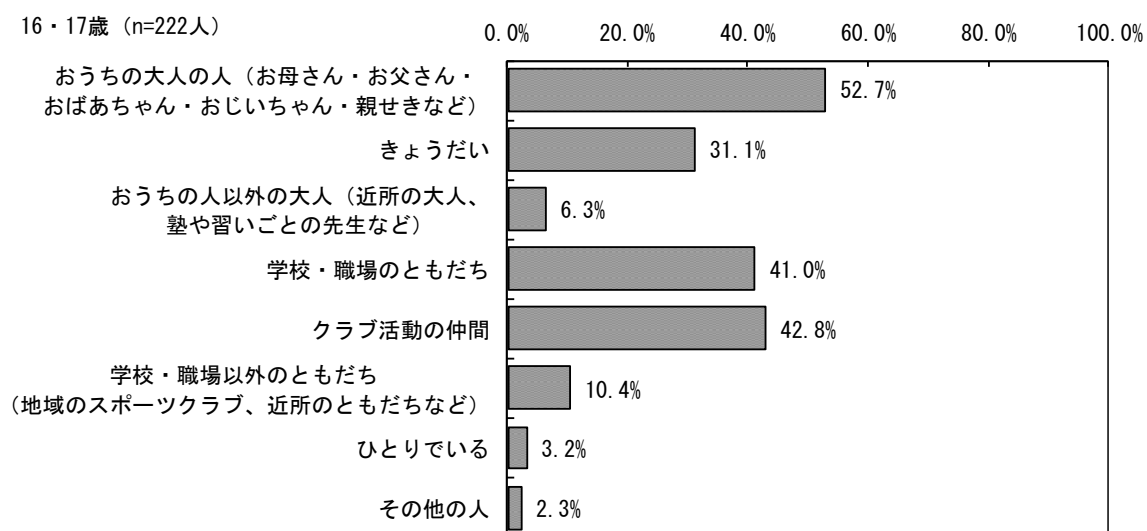


16・17歳 14. 放課後・就業後一緒に過ごす人

問 14. あなたは、ふだんの放課後・就業後、主にだれと過ごしますか。
(あてはまるものすべてに○)

16・17歳の放課後・就業後一緒に過ごす人をみると、「おうちの大人の人（お母さん・お父さん・おばあちゃん・おじいちゃん・親せきなど）」が52.7%、「クラブ活動の仲間」が42.8%、「学校・職場のともだち」が41.0%となっています。

図：放課後・就業後一緒に過ごす人（16・17歳）

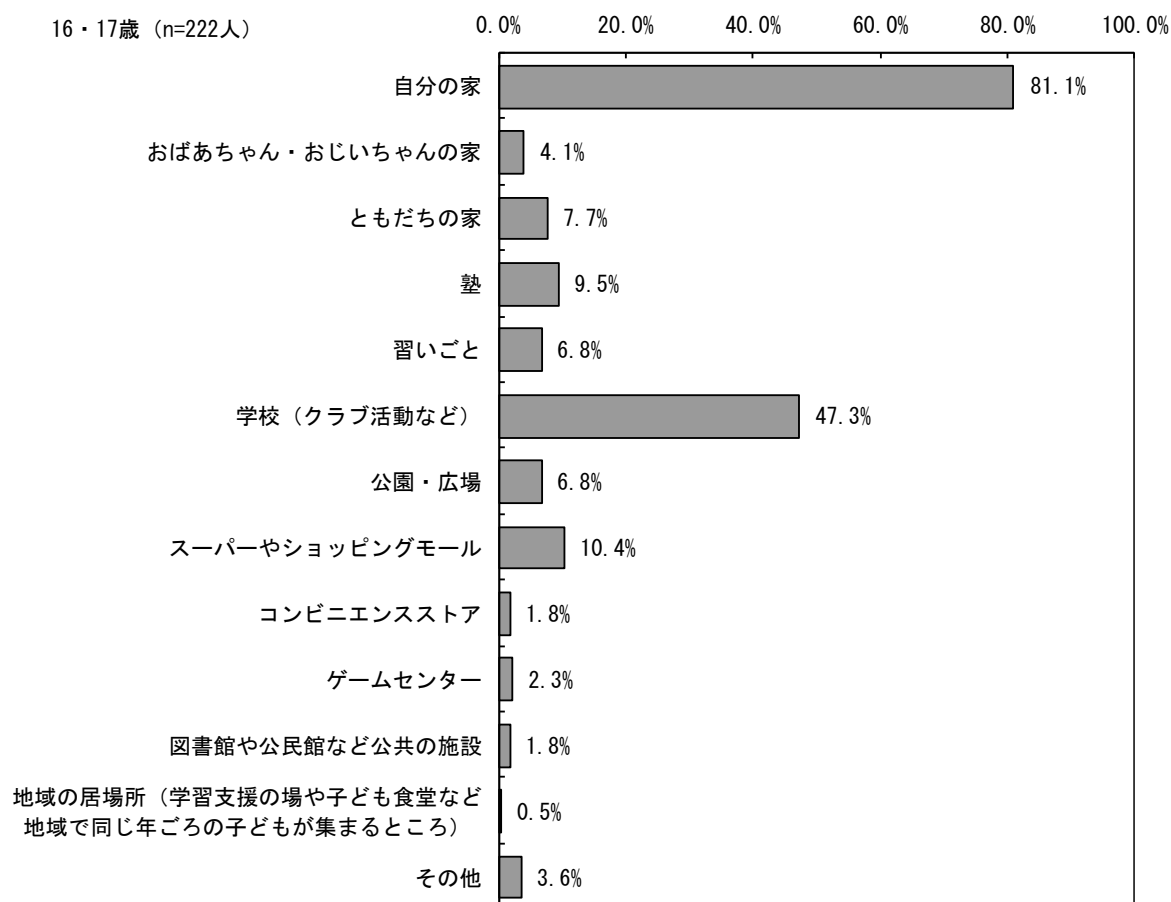


16・17 歳 15. 放課後・就業後過ごす場所

問 15. あなたは、ふだんの放課後・就業後に、主にどこで過ごしますか。(あてはまるものすべてに○)

16・17 歳の放課後・就業後過ごす場所をみると、「自分の家」が 81.1%、「学校（クラブ活動など）」が 47.3%、「スーパーやショッピングモール」が 10.4%となっています。

図：放課後・就業後過ごす場所（16・17 歳）



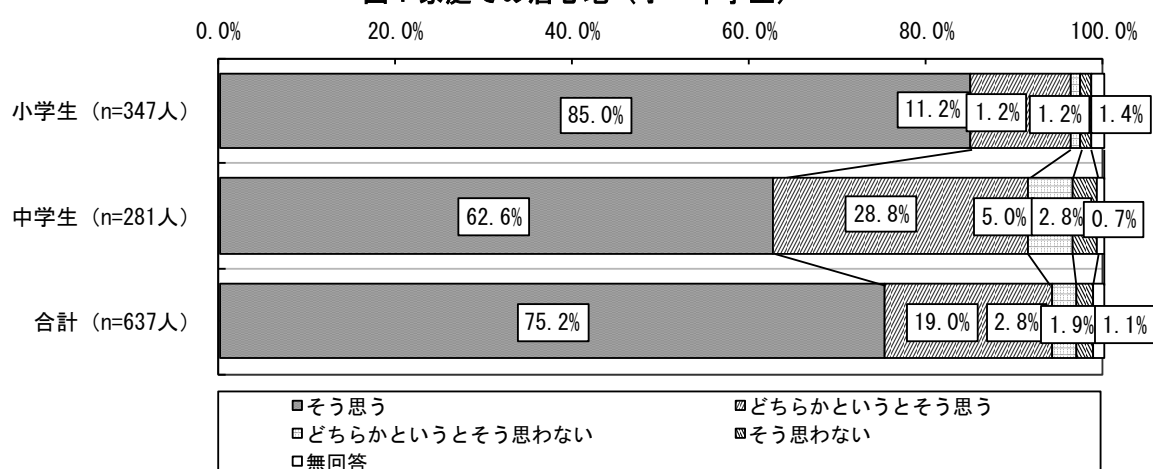
小・中学生 38. 家庭の居心地

問 38. あなたは、自分のおうちが居心地がいいと感じますか。(あてはまるもの1つだけに○)

小・中学生の家庭での居心地をみると、「そう思う」が75.2%、「どちらかというと思う」が19.0%、「どちらかというと思わない」が2.8%となっており、「そう思う」と「どちらかというと思う」を合計した比率は94.2%となっています。

「そう思う」が小学生は85.0%であるのに対して、中学生は62.6%となっており、より肯定的に捉えている中学生は少なくなっていますが、「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計では小学生が96.2%、中学生が91.4%となっており、どちらも9割以上が家庭は居心地がよいと感じています。

図：家庭での居心地（小・中学生）

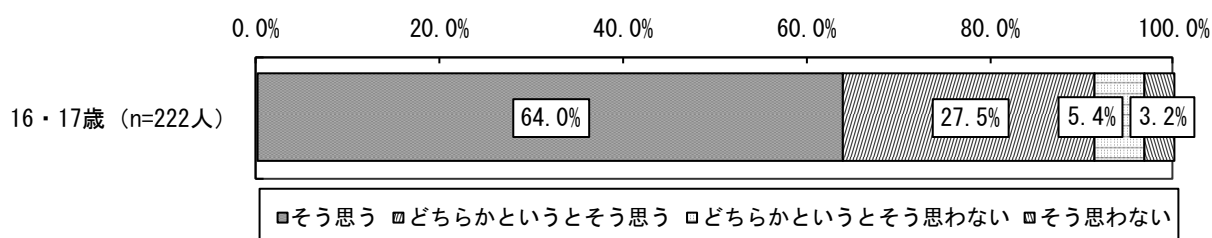


16・17歳 37. 家庭の居心地

問 37. あなたは、自分のおうちが居心地がいいと感じますか。(あてはまるもの1つだけに○)

16・17歳の家庭の居心地をみると、「そう思う」が64.0%、「どちらかというと思う」が27.5%、「どちらかというと思わない」が5.4%となっており、「そう思う」と「どちらかというと思う」を合計した比率は91.5%となっています。

図：家庭の居心地（16・17歳）



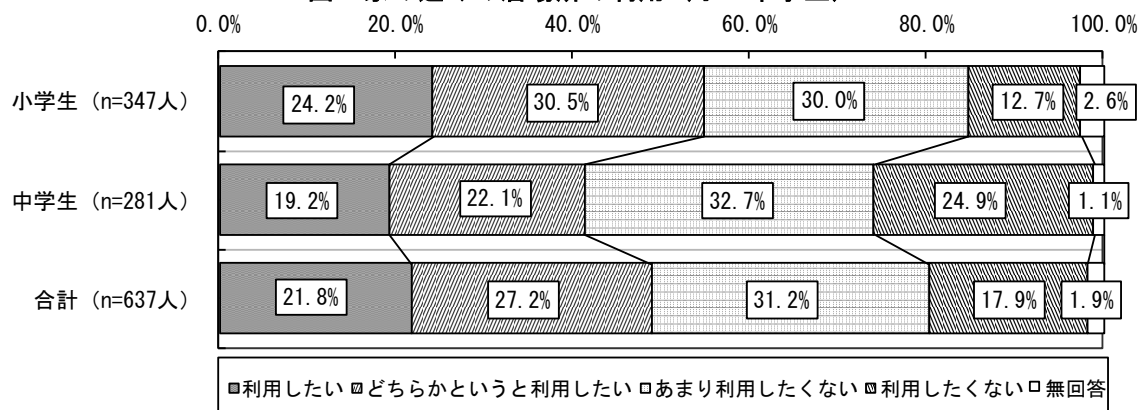
小・中学生 16. 家の近くの居場所の利用

問 16. あなたは、自宅や学校以外の場所で、無料で、ボランティアの方などと気を使わずに落ち着いて過ごせる場所があれば、利用したいと思いますか。（あてはまるもの 1 つだけに○）

小・中学生について家の近くの無料で過ごせる場所の利用をみると、「あまり利用したくない」が 31.2%、「どちらかという利用したい」が 27.2%、「利用したい」が 21.8%となっており、「利用したい」と「どちらかという利用したい」を合計すると、49.0%となります。

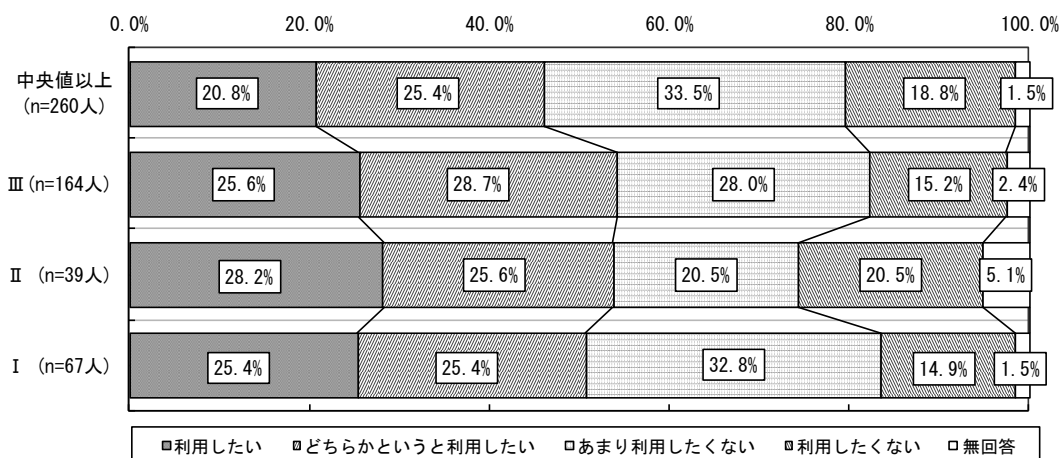
「利用したい」と「どちらかという利用したい」を合計すると、小学生は 54.7%、中学生は 41.3%と中学生のほうが少なくなっています。

図：家の近くの居場所の利用（小・中学生）

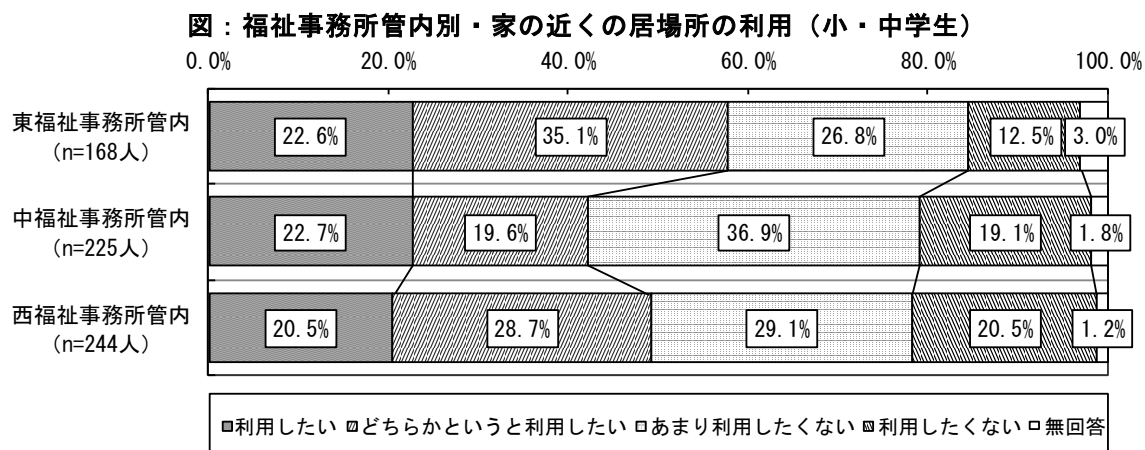


困窮度別にみると、家の近くの居場所の利用意向がある小・中学生は中央値以上では 5 割未満ですが、困窮度Ⅰ～Ⅲの世帯では 5 割以上となっています。

図：困窮度別・家の近くの居場所の利用（小・中学生）



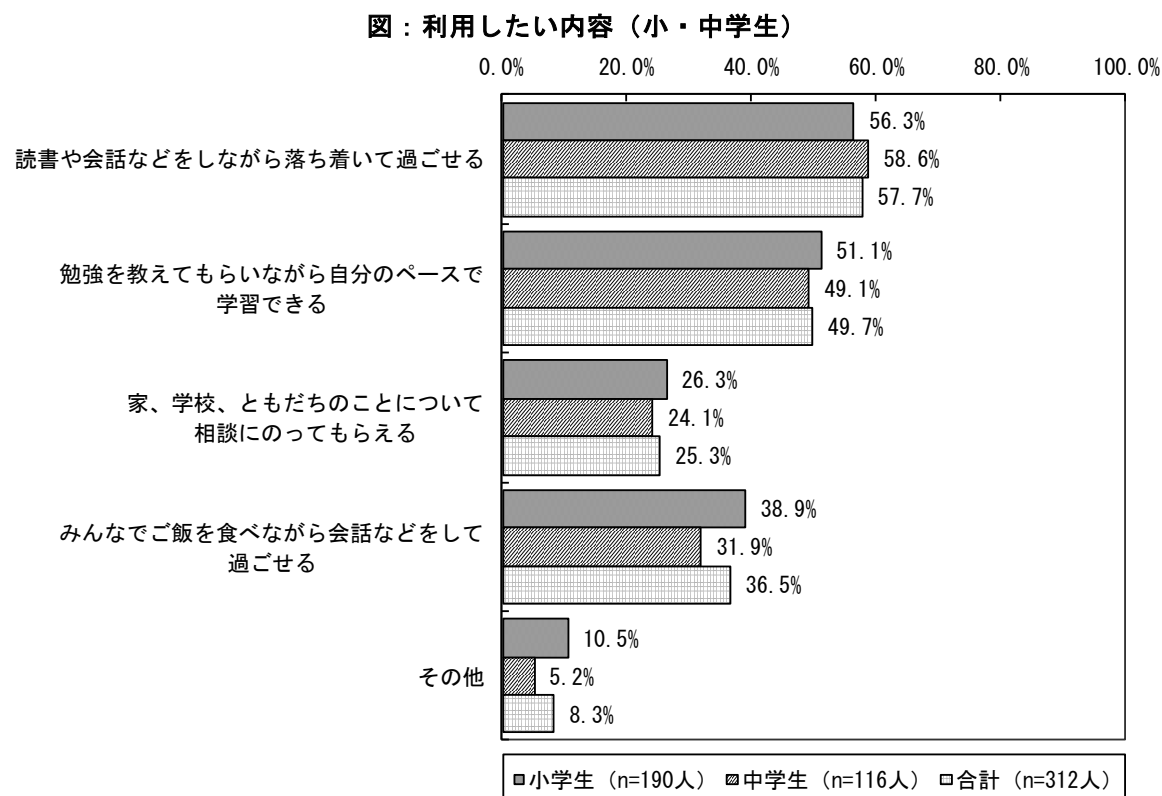
福祉事務所管内別にみると、「利用したい」と「どちらかという利用したい」の合計は東福祉事務所管内が 57.7%となっており、最も多くなっています。



小・中学生 17-（1）. 利用したい内容

問 17（1）. 問 16 で 1 または 2 ※に○をした方にお聞きます。その場所では、どのようなことができれば良いと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

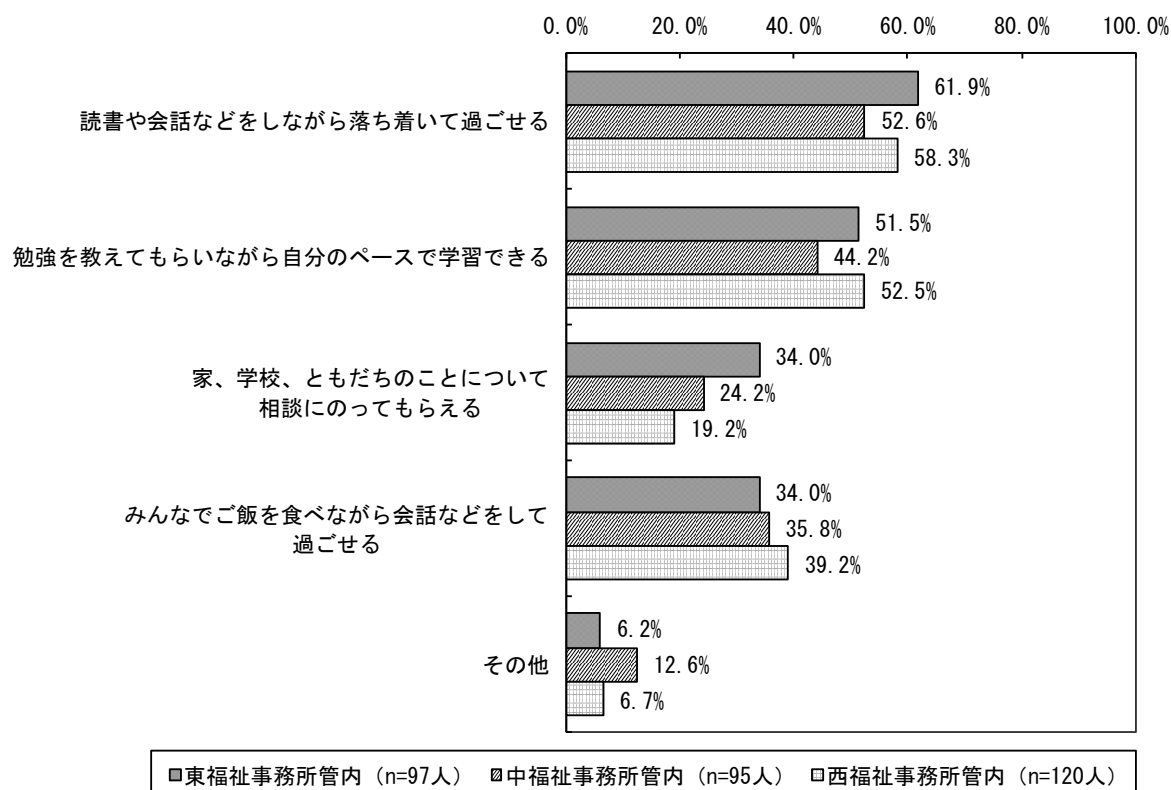
小・中学生について、家の近くの無料で過ごせる場として利用したい内容をみると、「読書や会話などをしながら落ち着いて過ごせる」が 57.7%、「勉強を教えてもらいながら自分のペースで学習できる」が 49.7%、「みんなでご飯を食べながら会話などをして過ごせる」が 36.5%となっています。



※問 17（1）の質問中、「問 16 で 1 または 2 に○をした方」とは自宅や学校以外の居場所について「利用したい」「どちらかという利用したい」のいずれかに回答した人のことです。

福祉事務所管内別にみると、いずれの福祉事務所管内でも「読書や会話などをしながら落ち着いて過ごせる場所」が最も多く、東福祉事務所管内、西福祉事務所管内で約6割を占めています。「勉強を教えてもらいながら自分のペースで学習できる場所」が次いで多く、東福祉事務所管内、西福祉事務所管内で約5割となっています。「家、学校、ともだちのことについて相談にのってもらえる場所」は東福祉事務所管内では約3割を占めています。「みんなでご飯を食べながら会話などをして過ごせる場所」はいずれの福祉事務所管内でも3割を超えています。

図：福祉事務所管内別・利用したい場所（小・中学生）



小・中学生 17- (5). 利用したくない理由

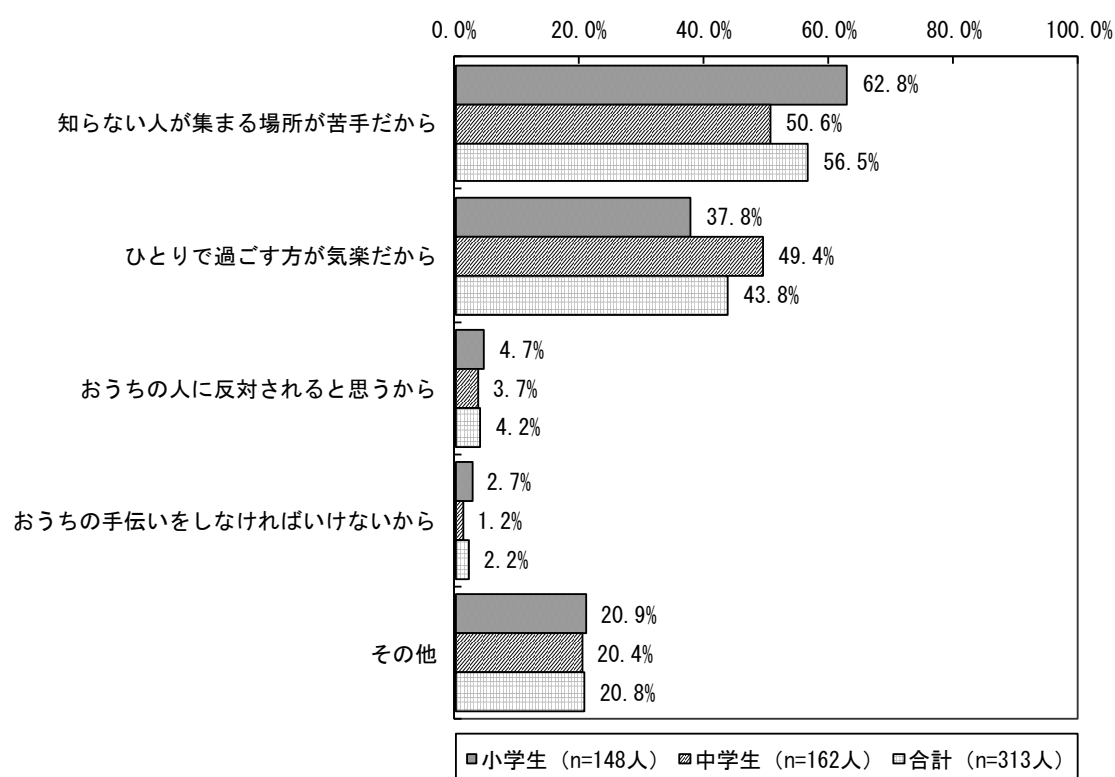
問 17 (5). 問 16 で 3 または 4 に ○ をした方※にお聞きます。

利用したいと思わない理由はどんなことですか。(あてはまるものすべてに○)

小・中学生について、家の近くの無料で過ごせる場を利用したくない理由をみると、「知らない人が集まる場所が苦手だから」が 56.5%、「ひとりで過ごす方が気楽だから」が 43.8%、「おうちの人に反対されると思うから」が 4.2%となっています。

小学生・中学生とも「知らない人が集まる場所が苦手だから」が最も多くなっていますが、小学生は 62.8%、中学生は 50.6%と中学生のほうが少なくなっています。次いで、「ひとりで過ごす方が気楽だから」は小学生が 37.8%、中学生が 49.4%と中学生のほうが多くなっています。

図：利用したくない理由（小・中学生）



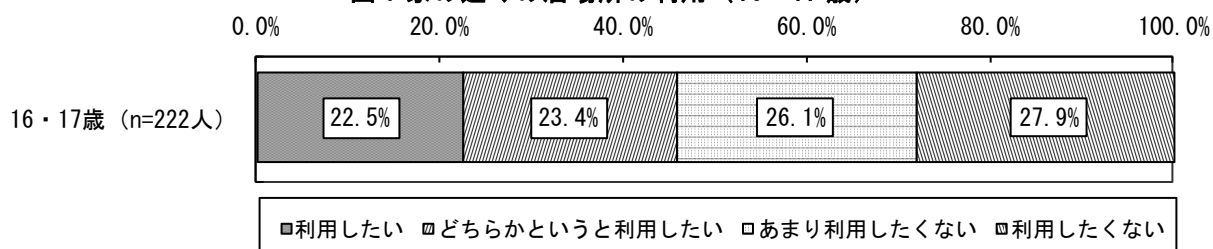
※問 17 の質問中、「問 16 で 3 または 4 に ○ をした方」とは自宅や学校以外の居場所について「あまり利用したくない」「利用したくない」のいずれかに回答した人のことです。

16・17 歳 38. 家の近くの居場所の利用

問 38. あなたは、自宅や学校以外の場所で、無料で、ボランティアの方などと気を使わずに落ち着いて過ごせる場所があれば、利用したいと思いますか。（あてはまるもの 1 つだけに○）

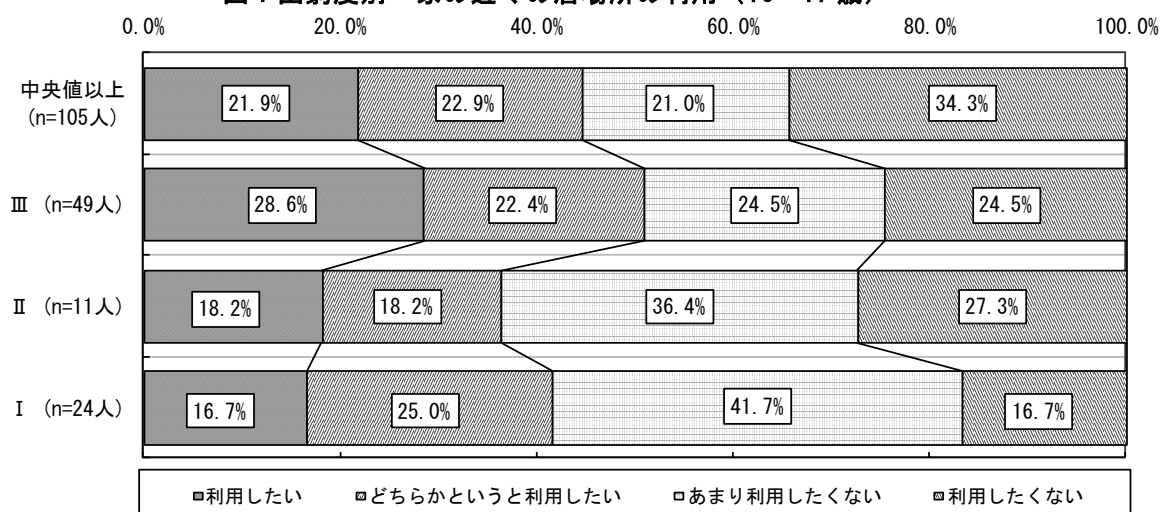
16・17 歳について家の近くの無料で過ごせる場所の利用についてみると、「利用したくない」が 27.9%、「あまり利用したくない」が 26.1%、「どちらかという利用したい」が 23.4%となります。

図：家の近くの居場所の利用（16・17 歳）



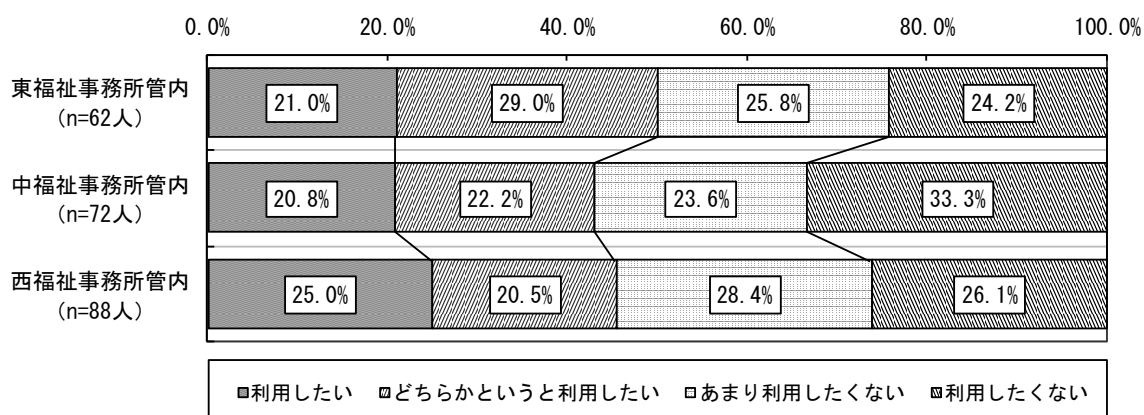
困窮度別にみると、困窮度ⅠとⅡでは「あまり利用したくない」と「利用したくない」の合計がそれぞれ 58.4%、63.7%となっています、

図：困窮度別・家の近くの居場所の利用（16・17 歳）



福祉事務所管内別にみると、「利用したい」と「どちらかという利用したい」の合計は東福祉事務所管内が 50.0%となっており、最も多くなっています。

図：福祉事務所管内別・家の近くの居場所の利用（16・17 歳）

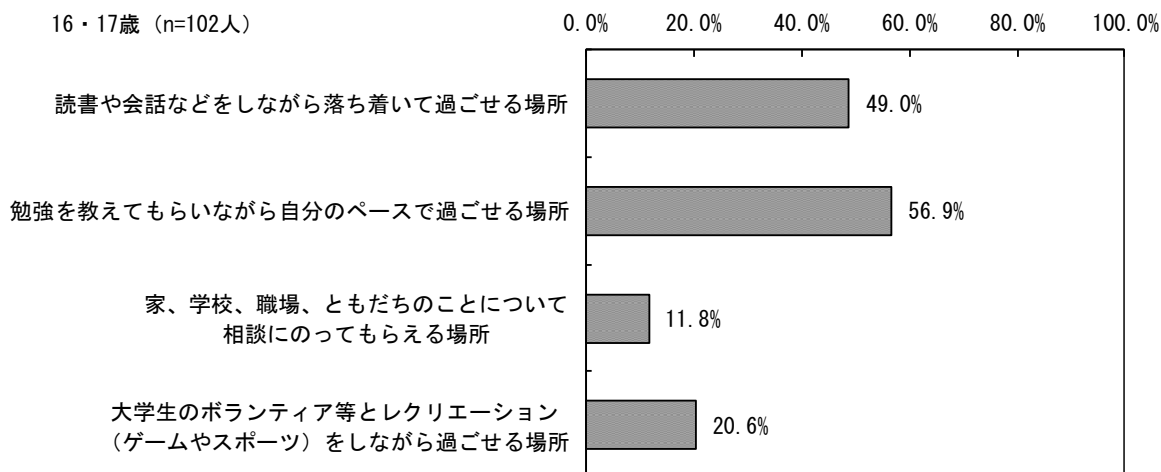


16・17 歳 39. 利用したい場所

問 39. 住んでいる地域の近くに、自宅以外の場所でどのような場所があれば利用したいですか。（あてはまるものすべてに○）

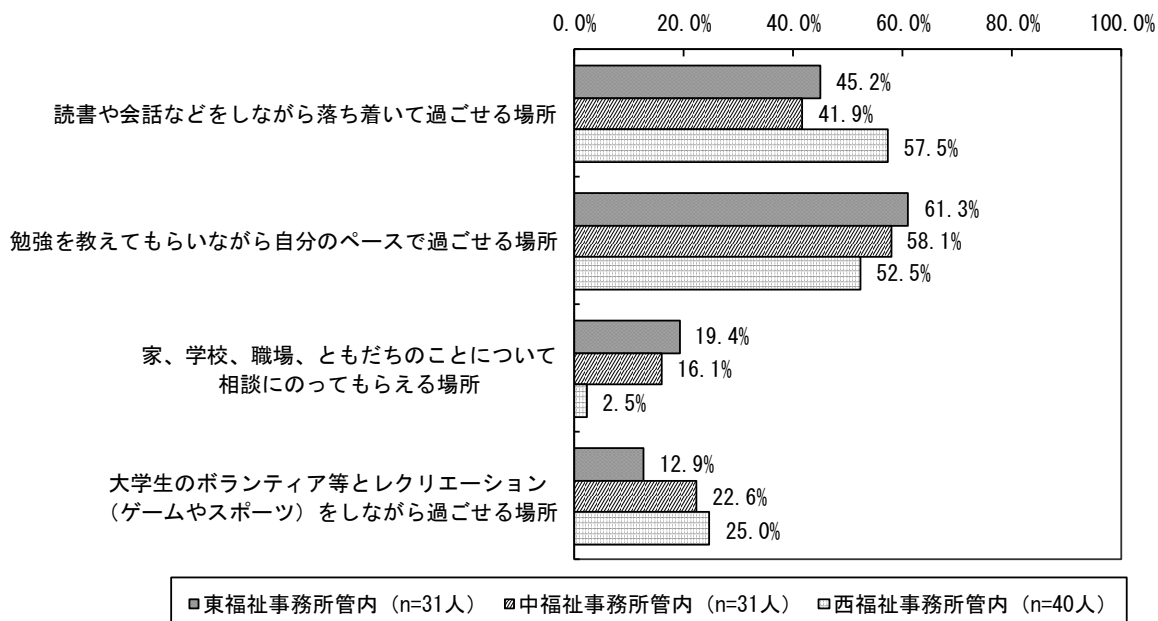
16・17 歳について、家の近くの無料で過ごせる場として利用したい場所をみると、「勉強を教えてもらいながら自分のペースで過ごせる場所」が 56.9%、「読書や会話などをしながら落ち着いて過ごせる場所」が 49.0%、「大学生のボランティア等とレクリエーション（ゲームやスポーツ）をしながら過ごせる場所」が 20.6%となっています。

図：利用したい場所（16・17 歳）



福祉事務所管内別にみると、東福祉事務所管内と中福祉事務所管内は「勉強を教えてもらいながら自分のペースで過ごせる場所」が最も多く約 6 割を占めています。西福祉事務所管内は「読書や会話などをしながら落ち着いて過ごせる場所」が最も多く、約 6 割を占めています。「家、学校、職場、ともだちのことについて相談にのってもらえる場所」は西福祉事務所管内ではほとんどニーズはありませんが、東福祉事務所管内と中福祉事務所管内では約 2 割を占めています。「大学生のボランティア等とレクリエーション（ゲームやスポーツ）をしながら過ごせる場所」は西福祉事務所管内では 3 割近くを占めています。

図：福祉事務所管内別・利用したい場所（16・17 歳）

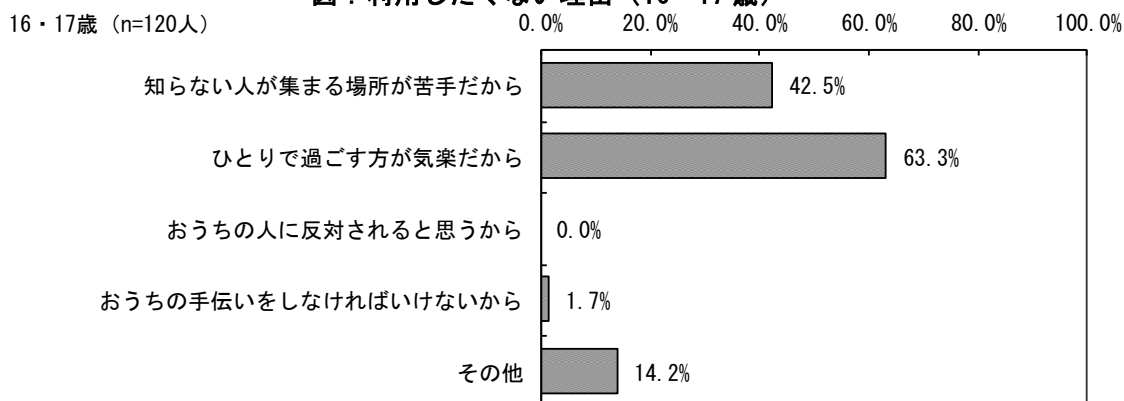


16・17 歳 40. 利用したくない理由

問 40. 問 38 で 3 または 4 ※に○をした方にお聞きします。利用したいと思わない理由はどんなことですか。（あてはまるものすべてに○）

16・17 歳について、家の近くの無料で過ごせる場を利用したくない理由をみると、「ひとりで過ごす方が気楽だから」が 63.3%、「知らない人が集まる場所が苦手だから」が 42.5%となっています。

図：利用したくない理由（16・17 歳）



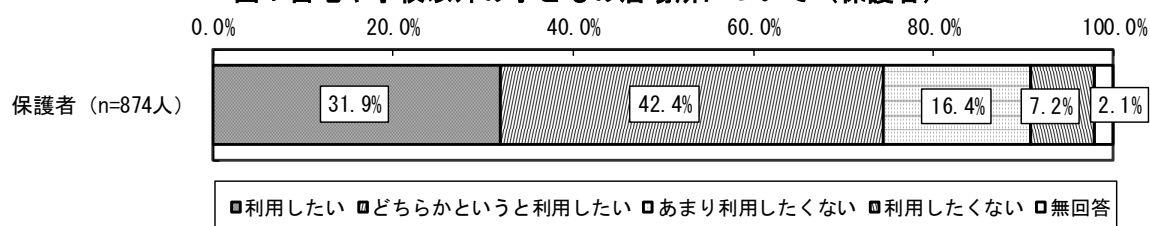
※問 40 の質問中、「問 38 で 3 または 4 に○をした方」とは自宅や学校以外の居場所について「あまり利用したくない」「利用したくない」のいずれかに回答した人のことです。

保護者 34. 自宅や学校以外の子どもの居場所について

問 34. 自宅や学校以外の場所で、子どもたちが本を読んだり、みんなで遊んだりできるような場所についてどう思われますか。（あてはまるもの 1 つだけに○）

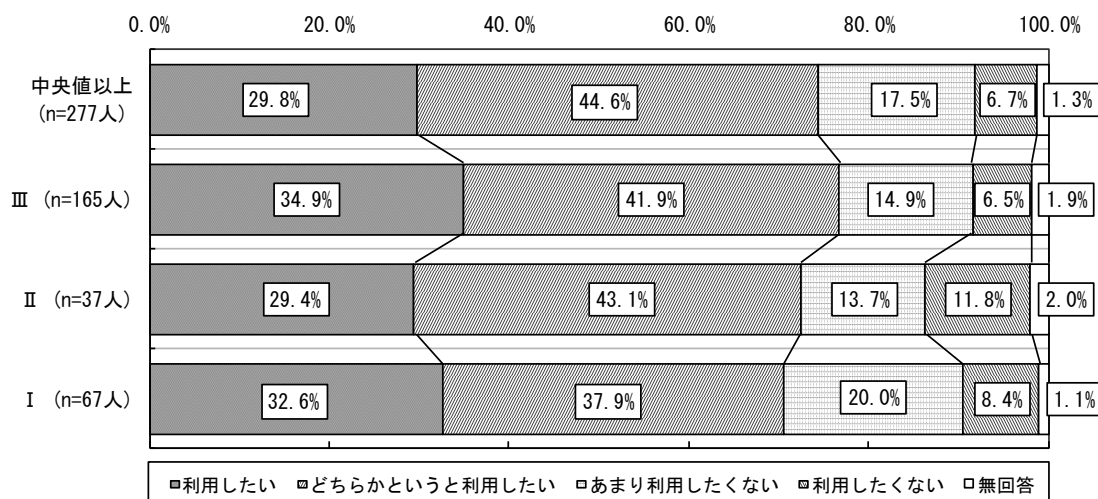
保護者について自宅や学校以外の子どもの居場所の利用についてみると、「利用したい」が 31.9%、「どちらかという util したい」が 42.4%、「あまり利用したくない」が 16.4%となっており、「利用したい」と「どちらかという util したい」を合計した比率は 74.3%となっています。

図：自宅や学校以外の子どもの居場所について（保護者）



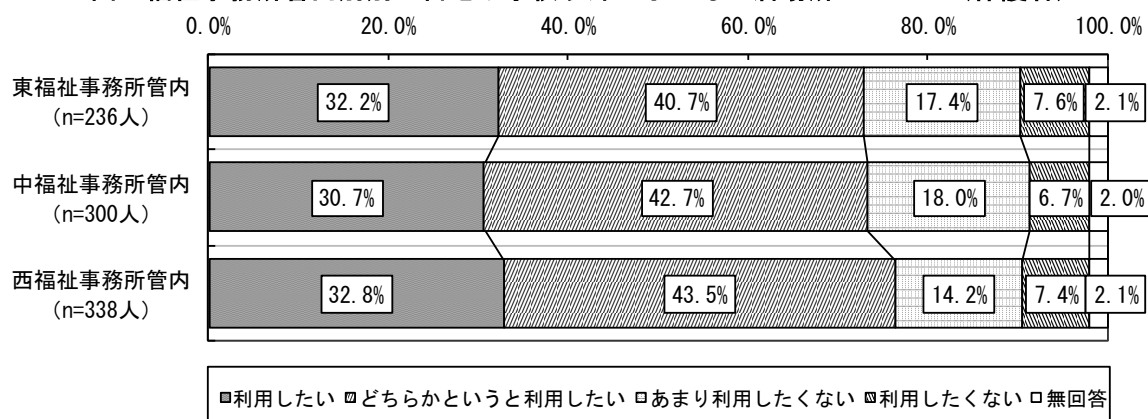
困窮度別にみると、「利用したい」と「どちらかという利用したい」の合計はいずれの世帯も7割以上となっており、困窮度Ⅲの世帯では76.8%と最も多く、次いで中央値以上の世帯が74.4%となっています。

図：困窮度・自宅や学校以外の子どもの居場所について（保護者）



福祉事務所管内別にみると、「利用したい」と「どちらかという利用したい」の合計はいずれの地域も7割以上となっており、西福祉事務所管内は76.3%と最も多くなっています。

図：福祉事務所管内別別・自宅や学校以外の子どもの居場所について（保護者）

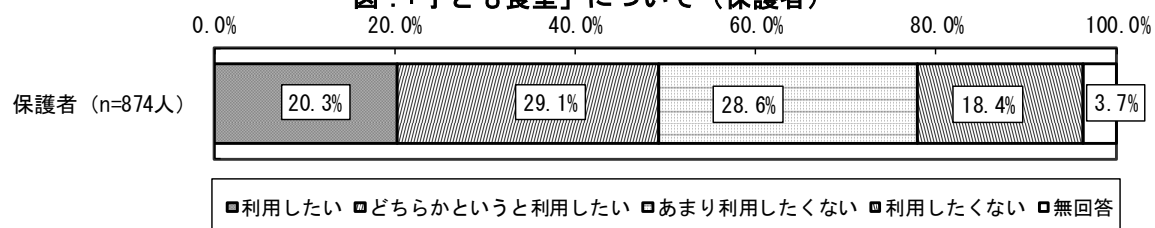


保護者 35. 「子ども食堂」について

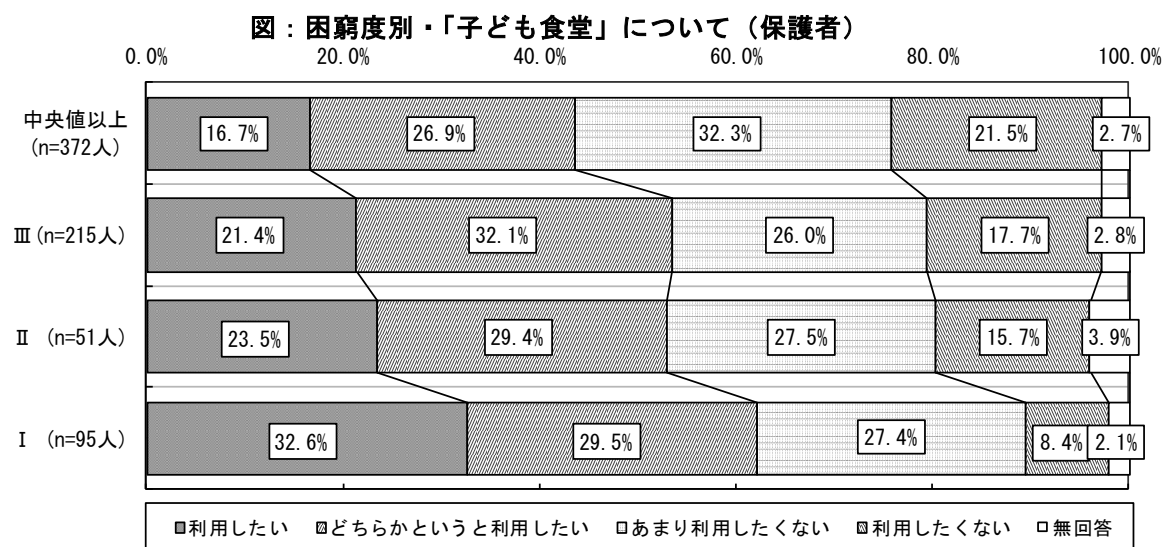
問 35. 子どもの居場所のうち、主に「子ども食堂」などの子どもたちが無料もしくは低額で食事ができる場所についてどう思われますか。（あてはまるもの1つだけに○）

保護者について「子ども食堂」の利用意向をみると、「利用したい」が20.3%、「どちらかという利用したい」が29.1%、「あまり利用したくない」が28.6%となっており、「利用したい」と「どちらかという利用したい」を合計した比率は49.4%となっています。

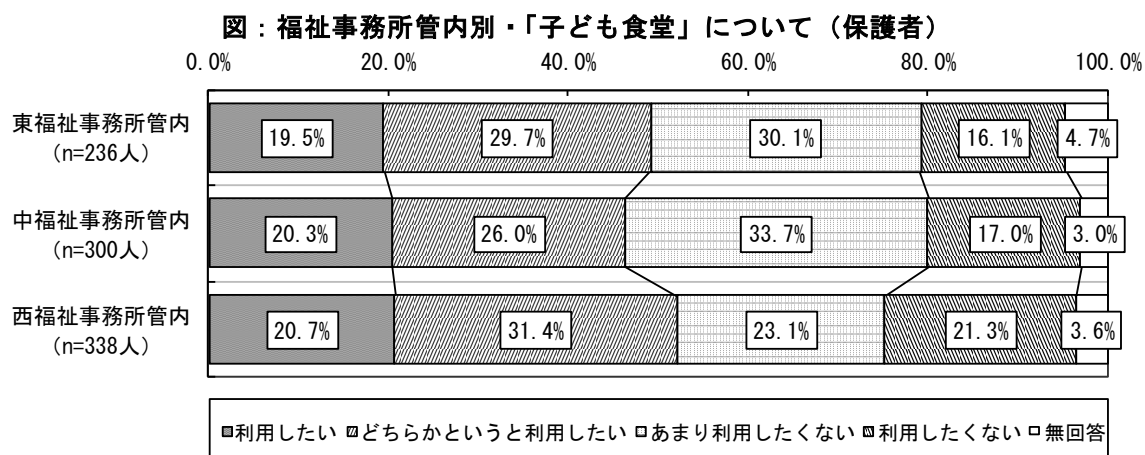
図：「子ども食堂」について（保護者）



困窮度別にみると、「子ども食堂」などの利用意向は、困窮度が高い世帯の保護者ほど「利用したい」が多くなっています。



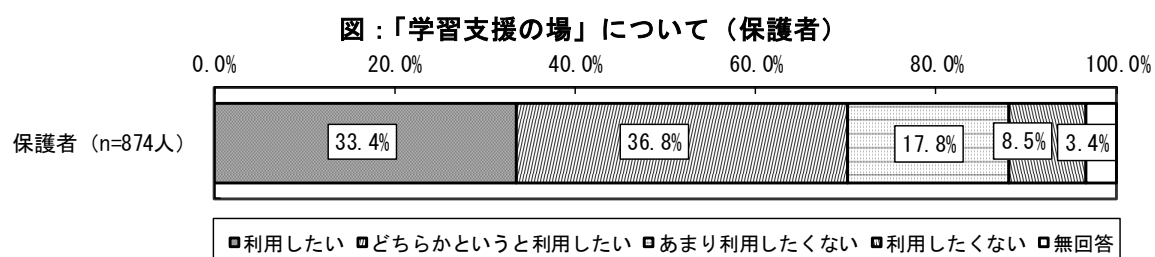
福祉事務所管内別にみると、「利用したい」と「どちらかという利用したい」の合計は西福祉事務所管内が 52.1%と最も多くなっています。中福祉事務所管内は「あまり利用したくない」と「利用したくない」が 50.7%となっており、利用したい人を上回っています。



保護者 36. 「学習支援の場」について

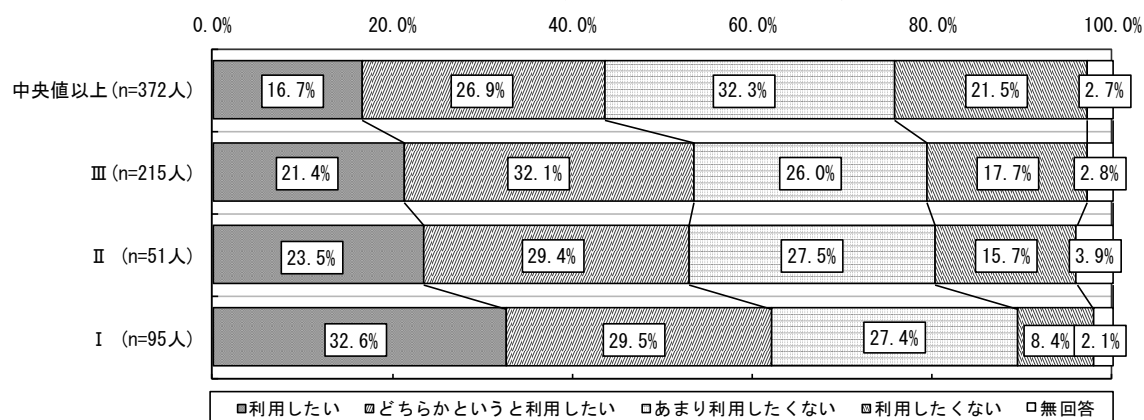
問 36. 子どもの居場所のうち、自宅や学校、塾以外の場所で、無料でボランティアの方などが勉強を教える「学習支援の場」についてどう思われますか。(あてはまるもの 1 つに○)

保護者について「学習支援の場」の利用意向をみると、「利用したい」が 33.4%、「どちらかという利用したい」が 36.8%、「あまり利用したくない」が 17.8%となっており、「利用したい」と「どちらかという利用したい」を合計した比率は 70.2%となっています。



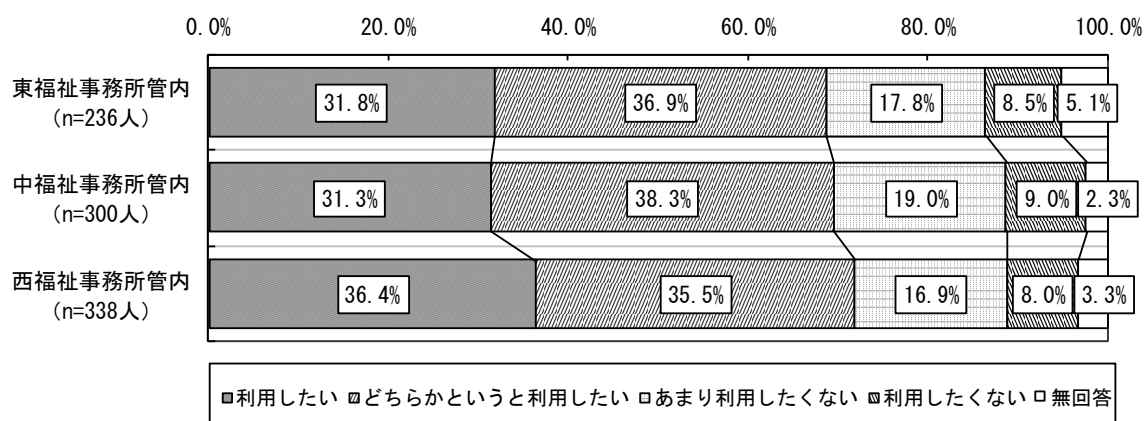
困窮度別にみると、「学習支援の場」の利用意向は、困窮度が高い世帯の保護者ほど「利用したい」が多くなる傾向がみられます。

図：困窮度別・「学習支援の場」について（保護者）



福祉事務所管内別にみると、「利用したい」と「どちらかという利用したい」の合計は西福祉事務所管内が71.9%と最も多くなっています。

図：福祉事務所管内別・「学習支援の場」について（保護者）



●「子どもの居場所づくりについて」の概要

子どもが放課後（就業後）と一緒に過ごす人をみると、小学生、中学生、16・17歳いずれも家族や学校やクラブのともだち・仲間と過ごす子どもが多くなっていますが、困窮度別にみると小学生、中学生は放課後一人で過ごす子どもが困窮度Ⅰでは約2割、困窮度Ⅱでは約3割と多くなっています。また、放課後（就業後）どこで過ごしているかをみると、小学生は自分の家の他にともだちの家や習いごと、公園・広場で過ごす子どもが4割以上いますが、中学生では自分の家か学校で過ごす子どもが7割以上となっています。さらに16・17歳になると学校で過ごす子どもは5割未満となっています。

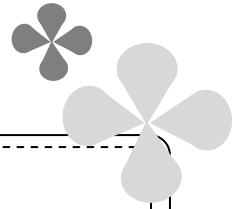
自宅や学校以外の場所で、無料で、ボランティア等につかかわずに落ち着いて過ごせる場所を利用したいと考える子どもは小学生が約5割、中学生と16・17歳はそれぞれ約4割となっています。中学生以上ではひとりで過ごす方が気楽であるという理由から、そのような場所を利用したいと思わない子どもが多くなっています。困窮度別にみると小学生、中学生は困窮度Ⅰ～Ⅲの世帯で利用意向が高くなっているのに対し、16・17歳は困窮度ⅠとⅡの世帯で利用意向が低くなっています。一方、保護者はそのような場所を利用したいと考える人が約7割となっており、自宅や学校以外の子どもの居場所を希望する保護者が多い様子がうかがえます。保護者に子ども食堂と学習支援の場の利用意向を聞くと、子ども食堂は約5割が、学習支援の場は約7割が利用したいと考えています。また、困窮度別にみると、子ども食堂は困窮度Ⅰの世帯の約6割に利用意向があり、学習支援の場は困窮度ⅠとⅢではそれぞれ7割以上、困窮度Ⅱでは約8割に利用意向があります。



●主な課題

○子どもの居場所をみると、小学生、中学生、16・17歳いずれも自宅が中心ですが、小学生は自宅以外にも放課後を過ごす場所がある子どもが多いのに対し、中学生以上になるとそのような場を持つ子どもは少なくなっています。中学生以上になると部活動等で小学生に比べて帰宅時間も遅くなることから、放課後に過ごす場所は自宅が大半を占めていると考えられますが、より肯定的に自宅が居心地がよいと感じている中学生、16・17歳は小学生に比べて少なくなっています。しかし、自宅や学校以外の居場所の利用意向がある中学生以上の子どもは約4割にとどまっており、ひとりで過ごす方が気楽に感じる子どもも多くなっています。実質的な関わりのある場づくりだけでなく、自立に向かう思春期の子どもとの関わりも見据えながら、子どものライフステージに応じた、子どもたちの発想や思いが大切にされるような居場所のあり方を考えていく必要があります。

第3章 計画の考え方



第3章 計画の考え方

1. 計画の基本理念

すべての子どもたちが夢と希望を持って 成長できるまち

明日の日本を支えていくのは今を生きる子どもたちです。子どもたちは成長過程を通じてさまざまなことを学び、一人ひとりが個性や能力を伸ばし発揮することができる、かけがえのない存在です。すべての子どもたちが持てる力を最大限に発揮できるようにするためには、子どもたちが有する「生きる」「守られる」「育つ」「参加する」権利※を尊重し、これらの権利が保障されるように環境整備や支援をしていく必要があります。私たちは、本市で暮らすすべての子どもたちが子ども時代の豊かな経験を糧に自分の可能性を信じて将来の夢や希望の実現に向かって前向きに挑戦し、未来を切り開いていけるように、さまざまな子ども・子育て支援施策を展開してきました。

しかし、現実には生まれ育った環境が子どもたちに及ぼす影響は大きく、家庭の経済状況等によって進学を諦めざるをえなかったり、学習の継続が困難になる子どもがいます。そのような子どもたちは大人になっても貧困状況に置かれることがあることから、子どもが生まれ育った家庭の生活状況が大人になってからの生活にも影響を及ぼすことを「貧困の連鎖」と呼んでいます。

子どもの貧困対策は第一に子どもに視点を置き、その生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に即して切れ目のない施策を実施していく必要があります。同時に、子どもの貧困の背景には生まれ育った家庭の事情や保護者の就労状況があることから、子どものみならずその保護者の生活や就労を支援していく視点も必要です。いわば、子どもの貧困対策を着実に推進していくためには、子どものいるすべての家庭への総合的な支援体制を築いていかねばなりません。

本市は、子どもの基本的人権を尊重し、すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく等しく教育を受ける機会が保障され、夢と希望をもって自らの未来を切り拓いていける社会、また、すべての家庭が生き生きと安心して子どもを育むことができる社会の実現を目指します。

※「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」(1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効。日本は1994年に批准。)

2. 基本的な姿勢

（１）東大阪市全体での取組へ

子どもの貧困は、生活のあらゆる場面にその影響を及ぼすことから、子どもの成長を長期的な視野で包括的に支援する体制を築くために教育、保育、経済、保健、医療、食育等さまざまな分野が連携し、一体的に対策に取り組むことが大切です。すべての子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく自分の将来に希望を持てる地域社会の実現に向けて、東大阪市全体で子どもの成長を支援します。また、関係部局が横断的・総合的に連携しながら施策を展開することにより、困りごとや悩みごとがある人を早期に適切な支援につないでいく「つなぐ支援」を推進します。

（２）今、そこにある子どもの貧困へ向き合う

貧困状況にあるかどうかは外見からは見分けがつかない場合もあり、子どもや親子と関わる人々や機関が、日常の会話やちょっとした変化等から困難を抱えている家庭の存在に気づき、必要な支援につなげていくことが大切です。また、子どもの貧困は、子どもの健康を脅かしたり、いじめや虐待につながったりするなど、喫緊の対応が求められる場合があります。支援が必要な子どもの存在にいち早く気づき、早期かつきめ細かな支援を行うために、各相談窓口が連携し、必要な支援につなげることができるように取り組みます。

（３）貧困の予防・世代間連鎖の解消

子どもの貧困は、貧困の連鎖によって大人になってからも引き継がれる場合があります。今、貧困の状態にある子どもたちが大人になってもその状態を抜け出せない状況を生み出さないように、長期的な視野に立ち子どもたちのライフステージに沿って切れ目のない支援を行います。また、すべての子どもたちが、大人になった時に貧困の状態に陥らないようにすることが大切です。すべての子どもたちが希望する教育を受けることができたり、職業観や就労意欲を育む環境を整備することによって、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、将来に希望を持ってそれぞれの夢に挑戦することができ前向きに成長していけるように、教育の支援やキャリア教育の充実に取り組みます。

（４）市民参加型による支援へ向けた意識の醸成

支援が必要な子どもたちの早期発見、早期対応には地域との連携が必要です。また、子どもたちやその保護者が支援の前後においても孤立しないように、地域のボランティアやNPO、事業所等にも参加いただき、支援につながる前の見守りや支援後のアフターフォローも含めて全市的な取組として実施することが必要です。市民への研修、普及・啓発を通じ、子どもたちが置かれている実態や必要な制度の周知等を行うことで、意識の醸成による市民参加型の支援を目指します。

3. 施策体系（具体的な取組）

この計画は、「すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できるまち」を基本理念に掲げ、その実現に向けた具体的な取組として、「子供の貧困対策に関する大綱」にある重点的支援方針に沿ってさまざまな施策・事業を体系化し、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」を柱として推進します。

すべての子どもたちが夢と希望を持って 成長できるまち

施策の方向	主な施策内容
（１）教育の支援 ～まなびを応援～	①学校等での子どもへの支援 ②就学支援の充実 ③大学進学等に対する教育機会の提供 ④生活困窮世帯への学習支援 ⑤その他の教育支援
（２）生活の支援 ～くらしを応援～	①保護者の生活支援 ②子どもの生活支援 ③関係機関が連携した包括的な支援体制の整備 ④妊娠期から切れ目のない支援 ⑤住宅の支援 ⑥相談機能の充実 ⑦子どもの居場所づくり（居場所づくりによる支援）
（３）保護者に対する就労の支援 ～家族の応援～	①保護者に対する就労の支援
（４）経済的支援	①経済的支援

本市では、子どもの成長や子育てを応援するためのさまざまな事業や支援に取り組んでいます。子どもの貧困状況を防ぎ、健やかな成長を支援するためには多分野の連携による包括的な取組が必要であり、上記に掲げる主な施策を中心としながらこの計画を推進します。

（１）教育の支援 ～まなびを応援～

- 教育は子どもたちの好奇心を育て子どもたちの可能性を高めるとともに、社会に羽ばたく準備をするための大切な過程です。貧困の責任は子どもにはなく、経済的な事情等により子どもが就学や進学を諦めることがなく、すべての子どもたちに等しく教育の機会が開かれるように、教育の支援に取り組みます。
- 悩みごとや困りごとを抱える子どもたちや保護者が相談できる仕組みとして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置や相談窓口の周知を行います。

（２）生活の支援 ～くらしを応援～

- 子どもの貧困を防ぐためには、子ども本人はもとより、保護者を含め、家庭全体を自立に向けて包括的に支援する必要があります。悩みごとや困りごとを抱える家庭が社会的に孤立することがないように、気軽に相談できる場を設置し、子どもや保護者が社会とつながるきっかけづくりを進めます。
- 働きたくても働けなかったり、生活に困難等がある家庭には生活困窮者自立支援制度や生活保護制度等によって生活の基盤づくりを支援し、自立を支援します。
- 子どもたちや保護者が安心して生活できるように、子育てに関する情報提供や養育についての相談、助言を行います。
- 家庭での家事や育児、精神面、身体面の悩みについて相談を行い、生活に困難が生じている場合にはスムーズに対応できるように各関係機関で連携し、相談窓口をつなぐ仕組みを構築します。
- 困難な状況にある子どもたちが社会的に孤立することがないように、地域のボランティアやNPO、事業所等と協力し、子どもたちが安心してのびのびと過ごすことができる居場所の設置を促します。そして、子どもたちの発想や思いが大切にされるように、居場所づくりの支援のあり方を検討し、ネットワークづくりを行います。

（３）保護者に対する就労の支援 ～家族の応援～

- 主にひとり親家庭や生活保護を受給している家庭を対象に、就業を軸とした自立支援を行います。

（４）経済的支援

- 経済的な安定は日々のくらしの安心感をもたらすとともに、子どもの学びを支え将来について前向きな見通しを持つためにも重要です。主にひとり親家庭や生活保護制度を受給している家庭を対象に経済的な支援を行い、子どもたちの未来が家庭の経済状況によって左右されることのないように支援します。

4. 指標の設定

子どもの貧困対策は未然防止も含めて、子どもたちのライフステージに応じて、長期的に取り組む必要があり、関係機関が連携しさまざまな角度から包括的に実施する必要があります。

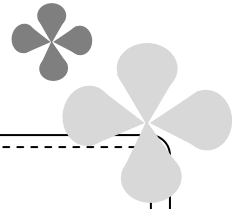
この計画に掲げる施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、更なる施策展開につなげていくために、以下のとおり指標を設定します。各指標は「子どもの生活実態調査」の結果から把握可能な事項を基に定めており、継続的な調査の実施により各指標の評価を測ります。

計画における効果等の検証・評価のための指標として以下の項目を設定します。なお、指標は子どもの貧困を主たる要因として起こる事象を「1次指標」、子どもの貧困の影響により発生しがちな事象を「2次指標」と類型し、検証・評価を行います。

表：本計画における効果等の検証・評価のための指標

	指標	指標類型	東大阪市
1	学力に課題のある子どもの状況	学校の勉強が「わからない」と「ほとんどわからない」の割合	2次指標 小学生 1.8% 中学生 7.5%
		学校の授業以外の勉強をまったくしない割合	2次指標 小学生 4.9% 中学生 9.3%
2	朝食欠食児童・生徒の割合	2次指標	小学生 2.0% 中学生 3.2%
3	相談相手が欲しいひとり親の割合 ①心配事を聞いてくれる人がいない ②子どもとの関わりで助言してくれる人がいない ③困ったときに相談相手がいない割合	2次指標	①25.8% ②32.4% ③母子 5.0% 父子 2.8%
4	必要な頼れる相手がいない人の割合（相談できる人がいない）	2次指標	2.1%
5	ひとり親の正職・職員率（正規職員の比率）	1次指標	母子 30.2% 父子 91.7%
6	養育費を受けとっていない子どもの割合	2次指標	76.3%
7	困窮度Ⅰ世帯で、子どもへの経済的な理由による経験にて、「子どもを医療機関に受診させることができなかった」と回答した割合	1次指標	4.2%
8	困窮度Ⅰ世帯で、経済的な理由による経験にて、ライフライン・生活面での経験をした割合	国保料の遅滞	1次指標 18.9%
		電気・ガス・水道の停止	1次指標 5.3%
		医療機関を受診できなかった	1次指標 7.4%
9	困窮度Ⅰ世帯で、困ったときに相談相手・相談先で公的機関や役所の相談員を選択した割合	1次指標	3.2%
10	自己効力感や自己肯定感 ①自分に自信がある ②自分の考えをはっきり相手に伝えることができる ③大人は信用できる ④自分の将来の夢や目標を持っている ⑤将来のためにも、今、頑張りたいと思う ⑥将来、働きたいと思う	2次指標	①小学生 23.3% 中学生 14.2% ②小学生 24.5% 中学生 24.2% ③小学生 46.1% 中学生 23.8% ④小学生 65.1% 中学生 37.0% ⑤小学生 59.7% 中学生 51.2% ⑥小学生 82.1% 中学生 83.3%
11	地域で支えられていると感じる人の割合	2次指標	56.1%
12	放課後に誰と過ごしているかとの回答で「ひとりですぐす」と回答した割合	2次指標	小学生 18.2% 中学生 17.1%

第4章 具体的な取組



第4章 具体的な取組

【施策の方向1】教育の支援 ～まなびを応援～

施策内容（1）学校等での子どもへの支援

No.	事業名・取組内容		所管課
1（1）①	学びのトライアル事業	生涯学習にもつながる「自ら学ぶ力」を育成することを目的に、学校図書館整備をはじめとする学びの環境づくりや家庭学習をはじめとする学習習慣づくり、そして子どもたちが積極的に学ぼうとする授業づくり等、学力向上につながるさまざまな取組を行っています。	学校教育推進室
1（1）②	スクールカウンセラーの配置	児童・生徒のいじめや不登校、問題行動等への対応にあたって児童・生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置しています。	学校教育推進室
1（1）③	スクールソーシャルワーカーの配置	児童・生徒のいじめや不登校、問題行動等への対応にあたって福祉的な専門的知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを配置しています。	学校教育推進室
1（1）④	スクールサポーターの配置	学校園における課題の改善を図るため、その状況に応じて園児・児童・生徒への教育支援（学習補充・特別支援教育・日本語指導・クラブ指導等）を行うスクールサポーターを配置しています。	学校教育推進室
1（1）⑤	不登校総合対策事業	東大阪市内の25中学校区全てを重点ブロックと位置づけ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、定期的に幼小中の連携会議を実施しています。また、ブロック代表者会議で各中学校区の取組等を集約し、教育相談機能の充実、教職員の資質向上を図っています。	学校教育推進室

No.	事業名・取組内容		所管課
1 (1) ⑥	教育支援センター事業	教育支援センター（適応指導教室）において、学校に行きたくても行けない不登校児童生徒の学校復帰を支援しています。	教 育 セ ン ター
1 (1) ⑦	教育相談・発達相談（教育センター）	「いじめを許さない・いじめのない学校園」づくりに向けた教育活動に資するため、幼稚園・認定こども園・小学校へ相談員を派遣し、相談を行っています。保護者と子ども向け電話相談窓口の設置と周知を行うことにより、保護者や子どもが悩みを話せる場を多く持てるようにしています。	教 育 セ ン ター
1 (1) ⑧	家庭文庫育成事業	地域で絵本・児童書と子どもたちを結びつけ、図書館から遠い地域でもより豊かな読書環境を整備するため図書資料の提供を行っています。	社会教育課
1 (1) ⑨	留守家庭児童育成事業	50 小学校の敷地内において留守家庭児童育成クラブを開設しており、下校後保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を預かり、児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を行っています。対象児童は小学校1年生から小学校6年生まで、開設日及び時間は平日午後6時30分までです。土曜日も開設しています。	青 少 年 ス ポーツ室

施策内容（2）就学支援の充実

No.	事業名・取組内容		所管課
1 (2) ①	幼稚園就園奨励費補助	幼稚園教育の振興と保護者の負担軽減を図るため、園児の世帯の市町村民税課税額に応じて補助金を交付しています。	子 育 て 支 援 課
1 (2) ②	保育料減免	保育所（園）、公立幼稚園、認定こども園及び小規模保育施設の保育料について、申請の上、市が定める条件に該当する際に減額を行っています。	子 育 て 支 援 課

No.	事業名・取組内容		所管課
1 (2) ③	就学援助制度	市立小・中学校に子どもを就学させることが経済的に困難な保護者に、学校の費用の一部を援助する制度です。	学事課
1 (2) ④	東大阪市特別支援教育就学奨励費	市立小・中学校の支援学級に在籍されている児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため、必要な義務教育経費の一部を援助しています。	学事課
1 (2) ⑤	東大阪市立障害児者支援センター レピラ	発達の遅れや、心身に障害のある子どもについての総合的な支援をする施設です。診療、療育、訓練等を行い、子どもの発達や障害に関する相談を行っています。	子ども家庭課

施策内容（３）大学等進学に対する教育機会の提供

No.	事業名・取組内容		所管課
1 (3) ①	東大阪市奨学金制度	経済的な理由で就学が困難な方に対して、選考の上、無利子で奨学金をお貸しする制度です。卒業後には、返還の義務が生じます。	学事課
1 (3) ②	母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方等を対象として、修学資金・就学支度資金等を貸付する制度です。 ※貸付金には、有利子・無利子のものがあります。	子ども家庭課

施策内容（４）生活困窮世帯への学習支援

No.	事業名・取組内容		所管課
1 (4) ①	生活困窮者自立支援事業(学習等支援事業)	生活保護世帯や生活困窮世帯等の子どもたちの健やかな育成を推進するため、学習支援や子どもへの居場所の提供等の取組により、貧困の連鎖の防止に繋げることを目的とし、中学生を対象に事業を実施しています。	生活福祉室

施策内容（５）その他の教育支援

No.	事業名・取組内容		所管課
1（５）①	早寝・早起き・朝ごはん運動	市内在住の幼稚園児・保育所（園）・認定こども園児、小中高生の生活リズムを整え、ひいては学力の向上を目指して取り組んでいる事業です。啓発ポスター・チラシの配布や、機会のあるごとに市内各種団体への協力の呼びかけ等を実施しています。	青少年スポーツ室
1（５）②	ブックスタート事業	各保健センターで実施する乳幼児（４か月）健診の際に、全世帯に絵本を配布し、１人１人に読み聞かせを実施し、親子が絵本を介しお互いの肌の温もりを感じながら、楽しいひとときを共有し、親子がふれあう「親と子の本の時間」を応援しています。	社会教育課
1（５）③	キャリア教育推進事業	子どもたちが地元を大切に思う心「地尊感情」を育むキャリア教育の推進を目的に以下の事業を実施しています。 ①キャリア教育プログラムの充実 ②教職員向け『キャリア教育研修』の実施 ③経済部と連携してモノづくり体験教室の推進	学校教育推進室
1（５）④	インターンシップ体験活動	市立高校の生徒が自己の職業適性や将来設計について考え、確かな職業観、勤労観の育成のため、市内及び関係施設において職場体験を行っています。	学校教育推進室
1（５）⑤	小中学校における体験学習（職場体験等）	【小学校】 小学校では、商業に結びつくキッズマートや米作り等の体験学習・ものづくり体験や工場の社会見学・職業人への聞き取り学習に取り組んでいます。 【中学校】 中学校では職業調べ、キャリアデイとして職業人の話を聞く学習・「職場体験学習」等を行っています。	学校教育推進室

【施策の方向2】生活の支援 ～くらしを応援～

施策内容（1）保護者の生活支援

No.	事業名・取組内容		所管課
2（1）①	生活保護制度	病気になったり、職を失ったり、その他さまざまな事情で生活が苦しくなり、努力してもなお、生活ができないときに、世帯の生活を援助し、自立した生活を送れるように支援するための制度です。各福祉事務所にて相談支援を行っています。	生活福祉室 各福祉事務所
2（1）②	生活困窮者自立支援制度	生活困窮者自立支援法に基づき、相談窓口を設置しています。生活に困っている方に対し、相談を受けて支援プランを共に考え、就労支援や家計の見直し、債務整理等、自立に向けた支援をすることで生活再建をすすめていくものです。個別の事情に対し、他機関と連携する場合があります。	生活福祉室
2（1）③	がん検診・成人歯科健診事業	がんの早期発見、早期治療を目的にがん検診を実施しています。（女性は20歳以上で子宮がん、40歳以上乳がんを2年に1回）、その他、40歳以上の肺、大腸、胃のがん検診を実施。自己負担は非課税、生活保護世帯は無料です。成人歯科健診は30歳以上の5歳刻みの年齢で無料で実施しています。 ※年齢の上限あり。	健康づくり課
2（1）④	育児支援すくすく事業	適切な保育を必要としている親子等に保育所（園）を開放し、保育所（園）児との交流を通じて、保護者に対して育児の仕方等について相談助言等を行っています。	子育て支援課 保育室

No.	事業名・取組内容		所管課
2 (1) ⑤	地域子育て応援団事業	事業者等に協力会員になっていただき、「地域子育て応援団」として子育てサポーターへつなぐなど、地域全体でサポートする仕組みづくりを行っています。また、子育て情報をウェブサイトや冊子、メールマガジン等によって提供し、地域の子育てを支援しています。	子育て支援課
2 (1) ⑥	保育所地域活動事業	保育所（園）において、園庭開放（赤ちゃん教室、土曜自由来所も含む）等で親子で遊ぶ場を設定したり、育児不安を持つ保護者等に対し情報の提供や育児相談等を行うことで子育て支援を行っています。	子育て支援課 保育室
2 (1) ⑦	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	【ショートステイ】 保護者が出産・疾病・看護、事故及び災害等の理由により一時的に家庭において養育できない場合に、7日以内の範囲で子どもを預かり養育を行っています。 【トワイライトステイ】 保護者が仕事のため帰宅が夜間になる場合や、休日に不在となる場合等に、夕刻から夜までの間、子どもを預かり養育を行っています。	子ども見守り課
2 (1) ⑧	子育てサークルへの支援	子育てに不安を持つ保護者に対し、子育てのアドバイスや相談に応じるとともに、個々の親子をつなげ、子育てサークルとしての活動へ導くため、子育てのつどいを開催しています。また既に活動しているサークルに対して、保育士、保健師の派遣、遊具や活動する部屋の貸出等を行い、運営のアドバイスや講演会を開催しています。	子育て支援課 社会福祉協議会 保育室 母子保健・感染症課 保健センター

No.	事業名・取組内容		所管課
2 (1) ⑨	地域子育て支援拠点事業	【地域子育て支援センター事業】 地域全体で子育てを支援する基盤づくりのため、子育て支援センターを中心に子育て相談、子育てサークルの育成支援等地域の子育て家庭への支援を行っています。 【つどいの広場事業】 主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽につどい、打ち解けた雰囲気の中で交流し、育児相談等ができる場を提供しています。	子 育 て 支 援 課 保育室

施策内容（２）子どもの生活支援

No.	事業名・取組内容		所管課
2 (2) ①	ひきこもり等子ども・若者支援事業	来所による相談等により、ひきこもり状態から脱出できるように支援を行うもので、社会復帰へとつなげることを目的としています。	青 少 年 ス ポーツ室

施策内容（３）関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

No.	事業名・取組内容		所管課
2 (3) ①	小地域ネットワーク事業	地域の高齢者、障害者（児）、及び子育て家庭等支援を必要とする人が安心して生活できるように、地域住民による「支え合い」「助け合い」活動を展開し、あわせて地域における福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりを進めています。	福祉企画課
2 (3) ②	地域における相談機能の充実	地域における民生委員・児童委員、主任児童委員、母子福祉推進委員が、ひとり親家庭の抱えている悩みについて相談に応じ、各種サービスの紹介等関係機関と連携して見守っています。	生活福祉室 子 ども 家 庭 課

No.	事業名・取組内容		所管課
2 (3) ③	母子・父子自立支援員による相談活動	各福祉事務所に配属された母子・父子自立支援員が、母子父子寡婦福祉資金の貸付等の手続き業務をはじめ、住宅や生活、子育ての問題、就業相談・支援、離婚・離婚前相談等、ひとり親家庭に対して自立に必要な情報提供や相談にあたっています。	子ども家庭課 福祉事務所
2 (3) ④	地域や関係機関、団体との連携した取組の推進(愛ガード運動推進事業)	地域で子どもを守る活動と防犯教室をすすめています。また、学校園、少年サポートセンター、子ども家庭センター、警察が情報交換と連携を図っています。	学校教育推進室
2 (3) ⑤	コミュニティソーシャルワーカーの配置	援護を必要とする高齢者や障害者、子育て中の親等に対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎ等をするなど、要援護者の課題を解決するための援助を行っています。	福祉企画課
2 (3) ⑥	児童虐待防止事業（東大阪市要保護児童対策地域協議会）	要保護児童対策地域協議会の運営や、啓発活動として子育て講演会、研修会等に取り組む一方、3地域（東・中・西）会議において、定期的に情報交換や、事例検討に取り組んでいます。毎年11月には虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施しています。	子ども見守り課

施策内容（４）妊娠期から切れ目のない支援

No.	事業名・取組内容		所管課
2 (4) ①	保健師家庭訪問事業	主に妊娠時、新生児、乳幼児期に住所地を担当する保健師が家庭に訪問して、心身の状況、育児等について相談に応じ、情報提供や支援を行うとともに必要な機関へのつなぎを行っています。	母子保健・感染症課 保健センター

No.	事業名・取組内容		所管課
2 (4) ②	妊婦健康診査・妊婦 歯科健診・産後健診	妊娠期には、健康で安全な出産を迎えるための母体管理をするために産科医療機関での定期的な受診が必要です。また、産後は心身ともに健康で育児を行うためにも産後健診を全産婦に受けていただくことが重要であり、経済的な負担を軽減するために補助を行っています。	母子保健・感 染症課 保 健 セ ン ター
2 (4) ③	乳児一般・後期健康 診査	生後 1 か月頃と生後 10 か月頃の成長や発達が著しい時期に、それらや育児の状況を確認するため、乳児一般・後期健康診査を委託医療機関で無料で実施します。継続的に発達・発育・育児の様子観察が必要な家庭については、委託医療機関からの連絡を受け、保健センターでの支援を行っています。	母子保健・感 染症課 保 健 セ ン ター
2 (4) ④	乳幼児家庭全戸訪 問事業	生後 4 か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供や助言を行うとともに、養育困難な家庭に対しては、早期に適切なサービスに結びつけるように支援しています。	母子保健・感 染症課 保 健 セ ン ター
2 (4) ⑤	乳幼児（4 か月・1 歳半・3 歳半）健康 診査	乳幼児の月齢に応じた発育・発達状況について、体重・身長計測、医師・歯科医師の診察、保健師、栄養士、心理職等の専門家による育児相談を行っています。特に母子を取り巻く育児環境は社会情勢に影響を受けるため、必要に応じて個別支援を健診後も継続して丁寧に対応しています。	母子保健・感 染症課 保 健 セ ン ター
2 (4) ⑥	児童虐待発生予防 システム構築事業	1 歳 6 か月児健診及び 3 歳 6 か月児健診の未受診家庭を民生委員・児童委員が家庭訪問して、健診の受診をすすめ、必要な養育支援につなげています。	子 ども 見 守 り 課
2 (4) ⑦	子育て支援電話相 談事業	子育てについての不安や悩み・18 歳未満の子どもに関する相談に、休日・夜間を問わず 24 時間・365 日相談員が電話で応じています（必要に応じ東大阪市内の関係機関をご案内します）。	子 ども 見 守 り 課

No.	事業名・取組内容		所管課
2(4)⑧	養育支援訪問事業	特に養育支援が必要と思われる家庭を対象に、子育て支援員や助産師が家庭訪問し、保護者の養育能力を向上させるための支援(相談支援や育児・家事援助等)を行っています。	子ども見守り課 母子保健・感染症課 保健センター
2(4)⑨	ティーンズママの会	10代で妊娠・出産した母親を対象にして、親子が集う会を設けています。仲間と一緒に季節ごとのイベントを行ったり、調理実習等を通して食生活を見直す機会や、子どもへの手作りのおもちゃを作ったりしています。母親にとって、会が居心地のよい場となり、子育てに関する知識や方法を身につけることができるように、保健師や助産師、保育士がさまざまな相談やアドバイスをしています。	母子保健・感染症課 保健センター

施策内容(5) 住宅の支援

No.	事業名・取組内容		所管課
2(5)①	市営住宅整備事業	東大阪市公営住宅等長寿命化計画に基づき老朽市営住宅の建替えを行い、若年者世帯を含む住宅に困窮している低額所得世帯への良質な住宅を供給しています。また、若年者世帯への生活支援を目的とし、「ともに35歳以下の夫婦」、「ともに35歳以下の夫婦と子」又は「非婚を含む35歳以下のひとり親と子」で構成される世帯を対象に入居から10年間の期限付き入居を募集しています。	住宅政策室
2(5)②	住宅確保給付金制度(生活困窮者自立支援制度)	就労意欲のある65歳未満の方で2年以内に離職または廃業により家賃の支払いに困り、住居を失った方、または失うおそれのある方を対象に、一定期間、住居確保給付金(限度あり)を支給し、生活の土台となる住居を確保するとともに就職に向けた支援を行っています。 ※給付要件あり。	生活福祉室

施策内容（６）相談機能の充実

No.	事業名・取組内容		所管課
２（６）①	すこやかテレホン事業	東大阪市青少年補導センター内にて、すこやかテレホン相談員（市少年補導員）が交代で電話対応しています。来所相談や、メールでの相談も受付けています。（東大阪少年補導協会に委託して事業を行っています。）	青 少 年 ス ポーツ室
２（６）②	児童家庭相談事業	市の児童虐待に係る通告窓口であり、要保護児童対策地域協議会の調整機関である各福祉事務所で、０歳から１８歳までの児童及び家庭に関する相談全般に応じ、適切な窓口の紹介や継続的な相談・支援を行っています。	子 ども 見 守 り課 家 庭 児 童 相 談室
２（６）③	児童相談事業（学校生活等に関する相談）	個別相談（相談・助言及び保護者はカウンセリング、児童はプレイセラピー）・ケースワークを実施しています。	教 育 セ ン ター
２（６）④	東大阪市立男女共同参画センター・イコラム（相談事業）	男女共同参画社会を目指し、さまざまな悩みについて、女性のための相談（電話、心理面接、法律、労働、多言語）、男性のための相談（電話）を実施しています。	男 女 共 同 参 画課
２（６）⑤	DV対策事業	DVに関する専門相談を通じて、DV被害者を支援しています。	男 女 共 同 参 画課

施策内容（７）子どもの居場所づくり（居場所づくりによる支援）

No.	事業名・取組内容		所管課
２（７）①	子どもの居場所づくり支援事業	子どもの居場所づくりを実施する地域のボランティアやNPO、事業所等と協働し、意見交換や情報共有を行うネットワークを構築します。また、子どもたちの発想や思いが大切にされるような居場所づくりの支援を行います。	子 ども 家 庭 課

【施策の方向3】保護者に対する就労の支援 ～家族の応援～

施策内容（1）保護者に対する就労の支援

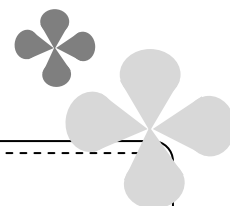
No.	事業名・取組内容		所管課
3（1）①	母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭の親を対象に就業支援講習会や就業相談、法律相談等を実施しています。	子ども家庭課
3（1）②	母子・父子家庭自立支援給付金事業	【自立支援教育訓練給付金】 母子家庭の母や父子家庭の父が教育訓練講座を受講した場合に当該母子家庭の母や父子家庭の父に対し経費の一部を支給しています。 【高等職業訓練促進給付金】 母子家庭の母や父子家庭の父が就職の促進に効果の高い資格の取得を目指すために養成期間で修業する場合に、一定期間高等技能訓練促進費を支給しています。	子ども家庭課
3（1）③	母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者の自立を促進するために、個々の児童扶養手当受給者の状況等に対応した自立支援プログラムを母子・父子自立支援員が策定し、母子家庭等就業・自立センター事業等の活用やハローワーク等の関係機関との連携を図りながら、きめ細かで継続的な自立・就労支援を実施しています。	子ども家庭課
3（1）④	ワークサポート事業	障害者、母子家庭の母、中高年齢者等で、就労意欲がありながら、さまざまな阻害要因を抱えているため就労できない就労困難者等に対して就労支援を行っています。	労働雇用政策室
3（1）⑤	就活ファクトリー東大阪の設置	39歳以下の若者と女性（女性は年齢制限無し）を対象に、相談及びキャリアカウンセリング業務と各種セミナー及び企業・人材交流業務を実施しています。	労働雇用政策室

【施策の方向 4】経済的支援

施策内容（1）経済的支援

No.	事業名・取組内容		所管課
4（1）①	母子福祉資金、父子福祉資金の貸付	20 才未満の子どもを養育している母子家庭、父子家庭への貸付制度です。 （貸付の種類）修学資金、就学支度資金、技能習得資金、生活資金など。	子ども家庭課 福祉事務所
4（1）②	子ども医療費助成事業	子どもが医療機関等で受診したときに支払う保険診療にかかる自己負担金の一部と入院時の食事代の自己負担金を助成しています。 ※年齢制限あり。	医療助成課
4（1）③	ひとり親家庭医療費助成事業	児童扶養手当、遺族年金等を受けている、もしくはそれに準ずる基準を満たすひとり親（父、母または養育者とその子）の方が、医療機関等で受診したときに支払う保険診療にかかる自己負担金の一部を助成しています。	医療助成課
4（1）④	児童手当事業	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的とし、児童を養育している父母、または父母に代わってその児童を養育している方に児童手当を支給する制度です。支給期間は児童が中学校修了前（15 歳到達後最初の年度末）までです。	国民年金課
4（1）⑤	児童扶養手当事業	ひとり親家庭（父または母が政令で定める程度の障害の状態にある場合も含む）の父母、または父母に代わってその児童を養育している方に児童扶養手当を支給する制度です。支給期間は児童が 18 歳に達した日以後の最初の 3 月末まであるいは、政令に定める程度の障害がある場合は 20 歳未満までです。 ※所得制限あり。	国民年金課

第5章 計画の推進に向けて



第5章 計画の推進に向けて

1. 本市各部局の連携

この計画は本市における子どもたちや子育て家庭の貧困対策の指針となるものであり、推進にあたっては東大阪市全体で取り組み、本市の各部局が横断的・総合的に連携して施策を実施し、情報の共有に努めます。

2. 関係機関・団体等との連携

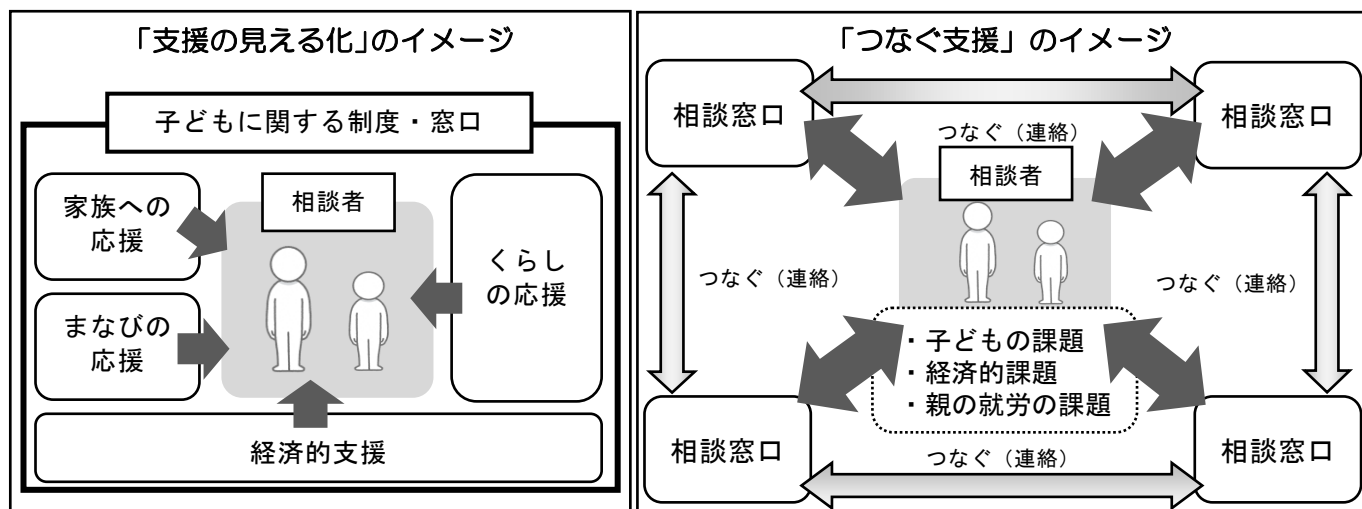
民生委員・児童委員・主任児童委員・母子福祉推進委員等をはじめ、東大阪市社会福祉協議会、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校、子育て支援センター等の関係機関や、地域における福祉の関係者や事業者との連携を強化し、この計画を推進します。また、子どもや子育て家庭の貧困対策については、東大阪市の実情に応じた支援が必要になるとともに、広域的な支援を実施していく必要があるため、大阪府およびその他関係機関との連携も行っていきます。

3. 「支援の見える化」と「つなぐ支援の強化」

本市では子ども・子育てに関するさまざまな事業に取り組んでいますが、どのような支援がどこで受けられるのかを市民が把握することは大変なことです。本市の取組事業を一覧化してウェブサイトで紹介したり、相談窓口・支援制度をわかりやすいパンフレットにまとめて配布したりするなど、「支援の見える化」を図ります。

また、支援を必要とする市民の相談は各部局の相談窓口で対応していますが、相談を受けた窓口が複合的な課題を把握し、課題へ適切に対応することが求められています。必要な支援へ「つなぐ支援」の仕組みにより、ニーズに適した支援の提供を目指します。

図：「支援の見える化」と「つなぐ支援の強化」



4. 子どもの成長に応じた支援の提供

すべての子どもたちの権利が守られ、一人ひとりの意欲や主体性が尊重されながら本市で健やかにのびのびと成長していけるように支援していく必要があります。就学前、小学校期、中学校期、中学校卒業以降と子どもたちが成長していく過程において、さまざまな体験活動や地域活動等への参加を通じて、地域の子も同士や大人とふれあい、絆を深め、自己有用感・自己肯定感や本市で暮らす喜びを感じられるように、子どもたちのライフステージに応じた長期的な切れ目のない支援を行います。

図：子どもたちのライフステージに応じた支援のイメージ

妊娠期～就学前	小学校期	中学校期	中学校卒業以降
育児支援すくすく教室事業	留守家庭児童育成事業		インターンシップ体験活動
保育所地域活動事業	すこやかテレホン事業		ひきこもり等子ども・若者支援事業
子育て短期支援事業(ショートステイ)	小中学校における体験学習(職場体験等)		
子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	学びのトライアル事業		
子育てサークルへの支援	スクールカウンセラーの配置		
地域子育て支援センター事業	スクールソーシャルワーカーの配置		
つどいの広場事業	不登校総合対策事業		
乳幼児家庭全戸訪問事業	教育支援センター事業		
地域子育て応援団事業	教育相談・発達相談(教育センター)		
ティーンズママの会	就学援助制度		
幼稚園就園奨励費補助	東大阪市特別支援教育就学奨励費		
保育料減免	愛ガード運動推進事業		
乳幼児(4ヶ月・1歳半・3歳半)健康診査		学習支援事業	
ブックスタート事業		キャリア教育推進事業	
乳児一般・後期健康診査		東大阪市奨学金制度	
妊婦健康診査・妊婦歯科健診・産後健診		母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	
保健師家庭訪問事業	児童相談事業(学校生活等に関する相談)		
	スクールサポーターの配置		
	子ども医療費助成事業		
	早寝・早起き・朝ごはん運動		
	東大阪市立障害児者支援センターレビラ		
	子育て支援電話相談事業		
	児童家庭相談事業		
	児童手当事業		
	児童扶養手当事業		
	ひとり親家庭医療費の助成		

5. 計画の普及・啓発活動

この計画の推進にあたっては、広報紙をはじめ、さまざまな媒体や機会を活用し、計画内容の広報・啓発に努めます。また、各支援制度を一覧化することで支援の見える化を図り、制度の周知を徹底することで、着実な支援の実施を目指します。

また、子どもの貧困対策に関わる国の方針や、社会経済状況等の変動により本市の取り組む事業が変わる可能性があります。毎年、事業の確認を行うとともに、修正・加筆し、ウェブサイトに掲載することで、計画期間中もタイムリーな情報を市民と共有できるように、適時発信していきます。

6. 子どもの生活実態に関する調査研究等

子どもたちが置かれている状況を、子どもの貧困の視点だけではなく、さまざまな視点で分析するための調査研究を継続して実施します。

7. 子どもの居場所づくり

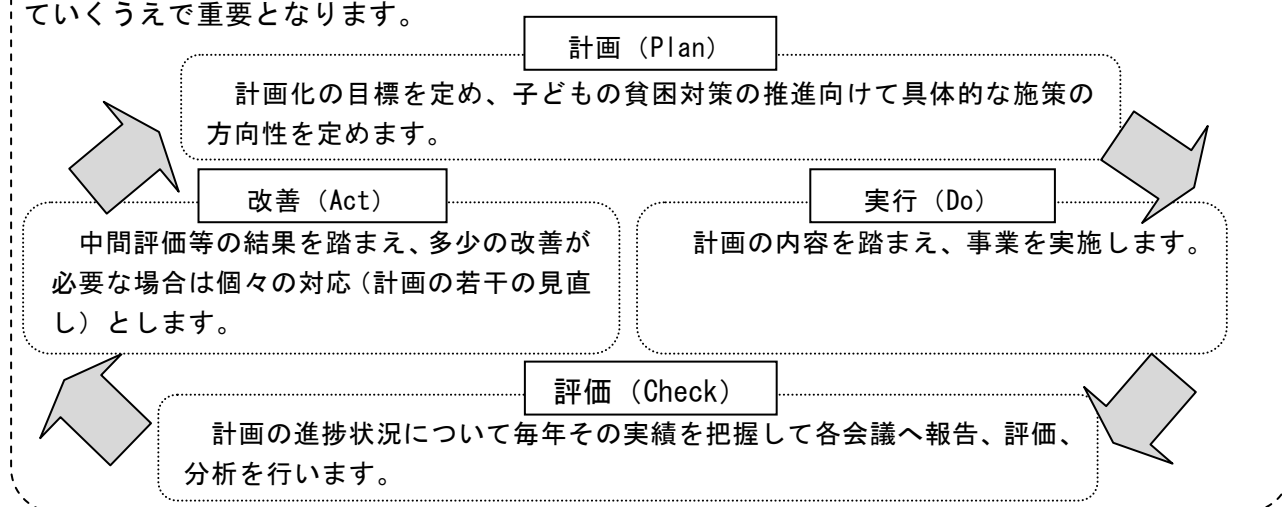
子どもたちは家族や友人、地域の人々の関わりの中で自己有用感・自己肯定感を育んでいます。また、子どもたちが自分の思いを表現し周囲から認められる経験を重ねていくことで、自らを大切に自由な生きいきと過ごすことができます。一方で、放課後をひとりで過ごす子どもや休日に親と過ごす時間が短い子どももいることから、子どもたちが社会的に孤立することないように、地域のボランティアやNPO、事業所等と協力し、子どもが安心してのびのびと過ごすことができる居場所づくりが必要です。そして、子どもたちの発想や思いが大切にされるように、本市では居場所づくりの支援のあり方を検討し、ネットワークを構築していきます。

8. 計画の進行管理

「PDCA」の観点から計画に定めた施策についての進捗状況の把握、計画の進行管理を行います。毎年、全庁的な進捗状況を確認し、「東大阪市社会福祉審議会」に報告するとともに市民に対しても公表していきます。

PDCAサイクルとは

PDCAサイクルとは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善等に広く利用されているマネジメント手法であり、PDCAとは「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（評価）」、「Act（改善）」のそれぞれの頭文字を示しています。業務の遂行にあたり、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへと繋げていく過程が、計画の質を高めていくうえで重要となります。



9. 計画の効果的な運用

今後の社会経済状況の変化や国における関係法令の改正をはじめとした、子どもの貧困に関する施策の見直し等により、この計画の取組が変わることも予想されます。

施策の展開に際しては、これらの状況の変化も踏まえながら、本計画が可能な限り着実に推進するように努めるとともに、新たな制度に対しても積極的に取り組むなど、的確かつ柔軟に対応していきます。

東大阪市子どもの未来応援プラン策定について（意見具申）

平成29年度社会福祉審議会児童福祉専門分科会に諮問された「東大阪市子どもの未来応援プラン」について、計画の策定、推進にあたっては下記の事項に留意いただき、取り組みを進めていただきたい。

記

1 本市の子どもを取り巻く環境を把握するために実施した、子どもの生活実態調査の結果を踏まえて計画を策定いただいたが、調査結果のみならず、結果には反映されない潜在的な現状も読み取り施策を推進していただきたい。

2 「児童の権利に関する条約」「児童福祉法」の理念に基づき、今後、「子どもが参画する施策の推進」に視点を置いて施策を推進していただきたい。

3 複合的な問題への対応として、施策体系にある制度・取り組みが単体で終わることのないように、必要な制度・取り組みへと「つなぐ支援」を推進していただきたい。

4 子どもに関する問題の解決には複合的な問題に対応する必要があり、市のさまざまな事業をマネジメントする責任ある部署を立ち上げて取り組む必要があると考える。体制については、今後も検討していただきたい。

平成30年 2月13日

社会福祉審議会 児童福祉専門分科会

会長 中川 千恵美

資料編



資料編

1. 計画に関する条例、要綱

東大阪市社会福祉審議会条例

平成 17 年 1 月 21 日東大阪市条例第 2 号
改正

平成 26 年 6 月 30 日条例第 28 号

平成 29 年 3 月 31 日条例第 8 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、本市に東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項の特例)

第 2 条 審議会は、法第 12 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

2 審議会は、前項の事項のうち、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 25 条に規定する事項を、同条の幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関として調査審議する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了する時までとする。

(委員長の職務の代理)

第 4 条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上の者から審議すべき事項を示して招集の請求があったときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該臨時委員に係る特別の事項について審議会が会議を開く場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会ごとに専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会にあつては、委員)の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員(民生委員審査専門分科会にあつては、委員)がその職務を代理する。

5 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行後最初に行われる審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附則(平成26年6月30日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成29年3月31日条例第8号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

東大阪市社会福祉審議会規則

平成 17 年 1 月 31 日東大阪市規則第 1 号
改正

平成 17 年 3 月 31 日規則第 27 号

平成 24 年 3 月 29 日規則第 16 号

平成 26 年 9 月 30 日規則第 51 号

平成 29 年 3 月 31 日規則第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東大阪市社会福祉審議会条例（平成 17 年東大阪市条例第 2 号）第 7 条の規定に基づき、東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第 2 条 専門分科会及びその調査審議する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
- (3) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- (4) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉並びに母子保健に関する事項

2 審議会は、前項各号に定める専門分科会のほか、必要に応じ、その他の専門分科会を置くことができる。

3 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。）の所管に属する専門事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第 3 条 審議会は、障害者福祉専門分科会に次の各号に掲げる審査部会を置く。

- (1) 視覚障害審査部会
- (2) 聴覚障害等審査部会
- (3) 肢体不自由審査部会
- (4) 内部障害審査部会
- (5) 更生医療機関審査部会

2 審議会は、前項第 1 号から第 4 号までに掲げる審査部会に身体障害者の障害の種別ごとに障害程度の審査に関する事項並びに身体障害者手帳に係る指定医の指定及び取消しに関する事項を、前項第 5 号に掲げる審査部会に更生医療を担当する医療機関の指定及び取消し並びに担当する医療の種類の変更に関する事項を、それぞれ調査審議させるものとする。

3 審査部会ごとに審査部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 審査部会長は、会務を掌理する。

5 審査部会長に事故があるとき、又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(審査部会の会議)

第4条 審査部会の会議は、審査部会長が招集し、審査部会長がその議長となる。

2 審査部会の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

4 審議会は、前条第2項に定める事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第27号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日規則第16号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月30日規則第51号) 抄

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日規則第24号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

東大阪市子どもの貧困対策推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条に定める地方公共団体の責務に応じるために、地域の状況に応じた子どもの貧困対策の推進を目的として、東大阪市子どもの貧困対策推進委員会(以下「推進委員会」という)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子どもの貧困対策に関する調査研究及び検討に関すること。
- (2) 子どもの貧困対策事業にかかる施策推進に関すること。
- (3) その他、子どもの貧困対策事業の推進のために必要と認められること。

(組織)

第3条 推進委員は、委員長、副委員長及び別表1の職にある者をもって組織する。

- 2 委員長は、子どもすこやか部を所管する副市長とする。
- 3 副委員長は、子どもすこやか部長とする。
- 4 推進委員会は、委員の過半数の出席を持って成立するものとする。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、推進委員会を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会の会議は委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長が必要と認めたときは、関係者に出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。

(ワーキングチーム)

第6条 推進委員会の所掌事務を具体的に検討するためワーキングチームを置き、座長、副座長及びワーキングチーム委員をもって組織する。

- 2 座長には、子どもすこやか部次長を、副座長には子ども家庭課長をもって充てる。
- 3 ワーキングチーム員は、別表2に掲げる者とする。
- 4 ワーキングチームは推進委員会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 5 ワーキングチームは、必要に応じて座長が招集する。
- 6 ワーキングチームが必要と認めるときは、ワーキングチーム員以外の者に出席を求めることができる。
- 7 ワーキングチームにおいて検討を伴った事項については、推進委員会で報告する。

(事務局)

第7条 推進委員会に事務局を置き、別表3に掲げる所属が担当する。

- 2 事務局は、推進委員会及びワーキングチームにおける検討のための資料作成の取りまとめ等、事前準備及び調整を行う。
- 3 推進委員会の庶務は、子どもすこやか部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱の定めるもののほか、推進委員会及びワーキングチームの運営に関して必要な事項は委員長が定める。

附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2. 東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿

◎会長 ○会長代理

(50 音順、敬称略)

委員氏名	所属団体等
○井上 寿美	大阪大谷大学 教育学部 准教授
遠藤 加代子	東大阪市母子寡婦福祉会 副会長
勝山 真介	東大阪市社会福祉事業団 東大阪市立障害児者支援センター長
◎中川 千恵美	大阪人間科学大学 社会福祉学科 教授
福田 実加	連合東大阪地区協議会委員
森田 信司	東大阪市私立保育会 会長
山田 祥隆	東大阪市福祉施設会 会長
吉田 聖子	東大阪市議会議員

3. 計画の策定過程

東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、全4回の審議を行いました。

回数	開催日	内容
第1回	平成29年5月25日(木)	「(仮称) 東大阪市子どもの貧困対策計画」策定について
第2回	平成29年7月20日(木)	アンケート調査の内容について
第3回	平成29年12月22日(金)	(1)「子どもの生活に関する実態調査」の集計結果について (2)(仮称) 東大阪市子どもの貧困対策計画について
第4回	平成30年2月13日(火)	(仮称) 東大阪市子どもの未来応援プラン素案の確認について

4. 子どもに関する制度・相談窓口一覧（平成30年3月現在）

- 「★」が付いている事業は、お子さんからの相談にも応じています。
- QRコードには、各相談窓口や制度等を詳しく紹介している市のWebサイトのURLが記録されています。

①教育センター教育相談

事業	事業内容(詳細)	場所	曜日	問い合わせ先	QRコード
来所相談	いろいろな課題を抱える子どもたちの養育や教育、発達に関わる来所相談を教育センターにて行っています。	教育センター	平日 土曜日(月2回)	06-6727-0113	
★子どもの悩み 電話相談	学習上の問題、進路の問題、友人関係、しつけ、親子関係、いじめ、不登校等、学校、園生活における子ども(主として幼児・児童・生徒)に関する悩みの電話相談を行っています。	教育センター	平日	06-6720-7867	
★いじめ・悩み 110番	子どものための相談窓口～ひとりでなやまないで！ひとりにさせないよ～	教育センター	平日	06-6732-0110	

②生活に困った時の相談窓口

事業	事業内容(詳細)	場所	曜日	問い合わせ先	QRコード
生活保護制度	病気になったり、職を失ったり、その他さまざまな事情で生活が苦しくなり、努力してもなお、生活ができないときに、世帯の生活を援助し、自立した生活を送れるように支援するための制度です。	各福祉事務所	平日	≪東福祉事務所≫ 072-988-6616 ≪中福祉事務所≫ 072-960-9271 ≪西福祉事務所≫ 06-6784-7696	
生活困窮者自立支援制度	生活にお困りの方の自立の支援に関する相談や就労支援、家計相談、多重債務相談等を行っています。また、離職中の方で、働く能力や意欲のある方のうち、住居を喪失している方または喪失するおそれのある方を対象として、住居費を支給するとともに、支援員による就労支援等を実施しています。	生活福祉室	平日	06-4309-3182	

③子どもに関する相談窓口

事業	事業内容(詳細)	場所	曜日	問い合わせ先	QRコード
家庭児童相談室	18歳未満の子どもと家族に関する相談全般に応じ、適切な窓口の紹介や継続的な相談・支援を行っています(児童虐待に関する市の通告窓口です)。	各福祉事務所	平日	≪東福祉事務所≫ 072-988-6619 ≪中福祉事務所≫ 072-960-9274 ≪西福祉事務所≫ 06-6784-7982	
子育て相談ダイヤル	子育てに関する悩み・18歳未満の子どもに関する相談に、休日・夜間を問わず24時間・365日いつでも、相談員が電話で応じています(必要に応じ東大阪市内の関係機関をご案内いたします)。			072-961-0178	
子ども家庭センター	子どもに関する養護相談(児童虐待等)、その他あらゆる問題について、家庭やその他からの相談に応じています。また、配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV相談に応じています。	東大阪 子ども家庭 センター	平日	06-6721-1966 (東大阪市・ 八尾市・ 柏原市担当)	
東大阪 市立障害児者 支援センター レピラ (基幹相談支援センター)	発達の遅れや、心身に障害のある子どもについての総合的な支援機関です。 診療、療育、訓練等を行い、子どもの発達や障害に関する相談に応じています。	東大阪 市立 障害児者 支援センター レピラ (基幹相談支援センター)	平日	072-975-5708	
ひきこもり等子ども・若者支援事業	ひきこもりや不登校の状態にある16歳以上の子ども・若者およびその保護者を対象に、家族相談・本人相談、家族交流会、各種セミナー等を行っています。	くるみ 東大阪	月・火・水・金 (祝日除く) 10:00～ 16:00	06-6727-0535	

④その他相談窓口

事業	事業内容(詳細)	場所	曜日	問い合わせ先	QRコード
ソーシャルワーカー コミュニケーション	援護を必要とする高齢者や障害者、子育て中の親等に対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎをするなど、要援護者の課題を解決するための援助を行っています。	福祉企画課 東大阪市 社会福祉協議会	平日	《福祉企画課》 06-4309-3181 《東大阪市社会福祉協議会》 06-6789-7201	

⑤各種手当・制度・奨学金について

事業	事業内容(詳細)	場所	曜日	問い合わせ先	QRコード
児童手当	児童手当は、中学校修了前(15歳到達後最初の年度末まで)の子どもを養育している父母その他の保護者に手当を支給する制度です。	国民年金課	平日	06-4309-3165	
就学援助制度	市立小・中学校に子どもを就学させることが経済的に困難な保護者に、学校の費用の一部を援助する制度です。 ※就学援助を受けるための申請書は、4月初旬に子ども一人に1枚、学校からお渡ししています。	学事課	平日	06-4309-3271	
奨学金	経済的な理由で修学が困難な方に対して、選考の上、無利子で奨学金をお貸しする制度です。 ※東大阪市が貸与する奨学金であり、日本学生支援機構等による奨学金とは異なります。卒業された後には、返還の義務が生じます。	学事課	平日	06-4309-3271	
子ども医療費 助成制度	中学校卒業までの子どもが、医療機関等で受診されたときに支払う保険診療の自己負担金の一部を助成する制度です。	医療助成課	平日	06-4309-3166	

⑥ひとり親家庭の方を対象とする制度、支援について

事業	事業内容(詳細)	場所	曜日	問い合わせ先	QRコード
母子・父子自立支援員	離婚前相談や修学・就職の問題、その他いろいろな身の上相談に応じることができる専門の職員として、各福祉事務所および本庁舎に配置しています。	各福祉事務所 子ども家庭課	平日	≪東福祉事務所≫ 072-988-6619 ≪中福祉事務所≫ 072-960-9274 ≪西福祉事務所≫ 06-6784-7982 ≪子ども家庭課≫ 06-4309-3194	
福祉資金の貸付 母子・父子・寡婦	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方等を対象として、修学資金、就学支度資金、修業資金、技能習得資金等を貸付する制度です。 ※貸付金には、有利子・無利子のものがあります。	各福祉事務所	平日	≪東福祉事務所≫ 072-988-6619 ≪中福祉事務所≫ 072-960-9274 ≪西福祉事務所≫ 06-6784-7982	
ひとり親家庭 の法律相談	法律に関することや、専門的な相談に対応するために本庁舎にて弁護士相談を実施します。相談は無料です。	子ども家庭課	月1回	06-4309-3194	
高等職業訓練促進 給付金等事業	市が指定する就職に有利な資格、経済的自立に効果的な資格の取得を目指す際に、訓練期間中の生活の負担軽減のため、高等職業訓練促進給付金を支給しています。 また、養成機関への入学時における負担を考慮し、高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給しています。 ※受講前の事前相談・申請が必要です。	各福祉事務所 子ども家庭課	平日	≪東福祉事務所≫ 072-988-6619 ≪中福祉事務所≫ 072-960-9274 ≪西福祉事務所≫ 06-6784-7982 ≪子ども家庭課≫ 06-4309-3194	
自立支援教育訓練 給付金事業	就職に結びつく可能性の高いと思われる指定した講座(教育訓練給付講座)を受講した場合に、受講料の6割相当額(上限20万円)を支給しています。 ※受講前の事前相談・申請が必要です。				

高等学校卒業程度認定試験 合格支援事業	ひとり親家庭の学び直しを支援するため、高校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、試験合格のための対策講座等を受講した場合に、受講費用の軽減のために給付金を支給します。 ※受講前の事前相談・申請が必要です。	各福祉事務所 子ども家庭課	平日	≪東福祉事務所≫ 072-988-6619 ≪中福祉事務所≫ 072-960-9274 ≪西福祉事務所≫ 06-6784-7982 ≪子ども家庭課≫ 06-4309-3194	
児童扶養手当	父母の離婚等で、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。	国民年金課	平日	06-4309-3165	
ひとり親家庭医療費 助成制度	児童扶養手当、遺族年金等を受けている、もしくはそれに準ずる基準を満たすひとり親家庭(父、母または養育者とその子)の方が、医療機関等で受診されたときに支払う保険診療の自己負担金の一部を助成する制度です。	医療助成課	平日	06-4309-3166	

東大阪市子どもの未来応援プラン～未来への道しるべ～

発行日 平成 30 年 3 月

発行 東大阪市子どもすこやか部子ども家庭課

〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目 1-1

TEL 06-4309-3194 FAX 06-4309-3817

E-mail:kodomokatei@city.higashiosaka.lg.jp

